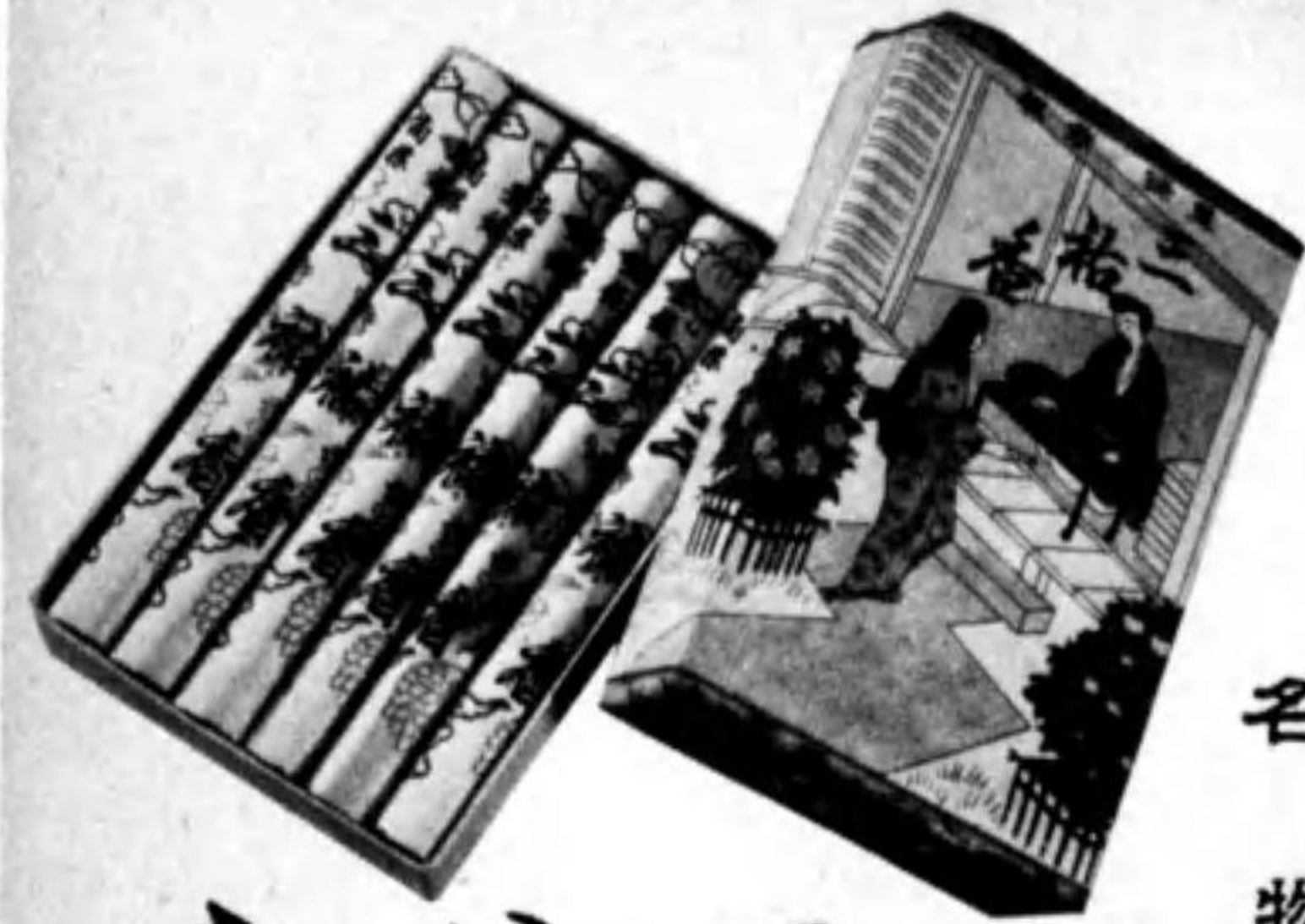


三祐香



めせ消途中・くよ持火



東京 名物 千歳

家庭的燐寸
日本櫻印



玉仙香



千歳元結



キ

株式會社 三勇商店

線香石鹼製造
燐寸雜貨問屋



お徳用な
むぎわら芯



東京市青山南町五丁目
電話青山 一九七番
電話高輪 一九八番
電話高輪 六一九番
振替口座 東京六一二四七番

・色材・緑淺・黄淡・色葉小・色肌・白
色肌スロー・葉小スロー・色葉小淡・色葉

るよに法製ンパス・アエ

粉白粉レガカ



これです！

貴店の躍進を確保するのはどこにもある商品ではない 全国共
盟販賣店に限られたカガシ化粧品こそ一日も早く貴店の独占す
べき商品です 賣り易い市價ノ とびつく優秀品ノ
今日一度の御足勞が明日からの繁榮を約束する

カガシ化粧品本舗

東京市日本橋區横山町十番地
大阪・神戸・名古屋・京都・門司

有含ンチシレ・ロアスレコ素ニ養力強

ドーマポレガカ

グンシニバ・ドルーコ・白美の許好々益

ローリクレガカ

○ミツワ石鹼

其他

- ミツワ煉石鹼
- ミツワ水石鹼
- ミツワマルセル石鹼
- ミツワスノー石鹼
- 浮石
- ミツワフレーク石鹼
- トモエ石鹼
- フレイクシヤンプー
- 實用石鹼
- ミツワリーフ石鹼

○ミツワ家庭藥

- ミツワ健胃錠
- ミツワ制酸錠
- ミツワ解熱錠
- ミツワ消化錠
- ミツワ鼻病液
- 外二十七方

サーワ白粉

- サーワ固煉白粉
- サーワ粉白粉
- サーワクリーム白粉
- サーワ白粉下
- サーワコールド
- サーワクリム
- サーワ眉墨
- サーワ煉白粉
- サーワ水白粉
- サーワ固形白粉
- サーワ化粧水
- サーワウァーニング
- サーワクリム
- サーワワコムバクト
- サーワ打粉

○ワツミ肝油ドロップス

濃厚肝油・ウイタミン肝油球

○ミツワ規那鐵葡萄酒

○ミツワ人參葡萄酒



丸見屋商店



東京・兩國

藥劑・滋養品・石鹼・香粧品 小間物問屋



家庭用櫻王石鹼本舗
乙女肌發賣元
殿井製品關東代理店

中外化粧品卸商

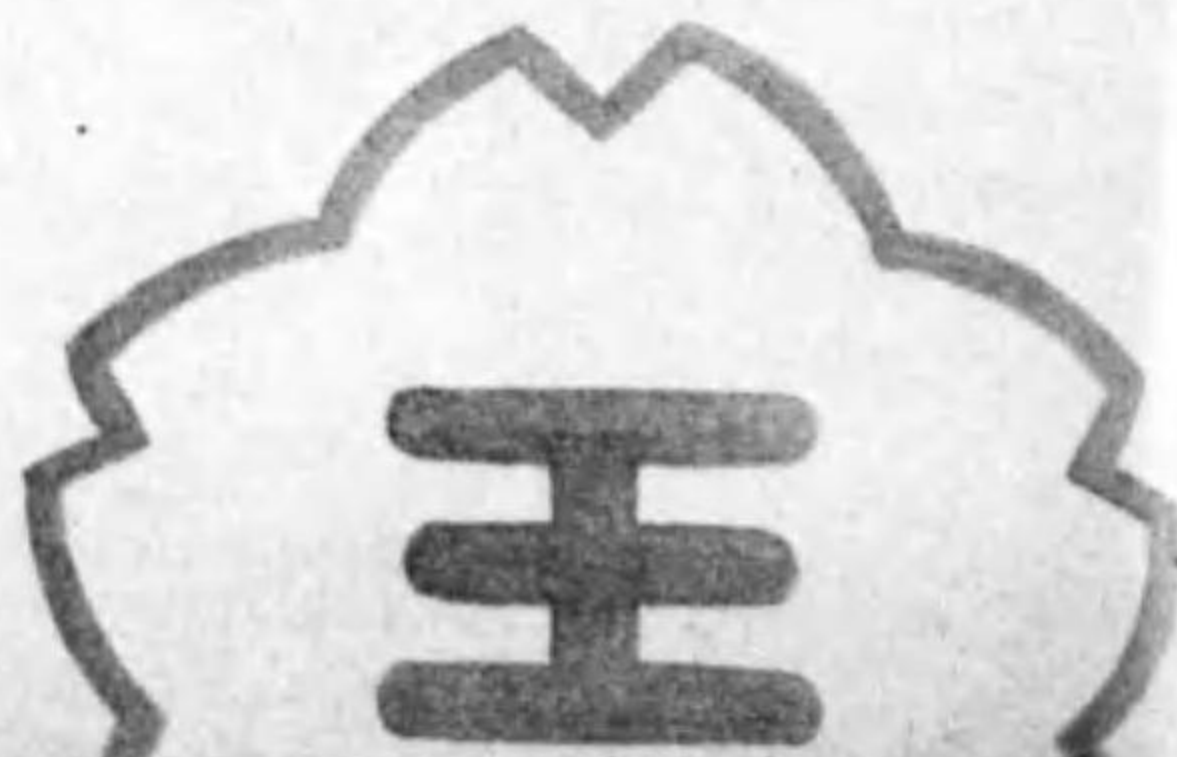
田中花王堂

東京市日本橋區馬喰町三丁目
電話浪花(67)〇三三二
振替口座東京三三三四

エンゼル化粧石鹼
エンゼル洗濯石鹼
ブイ浮石鹼
アイランド石鹼
白玉マルセル石鹼

株式會社
殿井商店

大阪市南區田島町
電話南七七八
振替大阪七四九八



ビタオール



整髮料

青函ビタール
紫函ビタール
ビタール液体ポマード
ビタール煉ポマード



東京 松浦商店香粧品部



★

明葉ミルク洗粉

明葉ミルク洗粉は皮膚の栄養素として卓越した整肌作用のあるコナミルクを化学的に配合した、お肌のために最もよい洗顔料です。御常用になれば肌は滑らかに、光澤を増し、キメを細かに、色を白くし、いつ迄も若々しい皮膚の健康美を保つ事が出来ます。

★

製特・社會式株葉製治明



全日本各店
百貨店・大店
明治製菓店
ニッセイマ

1023



香 料

大阪市東區道修町三丁目四十五番地
株式會社 **小川香料店**
電話北濱 一六六〇六六
振替貯金口座大阪二九六番
受信略號「オサカ・ニオイ」

東京市日本橋區本町三丁目一番地
香料商 **小川商店**
電話日本橋(24) 一六八〇四九
振替貯金口座東京六〇七番
受信略號「日本橋局」トウケイ・ニオイ

大阪市東區川區堀上通二丁目三十四番地
株式會社 **小川香料製造所**
電話北七三二〇番

ユニオン香水



既に定評
フケ、かゆみ、抜毛を
防ぎ頭髮に榮養を與へ
發毛を促進する絶品

本舗 古屋ユニオン商店

東京市日本橋區蛸殼町四丁目三番地
電話茅場町(66)六〇九五番
振替口座東京四一七四七番

ヤリトケド

月經帶

英・佛專賣特許
優良國産金牌受領

醫學博士
佐久間篤信先生指導
澤崎元先生推
福井正徳先生推
小倉清太郎先生推
二階堂とくよし先生推

力強き店頭の

マスコツト

斷然比類なき輕快感と安全感を
誇るビクトリヤは御愛用者の無
倒的賞讃を博し今や本邦第一位
の販賣高を確保致して居ります
貴店頭の力強きマスコツトとし
て是非本品の御愛賞を賜はらん
事を!!

特約店

日本橋區馬喰町三
万新商店
日本橋區横山町六
天野源七商店
日本橋區横山町七
若松屋支店
日本橋區横山町七
森本支店

定價

一號 Y .70
二號 K .95
三號 K 1.20
花號 K 1.10
雪號 K 1.70

ボックス付
星號 Y 2.20
銀星號 K 1.70



東京市日本橋區蛸殼町四丁目三番地
大和製薬株式会社
振替口座東京四一七四七番

Houbigant

最高の品質を
保証する
名稱

ウビガン



香水
ケルク・フラワー



粘りない口紅
「エン・ビユーテ」
艶めかしい
ケルク・フラワー

顔紅
「エン・ビユーテ」



エアニシシグクリーム
「エン・ビユーテ」
ケルク・フラワー
クリームモード「エン・ビユーテ」

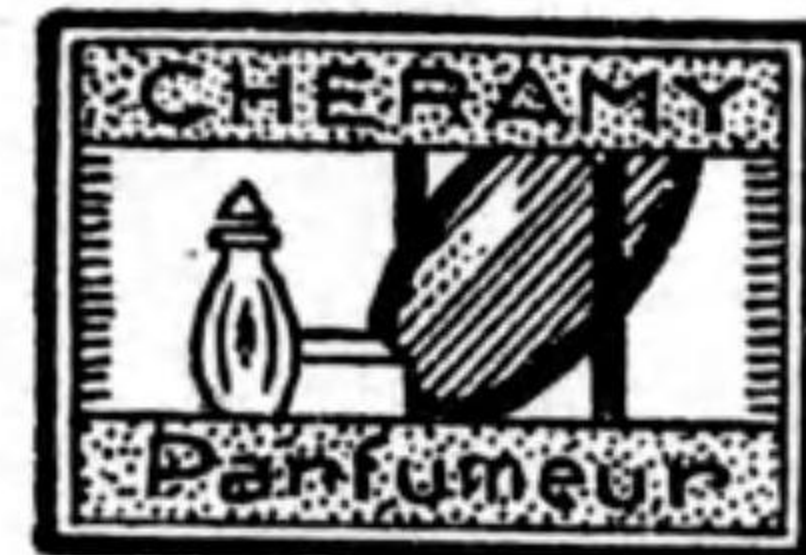
すべて巴里特製品



ーピッカ

粉 白 粉

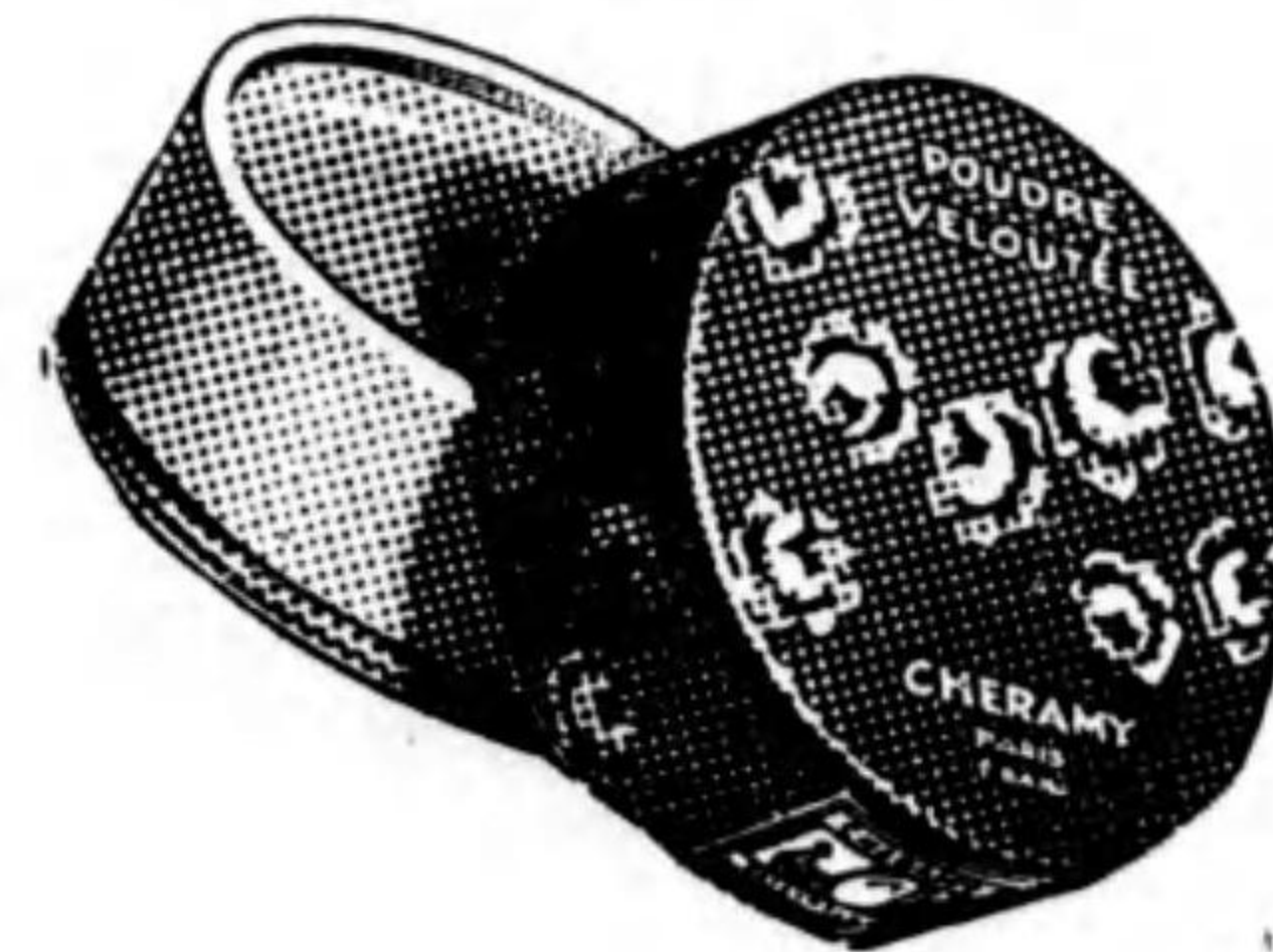
Cappi



CHERAMY

テールベ

粉 白 粉
POUDRE
VELOUTÉE



佛蘭西 巴里 セラミイ化粧品會社

東京市日本橋區本石町三丁目
關東代理店 高橋林三郎商店

大阪市東區博勞町三丁目
關西代理店 大浦彌商店



植物性
小柳スマート髪洗粉

本舗 柳佐吉商店

東京市日本橋區小網町

電話茅場町 九四一
電話 田 九四九番
亀戸工場

酸食硬硬	グ化御各各各	紙水各シ松ミ	營業品目
用	リ粧委種種種	種ス竹ル	
油	化化セ石ノ出祝物石石	種タ一石	
	リ生石製石石	粧石	
	素脂臘油ン地鹼鹼鹼鹼	品鹼鹼鹼	

日本石鹼株式會社

本社 大阪市西淀川區大和田町一丁目二六四番地
電話(福島)二八七七番
營業所 大阪市旭區 鳴野町五三一一番地
電話(東)四四四番・(旭)三〇三番

取締役社長 蜷川忠一
常務取締役 奥山喜太郎
常務取締役 栗津孝太郎

五造工場	大阪市東成區東小橋北之町二丁目二九番地ノ一	電話(南)四九・五四三・七・五四三八番
三國工場	大阪市東淀川區新高北通二丁目二番	電話(北)三三・三三二番
鳴野工場	大阪市旭區鳴野町五七九番	電話(東)五七九番
木津工場	大阪市浪速區北高岸町七番	電話(東)五七九番
放出工場	大阪府北河内郡諸堤村大字横堤	電話(旭)二三四番
東京出張所	東京市京橋區京橋二丁目二番地ノ九番	電話(東)四七四・六九五番
名古屋出張所	名古屋市東區大津町三丁目一〇番	電話(東)一〇一・一二番



鶴之卵石鹼

戰捷軍國の業界に
年一年躍進の

本舖 株式會社
鶴之卵石鹼本舖
東京市城東區龜戶町四丁目
電話墨田八十六番



塩野香料株式會社

本社 大阪市東區道修町三丁目
電話北濱(23)一六八三・三〇三一・三〇三二
振替口座大阪三三七七番

工場 大阪市東淀川區新高北通三丁目
電話北(36)二三九五番

東京出張所 東京市芝區田村町一丁目鳥羽ビル五五室
電話銀座(57)二三三五・三六一二番



あら毛赤毛染

君の代

定價 二十四
五十四

東京市芝區一丁目藏區草淺市京東
本舖 山吉商店
電話草淺(84)番二八八二
番〇五八六
番二七三九一 東京 座口替振

Ocap Toilet Articles



！産国良優るす黒凌にか遙を品米欧

ムーリク ラッカオ

ドルーコ・ンリテスレコ・クンシリナ
クンシンリク・クンシニバ

！水粧美新る造を美朗明に別箇体

ナモレ ラッカオ

クンシリナ・用性レア
トンセンリトスア・用性ラブア

補本科粧美アツカオ

京東店商郎三喜尼平阪大

小間物・装身具雜貨
 セルロイド容器
 化粧雜貨
 卸商

吉村安太郎商店

東京市日本橋區横山町八番地
 電話浪花(67)二四四三番

一ジンポ
クシミドロコ
ンモレドロコ



¥1.00
¥0.60

に部深下皮は養榮の特獨
大絶に容整の肌地てし透浸
ージンポるす育を果効るな

店理代ーイテコ
賣發店商郎太信本岡

大日本政府登録商標
第一五〇五〇號

陸海軍御用品

忠勇ハフラシ

名實共に

日本一

本舖

東京市日本橋區馬喰町三丁目
井阪支店
大阪住吉區松崎町二丁目
井阪本店



御存ジノ

關口ノ店デス

竹編棒販賣店ノ大商利ハ
此ノ一扇ニアリマス。

不二印竹編棒發賣元
花コトバ待針發賣元
扇印竹製編棒發賣元

總關口次朗商店

東京市日本橋區橫山町七
電話浪花(67)一三六〇番
振替口座東京五一九〇番

(流行雜貨先端間
屋目細型錄進呈)

旗 歡送迎旗部新設 (現金安賣王)

新案意匠ノ新包裝、左ノ寫真ノ通り「ケース」ノ封ヲ破ラ
ズニ現品質ノ觀識ガ出來マス



千代田キセル
スキー齒刷子 本舖

丹波屋本店

丹金井五郎兵衛

東京市日本橋區橫山町七番地
電話浪花一四七〇番
振替東京一四六八三番

婦人小間物問屋

丹總商店

丹藤村 豐三

東京市日本橋區橫山町九番地
電話浪花二九一〇番
振替東京一六〇六三番

眼鏡ナイフ問屋

丹波屋號

丹竹内道三商店

東京市日本橋區馬喰町三ノ四
電話浪花一一二〇七番
振替東京二九五四三番



青切

相馬石鹼

洗濯化粧兼用

ホーカー石鹼

品質第一位！
よく賣れて利益も確實



諸石鹼製造
相馬帝國社

東京市向島區田一丁目一三〇六番地
電話田三七一六番 掛東三三六番

マルメロン化粧水

東京 マルメロン本舗

東洋原産マルメロの精を應用し
最高化學に依つて藥用化した理想的新化粧料
競争混沌たる業界に此の逸品を提供する弊所の確信を期待されよ。

オリオン脂取紙
アーネスト養毛料
ベルベツト石鹼



本舗
東京市神田區鍛冶町一ノ六
合資會社 茂木商店
電話田神(25)七八二

の便至帶携と果効毛養る依に器容新

みすゆま毛養毛の金

品質の優秀と芳香の麗雅を誇る
美髪界最高の基準品!

大衆の支持
愈々篤き
斯界の權威品!!

クモ印

マーセラー

養毛素

髪が若返る
洋髪専用の油



モクモク印美髪美容本舗
株式會社ウエスル會
東京大阪

小間物雜貨問屋

東京市日本橋區馬喰町三丁目

治丸治商店

電話浪花(67)二七〇七番
振替東京四二六七番

ラモナー白粉

ラモナー化粧料の特異な品質は近代需用者間に絶大な好評を博し銃後の女性整容料として素晴らしき賣行を示しつゝあり!

ハニー化粧品園下市京東
部業營園粧美一ナモラ

電話七九〇(東京)
電話九六一九(東京特振)

るよにムテスシ産生緻精の一唯邦本

劑容美の秀優最

に的術藝は装外 に的學醫は容内



完成せられた作品!

シヤベトニック

香粉ハーマニ

水顔料ハーマニ

濃煉ハーマニ

榮養はだこも
洗粉

植物コわかとの
ールド

男性ククリサム
リーム

株式會社

生化工業研究所

東京市蒲田區下丸子町一九〇番地

電話蒲田三三一七番

大阪市浪速區元町一丁目七四六番地

電話戒二六六七番



☆薬効を兼ねた四大製品!

☆萬能皮膚薬でお化粧料になる……家庭常備

マーシレックス

(一名マークリーム)

☆齒と齒ぐきを丈夫にする専門家の推奨する

マイ・煉齒磨

☆齒と口中を清潔にし聲をよくする(吸入にもよし)

マイ・ローション

☆髪のをしつとりしなやかにする洋髪用液體シャンプー

マイ・セイキ



本舗 守屋合名社會 東京—大阪

半煉
元祖
チエリー
齒磨

アセモタダレ
カンフラオレート



「賞新」パフセツト附

ワカミツポマード

黒髪に…清香
うら若し



正價
一、五〇〇

東部發賣元
飯塚芳次郎東店

香料



高級配合香料
白粉煉香油

其他各種原料及香料一般
飲食料水
ホマード
製菓
石鹼



篠崎四郎商店

東京市日本橋區本町四丁目十五番地
電話・日本橋(24)965番
振替・東京66161番

躍進し 躍進し 躍進する

新興化粧
料の雄!



日英米特許
イプサ
洗顔クリーム

發賣元・オイス研究所
東京市東區片町二番八地番・電話石小一八〇六番

るもの、多いのを感じるの筆者の皮肉な観察だけではないのである。

失敗と思はれるもの
或るデパートの化粧品賣場に
昔源平の戦に根原兼季が旅に梅枝を挿し木村重成は兜に名香を焚き込んて出陣したなどの武士の嗜みを讃へた有名な話もあり、近くは日露の役に乃木將軍が出征に當つて御自分と二人の命息の爲に香水三本を求めて一本づつ分け合つて死後見苦しからぬ様に戒められた事實もあり、慰問袋の中には是非××香水を一本お入れ下さい。と書いたシヨウカードがあつた。切れ目のない文案の拙なさもさることながら、近代的な戦争の激しさと香水の聯想が如何にも突飛的なものであり、殊にそれがデパートの華やかな賣場での聯想であるだけに、只賣らうとするものゝ氣持が見えすえて思はず讀む方がはつとす。むしろ郊外の小さな繪本の店に女優達のプロマイドにつけた簡単なシヨウカード「皇軍の慰問に繪葉書を！」

る文案もある。ユーモアの好きなアメリカ人でも歐洲大戦に参加してからは、廣告に現はれる眞剣味は非常なものだつたといふ。稍々異なるが「空の護りは輝く銃後の護りにはキツコマン」とか、國に國防、人生に我が家、非常時に於ける財産保全の最良策に、家屋建築が第一の安全地帯です。

といふ風に、無理に非常時の氣分と結びつけた、所謂こぢつけを直感される廣告が案外多いのには驚く程である。サムハラとか御神符、御護符等を景物的につけた賣出しの廣告も、敬虔の念を忘れて「以ての外」といふ感以外には何等の廣告効果を期待出来ない。

成功した事變とのタイア

燈火管制にナショナルランプの廣告が巧みにタイアップしたように(第二項の例)戦争のニウズを利用したラヂオの廣告もすばらしく効果的のものだつた。皇軍慰問にその最適薬(カオール)とか「慰問袋に：：薬用クラブ齒磨き」の他仁丹、妙布等々、その商品の必要性の程度で慰問袋を取入れた廣告は成功してゐるものが多い。殊に森永はキャラメルで「ありがたう兵隊さん」と時に國民の感謝の感情をあふれるように取入れた。時には北支の子供に好かれるキャラメルを北支の言葉で廣告したり、乾パンを賣出し

て皇軍將士の食糧を國民にもすゝめてこの勞苦を偲ばしめたり、或ひはジャーナリズムの記事を取容れて「荒鷲部隊の食糧として歓迎されるチョコレート」を航空食糧」と銘打つて廣告するなど、斷然光つた事變利用の廣告をしてゐることは注目に値するものだ。

ミツワ石鹸の「出征兵士に贈る慰問品の作品募集」もは、笑ましい。誰にも喜ばれるよき廣告運動で、殊にその動機が純粹に受け取れる點で効果の多い廣告と云ふことが出来る。

四月

- シナリオ募集 二十日
- クラブクリム愛用者優待五千名日比谷公會堂招待 二十一日
- 千代田山岸商店主催新宿第一劇場おみやげデー 二十一日
- ヘチマコロシ愛用者優待五千名日比谷公會堂招待イナチク祭り 二十四日
- ウチナ化粧品愛用者優待舞踊觀賞會日本青年館 二十七日
- クラブ化粧品愛用者優待大阪夏の陣アレミア・シヨウ日比谷公會堂大阪中央公會堂 三十一日
- 四 月
- マスター化粧品愛用者優待ターキー袋造皇京都南座 一日
- クラブ化粧品愛用者なしべ踊り招待大阪角座 一日五日
- ライオン齒磨本舖主催空の展覽會銀座松屋 一日七日
- マスター化粧品九州宣傳美容相談隊出發 一日
- 養生堂化粧品デー開始關西地方 四月中
- ダイナークリーム九州デパートマネキン宣傳 一日より
- ライオン齒磨北支宣傳隊派遣
- レイト化粧品愛用者關西以西主要都市映画館招待 一日
- 花王石鹼宣傳自動車一號車出來 二日
- ラプミー化粧品愛用者優待スター隱微大會京阪神 二日
- ミツワデー開演歌舞伎座 二日
- ライオンデー阪神パーク榎水族館に開催 四日

つて(裏は空白のまゝ)右の蓋をいち早く天下に撒布したりの大なる活躍は、仁丹そのもの、領域を遙に越えた廣告でありながら、刺合に好感を持たれ、従つて効果の充分に期待される廣告運動であつた。

事變と廣告

事變はまだ終つてはゐない。従つて爰に事變と廣告とに就いて結論的なことを断定することは出来ないが、一般に廣告界が事變に對し、これを取入れて自分の商品とのタイアップに利用しようとした努力は、最初に於いては拙なく、次第に眞剣味と眞實性の加はると共に、よき廣告運動と思はれるものもぽつぽつ認められるようになった。

然し廣告には自ら廣告の使命があるもので、ニュースを必要としてもこれを強いてジャーナリズムに求めず、流れる急激な世の中のことを他に、忠實にこつこつと商品そのものを眞剣に語つてゐる廣告に、むしろ吾々は多くの共感、共鳴を感じる。その意味に於いて、化粧品、小間物の廣告に於いて、吾々は比較的穩健なしかも正統派的廣告の當道をいみじくも堅實に歩みゆくもの、足どりを感ずるものである。

由來化粧品は廣告で賣れるといふ一その言葉の眞偽を私は知らない。けれども日本を動かしてゐるこの大嵐の中にあつて實に自らの立場を認めて、狼狽せず、たぢろがず、致々として進みつゝある化粧品、小間物類の廣告に吾々は多くの示唆を汲み取るものである(新保民八)

化粧品廣告

未曾有の事變勃發以來早くも半歳、化粧品業界に於いても戦時統制經濟及び社會の精神的な緊張によつて一般平和産業と同じく多少の影響を受けたのは止むを得ない。しかし極一部のものを除き國産化粧品は大部分は生活必需品であり、保衛衛生上に欠くべからざるものであるために事變特別税を課せられたる寶石、貴金屬、樂器、著書、レコードなどは全く異り甚しく生産や賣上げを減じたわけではない。従つて廣告に於いても、輸入化粧品は大部分が輸入制限又は禁止のために廣告を縮小、或ひは一時的に中止した外、一般國産化粧品は新聞、雜誌廣告は例年と大差はない。勿論、減少してゐる本誌もあるが、却つて膨脹してゐる店もあり之を單に事變の影響と見るわけには行かない。先づ新聞廣告について電通の統計によつて十一月分と十二月分十月分に分ける代表的本誌の全國新聞の一月間の廣告行數の合計を比較すると

その關係で昨年の方が特別多かつたのであらう。一體に行數は大して變化はないが、たゞクラブ及び丸見屋が膨脹し、ウテナが減少してゐるのは注目し得る。しかし行數が以上のやうに大體に於いて減少してゐるのは、一つは製紙原料パルプの横難工業への需要大と、原木難による缺乏によつて來された新聞用紙供給不足と、新聞用紙使用量が制限されたること及び同時に事變ニュース配專寫眞の激増による正午版發行等の現象のために廣告面が著しく縮減されたためである。従つて從來比較的單價が安いと稱せられる化粧品廣告は敬遠され易く、小スペースでないといふ掲載することが出来ず、そのため小廣告の研究が各本誌で行はれ、いづれも相當の効果を擧げたと思はれる。尤も七、八の兩月は紙高騰による未署名の出版界不景氣の影響により、化粧品廣告は第一面に時々出る如き珍現象を呈したりして、化粧品廣告はかなりの出稿を見た。

次に廣告の内容的方面について述べる。先づ最も事變の影響を受けたものは白粉類であつて、白粉の廣告が頗る減少した。特に煉白粉、粉白粉等の濃厚な白粉の廣告は各本誌とも手控へ、粉白粉の廣告に止り、例年ならば相當活氣を呈する結婚シーズンの十月、十一月に於いては少かつた。尤も白粉を單獨でなく化粧品法に結びつけて宣傳した方法は行はれたが、その中クラブの「健康化粧品」マスタ一の「軍國調化粧品」タンゴドーランの「後の愛國化粧品」等があつた。尤も「健康

化粧品」は數年前より本誌が常に唱道しつゝあつたものであるが、事變に際し幾分時局色を加へたものであるが、その他のものは徹底を見ざるうちに影を薄くした。又、白粉に限らず一般の化粧品廣告の中に「鉄後の×××」と云ふ文字を多く見受けたが、鉄後の女性は「健康化粧品」と眞向から振りかざして徹底的に廣告したクラブのやり方が印象づけられた。次にクリームについて見ると、之は白粉とちがつて殆んど事變の影響がない筈であるが、しかし例年の大懸賞がないため廣告行數は十一年度比で減少した。十二年度に於いても例年の如くクリーム特賣の賣込み時期である七、八月頃には政策的な立場から、クラブ、レット、ウテナと一頁廣告が競争的に出されたが、しかし事變勃發當時より一頁廣告は中絶し、五段位のものが増つてゐた。所が向寒期のクリーム最大需要期に際し再びレット、クラブの一頁クリーム廣告が出された。しかし例年のクリーム懸賞がないために廣告面は却つて引きしまつて好感を興へる。今日ではもはやクリームは齒磨と同じく、家庭の衛生必需品であり、皮膚の保護、保健を司るものであるから、事變と雖も殆んどその影響を蒙ることがないわけである。しかし、皇軍將士の慰問品としてひげ剃り後にすゝめたある種のクリームの廣告を見たが、之などは少し行き過ぎてあらう。

未嘗有の事變勃發以來早くも半歳、化粧品業界に於いても戦時統制經濟及び社會の精神的な緊張によつて一般平和産業と同じく多少の影響を受けたのは止むを得ない。しかし極一部のものを除き國産化粧品は大部分は生活必需品であり、保衛衛生上に欠くべからざるものであるために事變特別税を課せられたる寶石、貴金屬、樂器、著書、レコードなどは全く異り甚しく生産や賣上げを減じたわけではない。従つて廣告に於いても、輸入化粧品は大部分が輸入制限又は禁止のために廣告を縮小、或ひは一時的に中止した外、一般國産化粧品は新聞、雜誌廣告は例年と大差はない。勿論、減少してゐる本誌もあるが、却つて膨脹してゐる店もあり之を單に事變の影響と見るわけには行かない。先づ新聞廣告について電通の統計によつて十一月分と十二月分十月分に分ける代表的本誌の全國新聞の一月間の廣告行數の合計を比較すると

船來品以上と云ふやうな文字を殊更使つた化粧品廣告を多く見受けたのはいやまであつた。雜誌廣告の方はやはり廣告量は例年と大差なく、たゞ婦人雜誌に出す廣告等はその編輯方針に従つて、國防婦人會、看護婦、國旗等を配した意匠のものも多く、それらの中でも、田中絹代の國防婦人會の制服をつけた寫眞を使つたクラブの健康化粧品の廣告、主婦の友昭和十二年十一月號裏表紙、婦人俱樂部十一月號裏表紙などや山路ふみ子の看護婦を主題とせるウテナクリム、婦人公報臨時増刊裏表紙、などのもつ時局色が目についた。(才田健治)

東京八新聞、大阪四新聞と外地を含む地方九十三新聞を基礎として調査した日本電報通信社の「新聞廣告統計」によれば、昭和十二年度の一月より九月までに於ける化粧品廣告行數累計は二千六百六十七萬一千行であり、之を前年度の該期間に於けるそれと比較すれば十一萬行を増大して居るが、然しその増大率は三厘に過ぎない。この化粧品廣告行數の新聞廣告總行數に對する千分比は一三九%であつて、藥品廣告に次ぐ高率を保持してゐることは依然たるものであるが、之を前年度と比較すれば三%を縮小してゐる。

二月	二、七五二	一
三月	三、〇五一	三〇二
四月	三、五〇一	一五〇
五月	三、三四七	四四五
六月	二、七一五	△二〇五
七月	二、九七九	△一〇九
八月	二、八八二	△三八四
九月	二、七八五	△一一九

△印は減少

次にその季節的推移を觀察すれば、十二年は前年とは全く逆の動向を展開し來つて居り、一、二月に於て既に僅かながら増勢を示し、五月に到つては最高の一割五分の増大振りを現出した。然るに六月以降は突如減勢に陥り、最低四分から最高一割二分に到る平均七分の減少率を續けて九月に到つて居り、月平均行數は二百九十六萬三千行であつた。

之を内譯して地方別に觀察するならば、先づ地方九十三新聞に於ては月平均行數は二百二十七萬七千行となるのであるが、その動向を前年度と比較すれば、一月より五月までは最低一分から最高一割一分に到る平均五分の増大率を以て増進して來たが、六月以降は俄然減退に轉向し、最高一割八分、最低四分で平均八分の減少振りを續けて九月に到つて居り、東京大阪十二新聞に於ては、一、二月に既に三分内外の減退を示し、三、四月には八分内外の増勢に向ひ、五月には六割三分といふ飛躍的増大を演じたが、六月からは再び減勢に陥り、最低六厘、最高六分、平均三分の減少率を以て九月に到り、月平均行數は六十一萬八千行となつ

てゐる。

更に化粧品廣告總行數に對する品種類各分野の千分比を觀察すれば、クリムは前年よりも稍々擴大して二六九%を占め、斷然最大スペースを誇り、次位の齒磨はぐつと下つて一五八%に縮まり、之に續くものは俄然進展した白粉下の三四%であるが、石鹸は一七八%白粉は一〇七%、化粧品は七五%とそれと野を縮め、ボマードの五二%、洗粉の三五%、香水の二九%は前年よりも稍々優勢と見られるが、香油は依然四%を以て最低位に甘んじた。

次に各品別廣告動向を前年度と比較しつゝ、今少し詳しく述べて見るならば、齒磨 スモカ、マー棟等の躍進を見たが仁丹の二割八分減をはじめとし、クラブは前年と同じく映畫招待及愛用者招待を用ひたが一割を縮減し、ライオンはアベックサーピスその他に代へて、三、四月にはあなたとはどこへ招待を行ひ、八月には彩繪大懸賞の巨額を放ち、演劇招待その他を行つたにも拘らず二分を減じて居るため、遂に大勢は一割八分減に終つた。

石鹸 ミツワが前年度の標榜募集、懸賞を廢した外、花王、資生堂等が各々二割内外の行數縮減を行つたため、安福が懸賞を行ひ、牛乳石鹸が新製品を以て増大を示したのも空しく、二割五分減を現出した。

洗粉 八月よりミツワフレックシヤンブーの登場により相當な行數を加へたが五月よりバウム煉の影を没したことは大

勢を六分の増大に止めた。

香油 ヨーモト香油その影既になくぶ、油をはじめ、白椿油、本椿油、ランラ香水等の總體的減勢は遂に四割五分の激減を結果した。

ボマード 丹頂ボマードは退勢に傾き前年相當な活躍を示しつゝ、あつたネボマードは影を潜めたが、丹頂チツク井筒ボマードをはじめ、ピタオールの青函その他の新製品を引具しての躍進は二割九分増を招來した。

クリム ヘチマクリム、レイトクリムの退勢を、クラブ及同クレンジンの映畫合せその他を毎月採用した行數増大と七月から進出したパピリオクリムクラブゴールドデンクリムとが補填し去り、差引増減は零に歸した。

白粉下 桃谷美顔水は一割二分を縮減し、ユキワリミンは半減したが、ヘチマコロン、レイトフッドの倍増をはじめ、明色アストリンセントは六割を増増し、クラブ乳液は同クリムと同様毎月様のに映畫とタイアップして三割を増行し、更に加へてロードボウ、ゼルモン化粧品丹頂セービングローション等新進氣鋭の進出目覺しく、遂に化粧品中最大の十九割といふ爆発的増大を演じた。

白粉 明色美顔の三割五分減を筆頭にサーワ固形は三割、ウテナは二割を縮減し、峯乃華退勢に傾き、マスター及ホームバクトは七月から影を没したので、クラブ、レイトの進展も、パピリオの躍進も空しく、結局三割五分の減少となり終つた。

香水 オリヂナル香水は三割の減少を

- 島商アール協賛クラブ商會招待會中の島公會堂 三十一日
- ミツワアール開演歌劇座 二日
- 島商アール協賛ライオン商會愛用者優待京阪神映畫館一千名招待 三日
- 同上愛用者招待會大阪國民會館 三日、四日
- シヤベトニツク臺灣全島マキキ宣言 三日
- 島商アール協賛ライオン商會教練大會開田公園、天王寺公園 四日
- 同上日比谷公會堂及び京都、名古屋愛用者招待會 四日
- ウテナクリム愛用者招待會日比谷公會堂 五日
- 長瀬家科學研究所主催第三回研究會本館ホール 十二日
- クラブ健康化粧北海道マキキ宣言 十三日
- ミツワ本館主催國民保健講演の會開催中 國九州各地 十五日、二十二日
- ライオン商會愛用者五百名名古屋相撲招待 十九日、二十日
- マナルマン販賣店員優待クローン券發行 二十日
- ヨルカ香水劇場サーピス開始 二十日
- オリヂナル香水二十五人に一人當選の懸賞發表 二十日
- レオン洗顏クリム愛用者三百人名古屋相撲招待 二十一日
- クラブ商會ムシ商アール賣出し當選者招待會日比谷公會堂 二十六日
- クラブ商會鎌倉選手夏の宣傳開始 二十六日
- クラブ商會愛用者一千人名古屋相撲招待 二十六日、二十五日

七月

示したが、ベジリンの増行や丹頂ヤトリン、ゴヤ香水の進出あり、七月からはアイデアルオーデオロンの登場等は衆を以て寡を制し、大勢は二割の増大を現出した。化粧品綜合廣告（ヘチマ化粧品はデイチク祭を催して行數を倍増し、ウテナ化粧品は十二年初頭に東京見物招待を行つた外、映畫招待その他によつて六割を増し、パピリオ化粧料の目覺しき進出及び桃谷化粧料の播頭等があつたが、マスター化粧品及びパピリオ化粧品は影を潜め、クラブの黨級、陽級ホルモン化粧品、映畫招待等は一割を縮減し、レイト化粧品は前年の數多の催しを廢して單に映畫招待の程度に止まり三割を縮減し、更にミツワ文庫、觀劇會等の六割減が大打擊を與へて、結局大勢は六分の減少となり終つた。

段制の實施による廣告料増減問題等をからみ、新聞社側と廣告主との交渉多事多端を極め加ふるに、日支事變の勃發に伴ひ、商業界の不況は廣告主側を警戒せしめて、新聞廣告は實に未曾有の蒐集難時代に直面するに至つた。

之に反し雜誌廣告は、一般に益々増加の傾向を示し、事變による打撃を毫も蒙らないのみか、業界品の主要媒體たる婦人雜誌等に主婦の友、婦人俱樂部等の主力誌には、殺倒する廣告申込みを謝絶する程の好況を示し、原料紙價の暴騰を理由として、十三年春より廣告料値上げの氣構へを見せる程の活況振りがあつた。蓋し、廣告の新聞より雜誌への轉向の傾向は、獨り日本に於いてのみならず、アメリカに於いてもその同様な傾向にあることが、「新聞出版業協會」の調査によつて明示されてゐる。即ち一九三六年昭和十一年に於ける廣告狀況は一九三五年昭和十年に比較して、新聞廣告は約一・六%、金額で約四百萬圓の激減を示したるに反し雜誌廣告は約一・一%、金額で約二百八十萬圓の増加振りを現し、雜誌が新聞の領域をぐんぐん、意欲してゐる事實を明かにし、更に一九三七年度に於いてもその比率は非常な勢で増加してゐる、との情況を報告してゐる。

斯る傾向の根本的因は東西を通じて婦人雜誌そのもの、價値（廣告價値）が廣く一般に認識されて來たのによることは勿論であるが、日本に於いては、十二年に於ける前述の新聞十四段制問題と日支事變の影響とを附加しなければならぬ

- 劇場招待 一日、十日
- ミツワ、クラブ兩本館國際劇場へ報帳寄贈 三日
- ミツワアール開演國際劇場 三日
- 花王石鹸宣傳自動車第二號車出來 六日
- ライオン水商會マキキ宣傳賣出し日本橋高島屋 八日、二十五日
- レオン洗顏クリム愛用者優待帝劇、武藏野、大塚前一千名招待 十日
- ミツワ石鹸愛用者優待映畫會國民會館 十三日
- クラブ化粧品愛用者優待土屋主税アプレミ・ア・シヨウ 十三日
- ライオン商會海の家開始演寺海岸 十五日
- ライオン商會愛用者優待映畫會銀座三越 十七日
- クラブ商會愛用者二千名招待會軍人會館 十七日
- ローレル化粧品愛用者優待納涼演藝大會橫濱公園音樂堂 十八日
- ウテナ化粧品愛用者三百名大阪歌舞伎座招待 十九日
- クラブ日比谷衛生部主催夏季巡回演藝會開始 二十日
- オリヂナルペーラム・デー優待賣出し 二十日、三十日
- パピリオ・サン・マー・ハウス鎌倉に開始 二十日
- ミツワ本館歌舞伎座上演彌次喜多懸賞發表 二十日
- 表 二十日
- ライオン化粧品愛用者招待會東北地方各都市に開催 二十日、二十一日
- ウテナ化粧品愛用者優待ウテナランドシヨウ仲間、名古屋、長野に開催 二十三日、二十五日
- クラブ商會本館主催市民早起の會名古屋公會堂前 二十五日
- ウテナ化粧品愛用者優待ウテナアール演寺海岸 二十五日
- ミツワ石鹸鎌倉海の家開始 二十五日

雜誌廣告の一年

日支事變と雜誌廣告

昭和十二年に於ける廣告界は上半期にあつては前年に引續き新聞雜誌とも比較的平調な足取りを示して來たが、下半期に入ると、新聞廣告に於いては、十四

界にもこの法則が無言の裡に適用されてきたことを物語るものである。

洗濯する化粧品廣告

斯る状態の下に、雑誌廣告が目覚ましい好調を示したる反面に於いて、雑誌廣告そのものに對する検討が充分に行はれなかつたこともこの年に於ける業界品の雑誌廣告を語る場合、見逃してはならない事實であると思ふ。

成程、婦人雑誌の讀者たる婦人層は、化粧品に於て最も重要部分を占むる購買者層である。雑誌並びに化粧品が婦人の日常必需品となる今日、この購買者層に於いて普通號六百頁の中、一割餘の頁数を占め、その中に二百五十に餘る各種商品の廣告が氾濫し、業界品廣告は藥品廣告とともに、それ／＼その半數を占めてゐるのである。

Table with 3 columns: 主婦之友, 婦人俱樂部, 婦人公報. Rows list various products and their page counts in different sections like 'Main Table', 'Table of Contents', etc.

の廣告主六十餘店を數へる程の盛況である。而して斯く多數の競争商品の廣告が、前述せる如く目白押しに並んでゐるのであるから、その中に於いて他品に抜んで廣告効果をあげるためには、勢ひ、目立ち易き場所を使用せねばならず、限られた特殊廣告面をめぐつて多數の廣告主が争奪戦を演じる結果、今日ではその廣告料は非常なる高額に達し、現に優先的契約を有する商品の他は如何程、高額の廣告料を以てしても、特種面に廣告を掲載することは殆ど不可能な現状となつてゐるのである。

随つてこの使用廣告面の競争は直ちに業界品の資本戦を意味し、小規模經營者の廣告はやむなく、多數の廣告中に埋没される状態を示してゐるのである。然し乍らかゝる状態が何時までも續くといふことは、業界廣告人にとつて決して名譽なことではない。小廣告を以てよく大廣告に匹敵し得る効果をあげてこそ、眞の廣告と云へるのである。

この種の努力が行はれてこそ、業界品雑誌廣告の一步前進する日であらうと思ふ。往年、ウテナ、マスターの兩新興商品が、クラブ、レポート、御園美顔等の老大本舖の處を衝き、小廣告の連環によつて進出の基礎を作れる如き、又、近くは新聞廣告に於いてパビオが餘白の効果をねらへる小廣告によつて成功せるが如き、皆その好例であり、來るべき十三年

る廣告の分量といふものは、主婦之友婦人俱樂部等については、既にその飽和點に到達してゐるものとも見られるのである。兩誌が本年の紙價昂騰を理由として現在相當高額の廣告料を更に引上げんと策してゐることは、單價の釣上げによつて廣告過多難の整理を行はんとするものとも見られ、廣告主側としては、今や雑誌廣告に對して、廣告料とその効果につき、嚴密なる再検討を要する時期に到達してゐると考へられるのである。

一方、眼を轉じて雑誌の實物を手にとつて見れば、流石に化粧品廣告は他の商品を押して、絢爛を極め、主要雑誌の特殊廣告面は殆ど化粧品廣告によつて獨占されるの形を呈してゐる。いま一例として、主要三誌十一月號に於ける業界有力店の使用ぶりを見れば左表の如くである

Table with 6 columns: アラフ, トーレ, マチヘ, マスマ, シカカ, オリビバ. Rows list various products and their page counts in different sections like 'Main Table', 'Table of Contents', etc.

- 以上表の外、主たる廣告にはモンココ、クラブミー、レオン洗顏、セルモン、イオス洗顏、モデナ、エミュー、レッシュ、アイデアル、資生堂等があり、業界關係

こそ、かゝる奇手の出現によつて、沈滞せる雑誌廣告に新らしき生命を吹込まれることが期待されるのである。

廣告内容の問題

そこで問題となるのは、十二年度に現はれた雑誌廣告には如何なる内容が盛られてゐるか如何なる傾向が示されてゐるか云ふことが注意されなければならぬ。これは獨り雑誌廣告のみに限られたる問題ではなく、新聞廣告、並びに懸賞催物その他の販賣助成運動と共に、廣告全般の問題として取扱はれねばならぬこととあり、他の執筆者の分擔せる部分に於いて詳細に論じられることと思ふからこゝには簡単に觸れるだけに止めるが、筆者の見解を以てすれば、十二年度の雑誌廣告の主流をなしたものは、所謂クラブ式廣告と、パビオ式の影響であつたと極言してもよいのではないかと思ふ。

即ち、内容的には數年來のクラブのホルモン廣告以來、化粧品に何等かの科學的根據ある效用を持たせねば、進歩せる需要者層を納得させることが出来ないと思ひつめた思想であり、形式的にはパビオが採れる、従来の廣告らしくない廣告の逆を行つた、廣告は廣告として讀ませやうとする、何の裝飾もない、美人の顔もない文字の配列だけによる素朴な形式の流行である。

随つてその具體的な作品としては、過去の化粧品廣告に多く見られた印象廣告が減少し、記事廣告の増加が著しく目立つて來たのである。従来の化粧品廣告にあつては、廣告意匠の優美典雅なる印

象によつて、讀者の聯想をその化粧品に結びつけやうとする甚だ手ぬるいやり方であつたものが、ホルモン流行以來、何等かの科學的説明を加へねばならぬとなつたため、印象廣告を以てしては、その内容を盛ることが困難となり、科學的な説明に便なる記事廣告、座談會等の形式が多くとられることになつたのである。しかも、その行き方も、同種類の廣告の氾濫の結果として、微温的な興味本位の記事廣告、座談會廣告では間に合はなくなり、堂々廣告を標榜して、これでもかこれでもかと云ふ強引な廣告となつて來たのである。かゝる行き方が果していつまでも續くかどうかは浮氣な廣告のことであるから、必ずしも保證の限りではないが、少くとも、この行き方が廣告の本道に近いものであり、この意味で雑誌廣告は一步前進したと云ひ得られるであらうと思ふ。

以上は概括的に見ての語であるが、個々の本舖の廣告について見れば、レポート等々の廣告はこの傾向の裡にあつて依然、印象廣告を以て進進し、その他にも、舊態依然たる形式によれるものが少くないのである。個々の廣告について語ることとは、廣告批評に陥る懼れがあり、この稿の目的とする處ではないから、こゝには差支へるが、一言にして結ぶならば、雑誌廣告に於いて、最も強力なる武器たる特殊廣告面を優先的に毎月獨占しつゝ、ある有力本舖は、むしろその特權を保持し餘味で、その武器の偉力を眞に發揮したものは殆どなかつたと云ふべ

- ライオン本舖主催赤ちやん審査會日本橋高島屋 二十六日、三十一日
- クラブ商會愛用者招待會甲府市中央館 二十七日、八日
- クラブ商會愛用者招待會盛岡市公會堂 三十一日、八月一日

- ライオン商會愛用者五千名招待會海軍日活まつり 一日
- ダイナミクス本舖市内デパートマホキン宣傳能率審査會 一日、七日
- ライオン商會本舖主催納涼映畫會市内公園小學校に連夜開催 一日、二十九日
- クラブ商會本舖主催交通事故防止納涼大會市内各公園に連夜開催 一日、二十五日
- ウテナ化粧品愛用者招待會一萬人大島下田三崎招待 一日、九月三日
- ミツロウ州地方マホキン宣傳 二日、二十日
- クラブ上州地方マホキン宣傳 二日、二十日
- レイト化粧品關西地方愛用者海へ五千名招待 五日、七日
- 花王シャンプー仙臺地方七夕祭宣傳、サウンドカー活躍 七日
- ライオン商會愛用者招待會比ヶ濱納涼映畫會 八日
- クラブ商會愛用者招待會國の夕軍人會館 八日
- 同上天王寺公園 九日、十日
- 花王夏季大學開講名古屋新湯 九日、十九日
- ライオン商會愛用者招待會子供塗り繪懸賞發表 十日
- クラブ商會本舖主催北支事變を語る夕日比谷音樂堂無料公開 十日
- ミツロウ石鹼愛用者招待會皇軍慰問映畫會天滿橋軍人會館
- マスター化粧品愛用者招待會マッキーの會長野市菊田劇場 十日
- ヘチマコロシ愛用者招待會イチヂク祭り満鮮各地 十二日、二十二日

- クラブ美身クリーム愛用者招待會新潟佐渡 十四日より
- ライオン商會愛用者招待會ライオン軍對名古屋軍野球場長野市 十五日
- ライオン商會愛用者招待會大阪三越 十六日、二十日
- クラブ商會愛用者招待會國の夕名古屋公會堂 二十一日
- ライオン商會愛用者招待會と唄のカニバル北海道各地 二十四日、九月六日

- ミツロウ開催歌舞伎座 二日
- ライオン商會愛用者招待會全國主要都市 二日、十月七日
- ミツロウ開催國際劇場 四日
- 資生堂クリーム愛用者招待會懸賞發表 十日
- クラブ商會愛用者招待會國大會岡山、廣島、下關、福岡、熊本各地に開催 十六日、二十一日
- ウテナクリーム秋の愛用者宣傳關東東北甲信越各地に開催 二十日、十月二十一日
- オリザナルクリーム愛用者招待會二十一人に一人の當籤懸賞發表 二十日
- ウテナクリーム愛用者招待會横濱まつり計畫發表 二十日
- ライオン商會愛用者招待會軍國歌と笑ひのシヨウ信越地方各都市 二十一日、十月三日
- 名古屋ライオン石鹼會愛用者招待會出し歌舞伎座招待 二十四日
- レイトクレーム愛用者招待會戰報の夕日比谷音樂堂
- ミツロウ石鹼會愛用者招待會帝國海軍の會大阪國民會館 二十九日

- 十 月
- クラブ商會愛用者招待會名古屋公會堂 一日、二日

く、又、小規模経営者即ち、小廣告使用者にして、見るべき廣告の妙手を發揮したるもの無く、十二年度の雑誌廣告は、外観の非常なる華かさにも拘らず、内容的には甚だ空疎な一年であつたと云ひ得られるであらう。

尚、以上の外、新らしき廣告媒体として考察に値する新女性、婦人畫報、スタイル、その他二三の流行雑誌の擡頭もあり、十二年の雑誌廣告を回顧する場合同、當然言及すべき有力雑誌間の新協定成立の問題もあり、ライオン、ミツワの雑誌廣告への進出等、觸るべき問題語られねばならない話題等も多数残されてゐるが、餘りに煩雜に互らるることには觸れないことにする。(T・T)

業界宣傳映畫

昭和十二年、化粧品界に於ける宣傳映畫及びその他の映畫製作を概して見る。

ライオン本舗ニュース映畫

ライオン石鹼平井工場及びライオン齒磨廠工場は、一月二月の兩度、長くも東久通宮殿下の御見學を仰いだり、その御朝日新聞社ニュース班が拜寫申上げ、ニュース映畫として一般常設館に公開されたが、映畫は同時にライオン石鹼並に齒磨の製造工程をも示せる映畫として、一般觀客にも好評を博し、兩映畫とも御熱心に御見學の御様子を拜して本舗も感謝し、又文化映畫的色彩と効果を擧げた。

ヘチマ・レートの宣傳映畫

三月、東京朝日新聞社はP・C・Lの後援を得て宣傳映畫の製作を志し、これがシナリオを一般より募集したが、これに参加した業界本舗はヘチマコロンの近源商店とレート本舗の二軒であつた。ヘチマコロンの宣傳映畫は十月完成したが、ユーモアを含んだ優秀なもの、簡単な筋を追つて觀客を笑はせ、而もいさゝか露骨な宣傳意圖のあらはれてゐない點好評を博し、レート本舗にあつてはこれといふシナリオを得るに至らなかつた。

芳誠舎の工場映畫「打てよ魂」

協同會では「打てよ魂」全五巻の工場映畫を作成したが、これが撮影にあつて芳誠舎石鹼製造所にロケを行つた。映畫は事業不振の一工場が成る熟練工の力によつて社運を挽回するといふ工場主義教育映畫ともいふべきもので四月下旬完成、全國大小工場の慰安會等に上映された。

レートの記念映畫

レート本舗平尾養平商店では五月の原進レート大會の三日間に亘る盛況を秀映社の手によつてトーキーに記録した。大會の有様を如實に傳へるとともに、代表取締役板倉安兵衛氏の大家族主義を強調せる演説を挿入して、レート本舗の全貌を明かにした。越えて十一月行はれた献納機レート號の命名式當日の實況をも撮影し、板倉氏の赤誠を記念する映畫として記録された。

ウテナ本舗の新妻讀本完成

ウテナ本舗では七月、電通が新に開始せる宣傳映畫の製作と興行公開の企劃に依り、櫻間監督により「新妻讀本」三巻を完成した。内容は新婚夫妻の纏れた愛情が、細君のウテナ化粧料の費用によつて復活するといふ筋であるが、宣傳映畫としては相當立派な出来栄であつた。これは東北各地に持ち廻られ、何れも新聞社とのタイによる招待會により映された。

クラブ本舗の明治維新史蹟

クラブ本舗中山太陽堂では八月「明治維新史蹟」七巻を同社の原作編輯により完成した。これは先にクラブが製作した「楠公史蹟」に次ぐもので、楠公の銅像である同社のマークに因む「楠公史蹟」の製作は當時秀れたものとして稱賛されたが、今度の「明治維新史蹟」も商品のあからさまな宣傳など微塵もなく、明治維新の史蹟を傳へる記録映畫として文部省推薦となつた。

養生堂の天然色映畫

養生堂は夏から製作に着手して天然色による全三巻の「新化粧法」を完成した。これは従來地方宣傳などに行はれてゐたマキキによる化粧演説、映畫の持つ描寫力に色を加へて完璧を期されたものである。本舗ではこれを各地の花柳會員に公開して、和洋化粧法の秘訣と美藝術の要諦を示される計畫である。

清遊 觀劇

清遊・觀劇の傾向

昭和十二年度に於ける業界の清遊觀劇は、日支事變の勃發により業界各方面の氣迷ひ氣味から、沈滞の空氣底流、秋に於ける各本舗の觀劇清遊特賣の發表は瞭らかに激減の感じを受取つたのである。然るに今、此の年度に於いて舉行された、清遊觀劇の度敷を、過去五ヶ年に亘つて示せば、

Table with 4 columns: Year (昭和八年 to 昭和十二年), Number of events (清遊, 觀劇), and Total (合計). Data shows a general decline in the number of events over the five-year period.

以上の如く、清遊にあつては前年度よりは三六件の減少、最少年度の昭和八年度よりは一七

件の減少となつてゐるが、大體に於いて八年度より十年度に向つては漸増の傾向にあり、十年度以降に於いては反對に漸減の傾向を辿つてゐるのであるから十二年度一五六回は甚しい減少とは見られない。しかし僅かながら減少を示したのは、事變以來の影響を物語るのであるが、數字の上での減少は、業界人が「今年清遊は少い」といふ實際の感じよりは過かに減つてゐないといふ。

次に觀劇にあつては十一年度の二一五回に對する二〇六回は減少と云へない程度の減少であり、八年度、九年度の數字を確かに超えてゐる。これは時局の爲め派手な清遊が遠慮される傾きがあつたにしても、簡單な一夕の觀劇に優待觀劇の目的を達せられるところから、清遊よりは、時局下にあつても、影響を蒙るところが少かつたものと見られやう。この傾向は、然し數字に見られる如く過去五ヶ年間の傾向であるとも云へる。昭和八年度に於いて觀劇一三三回で清遊の一七三回より少かつたものが、昭和九年では清遊より七回多くなり、十年では四三回を引き離し、十一年、十二年と降つて清遊の上位を占めて來てゐるのに見てもわからう。

清遊日記

國民精神作興に力ある神社を遊ぶ傾きの現れて來たこと、名古屋、別府博覽會見物の旅行が盛大を極めたこと、神奈川に於ける一商店の販賣店婦人客のみの温泉清遊會が成功したこと等であつた。

一、昭和十二年中、全國の業界に於いて行はれたる清遊觀劇及びその他の招待會等を月次的に調査したものである。清遊、觀劇中、愛用者に對する優待サービスは「廣告宣傳」の部門に取扱ひ、此の日記中には一切除外してある。別項の「清遊、觀劇一覽」は、此の日記を統計的に分類したものであり、更にその清遊を地方別にしたものと、觀劇を劇場別にしたものと別表に掲げてある。

十一月十二年

- List of events for November 1927, including '新湯縣新發田町本間商店庄慶會主催水上温泉一泊東京招待有樂座觀劇一日' and '葛原工業所モダン・シャープ特賣明治座觀劇一日'.

- Extensive list of events for November 1927, including 'ダイナミクリズムマキキ宣傳中部各都市一日より' and 'ミツワテリ初めてスゴッソ關係に開催後樂園球場 十日'.

- Extensive list of events for November 1927, including '庄慶製料特賣東京招待有樂座觀劇一日' and '白粉特賣明治座觀劇一日'.

商品商店

共進合石産株式會社牛乳石産... 特賣伊勢大廟參拜... 大阪浪花座... 三好梅壽堂...

十一月 十一月... 三好梅壽堂... 大阪浪花座... 三好梅壽堂...

清遊觀劇一覽

昭和十二年、全國各地に於いて行はれたる清遊、觀劇を商店別に累計したものである。

Table with columns for region (e.g., 北海道, 東北, 関東), store name, and number of events.

三好梅壽堂... 大阪浪花座... 三好梅壽堂... 大阪浪花座...

十一月 十一月... 三好梅壽堂... 大阪浪花座... 三好梅壽堂...

Table with columns for region (e.g., 向美堂, 米澤利作商店), store name, and number of events.

招待新第一劇場觀劇一十二日
大阪廣瀨廣盛堂ツキワ美肌會
白粉新發賣記念阪神寶塚劇場觀劇一十二日
橫濱坪井時治商店九子多摩川觀劇會一十二日
札幌下妻通商店主催定山溪清遊一十二日
茨城縣下館町西村治平商店小賣店東京招待遊覽一十二日
高松大正堂スロン洗粉代理店聯合大阪浪花座觀劇一十三日
三好梅壽堂クルミオイル大阪歌舞伎座觀劇會一十三日
美香園主催名古屋寶塚劇場觀劇一十三日
金鶴香水株式會社京都代理店觀劇會南海沿線淡輪開催一十三日
芙蓉本店二葉林同香油特賣名古屋博覽會招待一十三日
田中花玉堂サワー白粉明治座觀劇一十三日
津市西井政三商店クラブ化粧用品名古屋博覽會招待一十五日
角倉商店ウテナ化粧料大阪寶塚劇場觀劇一十五日
ライオン小林商店大阪支店主催名古屋博覽會招待一十六日
クローバー化粧料本舖宇和島有力販賣店別府博覽會招待遊覽一十六日
富山市長越商店ラブリ化粧料名古屋博覽會招待一十九日
橫濱丸共商會黃梅マツチ編島温泉清遊一十九日
朝鮮料理屋成オリヂナル化粧料昌慶園清遊一二十日
飯沼尼子商店クラブ專門部大阪見物招待一二十日
名古屋藤金化粧品部サカマキ

五月
霜田七郎商店主催市販賣店招待橫濱寶塚劇場觀劇一十二日
資生堂橫濱販賣會社チエーンストア會員招待橫濱寶塚劇場招待一十三日
大阪七日會觀劇會紀州加太に開催一十三日
美香園主催販賣店招待名古屋歌舞伎座觀劇一十三日
宮城縣管德商店クラブ化粧品白石觀劇會一十三日
黒田合名西村勝商店京都南座觀劇一十三日
京都共進會牛乳石鏡京都寶塚劇場觀劇一二十四日
是陽商會金ツル齒劇子明治座觀劇一二十四日
古牧與平商店お染梅橫濱寶塚劇場觀劇一二十九日

高松大正堂
タマヤ商店
帝國除虫
永田美芳園
二六商會
長瀬商會大阪店
廣瀨廣盛堂
美田源商店
福井花香會
古澤榮七商店
保利新商店
奉仕堂支店
三好梅壽堂
水上政勝商店
森下商店
森岡油木號
ライオン大阪支店
中國・四國
尼子商會
榎田商店
榎本太郎商店
岡田文美堂
資生堂神戸販賣
榮仁商店
天正
井上與吉商店
大分クラブ販賣
兒玉正陽堂
高住屋本店
大丸商店
福岡クラブ販賣
藤の梅號
藤井商店
三龜順次商店
吉元定次商會

富山市成田商店ゴロ一整髮料山中温泉清遊一三・四日
ケイラン洗粉本舖神奈川縣販賣店招待東京劇場觀劇一四日
三好梅壽堂ビゼン會大阪歌舞伎座觀劇一四日
三友商會八重梅香油東京劇場觀劇一四日
東京堂株式會社モダン・シヤンブー、美毛劑モダン明治座觀劇一六日
大阪クラブ特定品販賣株式會社市内販賣店優待浪花座觀劇一六日
函館クラブ特定品販賣株式會社大鵬温泉清遊一六・七日
朝日堂クラブ商事株式會社大阪歌舞伎座觀劇一七日
東京みもの會親睦伊香保清遊一七・八日
下關高住屋本店レコード石鏡別府温泉清遊一七・八日
北尾化粧品部ホームイ化粧品別府温泉清遊一七・八日
安藤井筒堂大阪支店オリヂナルボマード大阪遊覽一八日
榮沼商店茨城ライオン會東京遊覽招待一十九日
安藤井筒堂金澤地方販賣店東京招待明治座觀劇一十九日
木下七左衛門商店萬上會伊香保清遊一九・二十日
佐原町並木仲之助商店千葉ライオン會國技館招待一十日
松浦商店ビタオール市内代理店會大阪歌舞伎座觀劇一十日
熊本兒玉正陽堂クラブ化粧品耶馬溪別府温泉清遊一十一日
合同油脂株式會社初荷特賣明治座觀劇一十一日

中村茂八商店花の世石輪明治座觀劇一十二日
月の友化粧園演名湖清遊一十三日
朝日堂株式會社アサヒ會大阪浪花座觀劇一十三日
龜山甲陽堂クラブ化粧品大阪歌舞伎座觀劇一十三日
福岡クラブ特定品販賣株式會社仙臺温泉清遊一十三・五日
朝日堂商事株式會社販賣店優待有馬温泉清遊一十五日
大阪愛油同業會城崎温泉懇親會一十五・六日
千代田齒劇子本舖販賣店國技館招待一十六日
千葉ライオン會主催有樂座觀劇新湯清遊一十七・二十一日
石鏡熱海清遊一十七・八日
釜山化粧品株式會社代理店招待京阪奈良周遊一十七・二十一日
名古屋辻萬商店京阪遊覽招待一十八・二十一日
ウテナ東海販賣株式會社代理店招待御園座觀劇一十九日
角倉商店マスター化粧品大阪歌舞伎座觀劇一十九日
京都共榮クラブ會笠置山清遊一二十日
合同油脂株式會社代理店熱海清遊一二十一日
福田源商店ランラン香料大販賣劇場觀劇一二十一日
名古屋化粧品販賣會社大島椿特賣大島清遊一二十一日
柳生會第十三回總會伊香保清遊一二十一日
京都同志聯誼京都寶塚劇場觀劇一二十三日
東京小間物特種品卸商協同會

戸倉、淺間温泉清遊一二十三・六日
是陽商會金ツル齒劇子明治座觀劇一二十四日
京都クラブ特定品販賣株式會社和歌の浦清遊一二十四・五日
三宅堂東京出張所リクスクレンザー、本梅香油長岡温泉清遊一二十五・六日
大村博吉商店ウテナ化粧料靜岡歌舞伎座觀劇一二十五日
資生堂神戸販賣株式會社神戸寶塚劇場觀劇一二十六日
清水忠石輪株式會社洋大石輪經琵琶湖一週清遊一二十六・七日
マスター化粧品本舖尙美堂福岡久留米代理店聯合主催福岡大博覽會觀劇一一日
東京堂株式會社リールガル香水市内販賣店東京劇場觀劇一十二日
榎本太郎商店ウテナ石鏡大阪市内代理店招待有馬温泉清遊一十二日
京都京博會南座觀劇一十二日
世戸石輪株式會社白濁化粧石鏡大阪寶塚劇場觀劇一十二日
福岡三龜順次商店ゴロ一整髮料雲仙温泉清遊一十二・三日
橫濱露木商店ウエキ石鏡特賣伊東温泉ドライブ清遊一十三日
美香園名古屋近畿販賣店招待名古屋歌舞伎座觀劇一十三日
龜山甲陽堂主催南紀加太清遊一十三日
榎本太郎商店ウテナ石鏡和歌山縣下代理店白濱温泉清遊一十三日
ウテナ化粧料販賣部市内販賣店優待東京劇場觀劇一十四日
駒木銀三郎商店清和香戸倉温泉清遊一十五日

清遊地方別
北 北海道
小樽北海博覽會
定山溪温泉
早來鈴蘭
東 北
大鵬温泉
花和田湖周遊
十和田温泉
作並温泉
鷹の巣温泉
白石觀梅
關 東
關原温泉
鬼怒川温泉
日 本
四万温泉
草津温泉
伊香保温泉
穴原温泉
淺間温泉
大宮温泉
東京温泉
伊勢大崩參拜
南紀めぐり
一四一

商品商店

霜田七郎商店創業十五週年レ... 宇之達商店タンゴドーラン市... 京都京橋會佐渡新湯清遊...

白濱温泉 加太温泉 和歌の浦周遊... 京都府立音楽院... 京都府立美術院...

Table with columns for location (e.g., 白濱温泉, 加太温泉), date, and other details. Includes a small table for '観劇・劇場別'.

クーパー式遊覽券... 旅の手数、氣苦労を省き、旅行をより愉快に會計の負擔を減少...

劇場観劇一十四日... 京都京橋會佐渡新湯清遊... 石田佐一商店ラモナー國露劇...

夏川商店本橋香油丸善齒刷子... 京都京橋會佐渡新湯清遊... 石田佐一商店ラモナー國露劇...

土浦樂沼商店茨城ライオン會... 京都府立音楽院... 京都府立美術院...

山形クラブ特定品販賣株式會社... 京都府立音楽院... 京都府立美術院...

業界清遊は廢す可きか... 日支事變の勃發により學國緊張の折柄...

博覽會 見本市

今年度の博覽會・展覧會・見本市は日支事變の爲めに、多大の影響を豫想されてゐるが、上期に於いては例年と變らず下期にあつては秋の見本市の開催に一抹の懸念を投げたといふ云へ、何れも計畫通りに開催、賣上高には多少の減少を示し、たに過ぎなかつたと見られる。問題はむしろ十三年度の春にあらう。各地に於ける博覽會は何れもみな十三年度に持ち越されたのであるが、その運命は一に繋つて日支事變の進展にあるから、事變の成行及び事變後に於ける經濟界の動向には今から多大の注意が拂はれて居る。然し業界としては博覽會に對してはもはや昔日の如き熱意はなく、隨つてその成行に對しても多くの關心は持たれてゐないといふ方が妥當であらう。十二年に於ける博覽會・見本市中、業界關係のものゝを左に擧げて見よう。

互優會新製品陳列會 第二十四春季大阪實業會館に開催、出品商店は如左
三・一一一
東佐兵衛、服部時計店、依田新、玉置伊助、寺島春兵衛、橋本千代三郎、宮本庄七太夫店、大浦彌平山化粧品部、畑田

大阪心齋橋商品市 雜貨見本市として心齋橋筋に開催 三・一一〇
大阪久寶寺町商品市 出品店八十餘店
堺筋から心齋橋にかけて開催 三・二一八
大阪久寶寺町商品市 久寶寺町と並んで久寶寺橋西筋より堺筋に開催 三・二一八
大阪久寶寺町商品市 出品店八十餘店、堺筋から心齋橋にかけて開催 三・二一八
大阪福島町同業會商品市 服裝雜貨の見本市として上福島一圓に開催 三・二一八
大阪服裝雜貨見本市 中央公會堂に開催、出品店三十餘店 三・三一九
天滿商工振興會見本市 メリヤス雜貨を主として東西天滿一圓に開催、出品店六十餘店 三・三二六
大阪商品見本市 春季第十八回を大阪府立貿易館並に同實業會館に開催、出品參加店九十餘店 三・三二六
大阪子供服見本市 大阪府立産業會館に開催、出品店二十餘店 三・三二六
大阪洋裝百貨見本市 大阪朝日會館に開催 三・三二七

依田忠春の特賣會 日本橋區馬喰町同店に開催、出來高四萬圓に及ぶ 三・五一六
春季名古屋商品見本市 名古屋商品見本市協會主催、名古屋商工會議所後援にて第十三回を名古屋商工會議所に開催、參加店は市内代表問屋六十三店、招待人員は一萬五千餘名、業界關係の參加店は如左 三・五二七
大野新助商店、山田乙三郎商店、青山庄兵衛商店、渡井本店、北九郎商店、西村金物店、八木佐商店、平野由起商店
春季東京商品見本市 東京商工獎勵館主催にて第二十四回を同館に開催、出品者總數二三三店、招待者總數一二、二二五、出席者總數五、七二六、賣上高二九〇萬圓、業界關係出品店は如左 三・七一九
第一部 小間物類 橋本千代三郎、橋本伊三郎、助商店、丸新東京店、東京治部商店、宮本庄七郎商店、森本店
第二部 セルロイド製品 ロイヤルセルロイド株式會社、水華セルロイド工業株式會社
第三部 文具及事務用品 中山太極堂文具部、丸新株式會社インキ部、橋本インキ製造株式會社
第四部 メリヤス類 丸新株式會社洋物部、藤原商店東京支店
第七部 帽子類 池田洋行商店
第八部 靴類、大島屋本店第一、藤原部、第二藤原部、大島屋支店、西村太田商店
春季東京問屋百貨見本市 東京實業商報社主催にて第十七回を上野公園自治會館に開催、出品店總數九十一、内業界關係の諸店は如左 三・七一九
阿部商店、金井五郎兵衛商店、正木屋物産店、中野萬助商店
第二回新興輸出品展覧會 大阪府商務課主催にて産業會館に開催 三・九一四
丸新東京品展覧會 淺草駒形同店樓上に開催 三・一〇一四

見本市・展示會

大阪市産業部商品見本蒐集懇談會中
中央公會堂に開催 一・九
第三回海外巡回見本展示會代表共進會中村氏出發 一・二二
奉天市商會直營商品陳列所奉天に開催 二・一〇
大阪商品見本市出品者總會實業會館に開催 二・二七
前大阪小間物組合書記長藤原靜三氏月刊紙見本市刊行 三・一
大阪石田秀三商店春季陳列會同店に開催 三・一〇
大阪石崎、和田五商店春季陳列會大阪小間物雜貨組合に開催 三・一三
大阪興井榮七商店扇子展示會大阪小間物雜貨組合に開催 三・二四
大阪吉崎商店新製品展示會南久太郎町文具俱樂部に開催 三・二六
大阪式部本店春季展示會同店に開催 三・二六
大阪花房本店春季展示會同店に開催 三・二六
大阪桑原芳商店春季新製品展示會同店に開催 三・二八
名古屋馬淵合名會社第九回流行品陳列會 三・四一七
名古屋山丈商店特賣會同店東店に開催 三・五二七
大阪久寶會春季懇親會笠置山に舉行 三・五二六

名古屋汎太平洋平和博覽會 經費千六百萬圓を以つて名古屋主催のもとに同市臨海地帯に開催、愛知名古屋には名古屋化粧品商社興の六組合五十二店の出品なり、地方出品は東京館に丸見屋本店、大阪館に中山太陽堂、大日本除蟲菊株式會社があり、業界本舖の廣告として東會場はライオン商標、クラブ化粧品カクシ化粧品、西會場はダンパマルセル石鹼、レイトのタキシード、ボート等があつた 三・一五五・三二一
春季東新會見本市 東新會主催にて第十一回を商工獎勵館に開催、出品會員は如左 三・一七二・一八
羽田田作兵衛商店、岡島助商店、吉村安太郎商店、吉澤吉治商店、依田忠商店、野澤商店、久保力商店、山口眞直商店、光國商店、新井小三郎商店、藤原治商店、木村金三商店、三浦實可商店、水野清商店、森下長次郎商店
南國土佐博覽會 經費五十萬圓を以つて高知市に開催 三・二二五・五
大阪履物見本市 大阪履物同業組合主催にて府立貿易館に開催 三・二四一・二六
國際溫泉觀光博覽會 經費七十萬圓を以つて別府市に開催 三・二五五・一三
大阪優良商品展覧會 大阪優良品協會主催にて南海高島屋に開催 三・三〇一・四・五
名古屋國際見本市 名古屋商工會議所主催にて同所に開催、全日本の輸出工藝雜貨七千餘點を集め、出品者數有力輸出雜貨商二百、入場者三千餘名、取引總額約高は百萬圓を突破 四・一一一・一六
第四回大阪國際見本市 大阪國際雜貨見本市協會主催にて中の島公會堂に開催 五・〇一三
國際雜貨見本市 大阪中央公會堂に開催

東亞見本市 愛知縣名古屋市長商議東亞輪組主催共同見本市團により大連に開催 五・一七二・一九
第四回北支見本市 滿洲輸入組合聯合主催天津日本商業に開催 五・一七二・一〇
北支見本市 愛知縣名古屋市長商議東亞輪組主催共同見本市團により天津に開催 五・一七二・一〇
大阪第三回産業工藝博覽會 大阪府市商工會議所共同主催にて開催 六・六一一・八
第四回全國特産見本市 橫濱商工獎勵館に開催、出品參加地三十一府縣、出品者總數約一千名、總出品物四萬點に達す 六・八一〇
第二十四回工農展覧會 商工省主催にて名古屋商工會議所に開催出品點數千二百點 六・二四一・三〇
北海道産業博覽會 經費一百萬圓を以つて小樽市に開催 七・七二八・二五
香料化粧品展覧會 大阪市立工業研究所主催にて開催業界十一本舖出品七・二〇
東京商品北海道巡回見本展示會 東京市産業局主催にて左の如き日程を以つて開催
七月十九日 札幌 市
同 二十一日 旭川 市
同 二十三日 釧路 市
指導成績展覧會 大阪市工業研究所主催にて同所に無料公開 八・五二二・八
イセダ秋の展示會 商報社三階を會場として開催、秋の新型ハンドバッグ數百點を展示、市内有力小賣商及び各デパート仕入係を招待 八・二二二・三
大阪心齋橋商品市 雜貨見本市として

心齋橋筋に開催 九・一一一・〇
大阪福島町同業會商品市 服裝雜貨の見本市として上福島一圓に開催 九・二一八
大阪服裝雜貨見本市 中央公會堂に開催、出品店三十餘店 九・三二五
大阪子供服見本市 大阪府立産業會館に開催、出品店二十餘店 九・三二六
大阪商品見本市 秋季第十九回を大阪府立産業會館並に實業會館に開催、出品參加店九十餘店 九・三二六
大阪洋裝百貨見本市 大阪朝日會館に開催 九・三二七
京都五條商品市 五條商品市協會主催にて河原町鳥丸五條に開催、參加店三十六店 九・三二七
天滿商工振興會見本市 メリヤス雜貨を主として東西天滿一圓に開催、出品店六十餘店 九・三二八
秋季名古屋商品見本市 名古屋商品見本市協會主催名古屋商工會議所後援にて第十四回を名古屋商工會議所に開催、參加店は市内有力雜貨問屋六十二店、招待人員一萬五千餘名、業界關係の參加店は如左 九・五二七
森本店、山田乙三郎商店、渡井本店、北九郎商店、青山庄兵衛商店、大野新助商店、西村金物店、八木佐商店、平野由起商店
秋季東京商品見本市 東京商工獎勵館主催にて第二十五回を同館に開催、出品者總數二三三店、招待者總數一二、六九七、出席者總數四、七八四、賣上高二六〇萬圓で同年春季より三〇萬圓の減、業界關係出品店は如左 九・七一九
第一部 小間物類 橋本千代三郎、橋本伊三郎、助商店、丸新東京店、東京治部商店、宮本庄七郎商店、森本店
丸新東京支店、藤原商店東京支店、本東京支店

花王石鹼長瀬商會東日主催の政治博覽會に出品 四・一五二・〇
大阪貿易館雜貨見本展示室開設 五・一五
大阪國際見本市會館建設寄附金漸く百萬圓にて悲觀さる 五・二〇
萬國博覽會事務總長に元商工省商務局長副島千八氏就任 六・一
大阪産業工藝博覽會にて資生堂中山太陽堂入賞 六・七
大阪南久寶寺町久寶會現金取引優待聯盟會結成 六・二二
工業組合中央會大阪支部主催北支視察見本市團結成 六・一
大日本除蟲菊社長上山勘太郎氏國際見本市會館へ一萬圓寄附 七・五
大阪府商品陳列所聯合會委員府立貿易館に開催 七・七
銀座三越石鹼展覧會へ業界七本舖出品 七・一〇一・三二
萬國博覽會抽籤刺付金付入場券前賣發行案商工省議決定 七・二四
第三回海外見本展示會代表共進會中村氏歸朝 八・一
社團法人國際見本市協會設立計劃決定 八・二
高岡雜貨五業組合秋の見本市は時局柄中止と決定 八・一〇
國際見本市會館地鎮祭元貿易館跡に舉行 八・一〇
名古屋寺尾商店秋期新製品陳列會大阪小間物雜貨組合に開催 九・一三
大阪土産品協會展覧會をこうに開催 九・一七

商品商店

第二部 セロイト製品玩具人形等 吉徳商店、水嶋セロイト株式会社
 第三部 文房具玩具品並に事務用品 中山太洋堂、文具店、丸善株式会社インキ部、瑞樹インキ株式会社
 第四部 菓子類 丸善洋行加部
 第五部 菓子類 池田製作商店
 第六部 菓子類 丸善洋行加部、大島屋本店第一營業部、大島屋第二營業部、大島屋支店、高木向太郎商店
 秋季東京開屋百貨見本市 東京實業商報社主催にて第十八回を上野公園自治會館に開催、参加商店九十二店 九・七一九
 五、優待新製品陳列會 十店連鎖のもとに大阪實業會館に開催出品店は春季に同じ 九・八一〇
 秋季東京新會見本市 東新會主催にて第十二回を上野公園に開催、出品會員は春季に同じ 九・二〇一
 九新製東京店展示會 淺草駒形同店樓上に秋季展示會開催 九・二〇一
 近畿聯合輸出工業展覽會 京都同好の府美術館に開催 九・二五七
 第一回中部日本貿易品展覽會 愛知縣商工館主催にて同所に開催 九・二二四
 大阪履物見本市 大阪履物同業組合主催にて府立實業會館に開催 九・二四一
 南歐展覽會 大阪府主催にて歐洲諸國との交易關係を紹介、貿易館に開催 一〇・一
 秋季七五會雜貨見本市 名古屋七五會主催にて中區南園町東洋館に開催、出品會員は春季に同じ 一〇・七七八
 商工省輸出工業展覽會 商工省主催にて東京商工獎勵館に開催 一〇・九一六
 商工省輸出工業展覽會 商工省主催にて名古屋愛知縣商工館に開催 一〇・一七七
 海外流行商品展覽會 大阪府立貿易會

主催にて同所に開催 二・一〇
 商工省輸出工業展覽會 商工省主催にて大阪府立産業會館及び實業會館に開催 二・一〇一
 二二〇一六

博覽會計畫一覽

昭和十三年

明日の廣告博覽會
 主催 日本電報通信社▽會場 上野松阪展▽期日 自一月十二日至廿三日
 國產工作機械實演展覽會
 會場 上野公園不忍池畔
 國民精神總動員國防博覽會
 主催 日本博覽會協會▽會場 上野公園不忍池畔▽期日 自三月十五日自五月十三日
 支那事務博覽會
 主催 吳市▽會場 吳市二河公園三萬坪▽期日 自三月二十五日至四月二十三日
 全日本産業觀光甲府博覽會
 主催 甲府市市政五十周年記念▽會場 甲府市▽豫算 七十萬圓▽期日 秋
 昭和十四年
 日本海大博覽會
 主催 新潟市開港七十年記念▽會場 新潟市▽豫算 七十五萬圓▽期日 自四月二十日至六月十五日
 春の京都博覽會

昭和十五年

日本萬國博覽會
 主催 日本萬國博覽會協會▽會場 東京會場月島埋立地百萬坪、橫濱會場新山下町埋立地五萬坪▽豫算 東京市三千五百萬圓▽期日 自二月一日至八月三十一日
 巴黎國際博覽會
 主催 佛國政府▽會場 巴黎セー×河西岸▽豫算 邦貨約一億三千萬圓▽期日 自五月至十一月
 東北新興博覽會
 主催 會場 仙台市▽豫算 百萬圓
 期日 自四月十日自五月三十一日
 神戶博覽會
 主催 會場 松江市▽豫算 五十萬圓▽期日 自四月五日自五月二十九日
 酒田港完成記念産業博覽會
 主催 會場 酒田市▽期日 自七月十日至八月二十一日
 廣島産業博覽會 廣島市
 佐賀産業博覽會 佐賀市
 福島産業博覽會 福島市
 紐育萬國博覽會 紐育市
 柔佛萬國博覽會 柔佛市

一四六

大阪西岡商店新製品陳列會同店に開催 九・二一八
 大阪藤森商店秋季新製品陳列會同店に開催 九・二一八
 大阪桑原方太郎商店流行品展示會新店に開催 九・二一八
 大阪花房本店秋季陳列會同店に開催 九・二一八
 大阪野野誠七商店秋季陳列會同店に開催 九・三一八
 名古屋馬淵合名會社第十回流行品陳列會 九・四一七
 名古屋山田商店特賣會同店東店に開催 九・四一七
 大阪和田五、石崎伸商店共同新製陳列會大阪小間物雜貨組合に開催 九・六一八

三昔前の大坂勤業博

明治三十六年、第五回内國勤業博覽會が大坂に開設されました。此の博覽會は官設のものでありまして、何しろ博覽會といふものゝ珍らしかつた時代でありましたから、業界でもその都度競うて出品されました。石鹵では長瀬さん、芳誠さん、井村さん、相馬さん、それから吉村さんの糊練等、齒磨では小林さん、安藤さん、私どもの店、三輪さんはセロイドに懸命の努力をされてゐた頃でありましたから、石鹵の出品があつたかかなかつたか判然記憶にありません。或ひは伊勢吉、花王散などの齒磨もたしかに出品されてゐたかと存じます。その時化學製品の部門が擔當せられました。審査部長は工學博士の中澤岩太氏、その下に高松豊吉さんが居られました。

昭和十一年中業界品新聞廣告品種別行數表

【自昭和十一年十月至十二年九月・日本電報通信三課編】

品名	昭和十一年十月	昭和十一年十一月	昭和十一年十二月	昭和十二年一月	昭和十二年二月	昭和十二年三月	昭和十二年四月	昭和十二年五月	昭和十二年六月	昭和十二年七月	昭和十二年八月	昭和十二年九月
小森商店	186	158	158	180	161	582	179	206	663	149	139	459
大陽堂	88	58	76	74	47	622	104	76	451	125	87	101
義下仁丹	7	7	284	284	35	5,576	70	26	138	71	20	745
資生堂	6	2,082										
守屋	11	570			680	3	180	12	480	12	480	12
東西電球	7	1,356			1	400						
丸屋	31	99,957	81,102	832,105	143,330	62	87,331	72	88,177	59	21,476	57
長生堂	72	16,211	11	5,248	86	34,978	6	3,014	72	25,930	72	24,776
胡蝶園	32	1,102,134		5,593	120	4,446	57	2,026	56	1,986	95	3,686
久保成吉	11	4,787										
森下仁丹	52	2,075	39	1,443	20	9,172						
非道堂	10	3,706	41	5,877	38	7,740	14	4,169	11	3,400	22	6,182
東西電球	13	7,979	20	12,525	14	14,737	10	6,452	9	13,741	17	4,76
丸屋	13	283		330	63	4,357	30	799	25	750	17	
久能本	6	148	3	58	4	72						
久能本	13	4,020	4	1,240	2	620	4	620	4	620	22	6,790
松												
長	54	26,116	65	24,731	30	14,781	63	29,984	49	19,173	66	79,756
田中	2	589			26	5,441	25	1,297		17	2,192	47
バニヤ	34	6,952	42	8,823	41	8,665	34	6,733	33	6,623	34	6,879
本	39	10,879	27	2,967	5	1,011	21	1,855	24	6,735	15	2,965
第一	21	3,663	12	9,440	13	5,568	26	11,860	23	9,145	11	4,760

昭和十三年

一五二

非 膏	堂 各 種	131	57,229	131	55,557	115	47,751	110	52,771	95	48,505	113	59,233	131	60,037	148	59,518	119	55,393	136	64,389	147	64,313	134	62,193
堂 美 妙	堂 美 妙	46	40,456	45	37,329	56	44,707	71	41,002	85	59,099	79	57,912	59	24,183	80	52,756	13	6,947	23	10,426	65	18,321	29	18,140
堂 三 野	堂 三 野	30	12,988	90	13,066	59	7,213	52	6,888	55	6,676	86	10,527	88	12,343	100	12,867	101	17,754	82	12,010	104	14,445	108	11,594
堂 東 洋	堂 東 洋	7	2,509	10	2,562	6	1,300	7	1,245	7	1,245	6	1,409	10	600	14	1,620	7	1,335	6	700	6	970	6	380
堂 東 洋	堂 東 洋	45	12,766	5	1,550	5	5,754	15	1,860	20	5,835	37	10,041	5	1,604	8	1,707	12	2,320	23	5,169	15	3,966	25	3,614
堂 東 洋	堂 東 洋	27	9,954	39	13,688	12	6,565	15	7,968	19	7,852	19	6,063	5	1,604	20	2,502	28	7,154	12	5,355	5	1,448	11	1,782
堂 東 洋	堂 東 洋	67	31,465	84	37,615	79	35,642	71	32,589	90	37,848	99	46,763	68	36,572	65	38,648	61	33,263	59	28,729	75	34,483	71	31,163
堂 東 洋	堂 東 洋	10	828	9	796	5	416	6	320	9	410	10	340	35	5,767	11	1,707	12	2,320	23	5,169	15	3,966	25	3,614
堂 東 洋	堂 東 洋	52	3,988	24	2,880	21	2,328	11	1,460	18	2,062	22	3,410	35	5,767	11	1,707	12	2,320	23	5,169	15	3,966	25	3,614
堂 東 洋	堂 東 洋	40	8,688	14	3,902	19	6,565	15	8,111	15	5,680	29	10,198	22	8,351	24	8,235	22	7,154	12	5,355	5	1,448	11	1,782
堂 東 洋	堂 東 洋	54	29,814	40	21,661	46	26,377	53	31,604	52	23,324	74	35,301	61	35,922	77	42,328	21	14,585	79	41,369	32	15,498	21	12,513
堂 東 洋	堂 東 洋	35	24,465	40	25,206	57	30,503	45	23,337	41	23,096	40	23,138	62	33,359	50	26,932	65	34,039	59	23,707	58	30,515	43	20,774
堂 東 洋	堂 東 洋	50	27,298	56	33,157	30	18,820	46	36,784	28	16,137	78	49,920	62	54,018	64	43,084	46	31,511	29	27,278	33	26,276	20	9,613
堂 東 洋	堂 東 洋	69	39,908	66	32,508	36	18,013	51	27,566	75	40,066	68	39,571	63	33,631	63	36,267	43	30,355	53	20,284	96	32,989	64	27,879
堂 東 洋	堂 東 洋	34	17,831	27	16,900	11	7,301	25	3,874	107	11,676	217	11,113	200	8,995	48	1,896	82	3,298	10	4,649	67	28,989	43	25,176
堂 東 洋	堂 東 洋	73	39,114	61	31,793	71	37,116	22	7,772	9	4,230	56	28,397	59	29,682	63	29,835	10	1,899	10	4,649	67	28,989	43	25,176
堂 東 洋	堂 東 洋	87	44,667	77	40,850	76	38,157	61	31,749	34	17,467	33	11,660	54	16,449	52	22,926	6	2,032	29	8,475	8	1,269	8	906
堂 東 洋	堂 東 洋	10	3,000	9	1,224	12	11,284	21	6,224	4	1,164	6	2,178	13	3,118	9	2,334	29	2,334	29	8,475	8	1,269	8	906
堂 東 洋	堂 東 洋	12	3,887	12	4,054	2	620	4	800	8	2,398	5	1,895	4	988	25	7,915	35	2,000	10	1,944	8	1,269	8	906

南 興 住 商 店	堂 東 洋	13	5,297	6	2,635	10	4,083	5	2,210	7	2,751	4	1,906	31	4,690	5	273	6	1,085						
堂 東 洋	堂 東 洋	58	58,457	54	24,896	110	97,578	12	5,543	32	10,300	76	36,911	36	20,763	127	59,506	82	54,462	13	3,679	111	42,989	93	43,044
堂 東 洋	堂 東 洋	53	40,983	43	23,389	38	19,147	37	1,861	58	39,160	50	26,447	52	23,210	61	31,543	48	24,442	38	20,667	17	7,741	15	7,553
堂 東 洋	堂 東 洋	22	33,515	42	58,916	42	61,052	13	13,503	40	52,048	17	14,429	50	37,483	4	5,115	25	23,516	34	37,699	9	9,273	13	13,541
堂 東 洋	堂 東 洋	36	29,007	14	18,464	31	16,194	13	17,903	4	3,709	14	13,295	35	21,052	65	64,666	4	4,805	33	13,185	57	23,513	39	24,727
堂 東 洋	堂 東 洋	9	11,470	9	11,470	146	25,724	16	4,790	62	19,434	61	19,542	31	15,064	34	8,206	19	9,020	128	11,384	171	13,888		
堂 東 洋	堂 東 洋	40	10,538	16	2,102	10	1,472	29	11,801	12	3,321	46	19,769	100	89,411	62	37,246	78	38,172	164	101,702	111	56,609	28	13,126
堂 東 洋	堂 東 洋	15	1,800	14	1,704	13	1,592	14	1,680	3	412	18	2,404	18	4,356	16	1,980	20	2,440	18	2,460	18	2,216	17	2,082
堂 東 洋	堂 東 洋	1	50	7	982	5	337	1	126	28	1,336	47	2,156	32	1,474	26	5,638	15	1,478	11	520	16	2,073	7	1,816
堂 東 洋	堂 東 洋	8	636						90	3	205	4	335	2	155	7	1,210	9	1,309	5	1,876	1	256	2	154
堂 東 洋	堂 東 洋																								

業界品輸出入年表

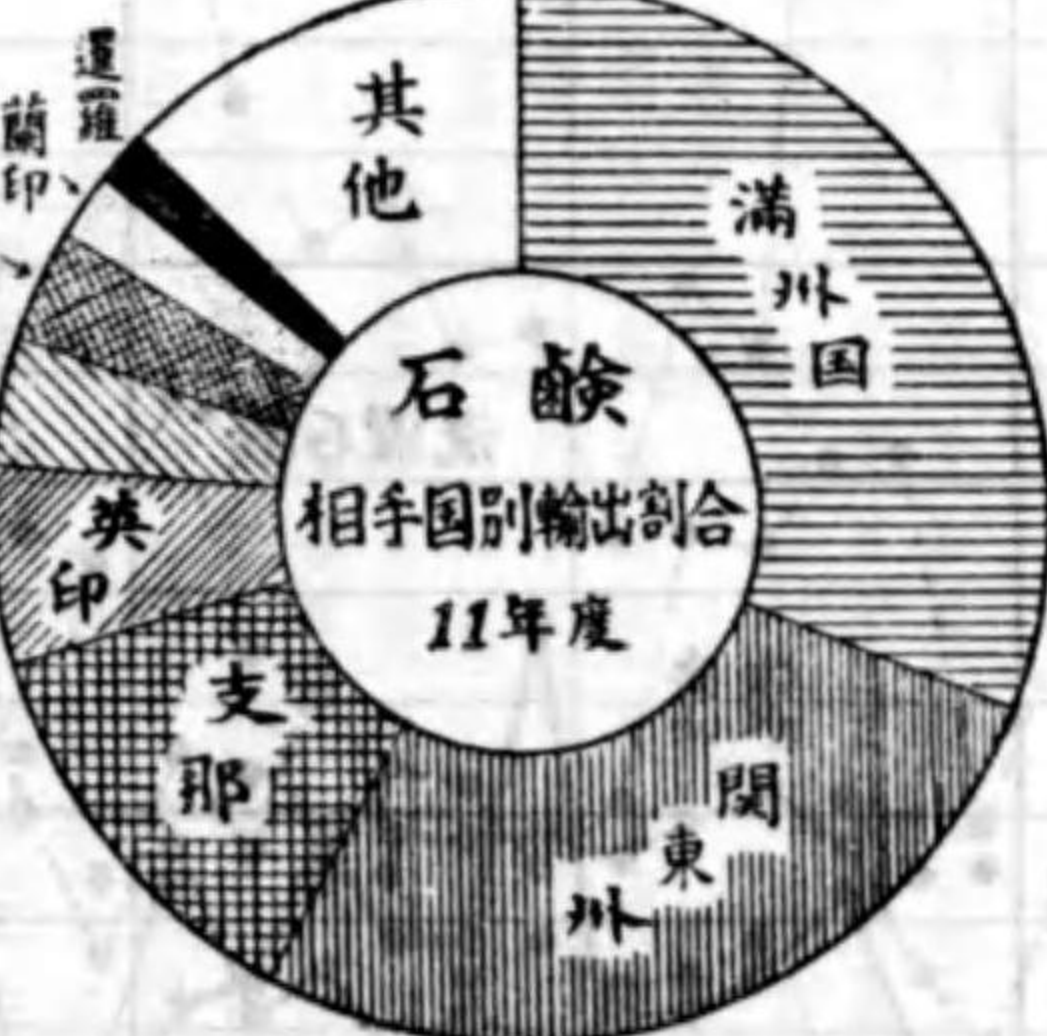
最近三年比較 (價格單位圓)

Table with 5 columns: 品名 (Product Name), 昭和十二年 (1927), 昭和十一年 (1926), 昭和十年 (1925). Rows include various categories like 化粧品 (Cosmetics), 香水 (Perfume), 石鹼 (Soap), etc.

業界品の海外貿易

(昭和十二年)

第三四半期までの昭和十二年度の對外貿易は、大藏省發表に據れば輸出累計二十四億六千萬圓、輸入累計三十二億四千萬圓で、入超實に七億四千四百萬圓といふ大きな額を記録した。これを前年同期に比較してみると、輸出において三・三九%、輸入において四・六%、入超において三五・四%の増加であった。



止をみるに至つた。わが業界品も、製品は固より、その原料に至るまで、大部分不要不急品として、輸入禁止をみるに至つた。かくて、貿易は、準戦時における最高目的から、全面的に國家統制を強化されたのである。この効果は、九月に入るも入超劣へなかつた貿易趨勢をして、下旬において改善するに役立つた。

輸入の部

Table showing import statistics for various goods (e.g., oil, chemicals, textiles) across three years (昭和十二年, 昭和十一年, 昭和十年). Columns include item name, quantity, and price.

註 大蔵省編纂「外國貿易年表」に據る。但し十二年度は九月末迄

その他の... 石鹼の輸出は三四%の増加を示したが... 支那向 香港向... 十二月 十一月

した香港向輸出も七月以降殆ど輸出社絶をみるに至つたことは、殊にこの年の特異現象として記憶せらるべきであらう。

英國化粧品石鹼生産額

英國商務省工場調査年平均十人以上の工場に付

Table showing production statistics for British cosmetics and soap, categorized by product type (e.g., soap, perfume, etc.) and value.

東洋市場點描

① 蘭領印度

蘭領印度支那に實施されてきた石鹼の輸入制限は、昭和十二年六月十日より、向ふ一ヶ年間延長され、且つその割當數量も減少した。これは國內生産が増加し輸入の必要が漸減したためであるといふ。

② 英領印度

印度の石鹼製造業は一斤につき二〇%の比の保護關稅を受け逐年生産増加をつづけてあるものの如く、輸入は逐年減少してゐる。昭和十一年計年度の石鹼輸入は四七、五九二噸、その價格二六八萬留比であるが、前年の五九、五一七噸、三四〇萬留比に比し激減をみせたわけである。洗濯石鹼の輸入は一〇、二一六噸、二一萬留比(前年度一二、四六四噸、二九萬留比)化粧石鹼の輸入は三三、二六八噸、二二三萬留比(前年度四一、四三八噸、二九八萬留比)であり、その大部分は英本國よりの輸入である。

海外業界組合一覽

- List of international industry associations including: Association of British Chemical Manufacturers, British Chemical Plant Manufacturers' Association, British Launderers' Research Association, etc.

Table with 4 columns: 他工業の副次的生産物としての化粧品生産額, 計, 化粧品, 香料. Rows include items like 化粧料, 香料, 化粧品, etc.

化粧品工業概要

Table with 4 columns: 製造業者数, 一九三五, 一九三三, 一九三一. Rows include 化粧品, 香料, etc.

昭和十一年度の化粧品輸入総額は九九萬三千弗で、前年の九二萬九千弗に對して増加を示した。このうち化粧品は四〇萬六千弗、家庭用及洗濯用石鹸は五八萬七千弗であるが、本邦品はその約一割強を占め、それ以外は五萬三千弗、六萬一千弗であつた。

⑥ 暹羅

暹羅の外國貿易は、輸入一〇、八七五萬餘、輸出一五八二二萬餘(十年度)であつたが、そのうちわが國は二、一一三萬餘を占めて輸入仕出の第一位、三二五萬餘を占めて輸出仕出の第六位となつてゐる。

阿弗利加市場瞥見

わが業界品のアフリカ市場への進出は近來目覺しいものがある。その二三をここに摘録しよう。

① 白領コンゴ及ルアンダウルンチ

普通石鹸は低部コンゴ州工場が消費量の五分の一の原料生産を行ひ、輸入は比較的少い。化粧品は歐洲人一八、六三八人が消費し、輸入激増した。

Table with 4 columns: 石鹸, 白耳, 日, 獨逸, 英國, 佛國. Rows show sales figures for various countries.

Table with 4 columns: 佛國, 獨逸, 英國, 日, 佛國. Rows show sales figures for various countries.

ニジェリヤの化粧品輸入は六五%増加したが、邦品の進出亦著しいものがあつた。

Table with 4 columns: 貨銀労働者, 原料・容器・燃料, 生産總額, 製造による増. Rows include 石鹼生産額, 化粧品, etc.

世界原料生産高

主要植物性香料産額

Table with 4 columns: 品名, 産額, 産地. Rows include 樟腦, シトロネラ油, 薄荷油, etc.

コブラ産額

Table with 4 columns: 産地, 九年, 一〇年, 一一年. Rows include 佛國, 英國, 獨逸, etc.

Table with 4 columns: 産地, 九年, 一〇年, 一一年. Rows include 佛國, 英國, 獨逸, etc.

パーム核及パーム油輸出

Table with 4 columns: 産地, 九年, 一〇年, 一一年. Rows include 佛國, 英國, 獨逸, etc.

Table with columns for categories like 洗濯粉 (Detergent), 洗滌劑 (Cleaning agents), 額剃石鹼 (Shampoo), etc. and rows for various countries and products.

Table showing trade statistics for 佛領西阿弗利加 (French West Africa) with columns for years (1934, 1935) and various goods.

石鹼及び化粧品輸入量よりみて、この地方の購買力の消長を理解できよう。

鯨油生産高

Table showing Whaling Oil Production (鯨油生産高) by region (World, North America, etc.) for years 1933-1935.

錫消費高

Table showing Tin Consumption (錫消費高) by region (World, Japan, etc.) for years 1933-1935.

Table showing Tin Consumption (錫消費高) by country (Japan, USA, etc.) for years 1933-1935.

在外公館商務職員

Table listing consular and commercial staff in various countries like 英國 (UK), 蘇聯 (USSR), 支那 (China), etc.

商工省貿易通信員

Table listing trade communication officers in various countries like 漢口 (Hankou), 青島 (Qingdao), 香港 (Hong Kong), etc.

各國の業界情勢

① 獨逸の石鹼工業

世界の石鹼生産量は四百七十萬噸、米國が第一位、英獨佛これにつき、獨逸の生産量は五十五萬噸、世界生産量の十二%を占めてゐる。

獨逸における石鹼、洗滌工業の經營數は、一九三三年の調査によれば、七八一の従業員一八、五三〇名、うち労働者一、七五一名、社員六、六八〇名、その他の従業員九名である。

Table showing soap consumption statistics for Germany (獨逸) across various industries like 食用 (Food), 工業用 (Industrial), etc.

② 獨逸の油脂工業

リノリウム、油布、皮革、ステアリン、その他、次に石鹼工業において消費される油脂の種類を擧ぐれば次の如し。

Table listing various types of oils and fats used in Germany's soap industry, such as 椰子油 (Coconut oil), 大豆油 (Soybean oil), etc.

カサブランカ	横山 承二	Bruxelles, Belgium (C'oeilsaito Fruxelles)
ナイロビ	中川 彦治	No. 71, Avenue d'Anale, Casablanca, Morocco, (Yokoyama Co. Casablanca, Morocco)
トロント	大沼 恒	P.O. Box 480, Nairobi, East Africa, (Consagent Nairobi)
シヤトル	松本 正雄	Canada, (Ohnuma Toronto)
シカゴ	小川 末次郎	1221 Jackson St., Seattle, Wash., U. S. A. (Matsumoto Seattle)
ヒューストン	河井 信三	c/o Consulate of Japan, 1533 Tribune Tower, 435 North Michigan Ave., Chicago, Ill., U.S.A. (Botsu Chicago)
リマ	富田 謙一	c/o Osaka Shosen Kaisha Agent, 327 Cotton Exchange Bldg., Houston, Texas, U.S.A. (No. Okawai Houston Texas)
サンチャゴ	新谷 吉松	Apartado 429, Lima, Peru, K. T. c/o Consulat du Japon, Ciron Marson No. 204, Lima, Peru. (K. T. Osaka Lima)
シドニー	岩崎 實太郎	Cañilla 4107, Santiago, Chile. (Shinya Santiago Chile)
		P.O. Box 2449, M.M. Sydney, N. S. W., Australia. (Jiwaski Sydney)

府立東京商工獎勵館

駐在員主任	山森 義雄	大連市羽衣町大連輸入組合内
駐在員	飯島 孝	奉天加茂町三、奉天商工會議所内
	新見 清雄	新京朝日通三五、大平ビル一階
	坪内 虎三郎	哈爾濱道裡街四八號哈爾濱貿易會館内
駐在員	佐々木 謙彦	No. 45-B Peking Bldg., Peking R.L. Kowloon, Hongkong. 駐在員
	大沼 恒	c/o Consulate General of Japan, 500 5th Ave., New York (駐在員)
駐在員	淺羽 三郎	上海四川路三六號三隆洋行
	古賀 喜八郎	No. 183, Creek St., Hongkong, Parana 駐在員
	渡邊 藩	c/o Japanese Commercial Museum, 65 High St., Singapore, S.S.
		P.O. Box 1990 Manila, Philippine Islands.

東京市産業局

出張所	出張所	出張所
新 京 町 田 克 巳	滿洲國新京南埠大馬路三二號平安ビル、東京市産業局新京出張所	所
天 津 高 橋 鐵 雄	中華民國天津日本租界曙街六、東京市産業局天津出張所	所
雄 基 久 津 安 一	朝鮮咸鏡北道雄基港本町通東京市産業局雄基出張所	所
上 海 丹 羽 篤	中華民國上海南京路二四一號哈同大樓、東京市産業局上海出張所	所
マニラ	The Manila Branch Office, The Bureau of Industries, Tokyo Municipality, No. 818, Avenida Rizal, Santa Cruz, Manila, P. I.	所

大阪府立貿易館

出張所	出張所	出張所
新 京 井 岡 大 輔	新京永樂町二丁目八	所
奉 天 阪 口 恭 逸	奉天浪速通二六	所
上 海 大 塚 忠 義	上海福州路八九號宏業地産ビル内	所
天津	天津日本租界壽街町一五	所
出張所	出張所	出張所
大 連 赤 松 喜 太 郎	大連市常盤町二九、三一滿洲報ビル	所
駐在員	駐在員	駐在員
孟 買 欠 員	c/o Hakone Hotel Goenong Sahari, Batavia.	所
バタビヤ	駐在員	所
青 島 伊 藤 義 雄	青島熱河路一二號(歸朝)	所
天津	天津市特別第一區通州路六號	所
香港	c/o Consulate-General of Japan, Prince's Bldg. Hongkong.	所

トルコ紅油

1934年10月10日

1934年10月10日

て、獨逸の石鹼工業の現在の根本問題は、原料、殊に油脂問題にある。周知の如く、食料油脂の缺乏に悩む獨逸においては、石鹼工業用油脂は二十二萬噸に制限されるに至つた。その經過は次の通りである。

一九三四年一月九日、國經濟大臣は、激甚なる競争と價格下落と恐慌のために悩んでゐた石鹼市場統制のために、強制カルテル法「石鹼製造市場統制國經濟大臣令」を發布した。この法令により、獨逸の石鹼業者はベルリン獨逸石鹼製造業組合に強制加入を命ぜられ、これにより組合の各種統制に服することとなつたのである。ついで、同年三月二十二日、ナチス政府が「工業原料および半製品の取引に關する法律」を制定し、ドイツ經濟に必要不可欠な工業原料について統制を行ふに至つて、石鹼の油脂原料についても統制をみるに至つた。即ち、この統制法に基き、國經濟大臣が、七月六日、「工業用油脂供給管理局」をベルリンに設立し、工業用目的のために加工する植物油、動物油、硬化油の加工工業、殊に石鹼工業の原料供給を統制し、この原料供給に關する諸問題の處理に乘出した。これと並んで、食糧大臣管轄下に、Reichsamt für Mäherzeugnisse, Oel und Fette が設けられ、動物植物油、硬化油の管理に當つてゐるので、この油脂供給管理局の事務は Reichsamt により代表

行されてゐる。工業用油脂供給管理局は、同年十月二十一日付命令をもつて、石鹼工場の油脂使用數量を制限することとなり、各工場の油脂類加工數量は、當該工場が一九三三年に加工した數量(但し一九三三年の加工數量が一九三四年上半期の加工數量の倍額以上の場合には、三四年上半期の加工數量)を基準として、この數量以上の加工を許可しないこととなつた。その數量は、前記の如く、大略二十二萬噸である。

かくの如く、獨逸石鹼工業は、油脂消費數量を制限せられた爲、當然、同令發布後は、需要増加に應ずる生産増加は、油脂含有量を増加せしめ、その他の洗劑等の化學製品をもつて増量せしめなければならず、品質の低下を招來した。故に、次に掲ぐる一九二七、八年度の調査委員會の推算は、各種製品の油脂含有量の上限をなすものであると觀測されてゐる。

生産物	主要	平均	石鹼生産額
油脂	油脂分	油脂分	金額
軟石鹼	魚油	仁油	170 (噸)
精製	椰子油	椰子油	170 (噸)
粉石鹼	椰子油	椰子油	170 (噸)
高純	椰子油	椰子油	170 (噸)
石鹼	椰子油	椰子油	170 (噸)
工業用	椰子油	椰子油	170 (噸)

② フランス化粧品貿易

一九三七年三月税關當局の發表による昭和十一年度外國貿易速報によれば、佛國の薬界品貿易の状況は次の如くである。

石鹼化粧品品の輸入は、三、六三四打、二、五七八千法で、十年度の七、九二六打、四、一三三千法に比し大なる激減をみせたわけである。一九二九年の世界恐慌前に比すと、二千七百萬法の激減を示した。この他、フランス植民地からの輸入は三、四二八打、七六四千法で、十年度の四、二〇四打、七四四千法に比して數量において減少し、價格において増加を示した。

輸出は八四、一〇打、二二三、三二三千法、十年度の一一三、五三三打、一三三、九六七千法に比し、數量における減少ほど價格において減少しなかつた。因に一九二九年には約八七萬打、八億六千法であつた。植民地への輸出は五〇七二三一打、二二三、六九四千法で、十年度の四七三、一三九打、九九、七七五千法に比して増加を示した。

次に佛國の香料の輸出状況をみるに、十一年度(一月乃至十一月)においては合成人工香料が一九、五一八千法、其他が九八、三六二千法で、前年同期の夫々一七、一五九千法、九九、四四五千法に比し、前者の増加、後者の減少をみた。合成人工香料の増加は米、英への輸出の

増加によるもので、伊國への輸出は稍減少してゐる。

③ 伊太利の石鹼界

伊太利政府當局は、國定「單一石鹼」をもつて、市場から他商標品全部を驅逐する方針に決定したと傳へられてゐる。家庭用洗濯用石鹼については、この tipo unico 以外の石鹼製造を禁止し、石鹼工業は本製品の製造に集中するやうに命ぜられた。

本石鹼と競争的置位にある石鹼は、いづれも命令により値上を斷行され、卸値キントールに付二四〇リラ、小賣値キントールに付二五五リラに國定された石鹼のために、自ら賣行の減退を來した。小賣商は、この國定石鹼を優先的に陳列販賣するといふ條件付きで、辛うじて他の石鹼の販賣を許されてゐる状態である。さらに十二年九月十一日より、洗濯石鹼は次の各項を含む印刷物を各箇に貼付することを、命ぜられた。

- 製造會社の名稱、所在地
- 品質の表示
- グラム重量
- 石鹼の塊狀、棒狀、斷片とし、各片百、二百、三百、四百、五百瓦の五種に限りその誤差は五瓦以上たることを許されなかつた。

④ 蘇聯の業界

一、石鹼工業
従來、英米獨佛は世界の四大石鹼工業

マニラ	原繁治	c/o Japanese Chamber of Commerce of Manila El Hogar Filipino Bldg., No. 18, Juan Luna St., Binondo, Manila, P. I.
サイゴン	松光廣	30, Rue Chainguan, Saigon, Indochina.
バンコック	中溝次	c/o Hoshio & Co., 2185-7 Tang Wang Burabha Rd., Bangkok, Siam.
マドラス	山内昌治	133 Poonamalle High Road, Madras, India.
カラチ	川島孝	c/o Japan Cotton Trading Co., Mohatta Bldg., 1st Floor, Wood St., Karachi, India.
ロンドン	井上角太郎	32 Russell Square, London W. C. 1, Wilmersdorf, Ullandstrasse, 136, Berlin, Germany.
ベルリン	手塚三郎	
モンパサ	味岡馨	c/o The African Mercantile Co., Ltd., P. O. Box No. 110, Mombasa, Kenya Colony.
ロスアンゼルス	黒柳軍平	Nippon Merchandise Co., 821, So. Los Angeles St., Los Angeles, Calif., U.S.A.
シヤトル	松本勝	No. 4926, 50th Avenue South, Seattle, Wash., U. S. A.
メキシコ市	堀内猪三郎	Legación del Japon, Mexico D. F., Mexico, c/o Consulado del Japon, Calle Reconquista 356, Buenos Aires, Argentina.
サンパウロ	岡部壯一	Rua Sabin, 181 P. enha, Rio de Janeiro, Brazil
サンチヤゴ	野田長三	Legación del Japon, Santiago, Chile.
ハバナ	岡田三郎	No. 120 Revillagigedo, Havana, Cuba.
グアタマラ	木忠繁	Apartado 297 Guayaquil, Ecuador.
ブリスベン	柏木三夫	145 Wickham St., Valley, Brisbane, Australia.

大阪市産業部貿易課

出張所	駐在員	駐在員
上海	天津	漢口
大連	錦州	奉天
新加坡	暹羅	爪哇
泗水	巴達維亞	三寶壟
香港	汕頭	廈門
上海	天津	漢口
大連	錦州	奉天
新加坡	暹羅	爪哇
泗水	巴達維亞	三寶壟
香港	汕頭	廈門

滿洲及北支

北京に中華民国臨時政府が樹立され、ここに日滿支を結ぶ東亞經濟プロットが着々と建設の歩武を進めてゐる。さきに滿洲國が生誕するや、日滿一體の原則のもとに、滿洲國はわが業界にとつても重大な市場となり、十二年度にはわが國と呼應して爲替管理の改正をみて、外國業界品は全く影響を及ぼさず、わが國の獨占市場となり、業界のためにも慶賀に堪へない。

滿洲業界の大勢

① 支那事變の影響
建國後五箇年を経過した滿洲國經濟界は既に第一期基礎工作を終へ、康徳四年即ち昭和十二年より財政經濟各般に亘り積極的建設時代に入り、目覚しく發展してゐる。即ち非常時局に即應すべき經濟建設と民生の向上安定並に國防治安を確保するがために、全産業部門を包括する産業開發五ヶ年計畫が樹立され、これが實施に非常な努力が注がれてゐる。この一般經濟界の好調に伴ひ、わが業界が漸進的發展を遂げつつあることは當然である。即ち各本舖の滿洲國市場への積極的進出計畫に伴ひ、本邦品の市場制覇は漸次確立され、更に第二段の工作すら考へられてゐる氣配がみえてきた。

多幸な前途

北支の明朗化は着々と實現し、滿洲國と北支とを一丸にした市場は、實に人口一億數千萬に上る老大な市場である。内地市場既に狹隘を告げてゐるわが業界にとつて、ここに多幸な前途が約束されてゐる。

國と稱せられてゐたが、蘇聯は第二次五箇年計畫の成就とともに、英獨佛を抑へ、米國に次ぐ世界の第二の石鹼國となつたと目されてゐる。尤も蘇聯の數字の飛躍は、周知の如く、その實質において直ちに信を置くことができないが、石鹼生産において相當の飛躍をみたのは事實である。

現在ソ聯の石鹼工業の生産能力は家庭用石鹼六〇萬噸、高級石鹼六萬噸といひその新工場はいづれも所謂多角的經營を行ひ、油脂工場、硬化油工場、マルガリン工場を併設してゐるといふが、その生産技術は拙劣であり、原料も粗悪な樹脂やナフテン酸を使用し、硫酸鹽曹達の如き増量劑によつて生産量の増加を計つてゐるにすぎないといふ。

歐洲大戰前、即ち帝政ロシアにおいては石鹼年産額は一萬噸、その工場数は七八〇、そのうち十二の近代工場が全生産額の三分の一、即ち六萬噸を生産してゐたと傳へられる。しかるに戦後第一年から、戦争と革命との傷手を蒙つて、生産額激減し、一九二一年には僅かに五千四百噸の生産をなすにとどまつた。

九月から實施された藥品法は、わが業界に直接關係するものであつた。同法はわが國の所謂賣薬部外品について、施行規則中にも何らの明示がない。そこで大阪府賣薬同業組合が滿洲國當局について問合はせたとところによると、賣薬部外品を一律に成藥(賣薬)と認定して取締る由を明かにした様である。故に滿洲國方面に從來賣薬部外品として輸出してゐた商品すらも、更めて當局に届出で、その許可を必要とするに至つた。新製劑に關しても、一般民衆に販賣するものは凡て成藥と認定されその取締を受けるから、當局の許可を要するのである。

滿洲國業界品輸入稅率

Table of import tax rates for various goods in Manchuria, including categories like cotton, wool, and other textiles.

貧富の懸隔の甚しい植民地市場にして、少數上流階級にのみ特異現象にすぎない...

文明的廣告媒體の利用も時機尚早の感がある。マネキン宣傳も依然行はれてゐるが、その効力は次第に減殺されて來た。

貿易斡旋所設置

わが國の貿易は大戦後飛躍的發展を遂げたが、原料資源を海外に俟つわが國として、連年入超をつづけ、莫大な正貨流出をみてゐる。

廣告宣傳

業界宣傳廣告の方面では、十二年には特に新機軸とみるべきものはなかつた。文化程度低く、文字を解するもの少きところであるから、こゝ當分の間は依然として實物見本配給による宣傳を繰返して行ふことが先決問題で、それ以外の妙案はないとみられてゐる。

北支業界の現状

支那事變の勃發は日支間多年の懸案を一舉に解決すべき好時機である。今や南北に伸びる鐵線は日本民族發展の尊い歴史の指標である。

地域・人口・氣候

北支と稱する地域は、地理的にみると政治的にみると、今日に生きている、或いは北支五省、或いは北支七省、或いは北支八省と稱して一定してゐない。

Table of import tax rates for various goods, including categories like wool, cotton, and other textiles.

滿洲國業界品輸入統計

Table of import statistics for various goods in Manchuria, including categories like flour, oil, and other foodstuffs.

中華民國國別輸入表

Table of import statistics for various goods in the Republic of China, including categories like flour, oil, and other foodstuffs.

Table with multiple columns listing various goods and their prices. Includes categories like '乙、その他農産品' and '八、化学薬品及染料'.

山東 一、五、三、一、一 人口密度は二平方キロ七十八人、滿洲國の二十九人に比して遙かに高く、滿洲國の最高密度の奉天省の八十三人に略々匹敵する。

Table listing cities and their populations: 濟南 四、一、〇、〇、〇, 保定 三、一、〇、〇、〇, 太原 三、一、〇、〇、〇, etc.

支那工業化の趨勢 北支の經濟機構の本質は、一言でいへば封建的要素を内含してある前資本主義經濟から、未完成的な半植民地的資本主義經濟への轉換過程にあるといへるが、この轉換過程も外國資本および自國資本の重壓下に、封建經濟からの脱皮のみならず、生産力自體の發展をも阻害してあるやうにみえる。

Table with multiple columns listing various goods and their prices. Includes categories like 'F.O.I. 硫酸礬土' and '乙、その他農産品'.

遭遇して、致命的打撃を受けた。世界恐慌は農産物價の崩落により支那農村經濟に深刻に影響し、工業においては銀價の崩落から物價高に惠れ一時活況を呈したが、列強の金本位停止により銀價暴落し、爲替下落のため、銀流出をみて、深刻な恐慌に約四年間見舞れることとなつた。

の生産は年四十五萬噸、青島を中心とする山東鹽の生産は年三〇萬噸であるが、これは支那鹽務行政のため人為的生產制限が加へられてゐるのであつて、北支五省についてみれば、山東、河北の海鹽、山西、察哈爾の湖鹽の合計は實に巨額に上る。

油質工業 北支は棉、落花生、大豆等の植物性油脂原料に恵まれてゐるため、近來油脂工業が著々として工業として成長してゐると傳へられてゐる。河北、山東、山西の三省は殊に棉花の適作地であり、現在でも全支棉産額の六割、六千萬擔は北支の生産するところである。

Table with multiple columns listing various goods and their prices. Includes categories like '九、蠟燭、石鹼、油、脂肪類' and '一、動物性製品'.

爾、綏遠二省は牧畜業盛て、北支はまた畜産資源にも恵れてゐるわけであるから皮革工業資源としてのみならず、動物性油脂原料として、その價值少からざるものがある。

支那の文化は一般に程度が低く、農民が大部分を占めてゐるために、未だ石油工業は大した發展をみせてゐない。北支奥地においては洗濯等に天然曹達を石油代用として使用する。しかし都市には石油に石油の需要が増大してゐる。従来、低廉な外國製品の輸入が行はれ、また邦商信昌造膜廠の製品に壓倒されて、石油工業の發達をみなかつたが、近年國產運動が旺になり、關稅の引上等をみたため、小規模の工場が續々設立をみた。

Table listing various companies and their locations. Includes '光潤俄華造膜公司' and '興業造膜公司'.

③ 北支貿易の大勢

油の生産が行はれ、Fidelis、なる商標で英米市場に相當輸出せられ、好評を得てゐると傳へられる。

Table showing trade statistics for North China. Columns include '獨逸', '米國', '英國', '其他', '合計'.

④ 北支販賣市場

北支販賣市場の中心は天津、北京、青島であらう。天津日本租界には小林洋行中裕洋行、仁丹公司等の内地業界人が進出してゐる他、日支小賣取扱者が三十餘店ある。消費都市北京には日清洋行、日華洋行、東亞公司、喜田洋行、佐野洋行の五邦人小賣店の他に、支那小賣店が千餘軒ある。青島には邦人の卸商が金森洋行、白石洋行、香川洋行、藤喜支店の四店あり、支那側卸商十數軒と肩を並べ、なほ小賣商が三十五軒以上ある。十二年二月、青島化粧品商組合が邦人小賣商の間に四十五名の組合員を擁して成立したほどである。

Table with multiple columns listing various goods and their prices. Includes categories like '一六、雜品' and '一、動物性製品'.

日本 輸入 輸出 計

これによつてわが業界品の支那進出に

Table with 10 columns and 3 rows, listing various goods and their prices. Includes items like '未加工品', '金銀象眼', '漆器', '化粧用品', '化粧品', '化粧品', '化粧品', '化粧品', '化粧品'.

洋貨店、練店の如き、洋雑貨店や練店を副商品として取扱はれてゐる。本邦商品は、古くから北支方面にも進出してゐるが、内亂、排貨運動その他各種障害により、中絶を餘儀なくされるものが少なく、可成の變遷をみせてゐる。美顔水は二十數年前から入つてゐるが手引いたやうであり、クラブも十數年前から進出し、天津、北京に小賣機關店まで設けたが、當時効果が擧げなかつたやうである。ダイヤモンド歯磨粉も、北支にも二十年前から進出してゐる。廣島の熊谷の製油(板油)も二十年前は北支に少くらず販賣されたが、革命後變遷の廢れるとともに千代田香油時代となり、近年は斷髮流行とともに再變遷をみせようとしてゐる。

支那商品は、北支の氣候上、防雨用として大阪の安物が賣れてゐるが、最近支那製の安物ができて以來これに代つた。現在市販されてゐるものうち西蒙精松本のローリング 麗德雪花膏、クリームなどが進出してゐる。白粉ではローリング クリーン煉白粉、齒磨では三十年の歴史をもつ獅子牙粉ライオン一部には斯毛克モカがてをり、四川省方面には苦村牙粉、麗美が進出してゐる。クラブ亦相當に出てゐる。その他香油香水では金鶴、千代田等がある。青島の本邦品一ヶ年賣上高について、商工省貿易通信員の報告があるから、參考のために掲げよう。

石鹼ではレパリーのサンライト洗濯日光馬が斷然君臨し、化粧石鹼にはパーモリーブ石鹼がラックスカ主君など知られてゐる。化粧品ではフランスのシモンタリム、西蒙、ロジャヤの白粉、英國のハゼリンス、トリス、主、パンドラ、イシオン、白美人、顔油、アメリカのクリム、藍瓶、Creme de Valine、コルゲートの懐齒磨などである。さて、支那人の化粧品消費量は全支において僅か一千五百萬元と推定されてゐる。これを人口に比して考へる場合には全くわが國と比較にならず、支那人の生活の安定によつて十分開拓されるべき可能性を暗示してゐる。

東京東亞輸出組合員

Table listing members of the Tokyo East Asia Export Association, organized by industry sectors like '化粧品小間物商', '藥種、賣藥商', '袋物、雜貨', '玩具', '服装', '高瀬', '西島', '加藤', '豊田', '加藤', '加藤', '加藤', '加藤'.

時計貴金屬商

Table listing watch and precious metal merchants, including names like '小森由太郎', '在開間次郎', '松本 福松'.

滿洲輸入組合一覽

Table listing various import companies in Manchuria, such as '滿洲輸入組合株式會社', '大連市羽衣町一〇', '旅順市朝衣町一〇', '大石市朝衣町二八'.

滿洲輸入株式會社出張所・貿易會館

Table listing branch offices and trade associations of the Manchuria Import Company, including locations like '東京出張所', '大阪出張所', '名古屋出張所', '廣島出張所', '奉天貿易會館'.

滿洲國稅關

Table listing customs offices in Manchuria, including '大連', '旅順', '安東', '營口', '山海關', '龍井村', '承德'.

北支海關

Table listing customs offices in North China, including '秦皇島', '天津', '唐山', '石家莊', '保定', '張家口', '歸綏', '包頭', '蘭州', '西寧', '蘭州', '西寧', '蘭州', '西寧'.

ラヂオ 告 告 料 金 (滿洲電信電話株式会社)

Table of radio advertising rates with columns for '直接' (Direct) and '間接' (Indirect) rates, and rows for various stations and time periods.

日鮮満小口貨物 直通運賃

十二年十一月十五日より實施された日滿並に鮮滿間直通小口投貨物運賃の要點は次の通りである。

直通運賃の内容 従来の各運機別運賃の合算制を改正し之を合理的一本運賃とする。

一、貨物等級 全品目を五等級に分ち各運機別を通じ同一等級を採用する。

ロ、危険品 一級品 玩具用火工品、可燃性液體、可溶性及不溶性壓縮ガス、液體ガス類、酸化腐蝕劑、

尚最近に於ける省線、局線發、社線又は國線直通小口投貨物の數量は省線發年三、〇六〇、局線發四、七〇〇、計

三、〇六〇、局線發四、七〇〇、計 三五、三〇〇に達し滿洲國の躍進に伴ひ年々激増の趨勢にある折柄、今次運賃の改正は一層日鮮滿間取引の増進に貢獻するものと期待せられてゐる。

新らしい瓶

香水の吹の製

の製作は

製作も當店へ



株式会社 店商屋釜

本店 東京市浅草區鳥越一丁目四番地 電話 七〇二・四三九二番 振替口座 東京一八四番

大阪市住吉區金成町五十四番地 電話 三三五番 支店 大阪市東區谷町二丁目六十番地

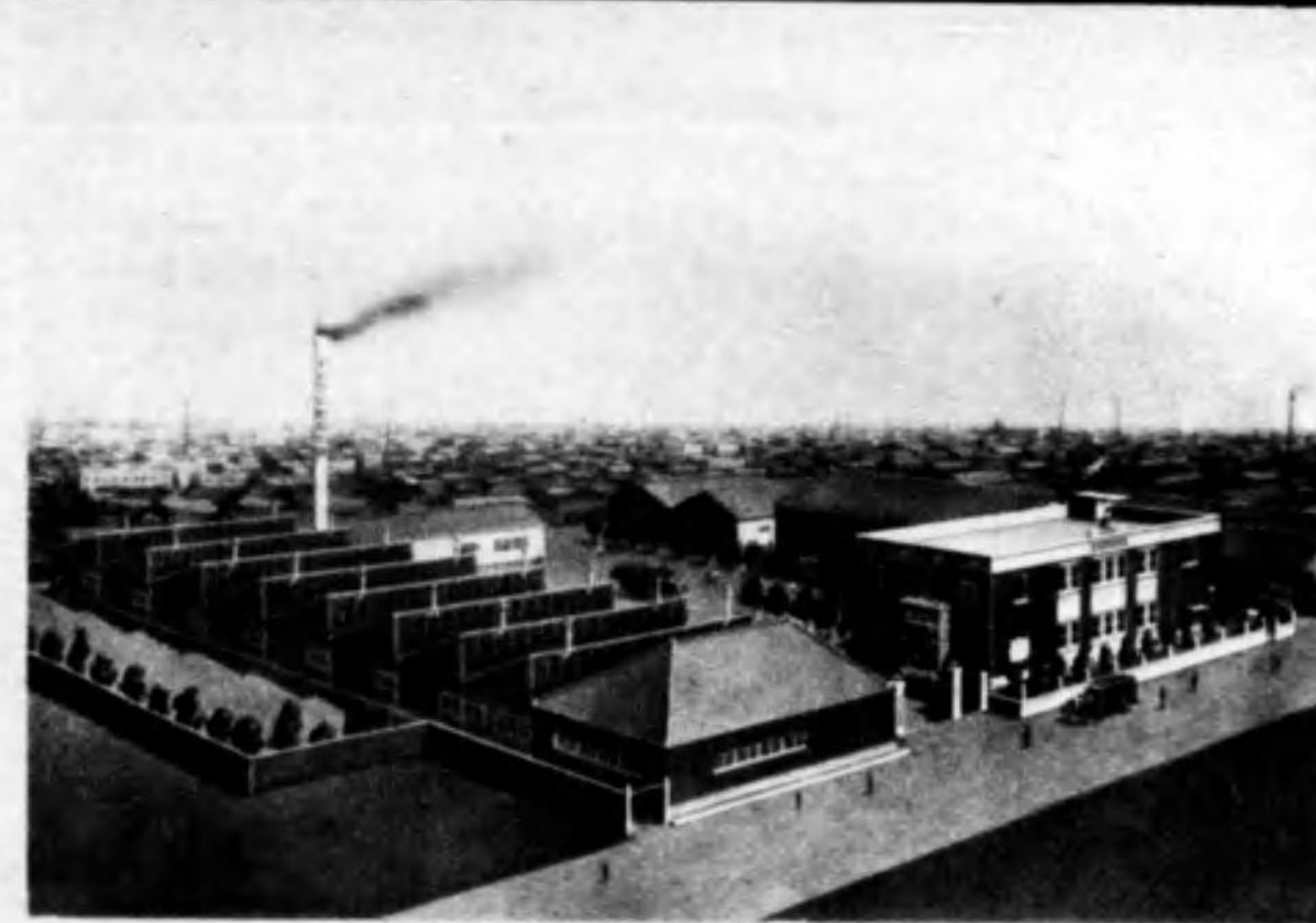
お望みの型で化粧品 製品トイタクベト に関におに價廉速運を すまし致せ合 呈造グロタカ

ボーマポ マヌメ

純植物性 × 整髮榮養

本店・東京市本所區豎川二丁目
支店・大阪市東區備後町五ノ五
井田京榮堂

洗 芳 整 光 粘
 髮 香 髮 澤 稠
 容 佳 清 自 適
 易 快 麗 然 度



全完の備設場工
 現實の學科造製
 及普の價廉品良



料 髮 美 奏 重 2 養

料粧代ーピッカ^{國産}

品製園香豊

＜輝け品良＞



込牛 園香豊 端田 京東

●

ス界第一

東髪あみ

ズローズ附^{燕號}バンド

純植物性髪洗ひ

スポーツ用

メーローキヤップ

信用・賣行第一 岩谷の

ハヤーネット

+

六七二三・八四一一九話電 會商谷岩 會社名 二目丁四段九區町麴市京東

ムーリクンシンリク 色明

！料顔洗いし新ぬは使も水も湯



工機原館天順谷桃

場工同・学及所究研品粧化同・館大順谷桃

舗本品粧化顔美色明
館天順谷桃 會株
社式

！水粧化力强新の果効重二

ンゼンリトスア 色明



品秀優最中場本

産島利・豆伊



元賣發造製

所賣專油椿豆伊

地番〇八町筋三北區草淺市京東
八六七〇五一京東替振一七九五(84)草淺話電
東伊・豆伊=場工 島利・豆伊=地產原

生粹椿油を誇として
全國一流百貨店並に
朝鮮滿洲等の百貨店
に於て販賣す

斯界平定!



本舖 柳屋本店
東京・日本橋

35 錢
55 錢
80 錢
120 錢

粘らず 櫛通りよし
自然な艶申分なし
匂ひよく 整髪後の
爽快感一〇〇%
フケ・カユミ・抜毛が
ピタリと止る。

合配ンリテスレコ素毛養・性物植粹純

ドーマポ屋柳



1938

御店頭の
新鋭武器

マスターの七主力製品

肌の専門滋養薬ラセラン應用

マスターバニシングクリーム

マスターコールドクリーム

マスター白粉・優美パフ

マスターハンドバクト

マスターハンドバクト

新鮮な色味・複合微粒子で表情化粧をつくる

マスター千番粉 白粉

マスター百番水 白粉

マスター固練白粉

本舖 **マスター化粧品株式会社 尚美堂**
 新営業所 **東京市麻布区霞町一番地**
 電話番(4) 二三六七、二三三八、四六〇〇番
 振替口座 **東京七三三八〇二番**

マニシク
マニシク
マニシク
マニシク

東京製品

CK

定評ある...



舖本賣發器金貯立國

店商郎四小上井

目丁一橋草淺區草淺市京東

番七七〇四 (84)草淺話電
 番六四五四
 番四〇三五京東座口替振

品製屬全

器	容	貯	金	貯	立	國
入	小	製	金	貯	立	國
入	草	煙	刻	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立

品製ドイロルセ

器	容	貯	金	貯	立	國
入	小	製	金	貯	立	國
入	草	煙	刻	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立
入	草	煙	製	金	貯	立

荒物
海草
乾物
問屋



町網小區橋本市京東
店商郎三銀木駒
 番五〇六一・四〇六一町場茅話電
 番九二七〇一京東座口替振

灰爐懷の的理想



アサヒツル印

もぐさ灰

火持ちよく
もぐさを配合して
製造された
獨創的懷爐灰

品質天下第一品
ツルマル青マルセル石鹼
石鹼・線香 問屋

あ小森敬三商店

東京市日本橋區小網町
電話茅場町 五〇四九番
振替口座 五六〇六番

年元治明店開

東京市日本橋區馬喰町三丁目二番地

婦人小間物
化粧用具
齒ブラシ
石鹼容器
男子用櫛

問屋



中津屋本店

店主 加納新吉

電話浪花 67 二二二番
振替口座東京二二五

義主 第切親

新刊寫真入カタログ送呈



品粧化ブール

カレンシアクリーム
 イストリセントロシオン
 ファウンテーシヨシオン
 コールドクリーム
 パニシオンクリーム
 キューカンパー水
 白粉 白粉 白粉
 紅粉 紅粉 紅粉
 香水 香水 香水
 ママ 香水 香水
 香水 香水 香水
 香水 香水 香水

香水化粧石品化粧水
 ハリキリン製造販賣並輸出業
 東京市日本橋區本橋二番地
 電話花七四七〇・四九一八



高砂香料株式會社

本社・工場 東京市蒲田區本蒲田四丁目二番地ノ一號
 電話大森二九二番・蒲田二〇三五番
 臺北支店 臺北市大安路安坡一〇番
 電話臺北一七八〇番
 東京營業所 東京市日本橋區室町三丁目四番
 電話日本橋三三六番・三三六番
 大阪支店 大阪市東區南久太郎町一ノ二丁目四
 電話船場一九七六番・一九七七番



あせ知らず

赤チウワ印
 赤チウワ印
 赤チウワ印

本舖 徳田商店
 東京市下谷區中清水五町

ラリンクリーム

ホルモン配劑
健康化粧用クリーム

獨逸專賣特許
ホルモン新劑
リーデルクリーム
(パニツシグ)

(ゴールド)



本 舗
レクオ研究所

香料



香料直輸出入並製造

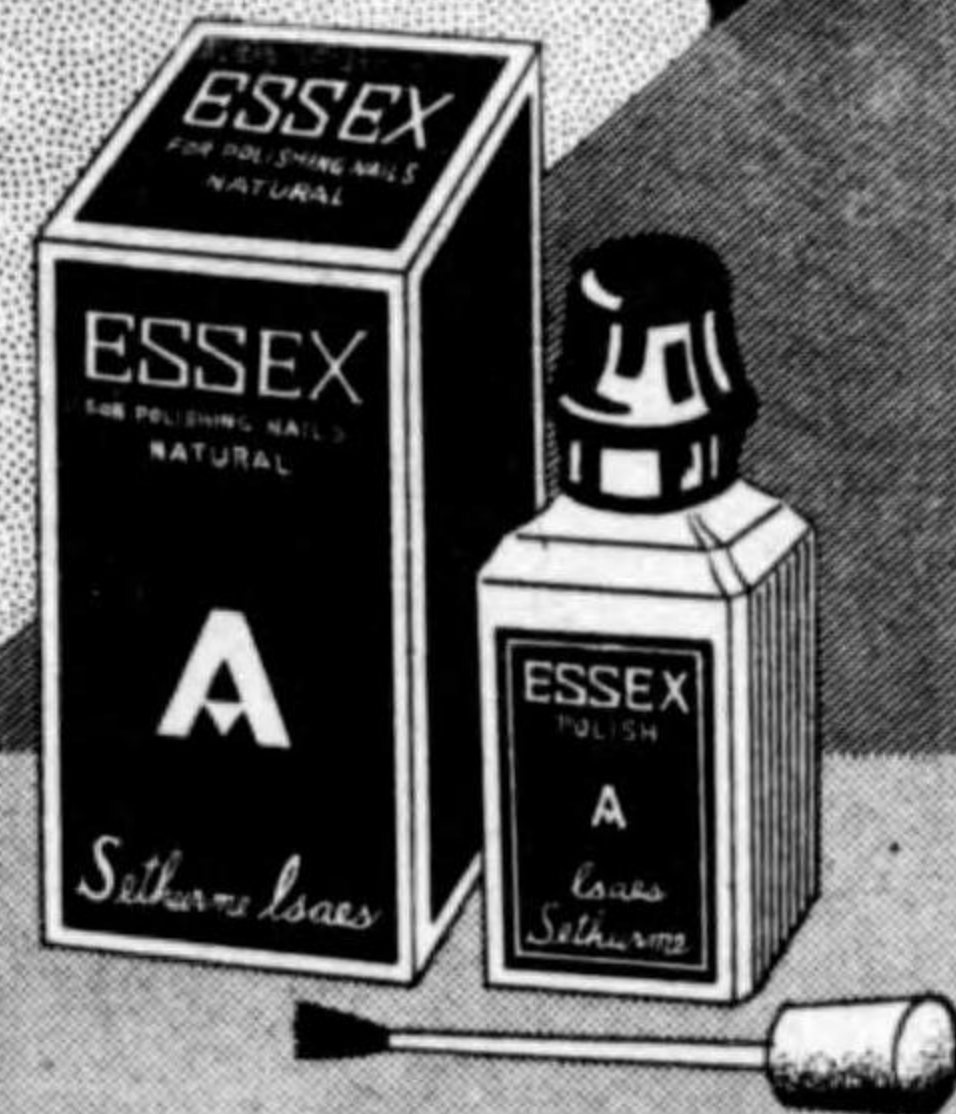
田村眞策香料部

營業所 大阪市東區淡路町二丁目
電話北濱(23)二九六九番
振替大阪二六六九一番
發售路號(夕ムラ)番
製造所 大阪府豐能郡箕面半町
電話櫻井一〇四番

ESSEX⁷⁷
NAIL POLISH

優良國産品

エセックス
爪料ス




本 舗

小島屋商店
東京市浅草区小島二丁目二番五
電話・浅草(84)五〇二番

顔の顔・止し
 久能本名



町室京東 店南木能久  鋪市

問屋

乾物

菜物



中村茂八商店

東京市日本橋區小網町

電話茅場町(66)三三九四八

チツツツ 洗石鹼



資本金 貳億圓
日本窒素肥料株式會社

！合配ンチシレ度強・素養榮肌美の見發新

この信用
この賣行き
この品質



本舖・株式會社奥住商店・東京

ムーリク肌雪ニブラ

令法 規法

例言

一、「法規法令」は、昭和十二年度中に制定、或は改正公布せられたる業界関係のものを輯録するを以てその建前とするに於いて例年と變りなきも、昨年新に公布せられたるものは非常時立法として非常の多數に上れる爲、その全部を収むるの紙幅に乏しく、唯僅かに税法に關する一部を録するに止めた。

一、滿洲國に於ける業界關係法規としては、「滿洲國藥品法」「滿洲國藥劑師法」等々の公布を見たも、これ又、採録する能はざるを遺憾とする。

一、「重要物資同業組合法」「同施行規則」「同準則」等々、業界の基本的法規は連年掲載せる處なるを以て今年は是れを見合せたるも「賣薬部外品取締規則」「化粧品規則」等の如き業界に於ける日常の營業に必須の諸規則は、前年と同じく全部これ採録することにした。

一、「賣薬部外品取締規則施行細則」にして未だその制定を見なかつた茨城、静岡、千葉、佐賀、の四縣中、千葉、茨城の兩縣の分が公布されたのでこれを追録せる外、警視廳の細則のみを掲げ、全國各府縣の分は昭和九年、十年、十一年、十二年度の各年鑑に悉く採録しあるを以て省くことにした。

一、藥業に關する法規は浩翰にしてこれを網羅するは固より不可能なるを以て單に「賣薬法」及びこれに附隨する一二のもののみを採録した。

一、今年より「業界便覽」を廢止したるにより「諸届書式」等々法定の資料は、何れも此の欄に併せ收めることにした。

臨時租稅增徴法

昭和十二年三月三十日 法律第三號

第一條 當分の内本法に依り所得稅、法人の營業收益稅、資本利子稅、相続稅、贈與稅、酒稅、砂糖消費稅、取引所得稅及び臨時利得稅を増徴し金鑛及び銀鑛に特別贈與稅を課す。

第二條 所得稅中法人の普通所得及び清算所得に對する所得稅については所得稅法第二十一條に規定する稅率百分の五を百分の十、百分の十を百分の二十としたる場合の差増額に相當する稅額を増徴す。

第三條 所得稅法第四條の規定に依り法

の百分の四十に相當する金額より普通所得及び超過所得に對する所得稅額(所得稅法第二十一條の二の規定に依り普通所得に對する所得稅に計算する稅額を含む)と第二條の規定に依る増徴稅額との合計金額を控除したる殘額を超過することを得す。

第五條 所得稅中第二種所得に對する所得稅に付ては所得稅法第二十二條第一項の規定に拘らず左の稅率に依り之を賦課す。

甲 國債の利子 百分の二
國債以外の公債の利子 百分の六

乙 其の他 百分の七・五

第六條 所得稅中第三種所得に對する所得稅に付ては所得金額の階級に從ひ左の割合の稅額を増徴す。

所得金額二千圓以下なる所得 所得稅額の百分の二十
同 三千圓以下なる所得 所得稅額の百分の三十
同 七千圓以下なる所得 所得稅額の百分の三十五
同 一萬五千圓以下なる所得 所得稅額の百分の四十
同 十萬圓以下なる所得 所得稅額の百分の四十五
同 五十萬圓以下なる所得 所得稅額の百分の五十五
同 百萬圓以下なる所得 所得稅額の百分の六十
同 百萬圓を超過する所得 所得稅額の百分の七十

所得金額が二千圓を超え三千圓以下なる所得に付ては之に對する所得稅額及増徴稅額の合計金額より所得金額二千圓の所得に對する所得稅額及増徴稅額の合計金額を控除したる殘額が所得金

るすくしは麗を眼と毛づま

BEAULA

新型發賣!

普及型 ¥2.50
特別製型 ¥3.00

スター麗人たちの、あの美しくカールされた長いマツ毛と明眸の輝きは、何れもこの近代的な美容工作によつてつくられてゐるのです。

マスカラ(マツ毛墨)もチツクも要りません。ビウラをお用ひになれば、どなたでも僅か一二分間で、何の難作もなく完全に、マツ毛が上向きに麗はしくカールされ、瞳がハツキリと浮出して、お眼にすばらしい魅力が生れます。勿論、眼にもマツ毛にも全く無害で、寧ろこれを常用すれば短かいマツ毛も長く美しく伸びる副効果があります。

近代的の美容には、全世界のスターたち愛用のこのビウラが第一に必要です。

★ 社會式株事商京東 阪大・京東 店理代 ★ 一ニバンコ堂芳啓 町林郷本京東 元賣發 ★

額二千圓を超ゆる金額を超過するときは該超過額に相當する金額を其の増徴税額より控除す

前項の規定は所得金額が三千圓を超え七千圓以下なる所得、同七千圓を超え一萬五千圓以下なる所得、同一萬五千圓を超え十萬圓以下なる所得、同十萬圓を超え五十萬圓以下なる所得、同五十萬圓を超え百萬圓以下なる所得及同百萬圓を超ゆる所得の各同様の場合に付之を準用す

山林の所得と山林以外の所得とは之を区分し各別に前三項の規定を適用す

戸主及其の同居家族の所得は之を合算し其の總額に付前四項の規定を適用す

戸主と同居する二人以上の同居家族の所得に付亦同

第七條 法人より受くる利益若し利息の配當又は剰餘金の分配に付ては所得税法第十四條第一項第四號の規定に拘らず前年三月一日より其の年二月末日迄の收入金額(無記名株式の配當に付ては支拂を受けたる金額)より其の十分の二を控除したる金額に依り第三種の所得を算出す

第八條 法人の營業收益税に付ては營業收益税法第十條に規定する税率百分の三・四を百分の四としたる場合の差増額に相當する税額を増徴す

第九條 資本利子税に付ては資本利子税法第六條に規定する税率百分の二を百分の四としたる場合の差増額に相當する税額を増徴す但し貯蓄銀行の所有する國債の利子に對する資本利子税に付ては此の限に在らず

第十條 相続税に付ては課税價格の階級に従ひ左の割合の税額を増徴す

課税價格一萬圓以下なるとき
相続税額の百分の二十

三萬圓以下なるとき

同 相続税額の百分の三十

同 五萬圓以下なるとき

同 相続税額の百分の五十

同 十萬圓以下なるとき

同 相続税額の百分の八十

同 十萬圓を超ゆるとき

第六條第二項の規定は前項の場合に付之を準用す

第十一條 相続税を課すべき相続財産の價格中不動産及不動産の上に存する權利並に信託財産たる不動産の元本の利益を受くべき權利の價格の合計が相続財産の價格の二分の一を超ゆるときは相続税法第十七條第一項但書の期間は之を十年内とす

第十二條 釀酒税に付ては釀業法第八十五條に規定する税率百分の五を百分の六としたる場合の差増額に相當する税額を増徴す

第十三條 金銀及銀鍍には釀産物の價格の千分の十三の税率に依り特別釀酒税を課す釀業法中釀酒税に關する規定は第八十八條の規定を除くの外前項の特別釀酒税に付之を準用す

第十四條 酒税中清酒、白酒、味津及燒酎の酒税は酒税法第四條の規定に拘らず左の税率に依る

一、酒分三十三度以下の清酒及白酒
一石に付四十五圓但し連續式蒸餾機に依り製造したる燒酎に付ては一石に付二圓を加へたる金額

二、酒分三十三度を超え四十五度以下の燒酎一石に付、四十五圓に酒分三十三度を超ゆる一度毎に一圓七十錢を加へたる金額但し連續式蒸餾機に依り製造したるものに付ては四十七圓に酒分三十三度を超ゆる一度毎に一圓八十錢を加へたる金額

三、酒分三十三度を超ゆる清酒及び白酒、酒分三十三度を超ゆる味津並に酒分四十五度を超ゆる燒酎一石に付酒分一度毎に二圓十五錢

第十五條 酒税中麥酒税に付ては麥酒税法第三條に規定する税率一石に付二十五圓を三十五圓としたる場合の差増額に相當する税額を増徴す

第十六條 酒税中酒類及酒類含有する飲料の酒税に付ては酒類及酒類含有飲料税法第二條に規定する税率中一圓八十錢を二圓十五錢、四十二圓を五十圓としたる場合の差増額に相當する税額を増徴す

第十七條 砂糖消費税は砂糖消費税法第三條の規定に拘らず左の税率に依る

一、砂糖

第一種 砂糖色相和關標本第十一號未満の砂糖

甲 樽入黒糖及樽入白下糖但し分蜜したるもの、黒糖及白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの並に全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く 百斤に付 二圓七

乙 其の他のもの 百斤に付 二圓七

十錢

第二種 砂糖色相和關標本第二十二號未満の砂糖 百斤に付 六圓五十錢

第三種 砂糖色相和關標本第二十二號以上の砂糖 百斤に付 八圓

第四種 氷砂糖、角砂糖、殊砂糖其の他類似のもの 百斤に付 十圓

二、糖蜜

第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲 糖蜜を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの 百斤に付 三圓五十錢

乙 其の他のもの 糖蜜を蔗糖として計算したる重量 百斤に付 八圓

第二種 其の他の糖蜜

甲 糖蜜を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの 百斤に付 一圓

乙 其の他のもの 百斤に付 二圓七十錢

三、糖水 百斤に付 六圓五十錢

第十八條 取引所税に付ては左の各號に定むる税額を増徴す

一、取引所營業税に付ては取引所税法第一條に規定する税率百分の十五を百分の十六・五としたる場合の差増額に相當する税額

二、第二種有價證券の賣買取引に對する取引税に付ては取引所税法第五條に規定する税率百分の一・五を百分の二・七、百分の二・五を百分の四・五としたる場合の差増額に相當する税額

第十九條 臨時利得税に付ては臨時利得税法第十四條に規定する税率百分の十を百分の十五、百分の八を百分の十としたる場合の差増額に相當する税額を増徴す

第二十條 北海道、府縣、市町村其の他の公共團體は本法に依り増徴する税額(第七條及第二十二條の規定に依り増額と爲る部分を含まず)又は本法に依り課する特別釀酒税に付附加税を課することを得ず

附則

第二十一條 本法は昭和十二年四月一日より之を施行す

第二十二條 左の法律は之を廢止す

一、明治三十八年法律第九號

一、明治四十二年法律第七號

第二十三條 所得税中第一種の所得税に付ては普通所得に對する所得税は本法施行後に終了する事業年度分、清算所得に對する所得税は本法施行後に於ける

北支事件特別税法

東州を、第八條乃至第十條中「朝鮮」の下に「臺灣又は樺太」を加ふ

昭和十二年八月十二日
法律第六十六號

る解散又は合併に因る分より、第三種の所得税に付ては昭和十二年分より本法を適用す

第七條の規定に依り第三種の所得に付新に納税義務を有するに至りたる者は昭和十二年四月十五日迄に其の所得金額を申告すべし

前項の場合に於ては所得金額の申告と同時に所得税法第十六條又は第十六條の三の規定に依る控除を申請することを得

第二十四條 法人の營業收益税に付ては本法施行後に終了する事業年度分より本法を適用す

第二十五條 資本利子税中乙種の資本利子税に付ては昭和十二年分より本法を適用す第二十三條第二項の規定は乙種の資本利子税に付之を準用す

第二十六條 本法施行前に開始したる相続に付ては本法を適用せず

第二十七條 釀酒税に付ては昭和十二年分より本法を適用す

第二十八條 本法施行前に運出したる金銀及銀鍍には本法を適用せず

第二十九條 沖繩縣に於て製造したる濁酒以外の酒類を帝國内の他の地方へ移出するときは大正十五年法律第十四號附則第三項の規定に拘らず其の造石税と第十四條に規定する造石税との差額の税率に依り出港税を課す

第三十條 臨時利得税に付ては法人の臨時利得税は本法施行後に終了する事業年度分より、個人の臨時利得税は昭和十二年分より本法を適用す

第三十一條 臨時利得税法附則第二項中「昭和十二年十二月三十一日」を「昭和十三年十二月三十一日」に「昭和十二年分」を「昭和十三年分」に改む

第三十二條 大正九年法律第十二條第三條の二乃至第六條中「臺灣」の下に關

一 所得特別税

二 臨時利得特別税

三 利益配當特別税

四 公債及社債利子特別税

五 物品特別税

第二條 所得特別税は所得税を納むる者に之を課す

第三條 第一種所得税を納むる者の所得特別税は法人の本法施行後一年内に終了する各事業年度の所得(清算所得を除く)に付之を賦課し其の所得に對する第一種所得税額(臨時租税増徴法に依る増徴税額を含む)の百分の十に相當する金額を以て其の税額とす

第四條 第二種所得税を納むる者の所得特別税は本法施行後一年内に支拂を受くる第二種所得(國債の利子を除く)に付之を賦課し其の所得に對する第二種所得税額(臨時租税増徴法に依る増徴税額を含む)の百分の十に相當する金額を以て其の税額とす

第五條 第三種所得税を納むる者の所得特別税は昭和十二年分第三種所得に付之を賦課し其の所得に對する第三種所得税額(臨時租税増徴法に依る増徴税額を含む)の百分の七・五に相當する金額を以て其の税額とす

第六條 第一種所得税を納むる者の所得特別税は事業年度毎に之を徵收す

第二種所得税を納むる者の所得特別税

は第二種所得金額支拂の際支拂者に於て徵收し翌月十日迄に之を政府に納むべし

第三種所得税を納むる者の所得特別税は其の税額を三分し左の三期に於て之を徵收す

第一期 昭和十二年十月一日より三十一日限

第二期 昭和十三年一月一日より三十一日限

第三期 昭和十三年三月一日より三十一日限

第七條 臨時利得特別税は臨時利得税を納むる者に之を課す

第八條 法人の臨時利得特別税は本法施行後一年内に終了する各事業年度の利得に付之を賦課し其の利得に對する臨時利得税額(臨時租税増徴法に依る増徴税額を含む)の百分の十五に相當する金額を以て其の税額とす

第九條 個人の臨時利得特別税は昭和十二年分利得に付之を賦課し其の利得に對する臨時利得税額(臨時租税増徴法に依る増徴税額を含む)の百分の十五に相當する金額を以て其の税額とす

第十條 法人の臨時利得特別税は事業年度毎に之を徵收す

個人の臨時利得特別税は其の税額を三分し左の三期に於て之を徵收す

第一期 昭和十二年十月一日より三十一日限

第二期 昭和十三年一月一日より三十一日限

第三期 昭和十三年三月一日より三十一日限

第十一條 利益配當特別税は本法施行地に本店を有する法人より利益の配當を受くる者に之を課す所得税法其の他の法律に依り第二種所得税を課せられざる者には利益配當特別税を課せず

第十二條 利益配當特別税は本法施行後一年内に前條の法人より支拂を受くる利益の配當に付之を賦課し配當金中配當率年七分の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額の百分の十に相當する金額を以て其の税額とす

第十三條 利益配當特別税は配當金支拂の際支拂者に於て徵收し翌月十日迄に之を政府に納むべし

第十四條 公債及社債利子特別税は本法施行地に於て公債又は社債の利子の支拂を受くる者に之を課す

第十五條 公債及社債利子特別税は本法施行後一年内に支拂を受くる公債又は社債(外債特別税法第一條第二項に規定する外債債を除く)の利子に付之を賦課し利子金額中國債に限りては利率年四分、國債以外の公債及社債に在りては利率年四分五厘の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額の百分の十に相當する金額を以て其の税額とす

第十六條 公債及社債利子特別税は利子金額支拂の際支拂者に於て徵收し翌月十日迄に之を政府に納むべし

第十七條 第六條第二項、第十三條又は前條の規定に依り徵收すべき税金を徵收せざるるとき又は其の徵收したる税金を納付せざるときは國稅徵收の例に依り之を支拂者より徵收す

第十八條 所得税法第十二條及大正九年法律第十二條第三條の規定は第一種所得税を納むる者の所得特別税及法人の臨時利得特別税に付之を準用す

所得税法第七十二條及第七十三條の規定は第三種所得税を納むる者の所得特別税及個人の臨時利得特別税に付之を準用す

第十九條 利益配當特別税を課せらるる利益の配當又は公債及社債利子特別税を課せらるる公債又は社債の利子に付所得税(第一種所得税を除く)又は資本利子税を課する場合に於ては其の利益配當金額又は利子金額より利益配當特別税又は公債及社債利子特別税相當額を控除したる残額を以て其の配當金額又は利子金額と看做す

第二十條 物品特別税は左に掲ぐる物品にして命令の定むるものに之を課す

第一種

- 一 貴石若し半貴石又は之を用ひたる製品
- 二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品
- 三 貴金屬製品又は貴金屬を用ひたる製品
- 四 眞珠製製品
- 五 珊瑚製製品

第二種

- 一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、寫眞用乾板、フィルム及感光紙
- 二 蓄音器及同部分品
- 三 蓄音器用レコード
- 四 蓄音器用レコード
- 五 蓄音器用レコード

第二十一條 物品特別税の税率は價格百分の二十とす

前項の價格は第一種の物品に付ては小賣業者の販賣價格、第二種の物品に付ては製造場より移出する時の價格とす但し保税地域より引取らるる物品にして引取より税金を徴收するものに付ては引取の際に於ける價格とす

第二十二條 物品特別税は第一種の物品に付ては小賣業者より、第二種の物品に付ては製造場より引取らるる物品に付ては製造場より引取らるる物品に付ては命令を以て定むる場合を除くの外引取人より之を徴收す

第二十三條 第一種の物品の小賣業者は毎月其の販賣したる物品に付、第二種の物品の製造者は毎月其の製造場より移出したる物品に付其の品名毎に數量及價格を記載したる申告書を翌月十日迄に政府に提出すべし

第一種又は第二種の物品を保税地域より引取らるる者は命令を以て定むる場合を除くの外引取の際に於ては前項に準ずる申告書を政府に提出すべし

申告書の提出なきときは政府に於て申告を不相當と認めたるときは政府は其の課税標準額を決定す

第二十四條 物品特別税は毎月分を翌月末日迄に納付すべし但し第二十二條但書の場合に於ては引取の際に納付すべし

第二十五條 左に掲ぐる物品に付ては命令の定むる所に依り物品特別税を免除す

- 一 輸出するもの
- 二 第一種又は第二種の物品の製造の用に供するもの
- 三 其の他の命令を以て定むる用途に供するもの

第二十六條 第一種の物品の小賣業者を營さんとする者又は第二種の物品を製造せんとする者は命令の定むる所に依り政府に申告すべし其の小賣業者又は製造者を廢止せんとするときは亦同じ

第二十七條 第一種又は第二種の物品の製造者又は販賣者は命令の定むる所に依り其の製造、貯蔵又は販賣に關する事實を帳簿に記載すべし

第一種の物品の小賣業者又は第二種の物品の製造者は命令の定むる所に依り其の製造又は販賣に關し必要なる事項を政府に申告すべし

第二十八條 收税官吏は第一種又は第二種の物品の製造者又は販賣者に對し質問を爲し又は左に掲ぐる物件に付検査を爲し若し監督上必要の處分を爲すことを得

- 一 第一種又は第二種の物品にして製造者又は販賣者の所持するもの
- 二 第一種又は第二種の物品の製造、貯蔵又は販賣に關する一切の帳簿書類
- 三 第一種又は第二種の物品の製造、貯蔵又は販賣に必要なる建築物、機械、器具、材料其の他の物件

第二十九條 詐偽其の不正の行爲に依り所得特別税、臨時利得特別税、利益配當特別税又は公債及社債利子特別税を逃脱したる者は其の逃脱したる税金の三倍に相當する罰金又は科料に處し直に其の税金を徴收す但し自首したる者又は税務署長に申出でたる者は其の罪を問はず

第三十條 詐偽其の不正の行爲に依り物品特別税を逃脱し又は逃脱せんとしたる者は其の逃脱し又は逃脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徴收す但し罰金額が二十圓に滿たざるときは之を二十圓とす

第三十一條 左の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

- 一 第二十三條の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者
- 二 政府に申告せずして第一種の物品の小賣業者を營み又は第二種の物品を製造したる者
- 三 第三十二條の一に該當する者は百圓以下の罰金又は科料に處す
- 一 第二十七條第一項の規定に依る帳簿の記載を怠り若し詐り又は帳簿を隠匿したる者
- 二 第二十七條第二項の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者
- 三 第二十八條の規定に依る收税官吏

の質問に對し答辯を爲さざれば虚偽の陳述を爲し又は其の職務の執行を拒み、妨げ若し忌避したる者

第三十三條 第二十九條又は第三十條の罪を犯したる者には刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の規定を適用せず

第三十四條 第一種又は第二種の物品の製造者又は販賣者の代理人、戸主、家族、同居人、雇人其の他の従業者が其の業務に關し本法中物品特別税に關する規定に違反したるときは其の製造者又は販賣者を處罰す

第三十五條 北海道、府縣、市町村其の他の公共團體は北支事件特別税に付附加税を課することを得ず

第三十六條 本法に於て保税地域と稱するは關稅法の定むる所に依る

附則

本法は公布の日より之を施行す

物品特別税に關する規定は昭和十三年三月三十一日以前に於て物品特別税を課せらるべき販賣、製造場よりの移出又は保税地域よりの引取を爲したる第一種又は第二種の物品に付て之を適用す

本法施行前より引取き第一種の物品の小賣業者を營む者又は第二種の物品の製造を爲す者本法施行後一月内に其の旨を政府に申告するときは本法施行の日にて本法に依り申告したるものと看做す

北支事件特別税法
施行規則

昭和十二年八月十二日
勅令第四百十九號

第一條 北支事件特別税法第六條第二項、第十三條又は第十六條の規定に依り第

二種所得金額、配當金又は利子金額の支拂所得特別税、利益配當特別税又は公債社債利子特別税を徴收したるときは翌月十日迄に拂込書及計算書を添へ之を最寄の日本銀行の本店、支店又は代理店に拂込むべし

第二條 所得税法施行規則第六十六條、第六十七條及第六十九條乃至第七十一條の規定は第三種所得税を納むる者の所得特別税及個人の臨時利得特別税に付て之を準用す

第三條 北支事件特別税法第二十條の規定に依り物品特別税を課すべき物品を定むること左の如し

第一種

- 一 貴石若し半貴石又は之を用ひたる製品
- イ 貴石、半貴石
- イ ヤ、アレキサンドライト、サファイヤ、スピネル、エメラルド、トルマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石及ヘマタイト
- ロ 貴石又は半貴石を用ひたる製品
- 二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品
- イ 天然眞珠及養殖眞珠
- ロ 眞珠を用ひたる製品
- 三 貴金屬製品又は貴金屬を用ひたる製品
- イ 貴金屬製品但し萬年筆用金ペンを除く
- ロ 金剛又は白金製の時計
- ハ 金屏風
- ニ 其の他貴金屬を用ひたる製品
- 四 眞珠製製品
- 五 珊瑚製製品

法規法令

第二種

- 一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
- イ 寫眞機但し航空機用のもの及顯微鏡用のものを除く
- ロ 寫眞引伸機
- ハ 映寫機
- ニ 寫眞機部分品及附屬品
- レ ンズ(シャッター附のものを含む)、暗箱(蛇腹の有無を別たす)、シャッター、フィルムホルダー、取棒、フアインダー、三脚臺、カラーフイルター、セルフタイマー、露出計、距離計及寫眞機用又は三脚臺用ケース
- ホ 寫眞引伸機部分品
- 暗箱、コンデンサー、レンズ及支持臺
- ハ 映寫機部分品及附屬品
- コ ンデンサー、レンズ、發聲裝置、フィルム巻取機、カメラストラップ、映寫機用ケース
- ニ 寫眞用乾板、フィルム及感光紙
- イ 寫眞用乾板但し航空機用のもの及エックス線用のものを除く
- ロ 寫眞用フィルム但し航空機用のもの及エックス線用のものを除く
- ハ 寫眞用感光紙
- 三 蓄音器及同部分品
- イ 蓄音器(ラヂオ聴取裝置を附したるものを含む)
- ロ 蓄音器部分品
- 蓄音器用、サウンドボックス、移動腕金、マグネチックテープ、クランプ、蓄音器用モーター、同轉盤、動力用ゼンマイ及蓄音器用針
- 蓄音器用レコード(トーキー用

法規法令

のものを含む)但し六吋以下の紙製のものを除く

五 樂器及同部分品

イ 樂器

ピアノ、オルガン、アコーディオン、ハーモニカ、ヴァイオリン、バイオリン、セロ、コントラバス、マンドリン、マンドラ、マンドリオン、ギター、パラライカ、ウクレレ、バンジョー、フリート、ビッコロ、クラリネット、オーボエ、バズーン、ホルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、サックス、チェンバ、サクソフォーン、スザフォーン、ホルン、木琴、鐵琴、ハープ、リタ、箏、三絃、琵琶、明笛及尺八但し箏具と認めらるるものを除く

ロ 樂器部分品

絃樂器の絃弓及撥

前項の場合に於て貴金屬とは金、銀、白金及此等を主たる材料とする合金を謂ふ

第一種の物品にして一個の價格三圓未満のもの又は貴石、半貴石、眞珠若し貴金屬を用ひたる物品にして此等の部分の價格(二種以上のものを用ひたるものに付ては其の價格を合算す)が全體の價格の三分の一未満のものには物品特別税を課せず但し金剛又は白金製の時計及金屏風に付ては此の限に在らず

第四條 北支事件特別税法第二十條に掲ぐる第一種の物品(以下第一種物品と稱す)の小賣業者を營まんとする者は販賣場及販賣すべき物品を定め其の住所及氏名又は名稱を記載したる申告書を販賣場所稅務署に提出すべし

第五條 北支事件特別税法第二十條に掲

法規法令

ぐる第二種の物品(以下第二種の物品と稱す)を製造せんとする者は製造場及製造すべき物品を定め其の住所及氏名又は名稱を記載したる申告書を製造場所稅務署に提出すべし

第六條 第一種物品の小賣業者又は第二種物品の製造者一月以上其の時期を定め所轄稅務署に申告すべし

第七條 稅務署長は必要と認むるときは第二種物品の製造者に製造場の圖面及製造用の機械器具の目錄を提出せしむることを得

第八條 第四條乃至第六條の規定に依り提出したる事項又は前條の規定に依り事項に異動を生じたるときは其の都度所轄稅務署に申告すべし

第九條 第一種物品の小賣業者又は第二種物品の製造業者を相續したる者は其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第一種物品の小賣業者又は第二種物品の製造業者を譲渡人と連署して所轄稅務署に申告すべし

合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人が合併に因りて消滅したる法人の第一種物品の小賣業者又は第二種物品の製造業者を承継したるときは合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人は其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第十條 第一種物品の小賣業者又は第二種物品の製造業者を譲渡せんとするときは其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第十一條 第一種物品の小賣業者又は第二種物品の製造業者販賣場又は製造場を移轉せんとするときは移轉の事實を具し第四條又は第五條及前條の規定に準ずる申告を爲すべし

第十二條 第一種物品の販賣業者又は製造

法規法令

者が第一種物品を保税地域より引取る場合に於ては物品特別税は之を徴収せ

第十三條 北支事件特別税法第二十三條

第十四條 北支事件特別税法第二十五條

其の條件に従ふに非ざれば物品特別税

第十六條 第一種物品又は第二種物品

第十七條 第一種物品又は第二種物品

第十八條 販賣場を有せしめて第一種物

第十九條 本令中税務署に屬する事務は

本令は公布の日より之を施行す

輸出入品等に関する臨時措置に關する件

昭和十一年九月十日

第一條 政府は支那事變に關聯し國民

第二條 政府は支那事變に關聯し國民

第三條 政府は支那事變に關聯し國民

第四條 第一條の規定に依りて爲す制限

第五條 第二條の規定に依る命令若し

第六條 第三條の規定に違反し報告を爲

第七條 法人の代表者又は法人若し

第八條 本法の罰則は本法施行地に本店

臨時輸出入許可規則

昭和十二年十月十一日

第一條 關稅定率法別表輸入稅表に掲

第二條 關稅定率法別表輸入稅表に掲

第三條 前二條の規定は左の各號の一に

物品にして本則の別表丙號に掲ぐる

第五條 第一條又は第二條の許可を受け

第六條 第一條又は第二條の許可を受け

第七條 第四條の許可を受けんとする者

第八條 第一條又は第二條の許可を受け

第九條 第一條又は第二條の許可を受け

第十條 第一條、第二條又は第四條の許

第十一條 第一條、第二條又は第四條の

第十二條 第一條、第二條又は第四條の

第十三條 第一條、第二條又は第四條の

- 六三二 セルロイド及同製品 別紙ニ掲
- 六三三 セルロイドノ製成ニ用タルモノ
- 六三九 化粧具匣
- 六四一 靴具
- 六四七 別紙に掲げざる物品
- 二、其の他
- 甲、貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬
- 乙、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又は鼈甲を用たるもの
- 丙、其の他
- 七四〇 豚毛
- 七四一 安知母尼及硫化安知母尼
- 五二一 内、貴金屬を用る又は貴金屬を鍍したる安知母尼製品
- 五二五 別紙に掲げざる金屬製品の内、安知母尼製品

輸出石鹼取締規則

大正四年六月二十五日
農商務省令第十號

第一條 澱粉、穀粉、粘土其の他(農商務大臣)の指定する物料を混和したる石鹼は(農商務大臣)の認可を受けたる者には非ざれば賣利の目的を以て之を輸出することを不得し但し本則施行後二年後を限り混和物の量百分中二十未満の石鹼に付てはこの限に在らず

混和物の量百分中二十以上の石鹼は本則施行後二年を限り地方長官の認可を受け之を輸出することを不得

第二條 前條の規定に依る認可申請書に

は石鹼の名稱、商標、混和物料名及其の混合歩合並輸出先を記載し製品見本を添付すべし

認可申請書に記載したる事項を變更せむとするときは行政官廳の認可を受くべし

第三條 第一條第二項の規定に依り認可を受け輸出する石鹼には別紙様式に依り標章を各小箱の蓋の内面及外箱の表面に明瞭に表示すべし其の小箱を用るざるものに在りては各石鹼又は其包装に之を明瞭に表示すべし

第四條 地方長官は前條の規定に依る表示を爲さずして石鹼を輸出し又は輸出せむとする者に對し第一條第二項の認可を取消すことを得

第五條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金に處す

一 第一條の規定に違反したる者

二 第二條第二項の規定に依る認可を受けずして石鹼を輸出したる者

前項の未遂罪は之を罰す

附則

本則は大正四年九月一日より之を施行す(別紙)

外箱の標章 長徑七寸五分以上 短徑五寸以上

小箱の標章 長徑一寸五分以上 短徑一寸以上



標章圖說
下半部に
M DE
IN JAP
ANの文
字を記入
すること
を妨げず

輸出獸毛製刷子取締規則

大正十年八月二十日
農商務省令第二十六號

第一條 獸毛製刷子は港務部に於て施行する消毒又は地方長官の認可を受けたる方法に依り消毒を経たる獸毛を以て製造したるものに非ざれば之を輸出することを不得

第二條 前項の規定に違反したる者は百圓以下の罰金に處す

前項の未遂罪は之を罰す

附則

本則は大正十年九月一日より之を施行す

賣藥部外品取締規則

昭和七年七月二十二日
內務省令第二十五號

第一條 本令に於いて賣藥部外品と稱するは左の各號の一に該當する効能ありとする藥物及內務大臣の指定する物を謂ふ

一 疾病の豫防又は皮膚障害の豫防若しくは除去

二 滋養、強壯、心身爽快又は身體諸機能の増進若しくは抑止

三 皮膚組織の變更又は體臭の防止

四 脫毛の防止、毛生、除毛又は染毛

五 飲酒、喫煙其の他の習慣の矯正

第二條 賣藥部外品を發賣せんとする者は品名、原料品名及その分量、用法、用量並効能を記載し見本品を添へ主たる賣藥所所在地地方長官(東京府に在りては警視總監以下之に依る)の免許を受くべし

第三條 前項の免許を受けたる後賣藥部外品の品名、原料品名若しくはその分量、用法、用量又は効能を變更せんとするときは前條の規定に準じ更に免許を受くべし但し原料品又はその分量を變更せんとする場合を除くの外見本品を添ふることを要せず

第四條 賣藥部外品の發賣者その主たる賣藥所を變更したるときは十日以内に後主たる賣藥所所在地地方長官に届出づべし

第五條 賣藥部外品免許は之を讓受け又は相續することを不得

第六條 賣藥部外品免許又は相續したる賣藥部外品免許は相續したるときより十日以内に主たる賣藥所所在地地方長官に届出づべし

第七條 前項第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第八條 賣藥部外品はその容器又は被包に賣藥部外品なる文字、品名及發賣者の氏名(法人に在りては名稱)又は商標並主たる賣藥所所在地を明記したるものに非ざれば之を販賣することを不得但し輸出又は移出する賣藥部外品に付ては此の限に在らず

第九條 地方長官は衛生上危害を生ずるの虞ありと認むるときは發賣者に對し賣藥部外品の原料品若しくはその分量、用法、用量又は効能の變更を命ずることを得

第十條 地方長官は第二條若しくは第三條の規定又は前條の規定に違反して販賣する賣藥部外品に關し明治三十三年法律第十五號第一條の規定に依り處分す

ることを得本令に基きて爲したる處分に違反したる賣藥者に關し亦同じ

第九條 地方長官は本令執行に關し明治三十三年法律第十五號第二條の職權を行使することを得

第十條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處す

一 第二條若しくは第三條の規定に依り免許を受けざる賣藥部外品又は第二條若しくは第三條の規定に依り提出する見本品に適合せざる賣藥部外品を發賣したる者

二 第四條第一項、第五條第二項又は第六條の規定に違反したる者

三 第七條の規定に依る處分に違反したる者

第十一條 賣藥者が未成年者、禁治産者又は法人なるときは本令の罰則はその法定代理人又は代表者に適用す但しその營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

營業者はその代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者に對し其の營業に關し本令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免ることを不得

第十二條 賣藥法又は藥品營業並藥品取扱規則の適用ある藥物に付ては第一條各號の一に該當する効能ありとするものと雖本令を適用せず

附則

本令は昭和七年九月一日より之を施行す

本令施行前廳府縣令に依り免許を受けたる賣藥部外品は本令に依り免許を受けたるものと看做す

本令施行の際現に發賣する賣藥部外品にして前項に該當せざるものはその發賣者に於いて本令施行後三月以内に第二條の

規定に依る手續を爲すべし

本令施行の際現に存する賣藥部外品に付ては第六條の規定は昭和八年八月三十一日迄之を適用せず

參照

明治三十三年(二月二十四日公布)法律第十五號は飲食食物その他の物品取締に關する件なり

賣藥部外品取締規則施行細則

警視廳

賣藥部外品取締規則
施行細則

第一條 賣藥部外品取締規則(以下單に規則と稱す)及本令に依り警視總監に提出する申請書及届書は美濃紙を用ひ主たる賣藥所所轄警察署を経由すべし

第二條 本令に依り申請人及届人にして未成年者又は禁治産者なるときは法定代理人、準禁治産者なるときは保佐人妻なるときは夫の連署を要す

第三條 規則第二條に依る賣藥部外品(以下單に部外品と稱す)發賣免許申請書は同條に掲げたる事項の外左の事項を記すべし

一 住所、氏名、生年月日、(法人に在りてはその名稱、事務所所在地、代

表者の氏名及定款の意)

二 主たる賣藥所

第四條 規則第二條に依り免許したるときは別紙様式の免許證を下付す

第五條 規則第三條の部外品變更免許申請書には變更せむとする事項及第二條各號の事項を記し免許證を添付すべし

第六條 免許證を毀損亡失したるときはその由を具し十日以内に免許證の書換又は再下付を申請すべし

第七條 部外品に關し左の手續料を徴收す

一 規則第二條に依る發賣免許の手續料 一方に付 金三圓

二 規則第三條に依る變更免許の手續料 一方に付 金一圓

三 名義書換及再渡手續料 一回に付 金五十錢

行政區劃、字若はその名稱又は番地の變更ありたる場合に於ける免許證の書換に付ては前項第三號規定の再渡手續料は之を徴收せず

第八條 前項の規定に依る手續料は現金又は郵便爲替證書を以て警視廳官房會計課に納付すべし

第九條 規則第四條に依る主たる賣藥所變更届には品名前賣藥所及第二條各號の事項を記し免許證を添へ後の主たる賣藥所所轄警察署を経由すべし

第十條 規則第五條の讓受又は相續の届には免許事項及第二條各號の事項を記し免許證を添へ、讓受の場合は双方連署し連署し能はざるときはその事由を記し相續の場合は戸籍抄本を添付すべし

第十一條 部外品の發賣者左の各號の一

に該當したるときは十日以内に免許證を添へ届出づべし

一 住所、氏名(法人に在りてはその名稱、事務所所在地)に異動を生じたるとき

二 發賣者の法定代理人、保佐人、又は夫に異動を生じたるとき

三 發賣を廢止したるとき

四 死亡(法人に在りては解散)又は失踪の宣告を受けたるとき

前項第四號の場合には戸籍法に依る届出義務者(法人に在りては清算人)よりその手續を爲すべし

第十二條 第六條又は第十一條の規定に違反したるときは拘留又は科料に處す

第十三條 賣藥者が未成年者禁治産者又は法人なるときは本令の罰則はその法定代理人又は代表者に適用す但しその營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

營業者はその代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者に對し其の營業に關し本令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免ることを不得

附則

第十四條 本令は昭和七年九月一日より之を施行す

第十五條 大正五年四月警視廳令第四號賣藥部外品營業取締規則は之を廢止す

第十六條 規則附則第二項に該當する部外品にして大正四年四月警視廳令第四號賣藥部外品營業取締規則により下附したる免許證は本令により下附したるものと見做す

第十七條 本令は昭和十一年一月一日より之を施行す

千葉縣令

實施細則

昭和十年三月三十日

第一條 賣藥部外品取締規則(以下單に規則と稱す)及本則に依り知事に提出すべき書類は主たる營業所所在地所轄警察署長を経由すべし

るときは免許證を添へ十日以内に届出づべし但し第二項の場合には免許證添付を要せず

一 本籍、住所、氏名に異動ありたるときは法人にありては其の名稱、事務所所在地代表者の氏名

茨城縣令

實施細則

昭和九年十二月六日

第一條 賣藥部外品取締規則(以下單に規則と稱す)及本令に依り知事に提出すべき申請書並に届書は主たる營業所所轄警察署を経由すべし

第十條 部外品に關し左の手数料を徴收す

- 一 發賣免許手数料 一方に付 金二十錢
二 變更免許手数料 一方に付 金二十錢
三 免許證書換及再下付手数料 一回に付 金十錢

化粧品取締規則

昭和七年八月二十三日

爲不行爲は犯意なきものと雖も之を罰す

本令は公布の日より之を施行す
賣藥部外品營業取締規則は之を廢止す
規則附則第二項に該當する部外品にして賣藥部外品營業取締規則に依り下付したる免許證は本令に依り下付したるものと看做す

(法人にありては其の名稱、事務所所在地、代表者の氏名及定款の寫)

一 本籍、住所、氏名に異動ありたるときは法人にありては其の名稱、事務所所在地代表者の氏名
二 主たる營業所以外に營業所を設けたるとき及之に異動を生じたるとき

(法人に在りては清算人)よりその手續を爲すべし

第十條 部外品の發賣者左の各號の一に該當するときは十日以内に届出づべし
但し第三號第四號の場合には免許證を返納すべし

朝鮮總督府令

昭和十年二月二十日

本令は昭和十年三月一日より之れを施行す、本令施行の際現に鉛白を使用して化粧品を製造する者は引續き同種の化粧品を製造する場合に限り第六條の規定に拘らず昭和十一年十二月三十日迄鉛白を使用することを得

鉛白を使用して製造したる化粧品は第六條の規定に拘らず昭和十三年十二月三十一日迄之れを販賣し又は販賣の目的を以て貯蔵若しくは陳列することを得

賣藥法

大正三年三月三十一日法律第十四號 大正五年六月法律第四一號改正

賣藥法

第一條 本法に於て賣藥營業者とは稱するは賣藥を調製又は輸入若しくは移入して販賣する者を謂ふ 原料品に加工せずして賣藥と爲すものは本法の適用に付ては之を賣藥の調製と看做す 第二條 賣藥營業者賣藥を發賣せんとするときは方名、原料品名及其の分量、調製の方法、用法、用量並効能を記載し主たる營業所在地の地方長官の免許を受くべし之を變更せむとするときも亦同 第三條 賣藥營業者二箇所以上の營業所を設けたるときは營業所毎に所在地の地方長官に届出づべし 第四條 賣藥には毒藥、劇藥及其の性状又は配伍の結果に由り危害を生ずるの毒藥、劇藥は其の用法、用量に依り行政官廳に於て危害を生ずるの虞なしと認めたるものは此限に在らず 第五條 賣藥の原料品は日本藥局方に記載するものは其の所定の性状品質、之に記載せざるものは第二條第二項の見本品と同様の性状品質を具備するを要す

第六條 藥劑師、藥劑師を使用する者又は醫師に非ざれば賣藥を調製して販賣することを不得し但し醫醫にして家畜用の賣藥を調製販賣するは此限に在らず 第七條 賣藥免許は前條に掲ぐる者に限り之を讓受け又は相續することを不得 第八條 賣藥の効能に關しては文書、言語其他何等の方法を以てするを問はず免許を得たる事項を證明するの外之を誇張して公示することを不得 第九條 賣藥に關する廣告、賣藥の容器若しくは被包又は賣藥に添附し若しくは添附せずして頒布する文書には左記の事項を記載することを不得 一 誤謬に涉る記事又は圖書 二 遊蕩又は腹胎を暗示する記事 三 虛偽誇大の證明若しくは醫師其他の者が効能を保證したるもの世人をして誤解せしむるの虞ある記事 四 醫治の無効を暗示し或は暗に醫師を誹謗するが如き記事 第十條 地方長官は衛生上危害を生ずるの虞ありと認むるときは賣藥營業者に對し其の免許を得たる事項の變更を命ずることを得 第十一條 賣藥營業者にして本法若しくは本法に基きて發する命令に違反し又は本法若しくは本法に基きて發する命令に依る處分に違反したる者に付地方長官は其の免許を取消すことを得 第十二條 行政官廳は當該官吏をして賣藥を調製し若しくは販賣する場所に臨檢せしめ又は賣藥の検査を爲さしむることを得 第十三條 行政官廳は試験の用に供する爲必要な分量に限り當該官吏をして賣藥又は其の原料品を無償にて收去せしむることを得 第十四條 第二條第一項若しくは第五條の規定又は第十條の處分に違反する賣藥は

賣藥法

地方長官其の所有者をして之を廢棄せしめ又は直接に發賣し其の他必要なる處分を爲すことを得但し所有者又は所持有者に於て衛生上危害を生ずる虞なき方法に依り處置せむことを請ふときは之を許可することを不得 第十五條 第二條第一項、第五條若しくは第六條の規定又は第十條の處分に違反したる者は五百圓以下の罰金に處す 第十六條 第八條若しくは第九條の規定に違反したる者又は當該官吏の臨檢若しくは検査を拒みたる者は二百圓以下の罰金に處す 第十七條 第三條又は第二十條第二項の規定に違反したる者は科料に處す 第十八條 賣藥營業者又は賣藥請賣營業者未成年者又は禁治產者なるときは本法又は本法に基きて發する命令に依り之に適用すべき罰則は之を法定代理人に適用す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず 賣藥營業者又は賣藥請賣營業者其の代理人戸主家族同居者雇人其他の從業者にして其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免かることを不得 第十九條 明治三十三年法律第五十二號は本法又は本法に基きて發する命令に依り犯罪に準用す 第二十條 輸出入は移出する賣藥に付ては第二條乃至第十一條、第十四條及第十五條の規定を適用せず其の取捨上必要なる規定は勅令を以て之を定む 前項の賣藥を調製せむとする者は營業所毎に之を地方長官に届出づべし 第二十一條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む(大正三年八月勅令第六百六

賣藥法施行規則

大正三年八月十三日 內務省令第十六號 昭和五年九月內務省令第二九號、七年七月二十八號、十年七月第四三號、十一年三月六號改正

賣藥法施行規則左の通定む 第一條 賣藥法施行規則 第一條 賣藥發賣免許の申請書には賣藥法第二條第一項に掲げた事項の外氏名、生年月日又は法人の名稱、住所及營業所(調製又は販賣の場所を云ふ)を記載し賣藥法第六條又は第二十四條規定の資格を證する書面を添附すべし 第二條 地方長官賣藥法第二條の規定に依り賣藥發賣免許證を與ふるときは別

記號形の賣藥免許證を下附す 第三條 免許事項變更の申請書には變更せむとする事項、方名、氏名又は法人の名稱及住所を記すべし但し方名を變更せむとする場合には免許證を添附すべし 方名變更の免許を與ふるときは免許證を書換下付す 第四條 前條第二項規定の場合を除くの外賣藥免許證の記載事項に變更を生じたるときは其の事由を記し免許證を添へ三十日以内に主たる營業所在地の地方長官に其の書換を申請すべし但し賣藥法第二十五條規定の賣藥を除くの外賣藥免許證を讓受け又は相續したる場合に於ては賣藥法第六條又は第二十四條規定の資格を證する書面を添附すべし 第五條 賣藥に關し左の手数料を徴收す 一 發賣免許手数料 一方に付 金參圓 二 變更免許手数料 一方に付 金壹圓 三 免許證再下付又は書換手数料 一方に付 金五十錢

第三條 第二項規定の書換に付ては前項第二項規定の手数料を徴收し前項第三項規定の書換手数料は之を徴收せず行政區畫、字若しくは其の名稱又は地番の變更ありたる場合に於ける免許證の書換に付ては第一項第三項規定の書換手数料は之を徴收せず 第六條 地方長官は賣藥法第二條第二項の規定に依り賣藥營業者の提出したる見本品の性状品質を記し保存すべし 第七條 賣藥法第三條規定の届出は其事由の發生したる日より十日以内に之を爲すべし 賣藥發賣免許申請書に記載せる營業所に於て主たる營業所在地の道府縣と同一区域内に在るものに付ては其の申

請書に於ける營業所の記載を以て賣藥法第三條規定の届出と看做す 賣藥營業者其の營業所を變更し又は廢止したるときは十日以内に營業所在地の地方長官に届出づべし 第八條 賣藥營業者二箇所以上の調製所を設けたるときは藥劑師若しくは醫師たる營業者又は賣藥法第二十四條規定の外賣藥所毎に管理する一箇所を除くの外賣藥所を管理する一箇所を爲さしむべし但し調製所在地地方長官の許可を受けたるとき又は賣藥法第二十五條規定の賣藥に付ては此の限に在らず 賣藥營業者前項規定の藥劑師を置きたるときは其の氏名を營業所在地の地方長官に届出づべし 第九條 賣藥營業者は賣藥法第六條又は本令第八條第一項の規定に依り使用する藥劑師に異動を生じたるときは二十日以内に營業所在地の地方長官に届出づべし 第十條 賣藥法第六條又は本令第八條第一項の規定に依り使用する藥劑師は之を使用して賣藥營業者の營業所以外に於て藥劑師の資格に伴ふ業務に従事せざる者たることを要す但し地方長官の許可を得たるときは此の限に在らず 第十一條 賣藥免許證を毀損し又は亡失したるときは其の事由を記し三十日以内に主たる營業所在地の地方長官に再下付を申請すべし但し毀損の場合には毀損したる免許證を添附すべし 亡失したる免許證を發見したるときは直に之を主たる營業所在地の地方長官に提出すべし 第十二條 賣藥營業者廢業したるときは三十日以内に免許證を主たる營業所在地の地方長官に返納すべし 賣藥營業者死亡し又は失踪の宣告を受けたる場合に於て其の營業を承継する

者なきときは戸籍法に依る死亡又は失踪の届出義務若しくは前項の規定に準し其の手續を爲すべし 第十三條 藥劑師又は藥種商賣藥請賣營業所を爲さんとするときは營業所毎に營業所在地の地方長官に届出づべし 藥劑師又は藥種商に非ざる者賣藥請賣營業所を爲さんとするときは營業所毎に營業所在地の地方長官の許可を受くべし 第十四條 賣藥請賣營業者廢業し又は氏名若しくは法人の名稱又は住所を變更したるときは地方長官に届出づべし 第十五條 賣藥營業者並賣藥請賣營業者自ら行商し又は賣子をして行商せしめむとするときは地方長官に届出づべし 其の之を廢止したるとき亦同 第十六條 賣藥營業者免許を取消されたるときは請賣營業者亦其の賣藥を販賣することを不得 第十六條之二 賣藥請賣營業者其の業務に關し犯罪又は不正の行爲ありたるときは地方長官は其の營業を禁止し又は停止することを不得 賣藥を行商する者其の業務に關し犯罪又は不正の行爲ありたるときは地方長官は其の行商(賣藥を行商する者賣藥營業者又は賣藥請賣營業者)を禁止し又は停止することを不得 前項の場合に於て賣藥を行商する者賣藥營業者又は賣藥請賣營業者の賣子なるときは當該營業者の行商及其の賣子に依る行商をも併せ禁止し又は停止することを不得 地方長官は前項三項の規定に依る營業又は行商の禁止若しくは停止を解くことを得 第十七條 賣藥營業者は容器又は被包に方名及氏名(法人に在りては名稱)又は商號並主たる營業所を記載し且之に

封緘を爲したる賣藥に非ざれば發賣することを不得 第十七條之二 賣藥請賣營業者は前條の封緘なきか又は其の封緘の破毀せられたる賣藥を販賣することを不得 第十八條 行政官廳賣藥法第十二條の規定に依り當該官吏をして臨檢又は検査を爲さしむるときは制服を著する者の外別記號形の證票を携帯せしむべし 第十九條 賣藥法第十三條の規定に依り物品を收去するときは當該官吏は營業者に證書を交付すべし若し營業者の求めるときは事實の許さざる場合を除くの外其の物品の一部に封緘を施し之を交付すべし 第二十條 賣藥法第十二條の規定に依る臨檢又は検査は日出前日没後に於て之を爲すことを不得 第二十一條 第八條第一項、第十條、第十三條第二項、第十六條、第十七條若しくは第十七條之二の規定に違反したる者營業の禁止若しくは停止中賣藥請賣營業を爲したる者又は行商の禁止若しくは停止中行商を爲し若しくは爲さしめたる者は百圓以下の罰金又は科料に處す 第二十二條 第四條、第七條第三項、第八條第二項、第九條、第十一條、第十二條、第十三條第一項、第十四條又は第十五條の規定に違反したる者は科料に處す 第二十三條 本令は賣藥法施行の日より之を施行す(大正三年十月一日より施行) 附則 昭和五年內務省令第二十九號 本令中第五條の改正に關する規定は公布の日より之を施行し其他の規定は昭和六年一月一日より之を施行す 附則 昭和十年內務省令第四十三號 本令は公布の日より之を施行す

本令施行前従前の規定に依り賣藥請賣營業の届出を爲し本令施行の際現に其の營業を繼續する者は之を本令に依り賣藥請賣營業の届出を爲し又其の許可を受けたるものと看做す

輸出又は移出する賣藥の取締に関する件

第一條 賣藥法第二十條第二項の規定に依る届書には同法第二條第二項に掲げたる事項、氏名生年月日又は法人の名稱、住所、營業所及輸出先又は移出先を記載すべし

第二條 輸出又は移出する賣藥の營業を相續に依り承継したる者又は廢業したる者は三十日以内に營業所毎に之を地方長官に届出づべし

第三條 地方長官は輸出又は移出する賣藥にして衛生上危害を生ずるの虞ありと認むるときは其の所有者をして之を廢業せしめ若し直接に廢業し其の他必要なる處分を爲し又は營業を禁止し若し

は停止することを得但し所有者又は所持者に依り衛生上危害を生ずる虞なき方法を依り處置せむことを請ふときは之を許可することを得

第四條 第一條若しくは第二條の規定に依る届出ありたるとき又は第三條の規定に依り營業禁止若しくは停止の處分を爲したるときは届出事由發生又は處分の年月日、方名、氏名、生年月日又は法人の名稱、住所及營業所を示して之を當該地方長官より所轄稅務署に通知すべし

附則

本令は大正三年十月一日より之を施行す

賣藥營業者資格認定に関する件

賣藥營業者の資格は賣藥法第六條に明記する處なるか就中藥劑師を使用して當該資格を得る者に在ては往々當初名を使用し藉りて其の資格を獲得せんとする者又は中途に於て叙上の状態に推移する者又は中途に於て法律上の状態に限定せし精神を没却するに至るやの虞有之候條斯種營業者の届出に對しては左記の通處理可相成候

左記 一、當該資格を得る爲めに使用する藥劑師は其の他に於て藥劑師の資格に伴ふ業務に従事する者は勿論勿くも法に於て之が使用に依りて營業資格を認めたる目的に反する種別並程度の職業をも兼ねる者たらざること

の記載と認めず 第五條 藥品と共に購入者に交付する別紙若し別冊説明書に記載したるもの又は一般公衆を目的とする新聞雜誌の廣告に記載したるもの若し其の方法に依り一般公衆に廣告したるものは容器又は被包に記載したるものと同一に取扱ふものとす

毒物劇物營業取締規則改正

毒物劇物營業取締規則中左の通改正す 第八條 第四項の次に左の一項を加ふ 毒物劇物營業者は農業上必要なる毒物劇物にして別に内務大臣の指定するものはその定むる方法に依り着色したるものに非ざれば之を販賣譲與することを得ず

附則

本令は昭和十一年一月一日より之を施行す

賣藥法並同施行規則實施に付自然地方布令を制定せらるる場合には行商取締上の便宜を圖る爲め大體左記事項の趣旨を規定する標致度候

左記 一、施行規則第十五條に依る賣藥行商届出は全國共通とし甲府縣に届濟の者は他府縣行商の場合と雖も届出に及ばざること

附則

昭和七年七月内務省令第二十五號賣藥部外品取締規則第一條の規定に依り左の物を指定し昭和七年九月一日より施行す

何れの藥局方にも記載せざる藥品又は藥劑取締に関する件

何れの藥局方にも記載せざる藥品又は藥劑取締に関する件左の通定む 第一條 藥劑師、藥種商又は製藥者何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑製造法に記せたる事項を以て製劑製造法に記せたる事項を以て見本品を添へ其の成分、性状、分量、成分不明なるものは其の本質及製造法の要旨を記載

明治四十五年内務省令第五號毒物劇物營業取締規則第八條第五項の規定に依り左の毒物劇物を指定しその着色方法左の通り定む 毒物劇物營業取締規則第八條第五項の規定に依る毒物劇物の指定及びその着色方法

附則

本令は昭和十一年一月一日より之を施行す

藥種製藥毒劇物營業試驗手数料改正

藥種製藥者、毒劇物營業試驗手数料等新設に関する件 道府縣手数料改正の件

し地方長官では醫藥監督に届出べし 前項の藥品又は製劑と同一品にして名稱若し製造法を異にするものも稱若し亦前項に同じ

第二條 何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑は容器又は包紙に其の成分成分不明なるものは其の本質及製造法の要旨を記載するに非ざれば之を販賣又は授與することを得ず但し名稱若し製造法又は製造元を異にする場合を除く外本令施行前より發賣し來れるものも此の限に在らず

附則

本令は明治四十五年四月一日より之を施行す

何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑取締に関する件

何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑取締に関する改正省令發布相成候處其の醫藥と製劑との區別に付ては大體左記標準に依り御取扱相成度尤も賣藥は公衆を以て醫藥の指揮に依らず疾病治療の爲に使用せしむるを主たる目的として販賣するものを云ふものに有之其販賣の方法手段如何は單に其の目的を認定するの材料たるに過ぎざるに依り假令販賣方法左記標準に直接該當せざるものと雖も公衆を以て醫藥の指揮に依らず疾病治療の爲に併用せしむるを主たる目的として販賣するものと認定すべきものは仍之を賣藥として御取扱相成度依命此段及通候也

一 毒劇物營業者試験手数料 一 理容術免許試験手数料、埋容術免許試験手数料及び理容術免許證再交付手数料 一 賣藥部外品等の免許手数料 一 賣藥部外品變更免許手数料 一 賣藥部外品發賣免許證札名義書換及び再渡手数料

附則

本令は昭和十一年一月一日より之を施行す

道府縣手数料令中左の通り改正す

一 藥種尚免許試験手数料、藥種尚免許證再交付手数料、製藥者免許證再交付手数料、製藥者免許證再交付手数料

第一條 左記各號の一に該當せざる藥品は容器若し被包に成分、分量、成分不明なるものは其の本質及製劑の記載を記し醫師又は醫師の指揮を受けたる者を主たる目的として發賣するものは假令効能用法及用量を記載するも其の記述方法專門的なるときは賣藥とせず

第二條 地方長官は輸出又は移出する賣藥にして衛生上危害を生ずるの虞ありと認むるときは其の所有者をして之を廢業せしめ若し直接に廢業し其の他必要なる處分を爲し又は營業を禁止し若し

第一條 左記各號の一に該當せざる製劑は前項本文に準じ取扱ふものとす

第一條 左記各號の一に該當せざる製劑は前項本文に準じ取扱ふものとす

- 金二十圓
 一 藥種商免許試験手数料金一圓
 一 藥種商免許證札交付手数料
 一 藥種商免許證札再交付手数料 金七十圓
 一 毒劇物營業者試験手数料 金一圓
 一 毒劇物營業者取締手数料 金七十圓
 一 理容衛免許試驗手数料金一圓
 一 理容衛免許證札交付手数料 金七十圓
 一 理容衛免許證札再交付手数料 金五十圓
 一回に付 金五十圓

警視廳令

昭和十一年十一月十六日

明治四十四年十二月警視廳令第五十七號藥種商營業取締規則中左の通り改正す
 第三條の二 藥種商、製藥者に關し左の手續料を徴收す
 一 藥種商、製藥者免許試験手数料 金一圓
 二 藥種商、製藥者免許證札交付手数料 金七十圓
 三 藥種商、製藥者免許證札再交付手数料 一回に付 金五十圓
 行政區劃、字若くはその名稱又は地番の變更ありたる場合に於ける免許證札の書換に付いては前項第三號の規定に依る再交付手續料は之を徴收せず
 第三條の三 前條の規定に依る手續料は現金又は郵便爲替證書を以て總監官房會計課に納付すべし

既に納付したる手續料は之を還付せず
 第六條 明治四十四年十二月内務省令第二十七號又は本則に依り警視廳に差出すべき願書は營業所又は製造所所在地所轄警察署を経由すべし但し第一條ノ二に依る願書は直接警視廳に提出しその際手續料を納付すべし
 附則
 本令は昭和十一年一月一日より之れを施行す
 毒劇物營業取締規則に
 よる願書出方に關する件
 昭和十一年十一月十六日
 警視廳令第二十六號改正

廣告物取締法

大正三年四月十一日
警視廳令第一〇號
昭和十一年九月改正

明治四十五年六月警視廳令第二十三號毒劇物營業取締規則に依る願書出方に關する件左の通り改正す
 第一條ノ五 毒劇物營業者に關し試験手續料金一圓を徴收す
 前項の手續料は現金又は郵便爲替證書を以て總監官房會計課に納付すべし
 既に納付したる手續料は之を還付せず
 第七條 左の但書を加ふ
 但し第一條の二の規定に依る願書は直接警視廳に提出しその際手續料を納付すべし
 附則
 本令は昭和十一年一月一日より之を施行す
 明治四十四年四月七日
 法律第七十號

廣告物取締法

昭和十一年一月一日より之を施行す

第一條 行政官廳は美觀又は風致を保存する爲必要なりと認むるときは命令を以て廣告物の表示その他に關する物件の設置を禁止若くは制限することを得
 第二條 前條の規定に基きて發する命令に違反したる物件に對し行政官廳は除却を命ずべし

却を命じその他必要な處分を爲すことを得
 第三條 廣告物、看板その他に關する物件にして危険の虞あり又は安寧秩序を害し若くは風俗を紊るの虞れありと認むるものは行政官廳に於いて除却を命じその他必要な處分をなすことを得
 第四條 第二條、第三條の規定に依る行政官廳の命令に違反したるときは拘留又は科料に處す
 第一條 左の地域内に廣告物の表示その他に關する物件を設置することを得ず但し公益の爲にするものにして警視廳の許可を受けたる場合は此の限に在らず
 一 宮城、離宮、東宮御所、青山御所の各附近
 二 各皇族邸附近
 三 武藏御陵墓地及皇族御墓地附近
 四 社寺、佛堂、設教所境内
 五 公園地及其附近
 六 葬地及其附近
 七 墓地及其附近
 八 都市計畫法第十條第二項の規定に依り指定せられたる風致地區
 九 市街地建築物法第十五條の規定により指定せられたる美觀地區
 前項第四號の地域内に於て祭典、法要設教その他社寺、佛堂、設教所の類がその事務の爲にする場合は前項の規定を適用せず
 本條の許可を受けたる後に於て之を移轉、改造、變更し若くは設置を繼續せむとするときは更に警視廳の許可を受くべし

轉、改造、變更し若くは設置を繼續せむとするときは更に警視廳の許可を受くべし但し設置を繼續せむとするときは期間満了十日前に願出づべし
 第二條 左の地域内に廣告物の表示又は之に關する物件（廣告場、廣告塔を除く）の設置をなすことをする者は所轄警察官署に願出で許可を受くべし之を移轉、改造、變更し若くは設置を繼續せむとするときは亦同じ但し設置を繼續せむとするときは期間満了十日前に願出づべし
 一 東京市
 二 八王子市
 三 社寺、佛堂、設教所境内より展望し得べき場所
 四 公園及勝地より展望し得べき場所
 五 鐵道停車場附近
 六 鐵道、軌道の沿線及之より展望し得べき場所
 七 平地より展望し得べき高臺
 八 前各號の外特に告示したる場所
 前項に該當せざる場所に設置せむとする廣告物と雖その長さは幅三・六五米（約十二尺）を超え又はその面積六・六〇平方米（約一坪）を超えるものに對しては前項の規定を適用す
 第三條 廣告場又は廣告塔を設置せむとする時は警視廳に願出で許可を受くべし之を移轉、改造、變更し若くは設置を繼續せむとするときは亦同じ但し設置を繼續せむとするときは期間満了十日前に願出づべし
 第四條 前項の建造物に六・六〇平方米（約一坪）以上の場所を占め五箇以上の他人の廣告物を表示せしめ設置するものは之を廣告場と看做す
 第五條 第二條、第三條の規定に依り廣告物の表示又は之に關する物件の設置の許可を受けたる者はその廣告

物の見易き箇所に自己の住所氏名、許可期間を表示すべし
 第四條 第一條乃至第三條の願書には左の事項を具すべし
 一 出願者の族籍、住所、職業、氏名、生年月日但し法人に在りてはその名稱、事務所所在地、代表者の氏名（第三條の場合に在りては定款寫を添ふべし）
 二 設置の場所及期間
 三 廣告物の材質、形狀、寸法、色彩、構造の方法等を記載せる圖面及工事仕様書
 四 設置の狀況を知り得べき圖面
 五 表示の文字、圖畫
 六 設置せむとする場所か他人の所有若くは管理に係るときはその承諾書
 七 工事落成期日
 出願者他府縣管内に住所を有するときは東京府管内に住所を有する管理人を定め前項の願書に連署せしむべし
 工事落成したるときは願出で検査を受けるべし
 第五條 第一條の地域外に於いて電柱（軌道用の柱を包含す）若くは街燈柱の自體に廣告を標示せむとするものは第二條の規定に拘はらずその許可を受くことを要せず但し支柱、支線柱及電車の中央柱には之を標示すべからず
 前項の廣告は地上二・二〇米（約四尺）以上三・六五米（約十二尺）以下に於いて之を爲しその色彩は白、黒又は青を使用すべし繪畫を標示すべからず
 第六條 第一條乃至第三條の許可を受けたる者左の各號の一に該當する場合に於いては五日以内に許可を受けたる官廳に願出づべし
 一 族籍、住所、氏名を變更したるとき（法人なるときはその名稱、事務所、所在地代表者の氏名、定款

商品券取締法

昭和七年九月七日
法律第二十八號

前項の願出ありたるものは本令に依り許可を受けたるものと看做す但し設置期間は願出の日より一箇年を超ゆることを得ず第四項の願出を爲さざる廣告物その他に關する物件は昭和八年二月末日迄に除却すべし
 本令施行の際現に存する廣告物其他之に關する物件は昭和七年十一月末日迄に第三條ノ二に依り所定の表示を爲すべし
 第一條 商品券を發行する者は命令の定むる所に依り毎年二回の一定日現在に於ける商品券發行額の二分の一以上の金額に相當する國債を供託すべし但し商品券發行額が命令の定むる額を超えざるときは此の限に在らず
 前項の商品券發行額は商品券の引換未済の金額に依る
 第二條 商品券の所有者は商品券の引換未済の金額を限度として前條の供託物に付他の債權者に先辨濟を受けるの權利を有す
 第三條 前二條の商品券は券面に金額を表示したるものに限る
 第四條 主務大臣は商品券の發行に關し取締に必要なる命令を發することを得
 第五條 主務大臣必要ありと認むるときは商品券の發行者に對し報告を命じ又は當該官吏をして帳簿その他の物件の検査を爲さしむることを得
 第六條 商品券の發行者第一條の規定に違反したるときは千圓以下の罰金に處す
 第七條 左の各號の一に該當する者は三

百圓以下の罰金に處す
 第四條の規定に依る命令に違反したる者
 一 正當の理由なくして第五條の規定に依り命ぜられたる報告を爲さざる若くは虚偽の報告を爲し又は同條の規定に依る検査を拒み、妨げ若くは忌避したる者
 第八條 商品券の發行者はその代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の從業者がその營業に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざるを以てその處罰を受けることを得ず
 第九條 本法に依り商品券の發行者に適用すべき罰則はその者が法人なるときは理事、取締役其他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治產者なるときはその法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず
 附則
 本法施行の期日は勅令を以て之を定む
 本法施行の際現に商品券を發行する者は本法施行の日現在に於ける商品券發行額に依り第一條の供託を爲すべし此の場合に於ける供託は命令の定むる所に依り分別して之を爲すことを得
 懸賞抽籤附販賣
 取締法規
 懸賞又は富籤類似その他射牌方法提供の行爲制限
 明治四十二年十月十日
 內務省令第二十二號
 懸賞又は富籤類似その他射牌の方法を用

るむことを提供し又は投票を募集するの行為にして公安又は風俗を害するの虞ありと認めらるる者は府縣長官(東京府に於ては警視總監)に於いて之を禁止し又は制限することを得

警視廳令

應賞又は富籤類似その他射倂行爲取締規則

第一條 應賞又は富籤類似その他射倂の方法を用ゐることを提供し又は投票を募集せむとする者は左の事項を具し施行五日前行所地又は施行地行警察官署に届出づべし

る前速かに保安部に報告すべし 一 新聞社、通信社、自治團體その他各種の團體に於ける主催なるとき 二 規模大にして特に注意を要するものとの認むるもの

大阪府

應賞又は富籤類似その他射倂行爲及投票募集届出の件

第一條 應賞又は富籤類似その他射倂の方法を用ゐることを提供し又は投票を募集せむとするものは左記事項を具し七日前に所轄警察署に届出づべし、之れを變更せむとするとき亦同じ

法 規 法 令

むことを得ず 第三條 左の各號の一に該當する者は拘留又は科料を處す

第一條 應賞又は富籤類似その他射倂行爲取締規則執行心得 大正十四年六月二十日 内訓甲第一號

警視廳執行心得

應賞又は富籤類似その他射倂行爲取締規則執行心得

の日より之れを廢止す

大阪府執行心得

應賞又は富籤類似その他射倂行爲取締規則執行心得

第一條 應賞又は富籤類似その他射倂行爲投票募集届出の件(以下単に届出の件といふ)第一條に依り届出を受理したるときはその目的内容廣告の方法等を調査し本手続第四條乃至第九條に抵触するときは又は公安風俗を害し若しくはその虞あるものは諭示の上、中止又は變更を爲さしめ請書を徴すべし

爲取締規則(以下單に規則と稱す)に依り届出を受理したるときはその届出人及施行せむとする行爲の性質内容等を調査し第四條乃至第六條各號標準に抵触せざるときは第六條施行せしめ若し抵触するときは又は公安風俗を害しその他支障ありと認めたるときは諭示の上取止め又は變更を爲さしめ之れに應じたるときは請書を徴せざる上施行せしむべし若し之れに應ぜざるときは一件書類に意見を附し速に保安部に具申すべし

一 景品の最高價格が自ら贈與するものと他人の寄贈に係るものとを問はず合して三百圓を超過し又は取引金額又は最低入場料若しくは観覧料等の二十倍を超過するもの

新聞社にしてその新聞紙により催すときは百五十圓を超過せざることを要するもの 三 前號のものと同種を目的として特別の條件を附加するものにおいて最高賞品額二十圓を超過するもの

業界關係の諸届書式

願書や届書は、その雛形を見ただけで用を辨するものあり、又その條文を参照しなければ直ぐに役たないものもある。然し、條文と書式とを合せてこれを掲げると言ふことは容易でないから、こゝには日常最も必要多しと思はる、化粧品、賣薬、部外品、商標、特許等に關するもの、及び骨牌販賣免許申請に關するもの等を掲げる。條文を必要とせらるる場合は、九年版、十年版、十一年版、十二年版及び今十三年版年鑑の「法規法令」の部門を参照せられ度い。

化粧品賣薬部外品關係諸届書式

化粧品發賣免許申請書

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、名稱
二、原料品及其ノ分量
三、用法、用量
四、効用

右化粧品發賣致度候條免許相成度見本品相添へ此段及申請候也

年月日 右 氏 名 印

警視總監 氏 名 印

註 用紙は美濃紙に用ふることを營業所々々經營者へ提出のこと申請書は各務省に提出のこと

化粧品發賣廢止届

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、名稱
二、原料品及其ノ分量、製造方法
三、用法並用量
四、効用

右化粧品發賣何月何日讓受候條此段

年月日 右 氏 名 印

警視總監 氏 名 印

註 用紙は美濃紙に用ふることを營業所々々經營者へ提出のこと申請書は各務省に提出のこと

化粧品名稱變更致度候條免許相成度此段及申請候也

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、舊名稱
二、新名稱
三、原料品及其ノ分量
四、用法、用量
五、効用

右化粧品名稱變更致度候條免許相成度此段及申請候也

年月日 右 氏 名 印

警視總監 氏 名 印

註 用紙は美濃紙に用ふることを營業所々々經營者へ提出のこと申請書は各務省に提出のこと

賣薬部外品內容變更免許願書

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、品名
二、原料品及其ノ分量
三、用法、用量

右賣薬部外品內容變更免許相成度見本品相添へ此段及申請候也

年月日 右 氏 名 印

警視總監 氏 名 印

註 用紙は美濃紙に用ふることを營業所々々經營者へ提出のこと申請書は各務省に提出のこと

一、効能 又ハ變更セズ
年月日 右 氏 名 印

警視總監 氏 名 印

註 品名のみの変更の時はその品名のみを記し原料品分量以下不要の手紙は現金直接官倉に納入すること（収入印紙は不要）用紙は美濃紙

町名地番改正に伴ふ化粧品、賣薬部外品製造免許證書換手續

一、賣薬部外品取給規則第六條及び化粧品取給規則第七條に依る「容器又は被包の營業所」は從來賣り出された（自己の手許を離れたる意）分はそのまゝにして差支へなきも可成速かに新町名番地のもゝとする

一、町名地番變更に依る免許證書の書替申請書は別紙書式によること
尙免許證書は届書に一々列記を要せず、左記の如く略して差支へなきこと

町名番地改正ニ依ル免許證書換届

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、何年何月何日第何號免許何々外何方
右ハ今般行政區劃ノ變更ニ依ル住所營業書肩書ノ通變更相成候條免許證書換下付相成度免許證書相添此段及申請候也

年月日 右 氏 名 印

警視總監 氏 名 印

註 一、免許證書裏面に訂正を要するに付全部届書に添附せらるること

一、ゴム印調製を便宜とすること
申請書を所轄署へ提出の際左記雛形によるゴム印を調製の上持参せらるるを便宜とすること
但し十方以下の場合はその必要なしと申料す

景品附特賣御届書

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、本籍
二、現住所
三、職業
四、抽籤年月日
五、抽籤場所

景品附特賣御届書

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、本籍
二、現住所
三、職業
四、抽籤年月日
五、抽籤場所

一、抽籤方法
二、抽籤場所

及御届候也

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、品名
二、原料品及其ノ分量
三、用法、用量
四、効用

右化粧品名稱變更致度候條免許相成度此段及申請候也

年月日 右 氏 名 印

警視總監 氏 名 印

註 用紙は美濃紙に用ふることを營業所々々經營者へ提出のこと申請書は各務省に提出のこと

化粧品名稱變更免許申請書

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、舊名稱
二、新名稱
三、原料品及其ノ分量
四、用法、用量
五、効用

右化粧品名稱變更致度候條免許相成度此段及申請候也

年月日 右 氏 名 印

警視總監 氏 名 印

註 用紙は美濃紙に用ふることを營業所々々經營者へ提出のこと申請書は各務省に提出のこと

化粧品發賣廢止届

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、名稱
二、原料品及其ノ分量、製造方法
三、用法並用量
四、効用

右化粧品發賣何月何日讓受候條此段

年月日 右 氏 名 印

警視總監 氏 名 印

註 用紙は美濃紙に用ふることを營業所々々經營者へ提出のこと申請書は各務省に提出のこと

賣薬部外品發賣免許願書

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、品名
二、原料品及其ノ分量
三、用法、用量

右賣薬部外品發賣免許相成度見本品相添へ此段及申請候也

年月日 右 氏 名 印

警視總監 氏 名 印

註 用紙は美濃紙に用ふることを營業所々々經營者へ提出のこと申請書は各務省に提出のこと

水、當籤發表月日

昭和 年 月 日
抽籤期日
昭和 年 月 日

一、抽籤場所
二、抽籤方法

景品附特賣御届書

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、本籍
二、現住所
三、職業
四、抽籤年月日
五、抽籤場所

製薬商 試驗願書

住所 氏名 氏名
氏名 氏名 氏名

一、品名
二、原料品及其ノ分量
三、用法、用量
四、効用

右製薬商試驗願書に相添此段及申請候也

年月日 右 氏 名 印

警視總監 氏 名 印

註 北海道は北海道長官、東京府は警視總監、各府縣は府縣知事、但し所轄署署長に提出願書及一頁紙を添附して、試驗は毎年十月施行）の前月中旬に届出づること、用紙は美濃紙

藥種商製業者試驗案内 毒物劇物營業

一、試驗の期日及場所
試驗は毎年十月之を行ふ期日及場所は試驗十日前に告示す

二、試驗課目
一、試驗課目
二、試驗課目
三、試驗課目

試驗の方法

一、試驗の方法
二、試驗の方法
三、試驗の方法

一、試驗の方法
二、試驗の方法
三、試驗の方法

履歷書
 本籍 氏名 住所
 一、學業 何年何月何學校卒業
 一、職業 何年何月何事業
 右ノ通相違無之候也
 年 月 日 氏名 名印

藥種商免許證札下付願
 右者藥劑師何某ヲ使用シ藥種商營業致度候ニ付免許證札下付相成度別紙藥劑師免許證相添ヘ藥劑師連署ヲ以テ此段相願候也
 年 月 日 氏名 名印
 右 氏 名印
 藥劑師 氏名 名印
 住 所
 長官宛 右 氏 名印

藥種商免許證札下付願
 右者藥劑師何某ヲ使用シ藥種商營業致度候ニ付免許證札下付相成度別紙藥劑師免許證相添ヘ藥劑師連署ヲ以テ此段相願候也
 年 月 日 氏名 名印
 右 氏 名印
 藥劑師 氏名 名印
 住 所
 長官宛 右 氏 名印

藥劑師何某
 住 所
 註 會社代表として使用する藥劑師の免許證を會社の代表者(藥劑師)なる時はその免許證(寫)を添へて所屬警察官署に提出すること

藥種商支店設置願
 右者何某ヲ管理人ニ定メ何市何郡何町何番地ニ支店ヲ開設致度候ニ付御免許相成度別紙管理人員履歷書相添ヘ相願候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

藥種商免許證札下付願
 右者何年何月何日營業所(住所變更ノ場合ニハソノ旨)ヲ肩書地ニ變更候ニ付免許證札下付相成度別紙免許證相添ヘ此段申請(届出)候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

藥種商本籍(氏名)變更ニ付免許證申請書
 右者何年何月何日本籍(氏名)變更致候ニ付免許證札下付相成度免許證札並肩書本(又ハ抄本)相添ヘ此段申請(届出)候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

藥種商免許證札再下付申請書
 右者藥種商免許證札左ノ事由ニ依リ毀損(亡失)致候間再下付相成度此段申請候也
 一、...ノ爲毀損又ハ亡失
 ...ノ理由ヲ記ス
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

藥劑師變更願
 右者從來藥劑師何某ヲ使用致候處何年何月何日解雇シ、藥劑師何某ヲ使
 年 月 日 氏名 名印

藥種商支店廢止願
 右支店何年何月何日限り廢止致候間此段届出候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

藥種商廢業(死亡、失踪)
 右者何年何月何日廢業(死亡又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケ)致候間免許證札相添ヘ此段届出候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

藥種商移轉願
 右者何年何月何日營業所(住所)ヲ移轉致候間免許證札相添ヘ此段申請(届出)候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

毒物劇物營業願
 右者何年何月何日何府縣何郡市何町何番地ヘ移轉致候間免許證札相添ヘ此段届出候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

營業所ノ位置
 右者毒物劇物營業致度候條別紙藥劑師免許證(藥種商、製藥者ハ免許證札寫)相添ヘ此段及御願候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

藥劑師試驗願
 試驗ノ種類、學說試驗、實地試驗又ハ學說實地試驗
 受驗地
 氏名 名印
 年 月 日 氏名 名印
 右 氏 名印
 內務大臣宛

履歷書
 一、何年何月何中學校(高等女學校)ニ入學何年何月卒業
 一、何年何月何藥學校ニ入學何年何月卒業
 一、何年何月藥劑師試驗ヲ受ケ學說試驗ニ合格
 右之通相違無之候也
 年 月 日 氏名 名印

賣藥請賣願
 右賣藥請賣營業致候ニ付此段御願候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

賣藥行商届
 一、方名 何々
 營業者ノ營業所及氏名(數方ノ場合此ノ例ニ依リ順次列記)
 右賣藥行商(賣子ヲシテ行商セシムル時ハ其ノ旨)致候ニ付此段及御願候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

毒物劇物營業願
 (法人)名ハ今般藥劑師何某ヲ管理人トシテ毒物劇物營業開始仕リ度候間御許可相成度管理人員履歷書免許證寫相添ヘ此段及御願候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

新製劑(又ハ新藥)製造(又ハ輸入)發賣願
 製造所 輸入ノ場合ニハ製藥者
 營業所 製藥者
 業 別 製藥者、製藥者、製藥者
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

成分不明ノ時ハ製法及本質要旨
 右今般製劑(又ハ輸入)發賣致度ニ付別紙製劑者又ハ藥種商(免許證札寫及(藥劑師免許證寫)見本品相添此段及御願候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

製藥者免許證札下付願
 右者今般藥劑師何某使用ノ上藥種商(製藥者又ハ毒物劇物)營業致度候ニ付御免許相成度別紙免許證寫(法人ニ限リ)及藥劑師免許證寫相添連署ヲ以テ此段及御願候也
 年 月 日 氏名 名印
 長官宛 右 氏 名印

商標特許關係諸願
 商標登録願
 商標ヲ附スベキ商品
 第何類 何々
 色ノ限定 何々
 國籍 外國人ナラズ場合
 出願人 氏名 名印
 特許局長官宛 目録
 添附書 何々
 年 月 日 氏名 名印

商標登録願
 商標ヲ附スベキ商品
 第何類 何々
 色ノ限定 何々
 國籍 外國人ナラズ場合
 出願人 氏名 名印
 特許局長官宛 目録
 添附書 何々
 年 月 日 氏名 名印

収入印 紙七回

聯合商標登録願

商標ヲ附スベキ商品
第何類 何々

色ノ限定 何々

聯合商標登録費 願書番號

私(私共)儀前掲商標ヲ聯合ノ商標トシテ登録相受度此段相願候也

国籍 外國人ナル場合
住所 又ハ居所

出願人(發明者) 氏 名

出願人(代理人) 氏 名

特許局長官宛

送附書類目録

一、何々 何通

二、何々 何通

用紙美濃紙

収入印 紙一回

(聯合)商標權存續期間
更新登録願

登録番號 何々

色ノ限定 何々

聯合商標登録費

私(私共)儀前掲商標ニ付存續期間更新ノ登録相受度此段相願候也

国籍 外國人ナル場合
住所 又ハ居所

出願人 氏 名

出願人(代理人) 氏 名

特許局長官宛

送附書類目録

一、何々 何通

二、何々 何通

用紙美濃紙

収入印 紙一回

特許願

一、發明ノ名稱 住所(又ハ居所) 氏 名

二、發明者ノ氏名 住所(又ハ居所) 氏 名

三、發明ノ詳細 記載スル發明ノ詳細ハ別紙ニ記載スル

私(私共)儀別紙明細書ニ記載スル發明ニ付特許相受度此段相願候也

国籍 外國人ナル場合
住所 又ハ居所

出願人(發明者) 氏 名

出願人(代理人) 氏 名

特許局長官宛

送附書類目録

一、何々 何通

二、何々 何通

用紙美濃紙

収入印 紙一回

追加特許願

一、發明ノ名稱 住所(又ハ居所) 氏 名

二、發明者ノ氏名 住所(又ハ居所) 氏 名

三、發明ノ詳細 記載スル發明ノ詳細ハ別紙ニ記載スル

私(私共)儀別紙明細書ニ記載スル發明ニ付追加特許相受度此段相願候也

国籍 外國人ナル場合
住所 又ハ居所

出願人(發明者) 氏 名

出願人(代理人) 氏 名

特許局長官宛

送附書類目録

一、何々 何通

二、何々 何通

用紙美濃紙

収入印 紙一回

實用新案登録願

一、考案者ノ氏名 住所(又ハ居所) 氏 名

二、考案者ノ氏名 住所(又ハ居所) 氏 名

三、考案者ノ氏名 住所(又ハ居所) 氏 名

私(私共)儀別紙明細書ニ記載スル物品ニ付實用新案登録相受度此段相願候也

国籍 外國人ナル場合
住所 又ハ居所

出願人(考案者) 氏 名

出願人(代理人) 氏 名

特許局長官宛

送附書類目録

一、何々 何通

二、何々 何通

用紙美濃紙

収入印 紙一回

意匠登録願

一、意匠ノ名稱

二、登録請求ノ範圍

三、考案者ノ氏名 住所、居所

私(私共)儀前掲意匠ニ付登録相受度此段相願候也

国籍 外國人ナル場合
住所 居所

出願人(考案者) 氏 名

出願人(代理人) 氏 名

特許局長官宛

送附書類目録

一、何々 何通

二、何々 何通

用紙美濃紙

収入印 紙一回

類似意匠登録願

一、意匠ノ名稱

二、登録請求ノ範圍

三、考案者ノ氏名 住所、居所

私(私共)儀前掲意匠ニ付類似意匠トシテ登録相受度此段相願候也

国籍 外國人ナル場合
住所 居所

出願人(考案者) 氏 名

出願人(代理人) 氏 名

特許局長官宛

送附書類目録

一、何々 何通

二、何々 何通

用紙美濃紙

營業販賣諸届

骨牌販賣免許申請

一、骨牌販賣所 何處何所何所

右之場所ニ於テ從來免許相受居候ニ付許可相成度申請候也

年 月 日 住所 氏 名

稅務署長宛

骨牌販賣所 何處何所何所

場所 氏 名

代理人 氏 名

受取人 氏 名

右之場所ニ於テ從來免許相受居候處今般都合ニ依リ廢止仕度候條此段及申請候也

年 月 日 住所 氏 名

稅務署長宛

懸賞又は景品附販賣の心得

懸賞又は景品附販賣を行ふ場合には、應府縣令により、豫め所轄署へ届出づることとなる。その書式並びにこれに就ての注意す可き事項は左の通りである。

- 景品(懸賞)附特賣届
- 本署
- 代表者 姓 氏 名
- 年月 日生
- 一、目的
 - 二、方法
 - 三、抽籤
 - 四、施行の場所及期間
 - 五、發賣期間
 - 六、景品 賞品
- 右特賣届令第二十六條(府縣令號)取銷規則により此段御届申候也
- 年 月 日 右 姓 名印
- 所轄警察署長宛

以上の届書を提出するともに、東京大阪に於ける取締規則に抵触しない爲には左の各節を厳守するを要する

一、懸賞の場合

字號し、繪搜し、謎解き、判じ物等娛樂に關する提案は其の最高賞金又は賞金の金額、若くは價格が警視廳管下で

は合計三十圓以内なることを要する、大阪府内では二十圓以内なることを要する

但し、學術技術を要するものは最高五十圓迄、公共的の目により行はれる時は五百圓迄、新聞紙が催す時は百五十圓以内

賞金又は商品の送料又は荷造費を當選者に負擔せしめなければならないこと

二、景品の場合、景品の最高價格が自ら贈與するものと他人の寄贈に係るものとを問はず警視廳管下では合計三百圓以内、又は取引金額の二十倍を超過しないことを要する、大阪府内では百五十圓以内又は取引金額の十倍を超過せぬことを要する

但商人相互間の取引では取引額の二十倍又は千圓を超過しないことを要する

三、警視廳管下たる東京をはじめ、大阪愛知等の大府縣に於いては、射行爲取締は甚だ嚴重を極めてゐるが、地方の小縣に於ては、未だ取締寛なるところから、その實狀に乗じて臨時に地方に支店又は代理店等を立てて、これより出願し全國に廣告して、巧みにこれを利用するといふ方法も行はれてゐる

四、愛用者優待又は景品附特賣方法については、本社抽籤係に御照會されれば詳細にお答へする。尚、取締法規については、「法規・法令」の部に収録してあるから参照されたい。

景品券の心得

一、物品を記載せる商品切手

商品切手の額面が「一圓以上なるとき印紙を貼用すべき」ことは印紙税法に規

定されて居る處である。金額を記載せず單に「何々品をこの券にて引換へて相渡し可申候」などと記入せる物品切手の場合は如何と云ふに、この場合にも、印紙貼用を要するのである。但し左記の場合の如きは印紙税法第五條により印紙の貼用を必要としない。

一、記載金額一圓未満の物品切手

一、賣買仕切書

一、支拂差引残金高十圓未満、若くは金高記載なき場合、又は營業に關せざる受取書

一、共通商品券

なほ、特賣の際に發行する抽籤券は各等中の末等が一圓以上の場合も、課税は免除される。

共通商品券は普通六ヶ月以内に引換へなければならぬことになつて居る。然し六ヶ月以内に引換へないため断然無効に法令に於いて規定する處によつて取扱はれるものであるが、便宜上期間を制限し、なるべくそれを實行せしめるやう努めさせるものである。共通商品券の額は十圓以上五圓以下に限る。

一、引換券

引換券に一定の金額を記入せるものは本舖に於いて引換へる場合に於いてのみ許可せられ、本舖又は代理店に於いて引換へる等の條項を記入せるものは引換券として許可されない。

一、景品券又は割引券

景品券又は割引券は、その作用に於いて商品切手と異なる所がないため、通常はその發行を認められない。但し年末年始及び中元等の際における聯合賣出し等に際し認可されるもので、その通用期間は毎年十二月一日より翌年の一月三十一日迄及び六月十五日より八月十五日迄となつて居る。その他祭禮、記念等の臨時、

骨牌販賣所移轉申告

一、骨牌販賣所 場所

右之場所ニ於テ從來免許相受居候處今般都合ニ依リ廢止仕度候條此段及申請候也

年 月 日 住所 氏 名

稅務署長宛

骨牌販賣所廢止免許取消申告

一、骨牌販賣所 場所

右之場所ニ於テ從來免許相受居候處今般都合ニ依リ廢止仕度候條此段及申請候也

年 月 日 住所 氏 名

稅務署長宛

- 業界 商標類別一覽
- 第一類 化學品、藥劑及醫藥補助品
- 酸類、鹽類、亞爾加里、漂白粉、樹脂、糖、糖精、個里亞林、規那鹽、莫留比涅、丁糖劑、舍利別、煎劑、水劑
- 浸劑、丸藥、膏藥、散藥、錠藥、煉藥
- 生藥、藥油、香精、石灰、硫黃、礬水
- 勝香、打粉、食鹽、黑糖、防霉劑、防臭劑、驅蟲劑、繻帶、綿紗、綿撒布
- 脫脂棉、海棉、オブラート、氷鏡、水枕等
- 第二類 染料、顔料、媒染料及塗料
- 藍玉、藍靛、紫根、紅、朱、丹、綠青
- 群青、洋靛、鉛白、胡粉、金銀粉、藤

- 青、染織料、蠟、明礬、漆、假漆、ベイント、澱、靴油、革油、防錆料、防水料、耐火塗料等
- 第三類 香料及他類に属せざる化粧品、香水、香油、香袋、髪膏、白粉、下粧下等
- 第四類 石炭
- 第五類 齒磨及他類に属せざる洗料、齒磨粉、煉齒磨、齒磨液、洗粉、洗糖洗液等
- 第九類 貴金屬、其の模造物、アルミニウム、金、ニッケル銀、ブリタニヤメタル及他類に属せざる其の製品
- 金、銀、白金、四分一、紫銅其の他貴金屬の合金、鍍品、モールド、金箔、銀箔、彫鍍品等
- 第十類 寶玉類、其の模造品及他類に属せざる其の製品
- 金剛石、珊瑚、眞珠、水晶、黄玉、碧玉、彫鍍品等
- 第三十五類 他類に属せざる絲類の編物、組物、撚物、レース、ドロンウオリック、刺繍品及各種の紐類
- 第三十六類 被服、手巾、鈕釦及裝身用品の類
- 衣服、冠、帽子、カラ、カフス、領飾、襟、襪衣、ツボン下、開袴、手袋、足袋、ハンカチーフ、手拭、タオル、襪紗、風呂敷、甲靴、カフスポタン、ネクタイピン、ブローチ等
- 第四十九類 標章具及袋物
- 煙管、煙草入、煙筒筒、薄荷パイプ、紙入、貨幣入、名刺入、信支袋、オペラバッグ等
- 第五十二類 皮革、其の模造品及他類に属せざる其の製品並各種の鞄類
- 毛皮、皮革、撥革紙、撥革布、馬具、革文匣、縮革、キヤットガット等
- 第五十四類 織寸
- 第五十五類 油脂及蠟の類

- 石油、菜子油、魚油、獸脂、木臘、蜜蠟、蠟燭等
- 第五十九類 骨、角、齒牙及甲殻の類、他類に属せざる其の製品及模造品
- 他類に属せざるエポナイト製品及ガタバルチヤの硬質製品並セルロイド及他類に属せざる其の製品
- 第六十二類 扇子及團扇類
- 第六十四類 頭飾品、調髪具及リボンの類、造花並扇子類
- 第七十類 他類に属せざる商品
- 手絡、根掛、髪止、髮形、元結、髻、附髻、入毛、髮巻、髮掛、リボン、裝飾リボン、齒磨子、化粧刷毛、接取刷子等
- 第六十七類 燻料
- 線香、燻香、燻香、粉末香、蚊除線香
- 蚊除炷香、蚊除粉末香等
- 第六十八類 他類に属せざる研磨料
- 磨粉、磨液、磨出布、磨出紙、研磨布、研磨紙等

輸出爲替取組等に関する報告手續一覽表

輸出申告又は郵便差出の際に於ける確定	輸出申告又は郵便差出の際に於ける手續	輸出申告又は郵便差出後二週間内に於ける経過	輸出申告又は郵便差出後二週間内の手續
全部無爲替	報告書二通提出 第十三條ノ二	全部無爲替輸出報告書 第十三條ノ四第一項	後二週間内の手續
一部有爲替	報告書一通提出 第十三條ノ三第一項	豫定額通爲替取組 一部有爲替輸出報告書 第十三條ノ三第二項	一部有爲替輸出報告書 第十三條ノ三第二項
全部有爲替	報告書一通提出 第十三條ノ三第二項	全額爲替取組 一部有爲替輸出報告書 第十三條ノ四第一項	全部有爲替輸出報告書 第十三條ノ四第一項

【備考】○印の組合は一連に付爲替取組先履行の證明人

【一九五五より續く】
第十條 左の場合に於いては事實を附し速かに報告すべし
一 本手續の範圍内、懸賞又は射倖方法若はその宣傳方法にして新規又は異例と認むるべき
二 新聞社、通信社、公共團體、その他之に類する團體の主體なるとき屆出の件違反により處罰したるとき
第十一條 懸賞賞額類似その他射倖行爲及投票募集にして地方長官に於いて禁止又は制限の命令ありたる場合は直ちに主催者に交付し請書を徴し置きその後違反事實ありたるときは直ちに刑事訴訟に附すべし

滿洲國法規

滿洲國においては、昨年法規が多數制定せられ、滿洲國と商取引を爲すものは十分にこれに留意しなければならぬ。殊に民法、商法の制定をみたからして、これを研究すべきであらう。商法はわが國の商法と大體とにおいて異ならぬが、左記各種の單行法よりなつてゐる。
商事通則 會社法、運送法、倉庫法、海商法、票據法（手形法） 支票法（小切手法）
法文をみた方は、新京大同書院より發行せられたる日滿兩文對照 滿洲帝國新定民法商法合本が便宜であらう。その他、我國との治外法權撤廢の前提として多數の法規が制定せられてゐる。尙ほ且つわが國の準戰時體制に呼應する非常立法も多數にある。これらについては滿洲國法規を確められたい。

美容服飾流行

昭和十二年の服飾・流行界

婦人洋服

婦人洋服界の流行色は、一昨年あたりからブルー系が引續いて主流を占め、最も難のないものとして愛用されて来たが、最近では黄色染みたものが追々に増加しつつある。事變勃發からこのかたの現象とも云へるものに國防色の據頭があるが、これはほんの隙間に過ぎないやうな傾向で十一月中旬に入ると著るしく下火になつて了つた。煉瓦色、黄色、ブルーの三種が大體の根柢をなし、これ等を配合することによつて變化を興へたものが、地色の大きな流れであつた。しかしこれも今年を境に、そろ／＼變換期にあるのではないかと疑はれる各種の兆が、ボツボツ現れ始めて居るが、假令如何やうな流行色が生れて来ようとも、現在の社會情勢に於いては、實用一點張の落着いた色彩であることには變りはないやうだ。スタイルは、大雅把に言へば少しく短か目の歓迎された一年であつた。それもスカートに於いて特にその感が強く、上衣だけに關しては比較的長目だつたと云へないことはない。

ハンドバッグ

婦人服飾品の分野に重要な一部門を劃するハンドバッグには、その材料方面から見ると布地と皮地との二潮流が現存し、何れも需要者の愛顧を受けて勢力相半ばするものがある。皮地側の今年も却々の好調を示し、材料關係から値段も向上線を進み、それに伴つて商品の本質にも改良が加へられて洋々たる前途を思はせて居つたのが、三月頃から輸入材料制限の聲が傳はるや業界は一轉して慌しい空氣に包まれ、約一年を目途に見越輸入に忙殺されて居る間に支那事變の勃發となり、時局納養淨品遠慮の流れはハンドバッグを見逃す管がなく、眞先に槍玉に上つて、こゝも高級品は痛棒を喰つた形になつて居るが、業界では、他日に備へての雌伏期と見て、各自自重しながら世情の明朗化とともに第一線に飛び出さんずものと研究に餘念のない昨今の情勢である。それで事變後の販賣界を通過すれば、左まで悲觀するには當らない成績を示しつつ徐々に時流に超然たる一面を物語つて居る。

十二年に入つてからの主なる變化は全部金具附になつたこと及び一頃勢力を別つて居たソフト型が全然その姿を没し去つたことが即ちこれである。しかしながら外國の流行に徴するとソフト型に新味を織込んだものが新流行品として出て來さうな氣配が濃厚になりつつある。これはハンドバッグ流行の根源地ウキーンに於いても既に試み始めて居ると最近のニュースが報じて來た所であるが、歐州のハンドバッグは、デザインは巴里でそして製作方は音樂の都ウキーンに於いてと云ふのが流行界の常識である。

それはさておき、今年のハンドバッグは、大いさには殆んど變化なく、色氣は一定して濃く目であつた。但しシーズンの変り目の極く短期間のものは、問屋が協定して新色を作り出すことに大體の相談が纏り、春が黄色ならば夏は何々と云ふこととして切上げを短かくし、倦きられるのを防止する手段が講じられたことになつた。事變が秋の仕込最中であつたためその應急措置とも見られるが、大阪方面では、その直後カーキ色に香味を持つたものに力を入れ、東京では古代葉を取入れた品を秋の流行色として賣出したがともに永續性はなかつたやうである。細部に互る意匠や裝飾には一定の方針なく、色々様々に變轉して言ふべき言葉を持たないが、事變による影響の大きいのは類の少い超高級品及び普通の高級品と云ふところであつて、それ以下の最も廣い需要層を持つものに至つては、悲觀は禁物である。さりとて勿論賣行の増大は目下の形勢では望むべくもないことは言ふまでもない。

一方、布地には洋裝向と和裝向の二種類があり、洋裝向の本年流行品は難紗生

地が断然多かつた。口金に木を使用したものが多いのも今年の特徴で、全體的調和から柄は大柄で色彩のあてやかなものが歓迎されて行つた。尙刺繍を施し具や眞珠などはめ込んだ精巧な上等品も相當の賣行振りをあつた。髪り極の南京玉バツグは夏のものに極められたが、ウツドピースから成り立つものは時を選ばずに愛用される傾向が今年に入つてから確立したかの如き観がある。布地ハンドバツグの型や色は、鍔々の好みに合せて撰擇する向が多く、概して洋装には四角、和装には長目と云ふのが通例と見られ提げ手の付いたものは殆ど見當らず、大部分は脇に抱えるアーム式であつた。

シヨール・巻

春のシヨールはレース物全盛であつた。舶來品が主となり、これに比較して遜色のない國産品が併行してレース萬能を現出した。金糸銀糸を交織したり或ひはマテシカ(髪消)をした人絹など織込んで落付いた感じを盛つたものが多く、房はタツチングレースと普通のレース(絲房)があるが、生地と同じものでつけた房が温順向きとして喜ばれた。中には房のないものを好む向きもないではないが、これは一般とはかけはなれた好事家向であつて数からすれば少い方である。色合は白、黄、赤色等が大部分を占め、うすいと色は主に若向きとして歓迎された。値頃は國産で五圓から十四五圓、舶來物で十五圓から五十圓位までのところであつた。



以上の流行が顕れたものであるらしい。いはば技術的成功が新流行を生んだのである。

バラソル・洋傘

四月から八月に及んで女性から愛されるバラソルの今年は、大きさに於いては殆ど變りなく骨數十二本が普通のところ、中には十五本と云ふものもあつた。流行としては金糸銀糸を用いた手編の網を地の上に張り廻らすことが盛んに行はれ、二重張り三重張りとなるものも珍らしくなつたが、これらは特に骨が十六本大きき

動によつて寶石皮類等の材料原料が輸入禁止の憂目を見るに至つたので、年初當時の活況豫想はガラリとその目算が外れて、例年にならぬ不活潑な商況を以つて新年を迎へようとして居るところである。従つて高級品の賣行は、時局の深刻化に正比例して面白くない業績を記録して来たが、婦人の身嗜みとして當然使用されて然るべき普通の品々は相當の賣足を見て居る。今これ等に就いて若干の觀察を加へて見ることにする。

頭飾品 詰めて頭の物と云ふ中で、ピンと云へば、従來は足が二本あつて長いものときまつて居つたが、結髪様式の變化簡易化は、長い足を邪魔物扱ひするやうになつたので、この反對に短い足が漸次流行し出した。だが短いばかりでは落ち易い不安が付いて廻るから更に一段の工夫が齎されて、短くなると同時に二本は三本になり、クリップ式となり、パネ仕掛にまで變化して来た。これが本年の頭飾品界に於ける最も大きな變化で、ピンがピンの固定した形式から離れて楕円近づき、表面に裝飾を施して謂はばピンと楕円の合の子が生れて来たのである。とは申すものこの推移は主としてその對象を洋装に取る時に云はれることとて、日本髪の世界には、依然従來の慣習がどつかりその根を据えて居る。強いて求むれば、櫛笄等一般にバツと目立つものが多く、細い薄繪の密模様から大膽に際立つ模様に変化した程度のところである。型は半京型と呼ぶ四角張つたものの天下であつた。一世を風靡したバーマネット調に陥つてこれに適應した頭飾品の

美容服飾流行

晚秋から冬へかけての襟巻は、ベルベツトに友禪模様色を抜いたものが流行した。即ち舶來のシヨールベルベツトや或ひはシヨールゼット地にビロードを浮立たせ、花、木の葉等の小模様を現したものが断然多く、品によつては普通の人絹又は艶消しの人絹を織り混じたものもあつた。色合は、普通の所謂十二原色を様々にカクテルし、力めて新味を盛ることに工夫を凝らし勝ちであつた。



派手になりつつある。材料は以前はプラチノンと云つたが、最近では色の美しく出るサンブラチナ或ひはホワイトコインなどの名稱を以つて呼ばれる合金が主流を占める。(銀座白牡丹本店調査)

半襟

半襟は無地物が相變らずの流行であつた。和服は着物、帯、羽織の紙、帯と云ふやうに極く狭い範囲内にそれらの美術品が錯雜して居るので、その間の調和が難しく、それらに物を競はせて居たのでは、バラソルの感じばかりで、調

十七時半と云ふ寸法で行はれた。かやうにレースが色々の形で使用される行き方はシヨールの場合と同じであるが、擬つたものになると一駒々を異なつた色合のレースで纏ぎ合せ、これを布地の上面重ねて地合とレースとの配合に面白味を見出さうとしたものもある。總じて地とレースとの組合せが今春のバラソルでは一番の狙ひどころであつた。しかしかうした一方には友禪模様の一枚張りも出現して目先きを變へた反對の効果も購買慾を唆つて居たが、これも秋風が立つ頃になるとすつかり兼用傘の人氣に取つて代られた形であつた。兼用傘の強味は降つてよし降らずとも邪魔にならずと云ふ點にあるので、最初は動機を持つ女性を俄雨から救済するところにその生命があつたのではないかと思はれる。今は降つて居ないが何だか怪しい空模様だと思ふ時にこれを持つて家を出れば心強いことは充分肯定出来る、この使用價値の伸縮性が全女性に及んで今日の全盛を來したものであらう。洋装用と和装向とがあるが、強いて區別するの要なく、すが詰り全體の裝飾の感じが濃いものを洋装向と云へば云へる位で和洋兩用勿論差支へない。防水地及び非防水地の是非は充分論の別れるところであるが、安物には褪色防止の意味から防水を施すものがある。

頭飾品その他

今年の婦人装身具界は、爲替管理強化によつて脅かされて来た所へ、これからと云ふ需要期を控へて物品特別税の鐵鎚が下り、その上輸出入品臨時措置法の發

履物

履物は都會地に於いては殆ど草履萬能で、それも草履と靴との間が非常に接近して来たところに特色がある。どちらかと云へば靴が履物に近づいて居るので、鼻緒の感じに近い細い革紐であちこちに留める靴が流行して来たから、將來は皮を素材にエナメル塗りの草履と全く見分けがつかないやうに進むかも知れない。問題は格好をどうするか一點に上り、更に一に接近して行く趨勢にある。

帽子

十一年の冬物から柔い軽いものが嗜好に投じて来て、今年の秋に及んでもこの形勢は變らない。恐らくは、先行もこの状態を保つことであらう。外の一般服飾品と同じく色彩の濃度は一兩年來益々昂まり来りつつあるが、多分今冬を頂點として、來春あたりからは、グルツと目先が變つて来るものやうに思はれる。今年の春は春の物には珍らしい濃茶や濃い鼠が相當に消化されたものであつた。これから推して、この冬は濃度の極點とも云ふべき黒が非常に多いことは當然の歸結である。

歐洲大戰中には、帽子のみに限らずあらゆる服装に於いて黒が非常に流行した例があつたが、國際不安とか或ひは經濟

東都美容家一覽

- 岩崎邦子 巴里院美容女學校神田區東區田町一 浪花六七九・八八六
岩崎春子 メイビエーテイサロン
銀座西五の四徳田ビル
早見君子 銀座美容院 京橋區銀座七の一 銀座八八三 白木屋美容部
長谷菊子 京橋區銀座西七の二の四 銀座五三九三
千葉益子 伊勢丹美容部 四谷區新宿三の八 四谷七〇五〇・七〇五一
小幡惠津子 養生堂美容部 銀座八丁目 銀座四五一一
小口みち子 小口美容研究所 京橋區京橋一の七 京橋五四九四 三越美容部
日本橋室町一の七 日本橋三三一
小川たか子 小川家 日本橋區吉川町一 二 浪花五八二四
小川琴子 小川美容院 赤坂區田町 赤坂一四六三
大澤由依 京橋區銀座八の四の一 銀座〇一九
岡崎アノナ アノナ美容院 麻布區市兵衛町二の三七 赤坂一三六〇
オノキユスト・グラマー パリイポトア美容院 芝區田村町四の六 芝四三四九
大野葵子 クラブ本舖講演部長 京橋區横町二の七 京橋七一〇一・七一〇三
大場靜子 芝大場理髮館婦人部 芝區田村町一の四の一 銀座一〇六二 淺草松屋美容部 淺草吾妻西詰 淺草七八七・七八七九
綿引あき子 柳はし 淺草區柳橋一丁目

- 淺草四二二六
渡邊菫枝 牛込區神樂町三の六 牛込一六〇三
渡部學洋 渡邊學洋研究所 神田區岩本町 浪花二二〇四
川端そよ子 川端美容所 京橋區銀座西七の七の一 銀座六三〇
川地しかり 青山美容院 赤坂區青山南町六の二二
川久保たま 四谷美容院 四谷區新宿二の六二
川本八重 川橋美容院 芝區西久保巴町一三 芝一〇四八
吉行あぐり 山手美容院 麹町區土手三番町一七 九段一三〇七
伊東屋美容部 京橋區銀座三丁目 京橋一五五
吉江たか子 大禮會館美容部 澁谷區櫻田三の一七〇 青山一〇二三
田中花子 麻布美容院 麻布區岸町一八番町一六 高山美容女學校 麹町區三番町一六 九段三七四八 高山美容院 麹町區九段三の一五
田中雅子 代々木美容院 澁谷區千駄ヶ谷町五の八四九 四谷二三六七
中川兼子 高島屋美容部 日本橋通二丁目 日本橋一八一
中村幸子 柳屋美容部 日本橋區通二丁目 日本橋一八五九
牛山喜久子 ハリウッド美容室 京橋區銀座七の二 銀座五四四一 ハリウッド美容研究室
京橋區本町 京橋三四一三・三四六二
上野君子 ナルビー美容部 日本橋區堀越町二の五 鈴木福次郎商店内 茅場町六〇九五
桑島千代 桑島美容院 京橋區銀座西七の五 銀座七七一
クラブ・ビニーティ・ハウス 麹町區有樂

逼迫とか云ふやうな暗黒面が世を蔽ふ場合には、それが反映して人心は黒の重厚さに魅力を感じて来るものらしい。

近年帽子に対する観念が非常に発達して来た事實は、特に新傾向として特筆大書に値するが、これにより服装と場合とによつて帽子を冠り換へるやうになつたことがこの著るしい例證である。

昭和十二年の美容界

今年に限つたことではないが、最近の美容界には和洋の截然たる區別がなくなつて、髪や化粧法には盛んに洋風のやり方が取入れられて居ることは、街頭に出て見れば、誰でも肯定するところである。

美容服飾流行



て来て居る。その間に於いて昨秋から今春にかけては、グリーンが大分流行するやうな気配を示して来たのであつたが、それは一時的の現象に止まり、その後は寧ろ燕脂が之に代らうとして居る。

靴下及び手袋

靴下は、従来日本人の見方からすれば足袋の觀念から入つて来たためと云ふべきを穿き度があつた。それが二三年來色物流行の機運となり霜降りになりして、今日



個々人の氣持は決してこれを喜んで居るわけではなく、何んとかしてつと確りした服装に返り度いと考へながら、流行と云ふ魔物に魅入られて益々深味に嵌まつて行くばかりであつたが、中にはその反動として古典調を織込んだものが、一部には歓迎されると云ふ矛盾した點を

ては完全に柄物の世界となり終つた。然し柄物も日本人の背の高さや足の大きさの特種事情に制約されて餘りに大柄のものや強い縞物は足の形を悪くしたり、大きくしたりするので、小柄の縞物或ひは

が、ここ一言すべきは、その銘仙に就いてである。古來銘仙は丈夫で保ちがよいところに、その生命があつたのであるが、近頃の銘仙の生命のものは、一向銘仙らしい特色はなく、見た目は立派で、値段も安い、一年こつきりと云ふやうなものも多く、銘仙の名に値する眞價は何處にも見出されない。お召も矢張りさうで、銘仙がお召か縮緬か錦紗か分らないやうな、得體の知れぬ合の子ばかりが

装身具の寸法及びその單位

- カラー 鉤穴から、鉤穴迄の寸法を「吋」で計り、十四吋とか十三吋とかいふのであるが、最近、メートル法に改正して、凡て「釐」で計ることになつた。

- 町一丁目銀座二〇三番 柳村マサジ カリオン美容院 京橋區銀座西七の五 銀座三〇二九 山野千枝子 黎明美容院 京橋區銀座七の二 銀座六六六八 山野美容研究所 青山南町 青山會館隣 青山一七七 山本鈴子 美容院アルミールハウス 銀座西八の三 銀座二五三一 マリイ・ルネズ マリイ・ルネズ化粧院 麻布區霞町六 四谷五五一〇 麻布區霞町一七 青山七九七三 四谷區左衛門町五九 四谷五五一〇 マリイ・ルネズ美容女學校 麻布區村木町八 青山一二五三 前川静子 虎の門美容院 芝區琴平町一 芝二二三三 眞野房子 オリエンタル美容院 四谷區新宿三の三七 四谷五五九七 小柳浪子 クレオ美容部 麹町區丸の内九ビル二八五・二八七丸の内二八八二 小山扶美子 巴里院飯田院分院 麹町區飯田町六の一七 九段三三八四 小宮咲子 小宮美容院 淺草區千束二の一九五 根岸二二四九 佐藤まち子 メイランドボーテ 京橋區銀座六の二 佐藤あき 佐藤美容院 下谷區敷寄屋町一三 佐藤光子 佐藤美容院 京橋區京橋一の五の七 京橋七三五二 北原十三男 北原美容院 京橋區銀座五の五一 銀座四七五四 岩間里子 岩間美容院 麻布區一之橋赤坂七三四 宮前美粧院 神田區今川小路三の一 九段一五一七 芝山みよか 松坂屋美容部 下谷區上野廣小路 下谷一一〇・一一一一 廣瀬千代 廣瀬美容院 淺草區千束二の一九〇 淺草五二一三

昭和十二年の洋髪界

●髪型

今年、昨年に引續いてのパーマネント全盛に終らうとして居る。一面から見れば殆どパーマネント調時代でもありその善悪両方面を發揮して都會地に於いては至る所にパーマネントの氾濫を見せ居る。流行の波に乗つて大急ぎに機械を買込み、速成の技術で以つてパーマネントを賣物にすることが美容界を風靡した例證は、毎日の新聞紙上を賑はした三行廣告に於けるパーマネントの料金競争によつてもこれを窺知することが出来ると思はれる。良い意味にも悪い意味にも、パーマネントで明け、パーマネントで暮れたのが今年の洋髪界であつた。その結果パーマネントに對する賛否論論の活潑なる擡頭も今年度の特色であつた。しかしながらパーマネントの動かし難い善さが漸次世間に認められて、その眞價が充分一般の認識するところとなり、酒々たる大勢はパーマネントを婦人大衆間の寵兒に祭り上げてしまつたのであつた。唯、誇大廣告を掲げて機械も舶來、藥液も舶來と稱しながら、低廉な料金を吹聴する一部業者の不合理の宣傳に釣られた人の間にパーマネントを呪ふ聲があつたことは、實に遺憾の極みであるが、かかる不正は正しいパーマネントの普及と世人のこれに對する知識の向上によつて、遂からず清算さるべき運命に逢着するに相違ない。



進歩と云つて然るべきだ。

●頭飾品

整髪様式の整頓につれて、これに續く頭飾品には小花をあしらひ、結髪型の従つてそれを挿す位置を適宜に変更するやうな行き方が生じて來た。それと一緒に木の葉までも甘く使ひ、ウエーブのウネリの中にそれとなく配置して特に和装に調和させることに心が用ひられ始めた。また一方では、これは極く最近の流行の兆てはあるが、イブニング・ドレスなどを身に着けた場合に何となく頭が淋

しいところから主に中年向として、鳥の羽毛をささやかにあしらつて、帽子を飾る羽毛とは異なつた効果を持たせる風が一部の間に取入れられ、次第に擴まつて行かうとする様子が仄見えてゐる。その他クリップでは、小さな優秀な石をバラ／＼と挿すことが喜ばれ、忙しい人の間では、手取早くて便利なヘーヤーピースを利用する向きが漸次増加して居るからこれも本年あたりから益々改良が加へられるともに活用の道はより一層擴大して行くことであらう。

●化粧

化粧の方面に就いて見れば、總體的にメイクアップがうまくなつたと云ふことに盡きようが、特に眉毛と睫毛との手入れが人念になつたことは、いよ／＼化粧の方法の本格的になつて來たことを示すものである。口紅使用法の進歩も認められるけれども、化粧後に睫毛にオイルを施して、眉毛と同じやうに色を出し、仕上げに生氣をもたらすことに工夫する心遣ひが、一般化して來たことは何を指しても收穫の一つである。粉白粉などが化粧した積りの眉毛や睫毛に白っぽく残つて居るほど化粧の効果を殺ぐものはないのであるが、これ等を除去ばかりでなく、更に眞直ぐな睫毛は野暮と云はれるくらいに、化粧に於ける機微を掴んでよりチャーミングな眼を描き出すことに腐心するやうになつたこの傾向は、日本婦人の化粧に對する心からの向上躍進を物語つて居る。なほ今一段の女性美への關心は、赤外線美容ランプの出現となつて具體化

鏡後の日本婦人は 銘仙を着用すべし

日支の全面的衝突は交戦四ヶ月に及んで、大勢は既に決しながらも、暴支膺懲の矛を納めるまでは尙相當の時日を要するであらうと云ふ見込みから、總べての機關は戦時體制下に置かれ、各自の家庭生活も緊張感を感られざるを得なくなつた。従つて贅澤な要求は一切遠慮すべきが至當である云ふ觀念が常識化されて婦人の服裝にも質實剛堅をモットーとする風が現れた。この考へが秋以後の流行界を風靡して衣服についても質實なもの賣行が第一位を占めるなかでも古い傳統をもつ銘仙は、断然他を壓して鏡後の女性は銘仙服を：と云ふ標語さへ生れようとして居る勢ひである。その上この銘仙を洋装に仕立てやうとして柄行模様を研究したところの銘仙の洋服地までも織り出されて居る。未だ研究時代であるから今後の推移を見なければ何とも云へないが、日本趣味を多分に盛り込んでな／＼好評を以つて迎へられて居る。これも事變下に於ける服飾界の一特徴であらう。

羊毛に代はる ステールファイバー

羊毛と棉花の輸入統制の結果これに代るべきものとしてステールファイバーの混織三割内外が強制的に行はれることになつたが、この趨勢に乗じて一部には高價な羊毛を外國より求めるよりは、國産の愛國織維ステールファイバーを國

し顔容に生色あらしめると同時に、色を白くすると云ふ二重効果によつて、内外両面から婦人の美しさを發揮する方法が、やがては常識とならうとする傾向の中に新しい年を迎へようとして居るところである。

●着付

着付も、化粧の場合と同じく垢抜けし七キレイになつた。新聞雜誌等による解説やその他外部からのリードに依存して、服飾に對する觀點の水準が等しく向上して來たことも否めないが、美麗にして、而も安價なものが普及したことがその一因であらう。何年か前は質の良い、織物を賣んで、これを水い間使用することに誇りを感じるやうな傾向にあつたが、近來は見てくれがよく、パツト來るものに走る氣分が強くなつて來たので、これに適合する氣の利いた而も安いものがどし／＼織出されて居る。よい色合と勝れたデザインに成る數々の織物が誰にでも手に入る範圍内の値段で賣出されて居ることが、一般的に服裝をキラビヤカにし、街行く婦人を美しく見せて居る所以であつて、これは決して贅澤から來て居るのではない。今では人絹とかレイヨンとか稱して氣嫌ひしたり輕蔑したりする風潮は微塵もなく、寧ろこれ等の交織品の出現が、ほし／＼なる色彩の使用を助けて居ることを理解して來た。つまり、婦人の服裝の派手に見た目に美しくなつたことは、取りも直さずわが商工業界發展進歩の副産物なのである。然し十二年七月以降の日支事變は、現

在もさうであるが、行手には猶更幾多の難關が横はることを豫想しなければならぬから、鏡後の婦人としても従らざる美を追はず、一面國家非常の秋に處する堅き決意の程を表示するとともに他面には何處までも婦人の嗜みを忘れない程度の床しさをもち合せて、何となくギョチない世間に一抹の潤色を招き寄せる日頃の心構へは常にも増して強調されねばならない一年でした。(山野千枝子氏談)



和髪の魅力

數年來の風潮ではありましたが、今年特にパーマネントが讃えられ洋髪全盛の上にパーマネント萬能と謳はれるやうになり一寸見には日本髪は過去のものとして一部の特別な階級は別として、忘れられて了うのではないかと疑はれて來ますが、さうは云ふものの日本髪を持つ捨て難い味ひと獨特の魅力は何としても否定することは出来ません。それは斷髪にパーマネントで一分の隙もないモダンな御嬢様方でも、せめて髪になり日本髪を失いたくないと思つて居られる切實な要求によつて充分解することでありませう。

美容はお子様 の時から

お年頃になつて、ニキビやシミが出来たり、髪の毛が美しくなかつたりするのは、みな一人歩き出来る頃のお子様時代にその手を入を怠つたからで、歐米では五六歳位のお子様は美容院へ行つてお肌

民全體が用ゐるべきであると云ふ運動が起りつつある。つまり、これを愛用することは鏡後國民の國家への奉公の一つであると云ふのであつて、新興織維の織物も次第に改良が重ねられ、最近では非常時國防を旨として鏡後の護りに任ずる各種團體の制服即ち男女青年團、國防婦人會等の團服に續々採用され始めて居る。

誕生石の一年

- 一月 アレキサンドライト
- 二月 バイオレットサファイア
- 三月 アメジスト
- 四月 ホリイトサファイア
- 五月 エメラルド
- 六月 セイント
- 七月 ヴェニチア
- 八月 エリザベツ
- 九月 サファイア
- 十月 ローズクォーツ
- 十一月 ゴールド
- 十二月 ジェム

日本洋裁家聯盟

- 事務局 東京市赤坂區南町六の二六 電話南二一七
- 加盟者
 - 山野千枝子 山野千枝子
 - 千種洋裁學院 淺岡 伸子
 - フランス式洋裁手藝常設講習所 藤澤沙河子
 - マス・ケイトファッションスクール マス・ケイト
 - 東京服飾美術學校 山脇 敏子
 - 菅谷洋裁學院 菅谷喜代子
 - ドレスメーカー女學院 杉野 芳子
 - 横濱洋裁專門學院 岩崎 春子
 - 丸の内洋裁學院 西方 牧子
 - 戸田洋裁學院 戸田 要子
 - パリ洋裁學院 千葉 繁子
 - 小幡洋裁講習學院 小幡 繁子
 - コロムビア洋裁學院 松崎 こと
 - 溝部洋裁學院 溝部百合子
 - 東京洋裁學院 清水 登美
 - 東京圖案專門學院 齋藤 佳三

を綺麗にしたり、パーマネットをかけたりして美容上の注意を怠りません。それほどまでにはなごらなくとも、いゝと思ひますが、常にお母様はお子様の将来の美を考へになつて、御家庭で出来る範圍の美容的の習慣をお子様につけておいていただきたいと思ひます。肌は何時

も清潔に、そして適度の營養と保護を與へておくことが大切で、先づ洗顔は上質の石鹸(香料の刺激等強いものは避けること、レモトーン石鹸などが好適で、その泡を手にして顔や頸に塗るやうにしてサラツと洗ひます。タオルや手拭で擦ることは慎まなければなりません。洗顔の後には良いベニシソウクリームを薄く引いておきます。お子様のお化粧はなるべくならしない方がよいのですが、若し必要があれば粉化粧程度に止めておくのが宜しいでせう。マツサージも不要で、小さい方の未完成の肌には、餘程完全な方法でない限り、却つて悪い結果を招くことがあります。それから顔剃りもなるべくならぬことです。

お髪は特に汚れがひどいものですから少くとも週に二度の洗髪が必要で、洗髪料としては洗顔用の良い石鹸が適當で、シャンプーや砂の交つた髪洗ひ等は刺激が強すぎで、小さい方は洗髪を嫌ふので、それから出来るだけ早くすることです。それから後に乾いたタオルで充分に拭き取つてあげて下さい。さうして折はオリウブリアンを擦り込んであげるとよく毛髪の粗く硬い場合は、月に二度位洗髪後の濯ぎ水にお酢を

入れてお用ひになるとよろしうございませう。平素はブラッシュをよくお使はせになる習慣をつけることで毛の艶もよくなり、毛質に弾力が出来て、その上適度の刺激が毛髪の促進に特に効果的です。この際はたゞ表面的でなく、幾筋にも分けてブラッシュなさいませうに、さうして櫛は形を整へるためにだけお用ひになるのが良いのです。パーマネットをおかけになるのなら、毛先だけに軽くすること、全體にしたり、強くかけることは禁物です。

装身具の變遷

装身具と云ふものゝ起りは人間の裝飾本能から來たもので、人間が各自を立派に見せる爲に装身をやつしてゐることは人類の歴史とともに太古から記録に残されてゐる。即ち我が國に於いても神代の昔から既に曲玉の類を紐に貫いて、髪や頭や手に飾つたり、髪には鬘と云つて蔓草、花、珍らしい木の實、美しい小枝などを男女とも髪に取り付けて装身の具としたと云ふことが記録に残つてゐる。又南洋あたりの未開人達は自分等の過去の功業を示し、又は威力を示す爲に、鷲した猛獸の牙とか頭の骨の類を紐に通して環にかけ、或ひは貴金屬、寶石の類を、又中には硝子玉に穴を穿つて装身に用ひ

美容服飾流行

入れてお用ひになるとよろしうございませう。平素はブラッシュをよくお使はせになる習慣をつけることで毛の艶もよくなり、毛質に弾力が出来て、その上適度の刺激が毛髪の促進に特に効果的です。この際はたゞ表面的でなく、幾筋にも分けてブラッシュなさいませうに、さうして櫛は形を整へるためにだけお用ひになるのが良いのです。パーマネットをおかけになるのなら、毛先だけに軽くすること、全體にしたり、強くかけることは禁物です。



日光や埃で傷めつけられるものですから、一日に一度か二度は必ず洗頭なさいませうと、アイ・カツプ(髪用)で片眼づゝ洗ふといふでせう。この習慣をつけておきますとお子様によくある眼瞼炎(ひび)に罹ることが少く、いつも澄んで表情も豊かになり睫毛も艶々としてまゐります。歯は毎朝夜磨くことはいふまでもないことですが、美容上からも乳歯の手入がよくないと、生え代る歯も美しくありませんから、怠らぬやうにしなければなりません。もし歯並びが悪くして矯正の必

たことが、古墳とか湖畔川邊等の住宅の址から遺品によつて発見される。エチプトの第一王女の腕環等には黄金製の小片を黄金線で貫いた相當に精巧なものがあつたと云はれてゐる。元來装身具を纏ふ處の裝飾本能、裝飾觀念と云ふものは、常に對照生活を基本とするもので、その單数は性的生活となり、複数は社會生活となるのである。裝飾のみを主目的としたものには、指環・腕環・耳輪・鼻輪・頸飾り等があり、多少共用目的を持つたものには、簪・櫛・弁・ピン・ブローチ・飾り鉤・時計鎖等がある。

指環 指環の起源は極めて古い昔の支那から渡來した「ゆびがね」又は「ゆびはめ」と云ふ白銅製の粗末なものが最初であつたらしい。之が後に徳川時代に於つてオランダ人に依つて長崎に入り、文政の頃(西暦一八二〇年)には江戸吉原の遊女の間で白銅製或は銀製の指環が用ひられ、明治になつてから黄金製のものが寶石入りの指環が現はれて來た。

指環は今日では普通は單に男女の裝飾品として用ひられてゐるが、昔は妻妾が左の中指にはめて、月例の不淨をその都度表示するの用に用ひたものであつた。指環を以て結婚の表章とする風俗は、西洋では既に上古の頃からあつたやうであつた。

指環の種類には色々あるが大體之を公式用と私用との二つに別ける事が出来る。即ち公式用としては羅馬法王・僧正等の宗教用指環・戴冠式等の儀式用指環・

要がすれば、乳歯が生え變つたらなるべく早い方がよく、大きくなる程難しいものでございませう。(ルミールハウス・山本鈴子氏)

動きのない鬢形界

鬢形の變化は、實にスローモーターで、流行と名づける程の活潑な動きは近來殆ど見ることが出来ないやうな有様である。職人の手によつて、多少は厚みを加へるとか、甲を出すとか云ふことはあるが、今年これが流行だと強く主張出来るやうな流れはない。それと云ふのは、この鬢形は、職人の手筋が極めて敏感に現れるので、或る一つが良いからと云つて、如何程これに眞似しようとも、その實際の味は到底造り出せるものではない。従つて、客と店との關係には他の頭飾品などに見ることの出来ない密着さが加はり、これが延いて個々の注文には應じながらも、全體を動かす大きな流れが生れない主因であるかも知れない。鬢形の現在の需要層は職業柄の碎屑を除いては、花嫁さんや大部分でそれも新婚當座の髪直しに歡迎される程度に留り、中年層の全部が、必需品として常用した往時を回顧するに轉つた感懐なき能はずと云ふ所である。強いて求めれば好景氣の時代には特に大型に傾く風があり、これに附隨する手柄は派手に、弁は華麗な色彩をと云ふことになる。この反對に、景氣のバツちと云ふのが、今迄の常識であつた。處が、若向きを主とする近頃の鬢形は、自

騎士團員等の軍隊用指環があり、私用としては婚約・結婚指環・護符・魔除け用指環・身邊裝飾用指環種々の記念指環等がある。之を嵌める指環は、結婚前の人左手の薬指以外の指ならば何指でも良く、結婚後は左手の薬指に嵌める風習がある。又婚約の印に取り交はれる指環は普通エンゲージリングと云つて、古くローマ時代からの風習である。我國ではエンゲージリングで婚約・結婚の両方を兼ねさせてゐる向が多いが、外國では結婚指環と云ふものを作つて、結婚記念として互に交換して薬指に飾る風習がある。

簪

簪の起源には次の二通りの理由がある。一、簪はもと「加無左之」と云つて初めは男子が冠を頂くときに冠の落さない爲に冠から髪に貫いて挿した棒状のものが後世はたゞその形式を遺して、髪裝飾具化したものである。

二、簪は上古の頃、草花や花枝等を取つて髪に挿し挿頭花と稱して裝飾した事からである。之らの遺風が後世に至つて結髪が盛達するともに裝飾品として獨自の發達を遂げたものである。簪が裝飾品として著しい發展をとげたのは徳川初期以後からである。享保三四年頃御厨子所預若狭守宗貞が始めて花の上に耳振を付けてから京都の商人どもが創意を興つて梅鉢の紋に耳振を附けた銀流しの簪を造り、北野社内に賣り弘めてから簪に耳振のついた簪が用ひられた。次いで元文(西紀一七三六年)の頃には花簪と云つて梅の枝に金銀の色紙短冊をつけ、歩く度にやさしい音を發するや

美容界の話題

レイトの美容界進出 日本劇場とレイト本館が提携して、大資本による規模の大きな美容院を開設し低廉な料金を以つて大衆の理容慾を満足させようとする計畫が、七月半ば頃發表されたところ、帝都の全美容業者就中パーマネット業者は警視廳或は内務省に向つて營業の不許可を請願する等反對運動を起したけれども、法理上當然許可となすべき性質の事業故如何ともならず、再三折衝の結果値段は協定するとの溫和手段により反對運動はそのままお流れとなつた。

レイト美容院の開業

かくしてレイト美容院、レイト美容學院の名に於いて美容技術者、美容生徒及びその他の従業員を募集を行ひ、いよいよ日劇四階に開業するに至り、十二月十八日開業式を挙げ、翌十九日は招待日として關係者を招待、二十日より營業を開始したが、座席一百を數へ、最新式の設備を誇る新界の豪華版である。

新式パーマネット機

クラブ本館經營にかゝる日比谷のクラビユーティティハウスでは、今年七月ヨードの最新式パーマネット機械「ミニト」を輸入、パーマネット全盛の美容界に一波紋を起した。このミニトはヨードがない爲めに、従来のやうないかめしい装置を要せず、施術中の婦人も自由に行動出来るし、尙又自動的に熱の調節が出来るとなつて居るところに長所がある。

養生堂の美容部開設

過ぐる大正十二年の大震災によつて主任美容師ミス・フロスマンの歸來に遇ひ、その後中絶の形であつた養生堂美容部は福原社長が外遊中にニューヨークに於いて邂逅した小橋惠津子夫人を迎へることに契約成立するや小賣部三階の改造工事に取つかつて居つたが、十月下旬に日田度く竣工して、銀座の一角から日本の流行を生み出さんとする抱負のもとに開院、十一月三日明治節の佳日として營業を開始した。

山野女史麗座へ進出

山野千枝子女史は永年の丸の内より進出して銀座七丁目新美容院を開設、立派に成人した二人の令嬢及びわが國美容界の前途に因んでその名も床しく黎明美容院と命名、十月下旬各方面に開院披露の挨拶状を送つて營業開始したが、翌月五日午前二時四十七分階下オリエンタル婦人帽子店作業場からの失火に不幸類焼の厄に遭ひ、開業後間もないのに烏有に歸したので目下その再建築を急いで居る各時代から展覽會

昔から複雑多岐な發達を遂げて來た日本の結髪術は、世界にその比を見ない特有の技術として、婦人の日本髪に對する愛著とともに今日でも多くの關心が持たれてゐるが、日本橋區人形町の小間物化粧老舗ほうれん屋では六月五日より各時代に亘る二十八種の髪型を示せるかつら展覽會を開催、婦人間に評判を播いた。かつらは淺井四郎師の指導のもとに日本橋區内の美容結髪業者二十八人が、各々腕に捻りをかけての作品だけに、何れも鮮やかな出来栄で、殊に元祿時代の髪型が婦人の注目を牽ひてゐた。

うにしたものが出来た。之が後になると、草花が絞の襷、青龍刀から消防夫の襷、鬼の金棒、或ひは帯、山葵おろし等のやうな飾り物の物をも頭につけ、殊に市井の婦女は歌舞伎役者の紋をつけるのを喜び、また珊瑚を飾り着けたものもあつた。東髪用替は明治十七八年頃日本貴婦人の洋装とともに東髪が上流社會に現はれ初めてから出来たものである。

櫛

櫛の起源は我國結髪史上に於いて上古の頃既にゆつつま櫛と云ふものを使用した記録が見られる。その頃の櫛は齒が稍々長かつた處から串と同じ種類からその名を櫛としたものと云はれてゐる。木櫛では黄楊の櫛が千年も以前から使はれてゐた。黒檀、紫檀、白檀、桐、梅等の櫛はつづつ後世の江戸時代になつて用ひられた。

象牙の櫛も黄楊櫛と同じく一千年以前頃既に用ひられたもの、様で、「枕の草紙」に「さざぐし櫛くほどに」等と云ふ文が見られる。籠甲櫛は江戸時代結髪の風が起つてから始めて出現したもので、大和の「笑姿集」に「銀覆輪に蔘櫛かきたる瑠璃の櫛にて前髪をおさえ、さもあてやかにいたちたり」と八百屋お七の風俗を傳へてあるものなどが初期の文獻の様である。

蔘櫛は可成り古くからあるやうで、「萬葉集」に見える玉櫛、玉の小櫛等の美稱的な詞から推して見てうなづける。江戸時代には湯女達の間に蔘櫛の紋櫛をさすことが流行した。櫛を二枚さすことは大阪の湯女から始まつた。即ち天正十八年に初めて大阪に

風呂屋が出来て、湯女と云ふ女どもが入浴客の垢をこすり、髪を洗つた。此頃の男はみな茶髪髪で髪付油のない頃であつたので、湯に入れば必ず髪を洗つた。故に湯女をば髪洗ひ女と呼んだ。髪を洗へば結ひもするので、常に櫛をさした。此湯女が寛永中頃に至つてからは容色を飾り浴客の酒の相手をもなした。櫛一枚は平凡なもので櫛を二枚さして客の多いのを見せ、且つ飾りとも、湯女のしるしともした。この風が浪花から始まつて兩都にも起り、遂には島原の遊女等も飾りに櫛を二枚さすやうになつたと云ふことである。

蔘櫛が朱塗に變じたのは寶曆の頃で、明和に至つて廢れ、後文政の頃再び流行して遂に蔘櫛の圖案を裏に返すやうになつた。幕末から明治にかけては惣金地、高蔘櫛が流行した。尙現代では以上の他に青貝櫛、塗櫛、金銀櫛、硝子櫛、セルロイド櫛、花櫛、洋櫛等が時代に投じて出現しており、形は益々變化して來てゐる。東京府立工藝學校教諭・坂本春幸氏

東京時好會 服飾界の流行は此處から——といふべし。東京時好會では、春秋二回、日本橋の三越に於いて開催する展示會に先立ち、東京商報樓上に於いて下見會を開催する例とする。會員各自創案の陳列品はさすがに新流行の主流をなすにふさはしい努力が見られるがこれによつて今後の服飾雜貨の行き方が奈邊にあるかも窺はれ、業界に取つては却々意義がある。

パーマネントは是非か

パーマネントウエーブ全盛の一年であつたにも拘らず中には、これを眞向から受け取れない女性もあつた。その一は何となく嫌ひと云ふ感情的な問題が先行して居るもの、その二は、髪を傷めては取返しがつかないからと云ふ組、その三は、周囲の反對を虞れて敢てパ機の前に突進出来ない仲間、その四は職業的の立場からどうしても日本髪に據らなければ不利な階級等であり、流行の荒波は次第にこれ等の婦人をも捲込まうとして押寄せて居ります。こゝで戒心しなければならぬのは、一時の利得をあてこんだ粗悪な機械或ひは信用出来ない藥液の出現であります。これさへなければ時代の要求に適して居るパーマネントはまだ、延びるでせう。それはその職に従ふ方々の良心の如何によつて決定されることでもあります。

美容雑誌

すがた 月刊、主幹島田一郎 東京市京橋區銀座六の四 東京すがた社
美容と衛生 月刊、主幹島田一郎 東京市京橋區銀座六の四 美容と衛生社
くろかみ 月刊、主幹長尾義風 東京市下谷區東墨門町八 くらかみ社
美容 月刊、主幹高橋里子 東京市京橋區京橋一の七 小口美容研究所内 東京婦人美容協會
美容世界 月刊、主幹西浦覺助 神戸市加納町五丁目三の宮野前ビル三〇八 美室美容世界社
美藝 月刊、主幹拜野正 名古屋西市區明道町四 美藝社

各種美容團體

- 東京 東京婦人美容協會
京橋區京橋一の七 小口方
東京美容同志會
日本橋區兩國六番地 小川方
パーマネント協會
神田區岩本町 渡邊方
日本美容名人會
麹町區九段四の二 高山方
日本マーセル美容協會
京橋區銀座六の四 東京すがた社内
- 名古屋 名古屋美容協會
仲區南突服町 高橋方
- 大阪 大阪パーマネント協會
北區梅田新道 岡林方
美容相互會
浪花區元町五丁目笹原方
美髪もわれ會
南區道頓堀町二ツ井戸 あさひ屋方
- 成美會
南區順慶町二丁目 石川方
- 美成會
東區東雲町 大阪美髪女學校内
- 神戸 日本パーマネント協會
神戸市三の宮野前 美容世界社内
神戸美容同志會
同右

昭和十二年 藥業界の諸問題

藥業界の諸問題と云つても、問題全部に亘つて述べる譯にはいかない。それを皆述べれば一冊の書籍になる程もあるからである。殊に他業界と違つて、藥劑師あり、農業者あり、藥物商あり、藥物商賣業者ありで、同じ藥業者とは云ひながらそれ／＼の資格を異にし、立場を異にし、利害關係を異にしてゐるので、問題の取上げ方も、それ／＼の立場なり角度なりで非常な相違を生ずるし、問題の大小輕重の認識も同一ではない。此處では昭和十一年十一月以降、同十二年十月に至る間の、比較的興味あり、且つ藥業界全體を通じて重大性を持つと思ふ問題のみを挙げて、經過なり、今後の動向なりを總括的に描くに止めて置く。尙、暴利取締令とか、臨時輸出入措置法とか云ふ種類の問題は、無論大きな問題でもあり藥業界に與へる影響も重大であるが、それは藥業界に限つた問題では無いので言及せぬこととした。

賣藥制度改善問題

これは藥業界に最も直接的な問題の内では一番大きい問題であつたと云へやう。昭和十一年十一月の日本藥劑師會總會に内務大臣から諮問された問題である。

現在の賣藥は年額二億圓からの需要を持つてゐるが制度の上からも、本質の點からも改善を必要とするとは何人も認むるところである。問題は如何に改善すべきかと云ふ點にあるが、之れは容易に決定仕難い。

内務大臣の諮問は、主として賣藥の内容公開可否、新藥新製劑との區別或ひは統合の可否並びに賣藥廣告の取締問題等を眼目としてゐるが、斯る賣藥問題を日本藥劑師會に對する最初の諮問事項として取上げた内務省の態度に就いては、大いに議論のあるところである。

賣藥は今日藥劑師の特權に屬するものには相違無いが、それは藥劑師の特權の一部分であつて而もその中心をなすものとは云へない。

藥劑師會としては醫藥分業問題に關して諮問せられることを希望してゐたことは勿論である。然るに賣藥業者との摩擦を避け難い本問題の諮問に接して、大いに當惑した。而して賣藥業者としては、自己の直接利害に關する大問題を、藥劑師の立場から勝手に答申されたのでは、その不利圖るべからざるものがある。特に賣藥内容の公開に就いては絶対に營業の秘密として之れを確保する必要がある。東京賣藥製造組合では日藥に對して會見を申込み

内容公開は賣藥を衰微させるから絶対に反對である。答申に當つては我々營業者の意見を徴せられ度。と要求した。日藥側は之れに對し明白な

態度を示さず、各方面の意見を綜合して善處すると云ふ程度でもの別れとなつた。之れは東京に於けるばかりでなく、大阪、富山等を始め、全國的に藥劑師會と賣藥團體との間に對立を生じた。その形勢は賣藥團體の實力の強い地方では藥劑師會が之れに左右され、そうで無い場合は内面的抗争が行はれると云ふ状態であつた。

此の形勢に鑑み、日藥は全國道府縣藥劑師會の意見を徴するも之れを公表せず、専ら秘密裡に答申案の作製に努めたが、日藥自體の内部的にも内容公開に關する可否の論議が對立して、最後まで紛糾を續けたのである。

此の結末は昭和十二年十一月の日藥總會に於いて決せられる問題であるが、賣藥團體の實力に牽制を受け乍らも、藥劑師會年來の主義主張の立場から、既得權を除き賣藥の内容を公示せしむること、賣藥の製造販賣を藥劑師一元制にするとの方向に進進せしめるであらう。事實その豫想通りに進んでゐるし、その通りに決定され内務大臣に近く答申されることは疑ひ無いのである。斯くて一應は此の問題は終了を告げるのであるが、それは只内務大臣諮問の答申に關しての話で、今後内務當局が如何なる時期に、如何なる形で賣藥制度の改善を圖るかは全く未定のことであつて、藥劑師會と賣藥團體との對立は寧ろ今後に於いて深刻化されるものと云つて差支へないものである。尙、理論は別としても、賣藥は今日の

藥業藥品

開局薬師に取つて、生活の糧をなして
るものであると云ふ事實は、此の問題
を考へるに當つて忘るべからざること
である。又、賣薬と新薬、新製剤の關係に
於いて、新薬業者方面に於いても、本問
題に對して深甚なる注意を拂つてゐる
から、將來本問題の成行は業界全般の
中心議題とされるであらう。

⑧ 國産藥品使用勸奨問題

之れは所謂問題とは云へないかも知れ
ない。
内務省が時局に鑑みて昭和十二年十月
に各地方長官に通牒を發し、同時に醫師
會、藥劑師會等に通牒して、輸入藥品に
代る國産藥品を指示して今後之れを使用
勸奨せしめる方針を採つたのだから。
殊に非常時局と云ふ立場にあり、貿易
の調整の上から必要とされる以上是非著
悪を云ふべき問題では無い。のみならず
非常時局で無くとも國産愛用は當然勸奨
されなければならぬ事柄である。それに
も拘らず特に此處に取上げたのは、之れ
に附隨して種々の問題があるからであ
る。

一 國産品に限つては、嚴格に云つたら
代用と云ふことが相當問題になる。同一
組成を持つてゐるから同一効果が有ると
は云ひ切れない。それが事人間の生命に
關するものだけに、尙更慎重を要する問
題である。それと日本人の惡習慣である
舶來崇拜と國産藥品の愛用が今日まで
充分徹底しなかつたのである。
ところが此の事變で内務省が本腰を入

れ、東京帝大の模範藥局が率先して調劑
に國産藥品を代用することになり、此處
に國産藥品界は眞面目を發揮することに
なつた。餘談になるが模範藥局長の畑忠
三氏が此の代用問題を持ち出した時、醫
師教授連の中には、前述の同一組成藥品
必ずしも同一効果ありと云へぬと云ふ議
論で反對した人があつたそうだが、畑氏
は「現代の科學を信するならば、同一組
成藥品の代用を反對出来ぬ筈だ」と云つ
たそうである。

藥劑師會方面は年來國産藥品代用を要
望して居り、處方箋に對しても代用藥品
で調劑することを認められる様に運動を
してゐるが、此の機會を利用して特に力
を入れた。
然し内務當局は井川技師の談に聞くま
でもなく、處方箋は飽くまで醫師の處方
通りの藥品で調劑すべし、絶対に代用藥
品を認めぬ」と云ふ嚴重な法規の建前を
明かにしてゐる。従つて處方調劑に於け
る國産藥品代用は先づ醫師から自覺すべ
き問題になる。

製薬業者方面では、國産品代用は勿論
大歡迎であるが、それは外國製品に國産
藥品の代用される場合だけで、同じ國産
藥品同志の間で代用を許すことは製薬工
業の發展、製薬技術の進歩を阻害する
として反對してゐる。此の點藥劑師會と對
立する譯である。輸入藥品業者は、人命
に關する藥品に就いては國境無しと云ふ
主張を以つて、極端な國産愛用に反對
してゐるが、それは立場上已むを得ぬだ
らう。

⑨ 醫藥制度調査會設置問題

醫藥制度調査會に關しては、河原田前
内相が本春衆議院の國民健康保險法審議
に際し、責任を以つて設置に努力すると
云ふ言明を與へてから、劑界は首を長く
して待ち焦がれてゐるが政變や事變で殆
ど問題にならない情勢になつて了つた。
日藥では内務省へ建議書も出してゐる
し、運動もしてゐるが、形勢好轉とは云
へない。最近に至つて武知勇記代議士等
が大蔵省の査定通過に奔走をなし、多少共
内務省方面を刺戟し、出来るならば豫算
を通そうと内務省も努力して呉れる模様
であるが、効果の程は不明である。

此の醫藥制度調査會設置問題は、日藥
の醫藥分業運動に關聯して生じた問題で
ある。即ち民政黨の政務調査會が、醫藥
分業運動に就いて内務省、醫師會、藥劑
師會と三者の意見を聴取し、何等か劑界
の四十年來の宿願に解決點を見出さして
やらうと努力した結果、先づ内務省に醫
藥制度調査會なるものを設置せしめ、各
方面の代表者を委員に入れて醫藥制度の
根本的確立を目的として、その調査を行
はせるのが良いと云ふことから出發した
ものである。

果して何時頃實現を見るか、全然實現
の見込みが無いが、目下のところでは混
沌としてゐるが、少くも藥劑師會方面で
は實現するもの、否實現せしめねばなら
ぬものとしてゐる。然し將來此の調査會
が設置されたと假定しても、その委員の
顔觸れや、調査の方針と云ふものが豫想

出來ぬので、或は藥劑師會の豫期してゐ
る反對の調査決議をしないとは云はれ
ない。殊に醫師會方面は藥劑師會と反對
の意味で同様に此の調査會の設置を要望
運動してゐるのであるから、之れが設置
實現を見る曉には藥劑師會よりも強力な
その政治的勢力を以つて、委員會を左右
するに至るかも知れないのである。
尙、來る議會に於いても、事變の形勢
その他議會の状況を考慮した上、本調査
會の設置運動は、他の諸問題とともに試
みられるであらうが、目下のところでは
その餘地が無いと見る方が良からう。

⑩ 全購聯家庭醫問題

全購聯の問題は本年に限つた問題では
無いが、年々深刻化して行くので、本年
も亦、特筆すべき問題を數々提供してゐ
る。その最たるものは配置賣薬の使用を
規約で禁止して、全購聯家庭醫を組合員
に強制的に使用させる極端な手段に出
来たことである。之れに違反すると過意
金まで科すと云ふ嚴重なもので、岐阜縣
初め東北各縣、北海道その他種々問題
が発生した。

全國賣薬團體聯合會では、此の問題
の爲めに數次委員會等を招集して對策を
協議したが、別段に新たな對策も發見す
ることが出来ず、結局農林當局その他關
係當局に陳情運動する以外に途無き状態
であり、代表者等は屢々當局訪問と陳情
を繰返し、最近清水留三郎代議士等の
同道を乞ふて農林當局に産組側の暴行を
懇へ取締を要望したが、農林當局は

今後も効果の有る無しに拘らず對策協議
會と、陳情訪問と、政治的工作を繰り返
すこととなるであらう。殊に藥劑師を置
かず、無資格で毒物劇物等農藥藥品の取
扱を爲してゐる産組側の違反行為に對し
ては、内務當局に迫つて充分取締を要望
し、或は群馬縣に於けるが如く直接告發
等の舉に出ることが、最も効果ある今
後の對策となると思はれる。

⑪ 價格統制問題

東京藥業同業組合の統制事業は、本年
度に於いて一大革新が行はれた。此の經
過に關しては、種々の問題が錯綜してゐ
るので、詳細に説明することは出来ぬが、
歸するところ行き詰れる賣薬の價格統制
を、定價協定に依つて押し通すか、或ひ
は卸値の高下に依つて適當に定價より引
下げて協定するかと云ふ問題であつて、
その結果は飽くまで定價協定を嚴守する
と云ふことになつたのである。

定價協定を強行すると云ふこと、別
に協定價格を設置して統制すると云ふこ
ととは、その方針が相違するばかりで
なく、その統制方法に就いても大なる差
違が生じて來る。
前役員は府當局の意向を付度して定價
協定の認可せられざることを慮り、且つ
一般的情勢が定價協定の遵守困難である
ことを認めて、合理的協定價格に依るの
案を樹てたが、確固たる信念を缺き、統
制強化の熱意薄く、その日暮的な態度
であつた爲め、常に各支部の不滿を買ひ、
事有る毎に信任を失ふ有様となり、到底

行き詰まれる統制事業の打開、革新をな
す力を持ち合はせてゐなかつた。而も此
の事業遂行に當り、協力援助を求めなけ
ればならぬ製造本舖や、卸賣同業會に對
して充分な了解を得ず、寧ろ組合の多數
の力を以つて壓迫するが如き態度に出た
爲め、製造本舖、卸問屋側の非常なる反
感を買ひ、統制事業に要する豫算増額に
際して、本舖問屋側の絕對反對に遭遇し、
組合の危機を招來するに至つたのは前役
員の認識不足に因ることであつた。

幸ひ組合會が中正の立場を失はず、委
員を擧げて難局を收拾し、本舖、卸問屋
側との協調を圖り、聯立的内閣を組織す
ることに成功し破局を免がれたが、その
結果が現在の組合役員の見任を見た譯で
ある。現役員は堀内組長始め、林(惣)副
組長等が留任であると云ふ表面的な見方
からすれば、堀内内閣の延長に過ぎない
けれども、前述の事情から推測の出来る
通り、事實は全く中心勢力の移動を見た
ものである。

之れを具體的に云へば堀内内閣に於
いては鈴木副組長を中心に、一部小賣系
統の勢力で總べてが決定されてゐたと云
つても差支へ無かつたのに反し、現堀内
内閣は本舖、卸、小賣の協調一切が進
められ、堀内内閣の權力者達は排除さ
れたのである。
尤も見方を變へて云ふならば、前堀内
内閣の中心が、小賣屋にあつたのに對比
し、現堀内内閣は卸問屋に中心を置くこ
と云へるであらう。相談役たる大木良輔氏
が、事實上獨裁的な權力を揮つてゐるが

如く見られるからである。然しながらそ
れは云ひ過ぎてあつて、從來小賣本位の
建前であつたのが、本舖、卸問屋、特に
卸問屋の協力が統制事業に最も必要とさ
れた結果、卸問屋側の力が前面に押し出
された來たと見る可きである。

それは兎に角、本舖、卸問屋の協力を
受けることとなつた統制事業は、それだ
け從來より強力化されることとなり、賣
薬の價格統制は嚴然として定價協定を勵
行の方針を確立し、統制部の陣容を整備
して八月から新統制方針の下に、賣薬の
定價協定を實施するに至つたが、此の間
賣薬新聞各社が定價協定を支援し新統制
方針を支持したことも特筆しなければな
らぬ一事である。
新統制方針の中心をなすものは、卸問
屋側の協力による違反者に対する供給停
止の徹底であるが、之れは從來の過意金
一本鎗に比し確かに統制の強化を倍加す
るものである。然し實際問題としては尙
革新の途上に有り新統制方針の効果も期
待する程度にまで達してゐないが、實施
以來數ヶ月を出て短時日を経過したば
かりであるに拘らず、従前に比して好成
績を擧げてゐることは充分認めてやらな
ければならぬ。

⑫ 防衛に關する問題

防空法が公布實施された結果、業界
に新たな問題が生れることとなつた。即
ち防空の重要な部分をなす防衛の問題
である。防衛の問題は、防空法に依つて
特殊技能者に指定された藥劑師の職責で

あるが、日本薬師会は夙に今日あるを豫想して大日本国防化学協会の結成を爲して来たので、それが直ちに効果を現し、本年度に於ける国防化学協会の活躍は頗る目醒ましいものがあり、本體の日本薬師会としてよりも、此の方で軍部並に一般社会の認識を深めたと云つて良い。

国防化学協会が本年度行つた主なる事業としては、毒瓦斯防護の指導員を養成する爲に、前後二回互つて行つた講習會、赤十字社の防護展始め各團體、デパート等の防護展等に於ける指導員派遣、各工場等に於ける防護講習、防護訓練に對する指導員派遣その他種々あるが、簡易防護面の作製方法及び努力したこと多くの反響を呼んだもの一つである。

更に今後の事業擴張を圖る爲めには日本薬師会よりの補助金を増額し、国防化学協会の強化を圖ることになつてゐるが、それによつて毒瓦斯に關する化學的研究にも着手し、講習會の開催、指導員の養成を更に擴充する方針である。又、防護に必要な器具、例へば防毒マスクであるとか、防毒衣その他防護器具に就いては、現在昭和化工との間に契約を結んで、會員に販賣取次ぎの勞を取つてゐるが、今後更に国防化学協会自身で販賣に當る計劃もあるやうである。防護器具

條問題であつて、結局衆議院に於いて修正を見るに至つたが、前述の通り議會解散の結果本問題は再び白紙に還元され現在尙抗争の中心に置かれてゐる。問題の内容は國民健康保險法に依る醫療を現に存在する醫務利用組合等に代行させるか否かといふ點にあるが、代行させるとすれば産組側に非常な有利となり、賣藥業者及び醫師會側に大なる不利を與へることとなるので、その可否が抗争の目標となつてゐる譯である。此のウイックポイントが圓滿に解決されない限り、本法の成立實現は極めて困難なので内務省は前回提出した原案を再び取上ぐべきか、或ひは衆議院に於いて修正された案に乘換へるか、將又全く別箇の新案を用意するか、その岐路に迷つてゐる状態である。

はその品質性能が優良完全でなければ有害無益となるので、内務省では近き將來之れが取締規則を制定することになつてゐるが、それとともに之れが販賣資格に就いても目下調査研究中である。

内務省計劃局龜山防課長は、防護器具の販賣を藥師に限定すべきものであるか否かが考究中であることを言明してゐるが、藥師會に對しても意見を徵する意向のやうであるから、防護器具の販賣は將來藥師の特權となる可能性は充分認められるのである。尙、防護藥品に就いては、活性炭素を始め今後努力研究を要する重大問題であつて、防護器具の問題と並んで、国防化学協会の大事業とならなければならぬ。

保健社會省問題

保健社會省設置は、本年度議會を通じて保健衛生に關する程の者は非常な喜びを持つたのであるが、その豫定たる十月一日に開設を見るに至らず無期延期となつたことは夥しく失望を與へた。保健社會省が計劃され、議會を通過し、再轉して開設延期となるまでの事情に就いては、政治的に種々な興味ある諸説が傳へられてゐるが、それは直接業界に關係する問題でも無いから直接的な問題だけを少し述べて見る。

薬業界の一年

十二月 二十一年

商工組合中央倉庫は一日より閉店の運びに至り、調査、庶務、指導、經理の四課が中金独自の課として新設され、興銀代行のものとしては貸付、預金、出納、證券、鑑定、審査の六課がそれら活動を開始した。

富山縣賣藥同業組合では非常時に處する業者の發展に資する爲め、業者寄附協議の結果、賣藥指導員を設けて製藥場の實地に就いて指導啓蒙せしめる等の對策を決議した。

北海道に於ける卸業者の團體たる北海道藥業共和會は、業權の保護強化を圖る意味から一旦共和會を解散して新たに北海道藥種卸商組合を結成した。

日本薬師會の別働團體たる日本藥事協會では、第四十六回總會の結果、會長に志村健七郎氏を推挙した。徳島高等工業學校では從來應用化學科を農産工業化學部と製藥化學部の二部に分割されてきたが、製藥化學部を獨立せしめて製藥科とし、十二年度より實施されることとなつた。

賣藥の賣價協定に熱心な運動を續けてゐる藥業家時局對策實行會では五項に亘

接的に業界の利害、盛衰に關係して來る問題である。

そこで日本薬師會が主唱して東京藥業、東京製藥、東京賣藥製造各組合並に全國賣藥團體聯合會等が協力して、保健社會省に藥事行政機關の獨立(事務局設置)を建議陳情し、東京製藥組合も亦獨自の立場から之れを要請陳情するところがあつたが、結局之れは效を奏せず、事務局の設置は實現しないことになつた。之れは業界として甚だ残念なことはあつたが、保健社會省そのものが、當初の保健省或ひは衛生省計劃から方向を轉じてゐる關係もあり、他面強力な醫師會側の手が伸びてゐる以上初めから無理な望みであつたであらう。

然し日業としては事務局の設置は失敗に終つたとしても、更に第二段の策として事務局の設置を要請して運動を續けつゝあるが、之れ亦怠慢無く云へば先づ見込みが無いのではないと思はれる。

各分課規程は大臣の權限内にあるのだから、かく理論としては保健社會大臣の任命如何に依つて、事務局の設置も採用される可能性が有る譯だが、實際問題としても從來の原案として傳へられるものにも、事務局の問題にはされて居らぬ状態であるから、大臣が特別の人で無い限り希望は持た得ない問題と云はなければならぬ。

生きたホルモンとして喧傳された「九龍蟲」に對して警視廳衛生部はこれを有害なりと斷定して四日附發賣禁止の通牒を發した。防空法制定に際し民間防毒指導團體たる国防化学協會を同法による公認團體たらしむべく、大日本国防化学協會では陸軍省並に警保局に對し陳情を行つた。大藏省專賣局では十二年度から實施することとなつた酒類並に燒酎專賣制度につき、法律案要綱の作成を了して法文化の上法制局に廻附した。

二十七日の定例閣議に上程し承認を得たる十二年度の衛生關係の豫算は總額一千四百四十五萬圓。醫務、防疫、豫防、保健の四課以外に企劃課を新設されることとなつた。日本薬師會では十一年度掉尾の運動として中央衛生會機關改革國民健康保險法分案の要望、並に賣上稅撤廢に關する建議書を内務、大藏兩省に提出した。朝鮮總督府では二十二日府令第一三二號を以つて毒藥及び劇藥の品目を別項の如く公布した。實施は昭和十二年四月一日より。

延期は陸軍側の不満としてゐるところであるので、最近に至つて明年早々開設すべく促進される情勢にあることを附言して置く。

國民健康保險法問題

之れは本年始まつた問題では無いが、本年に於いて特に進展を見せた點に於いて、而も尙解決を見るに至らず、今後の問題として残され注目的事项となつてゐる點に於いて、默過することの出来ない問題である。即ち本法が此の年度に於いて議會に提出され、貴衆兩院で一部修正を見た結果、今二三時間あれば兩院通過成立を告げると云ふところでも林内閣が議會解散を奏請した爲め、遂に流産に終つたことは業界の記憶に尙新なることである。本法が實施されたならば業者者に如何なる影響があるかと云ふ問題に就いては、既に既に云ひ盡されてゐる感があるが、配置賣藥業者の必死の對策運動が行はれてゐるばかりで、一般業者者は極めて冷静であるのは未だ充分に本法實施に依る影響を痛感してゐないのでは無いかと云ふ氣がする。尤も本法が社會政策の一つとして、その主旨に就いて正面から反對は出來ないのであるが、今少しく業者者の關心を深めて行くべきではなからうか。

一月

本法に對しては産業組合側と醫師會及び賣藥業者の鼎立を見ることが、その抗争の對象をなしてゐるもの所謂代行組合問題である。此の問題は本法案が議會に提出を見た際に最も紛糾した所謂第九

滿洲に於ける藥學專門學校設立要望の聲に應じて滿鐵では四月より滿洲醫大に附設して藥學專門部を開講することに決定した。内務技師松尾仁氏は臺灣に於ける資源調査視察の爲め、六日東京發二十七八日頃歸京の豫定で現地向つた。東京藥業同業組合の統制事業強化検査事業開始に伴ふ昭和十二年度の老犬豫算は製造組合並に卸賣同業會の絕對應じ難しとの通告に違ひ、各方面より注目の的となつた東京藥業同業組合臨時組合會は二十一日同組合會議室に開催の結果、賦課金増徴の件は十五名の委員附託となつた。

國民健康保險法案が第五十議會に上程されるに當り、全國賣藥團體聯合會では同法案が議會を通過し實施の曉には賣藥業者二百萬人の死活問題なりとして貴衆兩議員全部へ理由書を附した陳情書を提出した。警視廳では賣藥請賣業者所在不明三月に及びたる時は、その許可及び届出の効力を失ふ旨、十九日廳令第二號を以て公布された。

▽警視廳令第二號 大正三年十月警視廳令第二十一號賣藥法に依る申請及届其他に關する件左の通り改正す

標題「賣藥法による申請及届其他に關する件」を「賣藥法施行細則」に改む

第十三條の二 賣藥請賣業者所在不明三ヶ月に及びたるときは營業の許可又は届出は其効力を失ふ

第三十條本令は公布の日より之を施行す

二 月

關東州阿片令改正の件は一日勅令第七號を以て左の如く公布された

朕親密顧問ヲ諮詢シ經テ關東州阿片令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽 昭和十二年二月一日 内閣總理大臣 廣田弘毅

勅令第七號 關東州阿片令左の通り改正す

第九條の二、二十一歳未満の者を強制し又は誘引して阿片を吸食せしめ又は第四條の規定に違反して阿片を譲受け、所有し若くは所持せしめたる者は七年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す

三 月

國民保健法案を繞る日本醫師會、藥劑師會、賣藥業團體等の反對運動に對し、内務省ではこれら反對論に對し反駁意見を發表し、醫藥分業に對しては分業強制不可と論じ、賣藥業者に對しては賣藥の給付をなさざる方針であると説明した

國民保健法案は九日上程の衆議院本會議に於いて出席議員の定数を缺き散會、十一日の本會議に於いて廿七名の委員に附託され、各派論議の結果民政、政友兩政黨が共同修正案を決定するに到り、産組派、醫師會派の論議も大詰となつたが、委員會を開催すること前後十一回に及び最後の委員會を二十四日開催して修正案を採決、貴族院に送附、通過直前議會の解散により、一先づ實施が遅延されることとなつた

アルコール專賣法案の實施は愈々確實となり、これが實施の嚆は關係業者の蒙る打撃の甚大なるものあるに鑑み、大阪東京二大都市の製藥同業二組合では該法案の修正を要望すべく、大藏、内務、商工各大臣宛陳情書を提出した

藥種商が毒物藥物營業を兼業して毒物規則に違反したる場合には本業たる藥種商の行政處分を行ふべき筋合である

して阿片を譲受け、所有し若くは所持せしめたる者は四年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

第十一條中「前三條」を「前四條」に改む

附 則

本令施行の期日は滿洲國駐劄特命全權大使之を定む

(參照) 大正十三年三月二十七日公布勅令第五十三號關東州阿片令抄錄

昭和十二年度豫算案並に役員改選に關する東京賣藥同業組合の繼續組合會は二日間、業界に一波瀾を惹起し注目的となつた問題の尤大豫算も本舖、問屋、小賣業者三者の協調工作成り、原案の大修正によつて無事解決、組合會を終了した

内務省に義務課を設置すべき要望は業界各方面にあり、東京製藥、東京藥種貿易商、大阪製藥、大阪藥種貿易商の四組合では該課新設に關する陳情書を三日當局に提出した

富山縣當局に於いて賣藥の廉價を高める方法として、賣藥原料品検査制度を設けんとする計畫に對し、富山縣藥劑師會では賣藥本來の性質に鑑み、該制度實施に反對を唱へ、これが對策方を日本藥劑師會に陳情した

昭和十一年四月簡易保險局と日本藥劑師會との間に於いて協約締結せられ、各道府縣藥劑師會々營業局は三月末日迄に選の榮冠を戴ち得た

十六日執行され激戦を演じた市會議員選舉に於いて郡界からは左記の二氏が當選の榮冠を戴ち得た

關口彌三郎 澁谷區 吉川末次郎 世田ヶ谷區

内務省提案の保健所(ヘルス・センタ)法案並に結核預防法改正法案は二十七日の衆議院に提出されたが、保健所の設立は内務省衛生局に於いて熱心に主張され、その目的は疾病に關する健康相談、衛生思想の普及、衛生施設の改善指導を行はんとするもので、内務省社會局より提案された國民保健法案の實施と相俟つて保健國策の完備を期せんとする新しい立法である

東大藥學科教授として藥品製造學の講座を擔當されてゐた藤松勝左衛門博士は停年の故を以て三月を限り引退された。後任としては同科助教若澤重彦博士が昇任された

東京府藥劑師會第十五回定時總會は二十二日神田一ツ橋通り帝國教育會講堂に開催、寺田警視廳保健係長、河合日本藥劑師會々長、福澤同理事を迎へ正副會長以下各理事出席

以上の如く會務報告ありたる後、各號誌

設置することとなつてゐるが、埼玉縣藥劑師會では調査の結果既設置局中經營困難を生じつゝある實狀に鑑み、會是遂行上斷じて許さるべきものに非ずとなし協約改定を要望、日本藥劑師會に意見書を提出した

東都賣藥界の巨頭日本橋區茅町一の八清心丹本舖高木與兵衛商店前店主高木清彦翁は肝臟病で七日逝去

東京府藥劑師會代議員選舉は十五日、三十七部一齊に施行。前回に比し二〇名の増加で代議員總數は一六〇名である

國民動勞大衆の救濟制度確立を目標とする國民健康保險法案は二十四日の院內閣議に於いて今議會提案を正式決定し、内務省は同日法律案全文を發表すると同時に直ちに議會提出の手續を執つた。これが組合組織に要する經費その他施設の總額は四十四萬九千六百十五圓、この内國庫補助豫算は十六萬六千六百圓で、實施期日は勅令を以て指定

これに對して全國賣藥業團體聯合會特別委員會は二十日錦町の本部事務所で開催、全國より集れる代表者により終日議論沸騰し、特別委員を擧げて全賣代表關係代議士及び各方面へ陳情書を提出せしめることとして猛運動を開始した

帝都の賣藥問屋の最高峰として光輝ある歴史を有する日本橋區本町一丁目玉置合名會社は法人組織に改め、資本金二百萬圓を以て株式會社玉置商店を設立された

東京賣藥同業組合で改造新組合の基礎

案の審議に移り、東京市藥劑師會館建設の件は撤回、正副會長重任、その他代議員制限案に紛糾を極めて閉會した

佐賀縣賣藥業商業組合は若手藥劑師の奔走により二十六日創立總會を開催、初代理事長に中野子正人氏が就任した

社會保健の先驅として昭和二年一月一日より實施された健康保險はその十週年を迎へたので、内務省社會局ではこれが記念の爲め三十日比谷公會堂に於いて式典を舉行し、功勞者に對して感謝状を贈呈した

商業組合中央會は二十九日商工省第三會議室に役員會開催、本年度事業報告、十二年度豫算案に會費徵收方法を決定、更に十二年度事業計劃に就き協議した

健康保險に基く政府と日本藥劑師會の昭和十二年度豫算支給に關する契約は三十一日社會局に於いて締結調印を了した

静岡縣藥劑師會第十二回定時總會は二十八日開催、日本藥劑師會から賣藥制度改善諮問に對して左の如き答申案を決定

- 一、賣藥と新藥、新製劑とは兩者を統一して一般民衆の自ら使用し得べき醫藥用品として新制度を確立せられたこと
一、賣藥營業を藥劑師一元主義とせられたこと
一、賣藥の許可範圍を擴張せられたこと
一、賣藥原料として禁止せられたる藥品については既得権を認めざるやうに致したし

各府縣藥劑師會

- 北海道藥劑師會 札幌市南三條西三ノ一七
京都藥劑師會 京都市下京區高瀬川筋松原
長崎縣藥劑師會 長崎市東區中町通一ノ六
新潟縣藥劑師會 新潟市市町通五番町佐藤方
埼玉縣藥劑師會 さいたま市幸徳町三八六
群馬縣藥劑師會 群馬市本町三九路工會議所
千葉縣藥劑師會 千葉市長町二ノ一三五
茨城縣藥劑師會 水戸市 商業會館内
栃木縣藥劑師會 宇都宮市旭町工會議所内
奈良縣藥劑師會 奈良市今在家町五二
三重縣藥劑師會 三重縣志摩郡日野町一
愛知縣藥劑師會 名古屋市東區美津町二二
靜岡縣藥劑師會 靜岡市本町通一丁目工會議所内
山梨縣藥劑師會 甲府市相生町三宮藥長方
滋賀縣藥劑師會 大津市坂本町工會議所内
岐阜縣藥劑師會 岐阜市今小町工會議所内
長野縣藥劑師會 松本市今町宮坂方
富山縣藥劑師會 富山縣津波町三三
石川縣藥劑師會 金澤市石浦町二〇二二
福井縣藥劑師會 福井市本町五三三田方
山形縣藥劑師會 山形市小橋町一八七工務方
秋田縣藥劑師會 秋田市龜之丁西北町六
岩手縣藥劑師會 盛岡市仁王町四地字高麗
青森縣藥劑師會 青森市東町七五五五方
山形縣藥劑師會 山形市小橋町一八七工務方
秋田縣藥劑師會 秋田市龜之丁西北町六
岩手縣藥劑師會 盛岡市仁王町四地字高麗
青森縣藥劑師會 青森市東町七五五五方
山形縣藥劑師會 山形市小橋町一八七工務方
秋田縣藥劑師會 秋田市龜之丁西北町六
岩手縣藥劑師會 盛岡市仁王町四地字高麗
青森縣藥劑師會 青森市東町七五五五方
山形縣藥劑師會 山形市小橋町一八七工務方
秋田縣藥劑師會 秋田市龜之丁西北町六
岩手縣藥劑師會 盛岡市仁王町四地字高麗
青森縣藥劑師會 青森市東町七五五五方
山形縣藥劑師會 山形市小橋町一八七工務方
秋田縣藥劑師會 秋田市龜之丁西北町六
岩手縣藥劑師會 盛岡市仁王町四地字高麗
青森縣藥劑師會 青森市東町七五五五方

四月

第九回全國配置賣藥團體聯合會總會は、二、三の兩日、徳島市徳島高等工業學校に開催、國民保健法案の反對、全購聯賣藥反對の二問題が中心となり、關係大臣、代議士、政黨領袖に電報並びに書面陳情をなす事となり即時これを實行した。

岩手縣衛生課が數年來賣草を奨励した結果、今日では全縣的にその生産を見るに到つたので、内務省衛生試験所にその分所を本縣に設置するやう陳情せしところ、取敢へず賣草試験地を設置して内務省衛生試験所がこれを指導することとなつた。

京都帝大醫學部内の藥學科創設問題は、今期議會に豫算上程の豫定であつたが、政變による豫算案の改正により削除せられたが、却つて民間よりの寄附が三十萬圓餘に昇つてゐるので、十一月建築に着手し、十四年四月より開講することに創立委員會により決定された。

第五十七回日本藥學會總會は九日より四日間に亘り京都に開催、全國より參集する會員總數實に一千餘名、進進藥學を表徴する提出演題は百七十餘にのぼり、巴むを得ず會場を二部制とし、第一日(九日)は全國藥劑師長會議を三條河原町朝日會館で、衛生技術員協議會を二條河原町島津製作所講堂で開き、第二日は朝日會館で總會の議事、會務報告、役員の改選を行ひたる後、第三日は前記兩所に學術講演會を開催、それ、刻苦研讀の粹體と規を一にする状態に陥つた。

徳島高等工業學校規定中應用化學科(製造化學部)を製藥化學科に九日付文部省令第十八號を以つて公布された。

東京藥業同業組合十七日開催の常務會に於いて、日本百貨店商業組合東京店と東京藥業同業組合との新藥及び賣藥類の協定價格販賣期間が十五日を以つて満了したので更に六ヶ月間これを延長し、わかもと目薬類に限り除外することとして百貨店側に折衝することとなつた。

東都藥業界の巨頭東京製藥同業組合組長、前三共株式會社重役湯淺武孫氏は十五日品川の自邸に逝去。

東大醫學部主催になる慶松教授還暦退職記念會は永井清教授委員長のもとに藥界各方面の賛同を得て十七日午後二時より東大醫學部講堂に於いて、又同還暦祝賀會は五時より軍人會館に於いて何れも賣藥兩界代表名士四百餘名出席參列、盛會を極めた。尚、慶松博士は二十一日特旨を以つて位一級を進められ従三位に叙せられた。

東京藥種貿易同業組合第十九回從業員表彰式は二十四日野積養軒に舉行、東京府知事、警視總監、東京市長の各代理來賓を仰ぎ、島居組長、各役員並に受賞者百數十名出席の上盛況を示した。

二十四日東藥會出身部總會澁橋柏木東京藥學專門學校に開催、顧問、相談役を左の如く推薦した。

を發表、終つて一同都をどりを見物、同夜は都ホテルに空前の大懇親會を開き第四日の二條離宮拜觀、工場見學、嵐山の觀櫻會を終曲として會を閉じた。

日本藥學會總會に於ける全國衛生技術員協議會に於いて、昨年度に引續き牛乳検査法の審議あり、それ、原案を可決し、牛乳検査法の確定を見た。

日本藥學會總會に於ける役員選舉の結果、左の諸氏が當選した。

- 會頭 近藤平三郎
副會頭 朝比奈泰彦
幹事 服部健三、細井美水、衣笠豊
常務員 緒方章
劉米達夫、柿沼三郎、松尾仁、藤田洋三、鈴木秀幹、高木誠、山科博三、山口誠太郎、藤田直市、畑忠三、星野石松、玉蟲藏、菅澤重彦

大藏省ではアルコール賠償價格並に政府の賣渡す價格に就き二日附告示第七十九條、第八十條を以て公示した。

- 三十日執行の衆議員選舉に際し、業界よりは左の諸氏が立候補した。
福島縣 星 一 政元
長野縣 田中 耕 養前
富山縣 松村 謙 三 民前
愛知縣 樋口 善右衛門 政前
大阪府 李 村 榮 一 民前
同 李 善 洪 中新
京都府 福田 關次郎 民前
奈良縣 森 榮 藏 政新
香川縣 石井 綱次郎 政新

相談役 成島治平、大島和吉、石川正儀、安川榮次郎
藥業時局對策實行委員會では統一團體たる東京藥同組合幹部、殊に意見の對立せるもの、如く見做されてゐる卸賣界の代表をも兼ねる大木藥同相談役との隔意なき意見の交換を、高輪綠風莊に於いて試みた。

産業組合の十錢賣藥、官公營新興賣藥などの挾撃を受けて打撃を蒙りつゝある富山賣藥は、その轉換期を迎へて全縣下一千三百餘名の營業者は一齊に奮起して全國配置販賣の統制に乗り出すとともに、内容原料包装に大改良を加へて一般大衆衛生業として最も効果ある新藥の製造に全力を傾注し、各府縣配置販賣の強化に拍車をかけることになつた。

日本藥劑師會では二十七日開催した役員會に於て簡保協約處方箋調劑に関する審査委員會規定案を作成各地藥劑師會に送附、規準參考に供することとした。

五月

一日朝開かれた衆議院議員選舉の投票箱は、業界より左記十氏を當選せしめた。内務省では第五改正日本藥局方中乳酸第二項及び第九項その他二十件の改正を十二日附内務省令第二十號を以て公布、即日實施。

- 北海道第三區 大島 寅吉氏 藥種商
福島縣第三區 星 一氏 製藥業
長野縣第四區 田中 耕氏 藥劑師
富山縣第二區 松村 謙三氏 藥種商
愛知縣第二區 樋口 善左衛門氏 賣藥業
同 第五區 大日 喜六氏 藥劑師

全國賣藥界擧げての猛反對に議會を通せんとした國民健康保險法案も、議會の解散により不成立となつたので、藥業界は一と先づ安堵したが、狀勢は依然として樂觀を許さぬものがあり、總選舉後の特別議會には再び上程される模様がある。この全國賣藥團體聯合會本部ではその後の對策として全國加盟組合に通牒を發し、多數議員を業界より選出してこれが通過阻止に備ふべき方策を傳へた。

日本藥劑師會にあつても同様各府縣藥劑師會長宛通牒を發するところがあつた。大分縣藥劑師會主催の第九回九州藥劑師大會は六日大分縣教育會館に開催、左の決議をなした。

- 一、藥劑師制度の根本的確立を期す
二、醫藥分業制度の實現を期す
三、保健省の設立を期す

先に山梨縣藥劑師會が日本藥劑師會と簡易保健局との間に締結せられたる會營業局設置に就いては實行することを得ずとの重大決議を日業に叩きつけてその成行を注視されてゐたが、三月二十九日開かれた第十五回定時總會に於いて福井縣藥劑師會の不満も遂に爆發して、役員全部はその重責に堪へずとなして總辭職をなし、越えて四月十四日の總辭職會に於いても會長の後任すら得る能はず十二年度豫算も不成立に陥り、宣言書を作成した。公法人福井縣藥劑師會は解

京都府第一區 福田關次郎氏 製藥業
奈良縣第一區 森 榮藏氏 製藥業
兵庫縣第一區 中井 一夫氏 製藥業
愛媛縣第一區 松田喜三郎氏 製藥業
會營業局問題に端を發した福井縣藥劑師會の宣言對處策に關し、日業はこれを重大視して谷岡理事を現地に特派した。

東京藥業同業組合では三日役員會を開き、組合の事業方針發表に關する聲明書檢討の件及び賣藥改善に關する諮問案等を協議した結果、藥同組合聲明書を發表した。

日本藥劑師會では第七十議會に於いて武智代議士の質問に對し河原田内相が醫藥制度調査機關を設置する旨言明したるに關し、これが實現促進を期すべく四日福澤、竹中の兩理事は内務省を訪問して建議書を提出した。

兵庫縣藥劑師會では日本藥劑師會から照會中であつた内務大臣諮問の賣藥制度改善に關する件に就き、十日答申書を提出し、藥品法の制定を前提として同法中に規定すべき藥品類を左の三種に區別すべく提案した。

- 一、醫療藥
二、家庭藥(賣藥)
三、醫療用外藥、その他雜藥
内務省では第五改正日本藥局方中乳酸第二項及び第九項その他二十件の改正を十二日附内務省令第二十號を以て公布、即日實施。

- 香川藥劑師會 高松市内町五内宮武方
會長 今藤三郎、副會長 田中三郎、監事 堀内一
愛媛藥劑師會 松山市一番町山崎山崎工務
會長 山崎武次郎、副會長 堀内一、和田義博
高知藥劑師會 高知市本町二丁目徳方
會長 徳方左衛門、副會長 西田利米
福岡藥劑師會 福岡市渡邊通三丁目山本ア
會長 山本ア、副會長 池田久、岡部英吉
大分藥劑師會 大分市電車通關本通八郎方
會長 吉村益次、副會長 瓜生田電
佐賀藥劑師會 佐賀市松原町中ノ小路九三
會長 島正興、副會長 野中萬太郎
熊本藥劑師會 熊本市花畑町九五
會長 中西善吉、副會長 太田基一
鹿兒島藥劑師會 鹿兒島市山之口町二七江坂
會長 江坂一、副會長 山崎武次郎
沖繩藥劑師會 那覇市上通第一ノ二六徳平
會長 徳平名助、副會長 我部政孝

各植民地藥劑師會

- 朝鮮藥劑師會 京城府本町三の三〇
京城府藥劑師會 同京城府六の八一
高麗藥劑師會 同平壤二の二八五
臺灣實業藥劑師會 臺北市長官邸一三共出張所内
關東州藥劑師會 大連市大連醫院藥局内
滿洲洲藥劑師會 奉天千代田一六
大連實業藥劑師會 大連市千代田五
奉天實業藥劑師會 奉天青島町七北村太田會内

東京大阪藥業關係組合團體役員一覽

Table with columns for organization names and member names. Includes Tokyo Pharmaceutical Association, Osaka Pharmaceutical Association, and various regional associations.

力なき縣購辦がその組合の性質と背景とを以て取扱ひ、その数は逐年増加の傾向にあるも、縣購辦並に群馬縣當局の處置は解決の曙光を見るに至らずとし、縣藥師會ではこれを無資格販賣なりとして告發し、斯業界に多大の衝動を與へた。

わが國壯丁體位の低下に着目した杉山院相は林首相、河原田内相と數次に亘り會談、衛生省設置を懇進し、陸軍にて作成せる衛生中央行政機關試案を關係事務當局に配布し、速かに具體案を得て特別議會に所要經費を要求し得るやう取運ぶ意向を示した。

日本藥劑師會が發した賣藥制度改善案の諮問に對し、愛知縣藥劑師會よりは賣藥を賣藥の内容を公示した公示賣藥と内容は公開せざるものにして製造を藥劑師に限る經驗賣藥の二種とすべしとの答申を提出して來た。

東京賣藥製造組合では明治屋ビル中央亭に例會を開催、賣藥制度改善問題を附議し、内容公開反對を主張し、決議文を發表して業者の立場を強調するところがあつた。

内務省東京衛生試験所は官制公布せら

全國藥販商業組合聯合會の設立は、商組大會を機に愈々設立と決定し、七日赤坂幸榮に於いて全國三十餘組合の代表者が協議を重ね、創立總會までの諸準備一切を東京横濱の八藥販組合に一任することとなつた。

東京藥局會の定時部長會は九日、日比谷公園松本樓に開催、二三議案の審議を行ふとともに、會則第十五條役員表彰内規を満場一致可決した。

全國藥專講演聯盟主催第二十四回衛生思想普及講演會は九日淺草松屋に開催、

朝鮮總督府衛生課では近時東洋文化の再吟味につれて漢法藥の再検討が叫ばれてゐる折から、朝鮮人參を有する同地方としてこれに呼應し、五ヶ年計畫を以つて朝鮮漢方藥局法を體系づけることとなつた。

大木共榮保險の會並に大榮會聯合會第三回定時總會は十二日上野精養軒に開催。

賣藥制度改善に關する内務大臣の諮問に對し、富山縣賣藥同業組合は日藥へ答申を提出したが、賣藥内容公開問題に對し營業者の自由に任せるといふ條項は注目を奪はれた。

某日刊紙が燐デコ市價調節に關聯し、「高物價の藤におどる藥九層倍を統制」なる記事を掲げたのに對し、東京賣藥製造組合では十八日幹部數氏が某日刊紙を訪問して抗議書を手交、訂正方を要望した。

日本藥劑師會では藥事行政獨立機關設

薬業 藥品

れてより滿五十年に相當するので、東衛會主催のもとに三十一日上野精養軒に祝賀會を催した。

六月

滿洲醫大内藥學專門部は一日より開催特殊なる滿洲の事情に即して藥劑師養成に力を注ぎ、漢藥業者の多いのに鑑み漢藥科を新設されることとなつた。

中部五縣聯合藥劑師會では藥劑師法改正に關する建議並に賣藥制度改善に關する意見書を日本藥劑師會へ提出した。

全國三千二百餘の無醫村に對し、内務省は醫務普及をなすべく十二年以降七ヶ年計畫で、人口五千人を單位として診療所を七百五十個所設置することとなり、十二年度には取敢て百五十個所を建設するに決定し、一日附を以つて具體化要項を各府縣知事に依頼通牒を發するとともに、衛生局長よりも設置割當數に關し通牒を發した。

内務省では三日附内務省令第二十二號を以つて飲食物防腐劑、漂白劑取締規則第一條第一項による指定品目を改正公布し、同時に「パラオキシ」安息香酸、エステル」類試験法を省令第二十三號を以つて公布、何れも即日實施。

前東京藥學專門學校校長東葉會頭故上野金太郎博士の一周忌追悼會は三日淀橋區柏木の東京藥學專門學校に於いて東京藥學專門學校並に東藥會主催のもとに執行された。

置に關し、十九日河合會長以下關係官省を訪問し建議書並に陳情書を提出した。東京賣藥卸賣同業會では東京藥同組合の價格協定委員會の可決通過を機とし、二十一日役員會を開催、聲明書を發して藥同の決議に賛同し、七月二十日より賣藥の一齊定價販賣が實行に移されることになつた。

東京大阪兩製藥組合では二十一日内相宛請願書を提出し、グリセリンの食用禁止解除方を要望した。株式會社歌橋製藥所顧問歌橋又三郎氏は胃痛の爲め二十四日逝去。

關東州揮發油稅令は二十八日附勅令第二百九十一號を以つて公布され、七月一日より實施されたが、内容は大體に於いて國內法と略同様である。

七月

日本藥劑師會の別働隊である大日本國防化學協會では防空法制定による特殊技能者たる藥劑師は防空演習施行に際し、各地關係當局と密接な連絡を圖り、化學報國の實を擧げるやう各道府縣國防化學協會宛指令を發するとともに、一日各地方長官宛に各國防協會の活用方の推挙狀を發した。

東京府藥劑師會では六日合同委員會開催、賣藥制度改善問題に就き協議、藥劑師の不正行為に對する制裁規定に關する件を附議し、日本藥劑師會に建議することとなつた。

東京藥業同業組合では四日、第六回價格協定その他の事項を協議する臨時常務會を開催、左の事項に就いて議決を行つた。

- 一、商品の仕入先調査に關する件
二、第六回價格協定に關する件
三、全賣大會提出議案に關する件
四、支部意見聴取に關する件
五、組合異分子に對する態度に關する件

京橋區入舟町ハコネ藥局が發表した前後一ヶ月間に亘る濃賣と、箱根温泉招待その他京橋公會堂に於ける「映畫の夕」を催すなどの計劃は、逸早く藥業同業組合の指揮するところとなり、且つは處轄署の取締もあつて賣出し開始と同時に中止した。

東京府藥劑師會定例役員會は六日熱海玉の井別館に開催、左の各件を附議決定した。

- 一、評議員推薦に關する件
一、藥政調査委員推薦に關する件
一、各部調査委員推薦に關する件
一、賣藥制度改善方策諮問に關する件

東京府商業組合研究會主催、東京府商業組合中央會後援の第五回全國商業組合大會は七、八、九の三日間に亘り日比谷公會堂に開催、全國からの參加組合千四百、代表三千名を數へ、國進商業組合の威力を示して建議要項を決議、關係當局を歴訪して提出した。

全國藥種關係組合は六月現在を以つて五十一を數へ、これを打つて一九とする

二十日より實施される東京藥業同業組合の定價販賣實行に當り、帝都藥業新聞社十七社は、これが實現達成に援助を與ふべく七日決議文を發表した。

内務省では防空法並に企劃課の新設に件ひ、八日分課規定を發表した。

内務省衛生局内に於ける企劃課の新設は八日正式に發令、保健課長櫻井安右衛門氏が初代企劃課長に任命。保健社會省の設置要綱に關する關係閣僚の協議は七日閉會、勞働、社會、體力衛生、醫務の五局に保健院が設けられることに正式決定した。

保健社會省の設置と、これが要綱並に新省準備委員の決定に際し、日本藥劑師會以下東京製藥組合、東京藥種貿易同業組合、大阪製藥同業組合、大阪藥種卸仲買商組合の四組合は、それら「藥務局」の設置に就いて陳情するところがあつた。東京府衛生課では全國に亘つて保健所を新設することとし、府下三郡に最低四ヶ所を五ヶ年計畫で建設、八月末までに區域を決定することとなつた。

日本藥劑師會並に大日本國防化學協會では日支事變の勃發に際し、藥業及び化學奉仕に資せんとし、十三日委員會を開催して陸海兩相に決議文を提出し全藥界の赤誠を披瀝した。

第十七回全國賣藥業團體聯合會は十七十八日の兩日滋賀縣賣藥同業組合の主催で大津市滋賀縣教育會館に開催、全國より參加の十八組合代表三百餘名は賣藥制

Table with columns for various committees and their members. Includes '評議員' (Reviewers) and '保健衛生器卸賣同業會' (Health and Sanitary Instrument Wholesale Association).

Table with columns for various committees and their members. Includes '日本藥品輸出協會' (Japan Pharmaceutical Export Association) and '大阪製藥同業組合' (Osaka Pharmaceutical Association).

度改善、國民健康保險法案対策、全購聯賣薬問題等賣薬界の重大なる諸問題に就いて審議した。

第十七回全賣大會の決議により上京した國保法案對策實行委員五代表は内務大臣宛陳情書を手交した。

國民健康保險法案の取扱ひ方に就き馬場内相の修正案提出意見に對し、有馬農相は原案提出を固執、裁斷を一任された近衛首相は、二十六日の閣議に於いて特別議會提出を見合せ、次の通常議會に提出する方針に決し、閣議席上裁斷した。

東京府藥劑師會では二十六日臨時總會を開催し、出征將士の家族に對して無料調劑を行ひ、銃後の護りを遺憾なく發揮すべく決議文を發表した。

第十七回全賣大會に於いて委員附託となつた全賣の社團法人組織化につき、大阪府賣薬同業組合より本部に原案を送達して來た。藥事衛生の改善發達、大衆保健思想の普及、國民體質の向上強化を圖る目的を以つて社會部、研究部、出版部、救済部、總務部の五部に分たれたる内容である。

八月

日本藥劑師會では簡易保險健康相談所處方調劑藥品原價表に關し簡易保險局と折衝改訂正を行ひ一日より實施。この旨全國道府縣藥劑師會へ通牒を發した。政府は事變に際し商品の買占め又は賣

惜みにより暴利を貪るものを防止せんと暴利取締令を改正し三日實施。藥品衛生材料にも適用された。

内務省衛生局では事變に際し、藥品中に品不足を生じ價値の昂騰を來し、需要者へ不便をかけることを怖れ、十二日東京大阪製薬業者代表と懇談、藥品の需要と價値の統制に就いて協議を行つた。

滿洲國公布の藥品法中成藥內容公示問題に就き十四日東京製薬製造組合に於いて協議會を開き、滿洲國當局に向つて左の四項を陳情した。

一、成藥(賣薬)の意と解す以下同じ)の製造又は輸入許可は一省の許可を以て全滿有効とせられたること
二、成藥取扱資格の制限を寛にせられたること
三、成藥の内容公開は之を強制せざること
四、成藥の廣告取締は嚴に流れず且つその取締方針を統一せられたること

東京製薬貿易同業組合、同製薬同業組合では、日支事變の勃發により二萬七千餘圓の國防献金を十六日陸軍省に寄託同じく東京府藥劑師會では慰問袋三千六百餘個と金百圓也を陸軍省へ。同じく東京製薬同業組合でも慰問金五千圓の募集を常務會に於いて決議。

都下藥粧商業組合を打つて一九とする東京製薬同業組合聯合會は十六日商工省に設立認可申請の手續を爲した。保健社會省官制は同省設置準備委員會

以つて東京府藥劑師會宛通牒を發し注意を喚起した。

二十一日開催された臨時資金調整委員會は「事業資金調整標準及び事業資金調整に關する件」を附議、準備委員會の原案を可決した。それによれば醫藥の製造は乙種に屬し事業設備の新設擴張又は改良の必要を認めるものとし、賣薬及び賣薬類似品は丙種に屬し、この際として差控ふるも已むを得ざる事情にして差當り新設擴張又は改良を爲すや適當ならずと認めるものとされた。

東京府藥劑師會では二十二日賣薬制度改善問題に關し理事會開催、内容公開問題に就いては「賣薬はその主業を表示すること、但し改正前のものはこの限りに非ず」と決定、直ちに日本藥劑師會へ答申した。

滿洲國藥劑師法並に藥品法の施行規則は民政部令を以つて十三日それん公布されたが、東京大阪四藥業組合では關係當局に對し陳情書を提出した。その眼目は第四條による滿洲國に輸入したる藥品法藥品は官公立衛生試験所又は第十三條の規定により許可を受けた者の鑑定を經、その適合證明あるに非ざれば、これを販賣し又は授受し得ずといふ點で、内地製薬の進展を阻げるものとして清鑑を求めたものであつた。

阿片及び麻薬類吸食の悪弊根絶に對し滿洲國政府では康德五年以後十年計劃を以つて阿片(その他の麻薬類を含む)斷禁政策を確立した。

に於て法制局主案の官制に就き慎重審議の結果、三十一日その全貌を決定。

日本藥劑師會では第六版日本藥局法に關し日本藥局法調査會からの依頼により三十一日内務省に改正希望案を提出した

九月

日支事變の進展につれ全國藥劑師會並に藥業關係組合、又全国各地の國防化學協會等は、銃後の後援に赤誠を披瀝するとともに、各々慰問袋、献金等の取纏めに狂奔、藥界の總意を示した。

臺北市に於ける藥業組合は臺灣藥業組合を臺北漢業組合の二つに分れ、未加入業者も多かつたが、事變を機に打つて一九となり臺北市藥業組合を七日創立。

時局緊迫の爲め防空法は繰上げて十月一日から施行されることとなつたが、大日本國防化學協會では十日各地協會並に瓦斯講習員に對し瓦斯防護施設に關する報告を求めた。

日支の交戦によりアメリカ大統領は十四日同國政府所有船に對し日支兩國へ武器彈藥輸送を嚴禁した。その中化學藥品類は總數四十種目に達した。

滿洲國政府は十五日「麻薬法第二條に依る麻薬の製造、輸入及び賣下に關する件」を公布即日施行した。

警視廳衛生部では膠多摩病院に惹起せる酸素吸入器及び酸素容器的構事に鑑みこれが取扱上の注意に關して十六日附を發した。

それ別項の如く公示した。本年度に於ける各府縣保健設置数は五十であるが、十三日現在に於ける保健所設置認可申請数は三十七、未申請の地方は如左。

東京府▽長崎縣▽埼玉縣▽群馬縣▽茨城縣▽福島縣▽鳥取縣▽鹿児島縣▽宮崎縣▽沖縄縣▽東京市▽京都市

日本藥劑師會では内務省の國產藥品及び醫藥材料の使用勸奨に關する通牒に基づき、これが主旨徹底を期すべく十六日各道府縣藥劑師會に對して通牒を發した。

陸軍省では二十九日省令を以つて兵役法施行規則を改正公布即日施行、歸休兵、豫備兵、後備兵、又は第一補充兵で藥劑師免許證を下附せしめられたるものは十四日以内に本籍地の市町村長を經て聯隊區司令官に届出づべく、又豫後備兵、第一補充兵に於ては本令施行前に藥劑師免許證を下附せられたる者は、本令施行の日より十六日以内に届出ずべきものとされた。

Table with columns for positions (e.g., 副組長, 同議長) and names (e.g., 竹口作次郎, 谷同春堂). Includes a sub-table for 大阪府藥劑師會 members.

Table titled '東京製薬本舗一覽' listing various pharmaceutical companies and their locations (e.g., 安川榮次郎, 山崎嘉太郎).

Table listing names and locations of various individuals or companies (e.g., コロダイ, 安川榮次郎, 山崎嘉太郎).

Table titled '東京製薬卸賣同業會員' listing members of the Tokyo Wholesale and Retail Association (e.g., 橋本徳次郎, 西川信三).

藥局に關する規定

一、藥局の概念

藥局に關しては法規上明確な定義が與へられて居らぬのでその解釋についても種々の説が行はれてゐる。即ち①藥局とは藥劑師の店舗を稱するものである。大正十五年三月二十日內務省衛生局長官通牒

〔補註三郎・竹内甲子二兩氏共著「藥事飲食衛生法令要義」より抄録〕

大店舗に對し藥局なる用語を爲したものであることは②及び③の解釋に用ひられた理由の一つと思はれる。而して法第五條第二項には「藥劑師販賣又は授與の目的を以て調劑を爲す場合に於いては藥局に於いて之を行ふべし」とあり、藥局とは公衆の需に應じ、販賣又は授與の目的を以て調劑を爲すための場所であることに疑ひはないが、この場合のみを限定して狭義に解することは、醫藥分業制度の確立されないう現狀であり、第一表藥品の備付けの關係等も考慮に入れて實際の行政上の見地から、この場所を含めて店舗全體を指稱すべき衛生局長の通牒①が發せられた譯であらう。此通牒が變らな

二、藥局を開設し得る者

藥劑師に非ざれば藥局を開設することが出来ぬ。〔註六條〕
從つて藥局の開設は藥劑師にのみ與へられた權利と云ふべきであるが、右は原則としての規定であつて例外として命令を以て定むる場合は此限りでないことに

なつてゐる。〔註六條但書此の但書の規定により生れたのが規則第八條であつて、即ち左の者は藥劑師でなくとも藥局の開設を爲すことが出来る。〕

① 公共團體

② 地方長官に於いて特に必要と認め許可したる者〔註八條但書〕

③ 公共團體とは國、道府縣、市町村の地方自治體その他の公法人例へば藥劑師會の如きものである。④は地方長官に於いて特に必要と認め許可した者である。

從つて之が許可の權限は地方長官の自由裁量にある譯であるが、大正十五年三月「藥劑師法及同施行規則實施に關する件」なる内務省衛生局長の通牒〔通牒(D)參照〕に依れば次の如くであり、從つて何れの地方長官も此の範圍内に於いて藥局の開設を許可してゐるやうである。

一 藥局開設者死亡直ちに藥局を閉鎖するときは、その遺族生活に苦しみ等特別の事情あるとき相續人に對し一定の期間繼續開設せしむる必要ありと認むる場合

二 公益の目的を以て藥局を開設する場合

① 土地の狀況に依り公衆衛生上藥局の開設を必要と認むる場合
② 法人の代表者藥劑師の資格を有し自らその事業監督の任に當り事實上藥劑師が開設すると同一視せらるべき場合

以上の事項は警視廳に於いては規則第五條により、全く同様の趣旨が開設許可を爲すことあるべき條件として規定せられ

である。

一 は閉局藥劑師が藥局開設中死亡した場合その遺族に對する生活保護の目的であつて遺族が生活に不安を來す様な場合相續人が有利に藥局を他に譲る迄とか或ひは相續人が藥劑師たらんとして勉學中その資格を得る迄と言ふやうに特に一定の年限を附して藥局の開設權を與へる。又相續人幼少である場合は、妻に對し藥局の開設を許可して差支なしとする衛生局長通牒〔通牒(E)參照〕がある。

二 は公益法人即ち營利を目的とせず一般公衆の便益を目的として設立された法人その他公益事業として藥局の開設が必要と認められた時等の場合である。ハは土地の狀況により公益上必要と認められたの即ち市町村等に於いて公益上設立した法人の如きものである。ニは株式会社或ひは合資會社等の如き法人組織なるものの代表者が藥劑師であり、而もその藥劑師が全權を振ひ一個人の藥劑師が閉局せると同様に認めらるゝ如き場合である。

三、藥局の開設

藥局を開設した時は藥局の所在地及び名稱並に藥局を自ら管理しない場合に於いては、管理者たる藥劑師の氏名を具し十日以内に藥局所在地の地方長官に届出でなければならぬ。藥局を廢止し又は藥局の名稱若くは管理者を變更した時も同様である。〔註九條〕

右は藥局を開設した場合の届出規定であつて藥劑師自ら開設する場合は勿論、法第六條但書に基き藥劑師に非ざる者が

藥業藥品

四、藥局の名稱

藥劑師法の定むる處によつて開設した藥局でなければ之を藥局と云ふことを得ないのが原則である。例へば「病院に於いて藥劑師を置つて藥局を開設する時は病院の藥局」と云つても差支ないか」と云ふ質問に對し衛生局長は「病院の藥局と云ふのは一般の需要に應ずる嫌があるから調劑所と稱する方がよい」と回答してゐる。〔通牒(F)參照〕從つて病院とか診療所にある調劑所は藥局と云ふべきでない、調劑所又は調劑室と云ふべきである。又藥種商に使用せらるゝ藥劑師がその店舗内で藥局を開設する場合、その藥局の名稱中に藥種商の姓又は商號を冠して届出る者があるが、之は恰も藥局開設者がその藥種商であるかの如き誤解を一般公衆に懷かしむると思ふが如何と言ふやうな届出に對し、衛生局長は「それは差支ないが名實相伴はざる時は嚴重取締る様」との回答を與へてゐる。〔通牒(G)參照〕

五、藥局の管理

藥劑師に非ざれば藥局を管理することが出来ぬ。假令藥劑師でも二つ以上の藥局を管理する事が出来ぬ。〔註七條〕
藥局の管理とは藥局の運用上の一切の責任を負ふことである。例へば藥局内に於ける藥品の陳列、貯藏であるとか、設備の整備等に至る迄總て藥局に關することは藥劑師が全責任を負ふべきことである。藥局の管理は斯様に重大な責任を負ふものであるが故に、絶対に藥劑師たるべきことが規定せられたものであり、之と同時に二つ以上の藥局は之を管理することが出来ぬ。從つて藥劑師が支局を設けた場合、或ひは法第六條但書により藥劑師ならざる者が藥局を開設した場合等、何れも管理者たる藥劑師を置かねばならぬ。斯様に藥劑師が藥局を管理することは絕對的のものであるが故に、決して他に依つて犯さるるやうなことがあつてはならぬ。藥局の管理者たる藥劑師が此重責を忘れて履はるる者の立場に甘んじ、資本者の掣肘に屈してその重責を果し得ず、法令違反を敢てするが如きこと

即ちどんな名前を冠しても差支ないのであるが、然し藥種商の姓を冠するが如き名實相伴はぬやうな場合は嚴重取締るやうにとの趣旨である。警視廳に於いては大都市ではあり、藥種商に属する藥劑師の開設する藥局が頗る多く、稍々ともすれば名實相伴はざる結果を招致する實例が少なくないので、藥種商の姓を冠するやうな藥局名の届出は通牒の趣旨に從ひ、嚴重取締ることになつて居る。

Table with columns for Name, Address, and Date. Lists various locations and dates, including names like 石田延一, 林野貞四郎, etc.

藥品貿易の増進
大藏省調査による藥材、化學藥、製藥、その調合藥品及び爆發藥の貿易中、十二年一月より十月までの輸入累計計五千七百九十二萬五千五百五十三圓にして昨年同期に比すれば約一千萬圓の増加。同期間の輸出總額は二億二千三百九十八萬三千三百一圓で昨年同期よりは約六千萬圓の激増振りである。

全國藥品關係學校一覽

Table listing various schools and their details. Columns include Name (官立, 私立), Address, and Date. Lists schools like 東京藥學專門學校, 大阪藥學專門學校, etc.

があつてはならぬ。藥劑師は斯様に一つの藥局以外には藥局の管理が出来ないのであるが、藥局でなく他の仕事に従事することは差支ないかと云ふ問題であるが、此の點については法規に規定がないので悪いとは云ひ得ないが、二つ以上の藥局を管理し得ざる法の趣旨より見て、藥局の管理が不可能と認めらるゝやうな他の仕事に従事することは實際取締上許すべきでないかと考へる。此問題に關しては次のやうな行政例がある。

イ 開局藥劑師にして官公私立病院等に通過し、又は藥局を離れて他の業務、例へば小學校教員の如きに従事することは法第七條の規定に違反するものと認め難い。(通牒(頁)参照)

ロ 賣藥營業者たる藥劑師が賣藥營業所以外に藥局を開設することは何等支障なきも、實際上双方の管理不可能と認めらるる場合は嚴重取締るべきである。(通牒(1)参照)

六、藥局の設備

藥局は藥劑師が公衆の需に應じ、調劑爲し得るに足る設備が必要である。此故に法規は次の事項を規定してゐる。

A、調劑設備

藥局にはその開設者が調劑設備を備へ且つ三年間保存しなくてはならぬ。法第十條
調劑に關しては既に「調劑録」(五の(五))に詳述した處であるが、その保存期間の三ヶ年の起算は調劑録全體について云ふのか、或ひは記載した頁毎について爲すべきかと云ふ問題が實際問題として

而も之が設備すべき場所在つても、必ずしも調劑を行ふ場所に限定せざるが故に、藥局の負擔の點に於いても著しく緩和せられたものと云はねばならぬ。

E、天秤その他調劑に必要な器具
藥局には感量十ミリグラムの天秤及感量五百ミリグラムの上皿天秤その他調劑に必要な器具を備へなければならぬ。規則第十三條

調劑に際し藥品を秤量する爲にはその藥品の性状並に調劑の目的に依つて極めて正確を必要とする場合あり、又それ程迄の正確さよりも寧ろ迅速を貴ぶやうな場合がある。衛生局長通牒(通牒(1))を参照されたい。

又調劑に必要な器具に就いては大正十五年三月六日衛生局長通牒(通牒(D)参照)があるであつてそれに依ると、藥劑師法施行規則第十三條の規定に依る調劑に必要な器具は左の如くである。但し専門科醫師、齒科醫師、獸醫の調劑に就ては適宜取捨すること。(以下略)

七、藥局の設備に關する命令

地方長官は必要ありと認むる場合は、規則第十條、同第十一條及び第十三條の設備に關しその新設、變更を命じ若くはその使用を停止し、又は藥局の清潔保持に必要な事項を命ずることが出来る。規則第十四條

して開局藥劑師に屢々疑義を生ぜしむる點である。此の點については法規上には勿論通牒等にも明文が無いのであるが、簿冊の場合はその簿冊を閉鎖した時から、又カード式の場合は一枚々々に就いて起算すべきが至當ではなからうかと考へる。

B、採光換氣

藥局はその採光換氣を充分ならしめ且つ清潔を保つことを要す。規則第十條
藥局には光線を充分取り入れ錯誤を防止し、以て調劑の機能を充分に發揮せしめなくてはならぬ。従つて採光とは必ずしも太陽光線に限ると云ふ意でなく電燈その他の照明方法にても差支ない。換氣を充分ならしむることは一には藥品の品質低下を防止し、二には調劑者の衛生の點をも考慮した規定であると思ふ。又清潔を保つべきは當然の規定であると思ふ。又清潔を保つべき當然の規定であり、苟くも調劑の如き重要な行為を不潔なる場所にて完全に行ふことは是の理の當然と云はねばならぬ。只實際問題として藥局の現状を見るに稀であるが、僅か一坪程度の狭隘な調劑室内に所狭き迄に不用の品、例へば賣藥の原料とか材料、或ひは不必要な書籍雜誌等を山積して一見物置きの如き觀を呈する極端なるものがあることは、本規定に悖ることの甚しいものと云はねばならぬ。醫藥分業成らず處分調劑の少なき今日、一般開局藥劑師中本條規定の遵守を輕んずるやの觀なきに非ざるは、藥局の重要性に鑑み一考を要すべきことと思ふ。

C、冷暗所

藥局には冷暗所を設けなければならぬ。規則第十條
藥品にはその性質に依り温度、光線の影響を受けて變化を起すものがある。例へば日本藥局方記載の藥品に在つても、之が貯藏法を定め冷所若くは冷暗所に貯ふることを規定したものは少なくない。之等の藥品を完全に貯藏せんが爲に必要な冷暗所の設備を規定したるものであるが、その構造等に就いては別に規定なく、その大小を問はず、又床下又は可及的冷所に光を遮りて設備する等差支ない。但し床下に設くる場合は適宜防濕防備に考慮を拂はないと濕氣の爲にレツテルが剝脱したりする等の故障が生ずる實例があるから注意を要する。

藥局方一部改正

内務省では第五改正日本藥局方中乳酸第二項及第九項其他二十件の改正を五月十二日附内務省令第二十號を以て左の如く公布され即日より實施された。

第五改正日本藥局方中左の通改正し公布の日より之を施行す
昭和十二年五月十二日
内務大臣 河原田稼吉

一、本品は約90%72%の遊離酸(純乳酸) CH3COOH C6H8O7 H=90.0とし、又約の總酸を含有す
九、本品は水を加へて50ccとなし其Occを取り搖動しつづ之に約十分間に定規カリ液を滴加し中和するに該液を費すこと約50ccならざるべからず又此中和液に定規カリ液5ccを加へ十分間重湯煎上に熱し定規鹽酸を以て過剩のカリ液を還測し更に定規鹽酸を以て過剩のカリ液を以て過剩の酸を還測し定規カリ液の總消費量より定規鹽酸の總消費量を控除するに其差約0.02ccならざるべからず(標本藥フエノールフタレイソ液液)アミノ安息香酸エチル第二項中「稀鹽酸三滴」を「稀鹽酸五滴」に改む馬鈴薯澱粉第三項中「直徑0.1-0.2mm」を「長徑0.5-0.6mm」に改め同第四項に左の但書を加ふ
但本品を100%に於て乾燥するに其重量を減失すること1%に過ぐるべからず

一〇項中「27.0-29.5%」を「26.0-27.5%」に改む
二、本品は100%に於て乾燥せるものは93.8%以上の純乳酸石灰 Ca(C2H3O2)2 2H2Oを含有す
エチル炭酸キニール第一項中「約90%」を「91.0-92.0%」に改む
クエン酸鐵キニール第四項中「本品は本品の100%に於て乾燥せるものは本品の100%を約95%に、同第八項中「本品は本品の100%に於て乾燥せるものは本品の100%に改め同第九項を第一〇項とし第八項の次に左の一項を加ふ
九、本品は100%に於て乾燥するに其重量を減失すること0.02%に過ぐるべからず
タンニン酸キニール第三項中「本品は本品の100%に於て乾燥せるものは本品の100%に改む
サフラン第一〇項中「減失すること12%」を「減失すること10%」に改む
アウレチン第九項を左の如く改む
九、本品は水5ccに溶解しメチルロ

量を減失すること1%に過ぐるべからず
マルベタル第一項中「190.0-191.0%」を「189.0-191.0%」に改む
溶解性マルベタル第一項中「四分」を「六分」に改む
次亜燐酸石灰第六項を左の如く改む
六、本品は水5ccに溶解し重湯煎中に十五分間加熱するに暗色を呈すべからず
乳酸石灰第二項を左の如く改め同第一〇項中「27.0-29.5%」を「26.0-27.5%」に改む
二、本品は100%に於て乾燥せるものは93.8%以上の純乳酸石灰 Ca(C2H3O2)2 2H2Oを含有す
エチル炭酸キニール第一項中「約90%」を「91.0-92.0%」に改む
クエン酸鐵キニール第四項中「本品は本品の100%に於て乾燥せるものは本品の100%を約95%に、同第八項中「本品は本品の100%に於て乾燥せるものは本品の100%に改め同第九項を第一〇項とし第八項の次に左の一項を加ふ
九、本品は100%に於て乾燥するに其重量を減失すること0.02%に過ぐるべからず
タンニン酸キニール第三項中「本品は本品の100%に於て乾燥せるものは本品の100%に改む
サフラン第一〇項中「減失すること12%」を「減失すること10%」に改む
アウレチン第九項を左の如く改む
九、本品は水5ccに溶解しメチルロ

藥業關係官廳職員錄

昭和十二年十一月現在

Table with columns for Ministry (内務省), Police (警視廳), and various bureaus. Lists names and positions of officials.

藥業關係新聞社一覽

Table listing various pharmaceutical news organizations across different cities like Tokyo (東京市), Osaka (大阪市), and Kyoto (京都市).

1ト溶液を標準薬とし定規鹽酸を以て中和し稀アンモニア水(1+1)一滴を加へアルカリ性となりたる後時々振盪しつゝ約三時間放置し茲に析出せる沈澱を豫め100に於て乾燥し秤量せる直径約3cmの濾紙上に集め毎同各50ccの水を以て四回沈澱を洗滌し100に於て乾燥するに其重量少くも0.4gならざるべからず此沈澱0.1gを取り過酸化水素十滴及び鹽酸一滴を注入し乾燥するに黄赤色の殘留物を生じ之にアンモニア水一滴を和すれば紫紅色を呈す

鹽酸エフエドリン第一項中「215」を「216-317」に改む
ナギタリス葉第六項中「減失すること3%」を「減失すること5%」に改む

甘汞第三項を左の如く改め同第四項中「暗色を呈すべからず」を「五分以内は淡褐色乃至褐色を呈すべからず」に改む

三、本品に「ナトロン溶液50ccを加へて熱するに「アンモニア」を發生すべからず又本品に「0.5%の水20cc」の液を加へ五分間振盪し濾過して得たる液は硫化ソーダ溶液三滴に由て變化せず又硝酸銀溶液に由て變化することあるも微蛋白濁を起すに過ぐべからず
クレンジル石鹼液第六項中「其他の試験は粗製クレンジル」の條を「且其溶液20cc中最初に溜出したる100ccの試験は粗製クレンジル第三項」に改む

オレフ油第七項中「紅色を呈すべからず」を「紅色を呈せず或は呈色することあるも微燈赤色に止まるべし」に改む
フエナセチン第二項中「其溶液微に黄色を帯ぶるに止まり紅色を呈すべからず」に改む
フエノバルビター第一項中「四十分の熱湯を八十十分の熱湯」に「約十五分の「エーテル」を「約二十五分の「エーテル」に改む
コロンボ根第二項中「帯ぶる」を「帯び」に改む
吐根第六項中「又此中和液5ccに「又前に得たる「エーテル」濾液約1ccを蒸發し其殘渣を稀鹽酸1ccに溶解し之に」改む
乳糖第五項中「五分間」を「三分間」に「黄色を帯ぶるに止り」を「著色することあるも」に改む
吐根チンキ第四項中「又此中和液5ccに」を「又前に得たる「エーテル」濾液1ccを蒸發し其殘渣を稀鹽酸1ccに溶解し之に」改む

朝鮮總督府令第三百三十二號
藥品及藥品營業取締令第十三條の規定に依り毒藥及劇藥の品目左の通定む
昭和十一年十二月二十二日
朝鮮總督 南 次郎

鮮朝 毒藥劇藥品目改正
〔四月一日實施〕
除くエメチン含有する製劑但し吐根1%以下を含有するもの及び吐根錠を除く
鹽酸含有物但し鹽化水素一〇%以下を含有するものを除く
鹽素酸カリ製劑但し鹽素酸カリ一〇%以下を含有するものを除く
萬年青配糖體含有する製劑
海葱配糖體含有する製劑
過酸化ソーダ及び其の製劑但し過酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く
カンタリダン及其の化合物を含有する製劑但し弱發泡膏を除く苛性カリ製劑但し水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く苛性ソーダ製劑但し水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く
金化合物
銀の無機鹽類及其の製劑但しハロゲン銀及其の製劑を除くグアヤコール製劑但し純グアヤコール一〇%以下を含有するもの及び一個中純グアヤコール〇・〇五以下を含有するものを除く
クレオソート製劑但しクレオソート一〇%以下を含有するものを除く
クロロホルム製劑但しクロロホルム擦劑及クロロホルム油並に純クロロホルム二〇%以下を含有するものを除く
グアルセミン含有する生藥(ゲルセミウム根)及製劑
牽牛子脂製劑但し腹方大黃丹を除く
甲狀腺ホルモン又はチロキシンを含有する製劑

正日本藥局方第二表に掲ぐる藥品
アコニチン、其の鹽類及其の各製劑
アトロピン及其の鹽類
アポモルヒネ及其の鹽類
エヒレナミン及其の鹽類
エメチン及其の鹽類
黃燐製劑
萬年青糖體
海葱配糖體
カンタリダン及其の化合物
コルヒチン及其の鹽類
シアン化合物其の製劑但しベルリン青、黃血鹽、赤血鹽、ロダン化合物及其の各製劑、〇・二%以下のシアノ銀、シアノ水銀又はオキシシアノ水銀を含有する各製劑(硬膏、軟膏製劑又はペースト製劑以下に做ふ)並に其の他のシアン化合物の製劑にしてシアノ水素として〇・二%以下を含有するものを除く水銀化合物及其の製劑但し朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、ハロゲンオキシメルクリルオレノセインナトリウム及其の各製劑、昇汞〇・一%以下を含有しスカルレット又はフアシネスを以て着色したる水溶液並に昇汞糖、昇汞カーゼ、黃降汞軟膏、赤降汞軟膏及シアノ水銀又はオキシシアノ水銀の〇・二%以下を含有する各製劑を除く
スコボラミン及其の鹽類
鈴蘭配糖體
ストリキニーネ及其の鹽類
ストロファンツス配糖體

昭和七年內務省令第二十一號第五改

除くエメチン含有する製劑但し吐根1%以下を含有するもの及び吐根錠を除く
鹽酸含有物但し鹽化水素一〇%以下を含有するものを除く
鹽素酸カリ製劑但し鹽素酸カリ一〇%以下を含有するものを除く
萬年青配糖體含有する製劑
海葱配糖體含有する製劑
過酸化ソーダ及び其の製劑但し過酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く
カンタリダン及其の化合物を含有する製劑但し弱發泡膏を除く苛性カリ製劑但し水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く苛性ソーダ製劑但し水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く
金化合物
銀の無機鹽類及其の製劑但しハロゲン銀及其の製劑を除くグアヤコール製劑但し純グアヤコール一〇%以下を含有するもの及び一個中純グアヤコール〇・〇五以下を含有するものを除く
クレオソート製劑但しクレオソート一〇%以下を含有するものを除く
クロロホルム製劑但しクロロホルム擦劑及クロロホルム油並に純クロロホルム二〇%以下を含有するものを除く
グアルセミン含有する生藥(ゲルセミウム根)及製劑
牽牛子脂製劑但し腹方大黃丹を除く
甲狀腺ホルモン又はチロキシンを含有する製劑

總匯及其の毒成分
ナギタリス配糖體
チロキシン
テロイン及其の化合物
ニトログリセリン及其の製劑
砒素、其の化合物及其の各製劑但し砒素として〇・〇六%以下を含有する製劑を除く
ヒヨスタミン及其の鹽類
ピロカルピン及其の鹽類
福壽草配糖體
河豚毒成分及其の製劑
ペラトリン及其の鹽類
ホマトロピン及其の鹽類
メタオキシフェニルトリメチルアンモニウムメチルスルファートアムチルカルバマート
モルヒネ及其の化合物但しエチルモルヒネ、コデイン、サヒドロコデイン及其の各鹽類を除く

昭和七年內務省令第二十一號第五改

正日本藥局方第三表に掲ぐる藥品
亞鉛鹽類但し炭酸亞鉛を除く
アカリチン鹽類及アカリチン含有する製劑
アコニチン含有する生藥(烏頭、附子、アコニット根の類)及其の製劑
亞硝酸鹽類
アモチルコリン、其の鹽類及其の各製劑アセトアニリド製劑但し一個(一九、一錠、一アンブール又は一カプセル以下に做ふ)中アセトアニリド〇・一瓦以下を含有するものを除く
石炭酸製劑但し純石炭酸5%以下を含有するものを除く
鹽毒成分含有する製劑
チエチルアミノイソペンチルアミノメトオキシキノリン
ナギタリス配糖體含有する生藥(ナギタリス屬植物の葉及子)製劑
注射用細菌製劑
注射用血清
チラミン及其の化合物
グルチン及其の製劑
チロイン及其の化合物の各製劑トリクロル醋酸製劑
銅鹽類、コロイド銅及其の製劑トロバコカイン、其の鹽類及其の各製劑
巴豆油含有する生藥(巴豆)及製劑
麥角アルカロイド含有する製劑
パバベリン及其の鹽類
パラアミの安息香酸アルキルエステル
パラフェネチン化合物及其の製劑但し一個中フェネチン又はラクチルフェネチン〇・二五瓦以下を含有するものを除く
バリウム化合物但し硫酸バリウムを除く
バルビツール酸化合物及其の製劑
ハルマラアルカロイド及其の鹽類
ピロカルピン含有する生藥(ヤボランサ葉)及製劑
ピクリン酸鹽類
砒素として〇・〇六%以下を含有する砒素及其の化合物の各製劑但し砒

アセトナトリウム
アトロピン、ヒヨスタミン又はスコボラミン含有する生藥(ヒヨス草及び子、ロート草、ペラドン草及び根、マンダラ草及び子、ゾボアシア葉の類)及製劑但し膏劑、坐劑及一個中ロートエキスを〇・二瓦以下を含有するものを除く
アポモルヒネ含有する製劑
アンチピリン化合物及アンチピリン又は其の化合物の製劑但し一個中アンチピリン〇・三瓦、アミノピリン〇・一瓦、フェニルサメルヒラツオロンメチルアミノメタン硫酸ソーダ〇・三瓦又はミグレンソ〇・三瓦以下を含有するものを除く
アンチモン化合物及其の製劑但し軟膏劑及金硫黃を除く
イソプロピルヒロチルアミド及其の製劑但し一個中イソプロピルアミドアルアミド〇・一瓦以下を含有するものを除く
印度大麻脂含有する製劑
エタコニン及其の化合物並にエタコニン又は其の化合物含有する生藥(コカ葉)及製劑
エセリン含有する生藥(カラバド豆)及製劑
エチルモルヒネ、コデイン、サヒドロコデイン及び其の各鹽類並にモルヒネ又は其の化合物含有する製劑但し阿片坐劑を除くエヒレナミン含有する製劑但し純エヒレナミン〇・一%以下を含有する坐劑及び膏劑を

有する製劑
コタルニン及其の鹽類
コルヒチン含有する生藥(コルヒクム根及び子)及製劑
コロシント實及其の製劑
サピナ油並にサピナ油含有する生藥(サピナ葉)及製劑
サントニン製劑但し一個中純サントニン〇・二瓦以下を含有するものを除く
四鹽化炭素製劑
硝酸含有物但し純硝酸一〇%以下を含有するものを除く
高陸製劑
水銀化合物及其の製劑中甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀白降汞の各製劑、ハロゲンオキシメルクリルオレノセインナトリウム及其の製劑並に昇汞〇・一%以下を含有しスカルレット又はフアシネスを以て着色したる水溶液但し膏劑及ハロゲンオキシメルクリルオレノセインナトリウム二%以下を含有する水溶液を除く
鈴蘭配糖體含有する製劑
ストリキニーネ含有する生藥(イグアナチウス子)及製劑但しストリキニーネ〇・一%以下を含有する製劑を除く
ストロファンツス配糖體含有する生藥(ストロファンツス屬種子)及製劑
スバルテイン、其の鹽類及其の各製劑
スルホナール及メチルホナールの各

有する製劑
コタルニン及其の鹽類
コルヒチン含有する生藥(コルヒクム根及び子)及製劑
コロシント實及其の製劑
サピナ油並にサピナ油含有する生藥(サピナ葉)及製劑
サントニン製劑但し一個中純サントニン〇・二瓦以下を含有するものを除く
四鹽化炭素製劑
硝酸含有物但し純硝酸一〇%以下を含有するものを除く
高陸製劑
水銀化合物及其の製劑中甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀白降汞の各製劑、ハロゲンオキシメルクリルオレノセインナトリウム及其の製劑並に昇汞〇・一%以下を含有しスカルレット又はフアシネスを以て着色したる水溶液但し膏劑及ハロゲンオキシメルクリルオレノセインナトリウム二%以下を含有する水溶液を除く
鈴蘭配糖體含有する製劑
ストリキニーネ含有する生藥(イグアナチウス子)及製劑但しストリキニーネ〇・一%以下を含有する製劑を除く
ストロファンツス配糖體含有する生藥(ストロファンツス屬種子)及製劑
スバルテイン、其の鹽類及其の各製劑
スルホナール及メチルホナールの各

有する製劑
コタルニン及其の鹽類
コルヒチン含有する生藥(コルヒクム根及び子)及製劑
コロシント實及其の製劑
サピナ油並にサピナ油含有する生藥(サピナ葉)及製劑
サントニン製劑但し一個中純サントニン〇・二瓦以下を含有するものを除く
四鹽化炭素製劑
硝酸含有物但し純硝酸一〇%以下を含有するものを除く
高陸製劑
水銀化合物及其の製劑中甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀白降汞の各製劑、ハロゲンオキシメルクリルオレノセインナトリウム及其の製劑並に昇汞〇・一%以下を含有しスカルレット又はフアシネスを以て着色したる水溶液但し膏劑及ハロゲンオキシメルクリルオレノセインナトリウム二%以下を含有する水溶液を除く
鈴蘭配糖體含有する製劑
ストリキニーネ含有する生藥(イグアナチウス子)及製劑但しストリキニーネ〇・一%以下を含有する製劑を除く
ストロファンツス配糖體含有する生藥(ストロファンツス屬種子)及製劑
スバルテイン、其の鹽類及其の各製劑
スルホナール及メチルホナールの各

藥業藥品

薬として〇・〇〇三%以下を含有するものを除く
ヒドラスチン、其の鹽類及其の各製劑、ヒドラスチン、其の鹽類及ヒドラスチンを含有する製劑

プロムヂエチルアセチル尿素製劑但し一個中プロムヂエチルアセチル尿素〇・一瓦以下を含有するものを除く
プロムワレリル尿素製劑但し一個中プロムワレリル尿素〇・一瓦以下を含有するものを除く

及其の各製劑
細馬根成分を含有する製劑
ヤラツバ脂製劑但しロカイヤラツバ丸種方大丸及ヤラツバ石鹼を除く

賣局長官其の賠償價格を定む
容器詰と爲したるアルコールに付ては容器代及之が包装に要する費用として專賣局長官の定むる金額を加ふ

全國藥局及び製劑者數

Table with columns for year (昭和六年-十年), 製劑者數 (製劑者), 藥局數 (藥局), and 合計 (合計). It lists the number of manufacturers and pharmacies across different years.

賣藥製造高累年表

Table showing cumulative sales of pharmaceuticals from 昭和六年 to 昭和十年. Columns include 製劑者 (Manufacturers), 藥局 (Pharmacies), and 合計 (Total).

賣藥検査成績累年表

Table showing cumulative results of pharmaceutical inspections from 昭和六年 to 昭和十年. Columns include 検査すべき (To be inspected), 検査したる (Inspected), and 處罰數 (Penalty count).

何れの藥局方にも記載なき藥品又は製劑

Table listing pharmaceuticals or preparations not recorded in any pharmacy. Columns include 昭和六年, 昭和七年, 昭和八年, 昭和九年, and 昭和十年.

藥業藥品

薬劑師地方別一覽

(昭和十年末現在)

府県	大卒	官立	公立	私立	合計	人口	人口一萬口
北海道	2	265	44	—	275	46	632
青森	—	51	9	—	29	5	94
岩手	1	38	10	—	36	3	88
宮城	2	99	1	—	73	1	192
秋田	—	62	8	—	45	4	110
山形	2	61	5	—	40	3	111
福島	2	82	16	—	77	3	180
茨城	2	74	13	—	98	14	200
栃木	—	79	15	—	100	6	225
群馬	1	107	17	—	89	11	293
埼玉	1	133	25	—	125	9	347
東京	3	162	11	—	154	17	2,24
神奈川	163	2,832	721	10	2,832	439	6,853
新潟	11	351	123	—	329	54	869
富山	1	131	12	—	81	7	236
石川	4	326	22	—	55	1	409
山梨	1	198	17	—	50	4	270
長野	—	44	4	—	63	5	117
岐阜	—	116	16	—	155	8	298
愛知	3	145	30	—	136	13	327
三重	6	173	34	—	192	48	453
滋賀	3	454	64	—	739	52	1,324
京都	—	155	29	—	161	11	357
大阪	1	80	12	—	80	2	175
兵庫	16	549	81	—	435	28	1,110
奈良	23	1,643	69	—	1,210	106	3,483
和歌山	15	638	175	—	431	28	1,239
鳥取	—	117	43	—	64	28	231
徳島	—	150	37	—	98	5	292
高松	—	49	11	—	34	1	96
香川	1	63	10	—	40	3	117
岡山	5	139	24	—	108	10	287
広島	7	238	34	—	173	11	466
山口	1	149	15	—	100	8	275
徳島	3	126	11	—	67	3	210
香川	1	93	16	—	21	1	132
愛媛	—	67	22	—	54	10	153
高知	—	50	7	—	61	6	126
福岡	—	547	80	—	229	15	871
佐賀	—	101	4	—	45	5	155
長崎	7	257	14	—	46	9	333
熊本	6	244	9	—	63	1	24
大分	1	111	8	—	64	11	195
宮崎	—	62	3	—	21	1	87
鹿兒島	—	103	5	—	47	2	152
沖縄	—	6	1	—	6	—	13
合計	305	11,699	2,362	33	9,515	1,043	4,957
昭和六年	236	7,354	550	25	8,556	913	18,647
七年	247	8,715	818	25	9,697	968	20,470
八年	266	9,667	1,260	30	9,561	1,018	21,802
九年	286	10,656	1,745	31	9,553	1,012	23,283
十年	305	11,699	2,362	33	9,515	1,043	24,457

薬事飲食物法令

要義 附・賞務要綱

〔補注三郎・竹内甲子二氏共著〕
 薬事、飲食物衛生に關する取締法令の廣汎にして且つその系統の煩瑣、條章の難解なるは、新業に携はるもの、常に痛感してやまざる所である。然してこれ等の法制が如何に運用せられつゝあるかを知らば、専門を學ぶに修むるものに取りての重要必須の知識であると同時に大切な資格でもある。然るに著者のいふが如く尙且つ「不測の間に非違を行

ひ意外の處罰を受くるもの、妙からざるは、如何にその知識の會得し易からざるかを證するに餘りあるものである。況や専門家に非ざるの當業者にしてその法に暗きが故に招くところの損失に至つては、蓋し舉ぐるに遑なき程であらう。此の書の著者三郎氏は警視廳衛生検査所長竹内氏は同衛生技師として多年、法の運用に従ひ、當業指導の衝に當らるゝの人員より造詣深き斯道の權威である。凡に法令に關する知識の徹底普及に意を用ひこれが缺陷を補はむが爲に肝膽を砕くことと久しく、該博なるその知識を傾けて編纂せられたる努力の結晶こそは、即ち此の書である。今その内容を一瞥するに、全巻を三篇に分ち、その第一篇に於いては、薬事關係法令を取扱ひ、これを藥劑師、

薬品營業藥品取扱、麻薬、賣薬、部外品化粧品、毒物劇物等々の十章に分ち、第二篇は飲食物關係法令、第三篇は賞務要綱にして凡そ十五項目を挙げ、これが願肩の手續、様式に加ふるに詳細なる注意を附して關係事項を明瞭ならしめ、即座に役立てしめるやうに細心の注意が拂はれてある。系統定に整然、關係法令に關しては殆ど間然するところなきまでによく網羅し盡されたるのみならず、通際、判例をも引用してその足らざるを補ひ、然かもその解説は必ずしも逐條的ではない、目的を定め、専ら綜合編纂に努むることにより引用條文を明記せるに徴して、著者の用意のあるところを知るに足るであらう。著者はこれをもつて専門家の爲にも、又

模範藥種商全書

編集、本文六三〇頁、定價四圓五十錢、東京市本郷區西三丁目、南山堂書店
 戸山道徳商會會長西澤次郎著、四六判裝幀、前八五三四頁、定價三圓五十錢、東京市本郷區西三丁目、南山堂書店發行、同所南山堂書店發售

全國藥業組合一覽

昭和十二年十月一日現在

府県	組合名	事務所	代表者名
北海道	札幌藥業組合	札幌市南三條西三の一七	青柳 久平
北海道	札幌藥業組合	札幌市南四條東三の三	大西 哲雄
北海道	函館藥業組合	函館市松風町、三上方	三上 純二
北海道	小樽藥業組合	小樽市色内町、谷黒方	谷黒 壯平
北海道	釧路藥業組合	釧路市大川町五二、酒井	酒井 法弘
北海道	旭川藥業組合	旭川市一條七丁目右十號	中保 恭一
北海道	小賣藥業組合	旭川市一條七丁目右十號	堀内伊太郎
東京都	東京藥業同業組合	東京市神田區錦町一の二	池田 文次
東京都	東京藥業製造同業組合	東京市神田區錦町一の二	鳥居孝一郎
東京都	東京藥業卸賣同業組合	東京市神田區錦町一の二	渡邊 忠怒
東京都	東京藥業同業組合	東京市神田區表神保町二	鳥居孝一郎
東京都	東京藥業同業組合	東京市神田區表神保町二	池田 文次
東京都	東京藥業同業組合	東京市神田區表神保町二	小西喜兵衛
東京都	東京藥業同業組合	東京市神田區表神保町二	伊藤徳次郎
東京都	東京藥業同業組合	東京市神田區表神保町二	三井 長右衛門
東京都	東京藥業同業組合	東京市神田區表神保町二	藤本 勇三
東京都	東京藥業同業組合	東京市神田區表神保町二	遠坂 憲治
東京都	東京藥業同業組合	東京市神田區表神保町二	高田 範夫

府県	組合名	事務所	代表者名
大阪府	大阪府藥業同業組合	大阪市東區高津北野町五	竹村幸次郎
大阪府	大阪府藥業同業組合	大阪市東區高津北野町五	瀧野 勇
大阪府	大阪府藥業同業組合	大阪市東區高津北野町五	鹽野義三郎
大阪府	大阪府藥業同業組合	大阪市東區高津北野町五	高橋要司
大阪府	大阪府藥業同業組合	大阪市東區高津北野町五	市倉佐次郎
大阪府	大阪府藥業同業組合	大阪市東區高津北野町五	市倉佐次郎
大阪府	大阪府藥業同業組合	大阪市東區高津北野町五	市倉佐次郎
大阪府	大阪府藥業同業組合	大阪市東區高津北野町五	市倉佐次郎
大阪府	大阪府藥業同業組合	大阪市東區高津北野町五	市倉佐次郎
大阪府	大阪府藥業同業組合	大阪市東區高津北野町五	市倉佐次郎

府県	組合名	事務所	代表者名
栃木	栃木縣藥業同業組合	栃木市、商工會議所内	谷 七平
栃木	栃木縣藥業同業組合	栃木市、商工會議所内	小林半三郎
栃木	栃木縣藥業同業組合	栃木市、商工會議所内	藤井源太郎
栃木	栃木縣藥業同業組合	栃木市、商工會議所内	藤井源太郎
栃木	栃木縣藥業同業組合	栃木市、商工會議所内	藤井源太郎
栃木	栃木縣藥業同業組合	栃木市、商工會議所内	藤井源太郎
栃木	栃木縣藥業同業組合	栃木市、商工會議所内	藤井源太郎
栃木	栃木縣藥業同業組合	栃木市、商工會議所内	藤井源太郎
栃木	栃木縣藥業同業組合	栃木市、商工會議所内	藤井源太郎
栃木	栃木縣藥業同業組合	栃木市、商工會議所内	藤井源太郎

Table listing various pharmaceutical associations and their members across different prefectures like 宮城, 福山, 青森, etc.

Table listing various pharmaceutical associations and their members across different prefectures like 周東, 和歌山, 愛媛, etc.

Table listing various pharmaceutical associations and their members across different prefectures like 延岡, 熊本, 鹿兒島, etc.

貨雜物菜

昭和十二年 荒物市場の回顧

更めて云ふ迄もなく、荒物界の分野は極めて廣汎に亘る。随つてその商品の種類も頗る多岐多彩であらば、商品の系統も亦實に複雑多岐を極めるのである。

昨十一年度と同じく今十二年度に於いても等しく痛棒の一撃を加へたものは原料昂騰の暴風であつた。然して他の荒物雜貨類とともに線香界の動きも陽春を迎へて一段の活況を示したが、特に線香が著しき品不足に悩まされ、彼岸は辛ふじて需要に間に合ふ程度であつた。

の分布傾向を鳥瞰するに、先づ敷島會系には大茂、森友を樞軸とする各有力問屋が配屬し、又關月會は神田派、萬上會は駒木、木下兩店の結成に成るものである。

今年も荷も相當動いた一年であつた。之れを製品に就いて見るに、長いものでは何と云つても數島香が前に述べた如く他の追従を許さぬが、短寸ものでは仙年香など最先頭を行く商品で一寸之れに續くものなしと見られる。關月香の素晴しき跳躍振は前述の如く、先づ數島に次ぐものは關月なのである。なほ、線香とは切つても切れない關係にある塀は、實に天正時代、藥種商小西彌十郎如清なる人が唐から支那傳來の線香製法を傳習し來り、この地でその製造を始めたのがそもそもわが國に於ける線香製造の嚆矢であつたのである。爾來、連綿として盛んに生産され、現在にては線香同業組合を組織して時代の進展とともにいよ／＼その製法乃至配香に改良を加へ、今や名實共に線香の本場として廣く内外の註文殺倒し、年額約百五十萬圓を算へて正しくもわが線香界第一位に居るのである。

燐寸

十二年度の燐寸界を語るに當つて先づ特筆すべきは燐寸共販會社の設立といふことであらう。一昨年、大同燐寸が工業組合への参加を決定するに及んで社外品中大いに氣を吐いてゐた小林燐寸以下十六社も悉く統制の傘下に入り、斯界は全くなると生産統制を完成することとなつたが、越えて客年十二月、日本燐寸共販株式會社がその業務を開始するに至つた。共販會社は資本金百五十萬圓で、勿論株は業者以外には譲渡禁止とされ、同業者間でも移轉の場合は許可を要することとなつてゐる。

なつてゐる。然して該社の設立に當つては始め各業者はその生産數量を工業組合に買ひ上げて賣つて共販會社に委託し、統制法第八條が販賣にも適用されて工業組合の別働隊とも云ふべき共販會社によつて民間の事業業者に托されることとなつた。指定販賣人は、製造元から申告された過去三ヶ年間に於ける取引數によつて配給が行はれるが、各業者の報告に眞偽混淆するものがあり、それは順次整理中の現情である。

兎も角、客年も押し迫つた十二月三十日に共販會社の値段發表表があり、そして本年一月あたりの販賣値段は二等品が十一圓二十錢、家庭用が十一圓四十錢、一等品が十三圓八十錢見當であつた。なほその頃、例の燐寸の景品に附ける小平燐寸は十四圓見當であつたが、二月に入るとともにこの小平の廢止論なども出、結局値上りのこととなつた。越えて三月下旬には林内閣による議會解散があり、四月十三日に至つて共販會社は註文引受一時中止を聲明するに至つた。即ち、生産割當規程改訂期たる五月を控へて、こゝに一時的な賣り止めを行つたのであつた。その後共販は九月十四日に現在の相場場の値上げを通過した。かく、四、五、六月と順次値が上つて來たのであるが、五月には共販會社の品に比して約一割も値の違ふ朝鮮燐寸が流入し來るやうになつた爲め、こゝに恐慌を來し、六月末に至つて共販會社及び當業代表はその移入中止方を當局に陳情した。五月十三日には今までの十四圓だつた小平燐寸が十七圓にもな

蚊取線香

蚊取線香の原料除蟲菊が傳來の頭初は主として蚤とり粉として使用されたものであつたが、明治二十二、三年の頃、初めて上山翁が角型の蚊取線香を製つて特許を得、以て今日の除蟲菊蚊取線香の盛大を來したのである。然して現在、除蟲菊は國內需要としてその全産額の四〇%が充てられ、残り六〇%は花のまゝ輸出されてゐる。又、國內需要の中、蚊取線香にはその四〇%中の三〇%が充當され、残り一〇%は製品として海外へ輸出される。

蚊に對する強敵は除蟲菊に含まれるピレトリンなる成分で、上等品が一・五%乃至二%、普通は〇・九%乃至一%の含有量である。この成分は満開時の除蟲菊花に最も多く含まれるので、該季節に採取されたものが最も高値を呼ぶ譯である。そして線香そのものは、大體八割が菊粉で兩割の二割は糊その他の夾雜物である。かく、これらのものが集つて固體を形成

全國荒物組合

1. 東京の部

東京荒物同業組合

大正三年八月三十日設立、同五年六月十六日東京府知事の認可を得たる準則組合である。その以前は繪具、染料、工業藥品、海草、乾物荒物等の各業者を包含する組合であつたが、恰も歐洲大戰來わが染料界が異常なる躍進を遂げるとともに組合員中の染料、繪具、工業藥品業者は別個に同業組合を結成するに至つた結果、殘された荒物業者が之れを結成、それに従來の關係上から有力染料業者の参加を求めて組合組織を再整備し、以て現在に及んだものである。然して名こそ荒物同業組合であるが端的に云へば現組合員二十一名中純荒物同業者は極めて少數の状態である。たゞ、小網町の荒物問屋と謂はれる帝都荒物卸業界の巨星を網羅するところに此の組合の動かすべからざる強大がある。事務所を日本橋區小網町一ノ二ノ四、中村氏方に置く。

組合員として毎月二圓の均等賦課で基金は現在七千餘圓、毎月三日定例會を催し毎年十二月定例日に役員改選を行ふ現組合長中村茂八氏は舊組合時代より一貫その職に在り、また別に乾物問屋組合燐寸問屋組合等の組合長をも勤める人望家であることは蓋し業界周知のところであらう。

役員及び組合員は如左。

- 組合長 中村 茂八氏
- 副組合長 森友商 店氏
- 會計監督 小西安兵衛氏
- 評議員 駒木銀三郎氏
- 下田嘉右衛門氏 黒田市之助氏
- 組合員
- 南川 章次氏 青山爲太郎氏
- 千葉 商店氏 尾關長次郎氏
- 木下七左衛門氏 小森 敬三氏
- 林 彦治郎氏 竹之内新太郎氏
- 森 峯次郎氏 山三 商店氏
- 小原 商店氏 原 香松氏
- 柳澤 清氏 堀江 松藏氏
- 高安 恒治氏

最初はその名稱を東京荒物卸商組合と稱し宮坂甚助氏等の主唱により恰も十七年前、荒物卸業者約三十名を糾合して設立されたものであるが、その後現在の組合名に變更された。單なる申合せ組合とは云へ、その組合規約は組合員各自の協調によりて能く履行され、眞に整然たる統制下に在る。現組合員數は六十六名。賛助員三十名、組合加入希望者は紹介者を以て申込み役員會の審議選考を経てからと云ふ建前になつてゐる關係上、組合員はさう増加しない。

毎月十七日に例會を開催、旭東雜貨卸商同業會と聯合して三ノ輪新世界に「商品交換會」を開き、組合員の取引額毎同小千圓に達するを常とする。組合長は創立以來十年間に互り宮塚氏その任に當つたが、その後現在に至る八年間はすつと塚本翁藏氏の勤績である。なほ賛助員と

であるから、先づ本年は陽氣としてはよかつたと言はざるを得ない。決して悪くなかつた年だ。

個々の製品で云へば、金鳥香が矢張り何と云つても斷然他を引離して最尖端を行き、その牙城の遂ひに抜くべからざる實力と貫徹を示したが、競いてはカトリル、菊牡丹、月虎、キング、ライオン、鐘爐等また侮り難き勢を以て金鳥の堅壁に迫りつゝある。特に今年あたりカトリルの躍進振りは目覚しきものがあり、恐らく金鳥に次ぐの品は之かと思はれる優位に迫つたことは注目すべきであらう。又、蚊取線香の實行に甚しき影響を及ぼすといふには至らぬが、殺蟲劑の進出も最近の特徴と見なければならぬ。フマキラー、アース、キンチョール、ピレキラー等、實に錚々の勢力を示し、それが爲め農村等に在つては家用の線香が全く蹴落され、蠟取紙に到つては賣行殆ど零とさへ云へる慘敗を餘儀なくされ、將來製品の進歩改善を見越して、殺蟲劑の進出に侮り難き注視を浴びたといふ事象は正しくも特記に値するものと思ふ。

なほ蚊取線香界に於ける販賣戰の熾烈は依然たるもので、この状態の長續はやがて全業者の危期を招来しなければならぬ。然してかうした業界の刷新は先づ第一に生産の統制、次に戻り品を絶対拒絶すること、第三には努めて代金の回収を早くすること、この三點が何よりも緊急なことであらうと思ふ。

蠟燭

今年も荷も相當動いた一年であつた。之れを製品に就いて見るに、長いものでは何と云つても數島香が前に述べた如く他の追従を許さぬが、短寸ものでは仙年香など最先頭を行く商品で一寸之れに續くものなしと見られる。關月香の素晴しき跳躍振は前述の如く、先づ數島に次ぐものは關月なのである。なほ、線香とは切つても切れない關係にある塀は、實に天正時代、藥種商小西彌十郎如清なる人が唐から支那傳來の線香製法を傳習し來り、この地でその製造を始めたのがそもそもわが國に於ける線香製造の嚆矢であつたのである。爾來、連綿として盛んに生産され、現在にては線香同業組合を組織して時代の進展とともにいよ／＼その製法乃至配香に改良を加へ、今や名實共に線香の本場として廣く内外の註文殺倒し、年額約百五十萬圓を算へて正しくもわが線香界第一位に居るのである。

よつて協定の枷を免れむとあがくであらうが、溶融度数の高下、白さ及び値段の如何を生命とする蠟燭では、結局パラフィン及びステアリンの混合度合その他の製造工程が商品そのもの、優劣を決定することとなり、若しも原料供給筋が同一なものとなれば、この種の研究は益々精密になつて行くものと思はねばならぬ。更に、原料量の割當こそは製造會社の生命を制するもので、この方面の協調には一段と理解互譲を必要とするものがあらうと思ふ。

本年度の蠟燭界は、勿論時局の影響もあり、御多分に洩れず多難な一年であつたと謂へる。關東、關西を通じて多難な波瀾に洗はれた一年であつた。パラステ販賣聯合會は本年一月一日を期してその統制を実施するに至つたが、アウトサイダーを除き先づ統制は殆ど完全に實施されてゐると謂へよう。そして聯合會の建値實施、即ちそれは値上げを意味する。又、自由販賣時代のサービスが廢止されたことも、事實上は値上げといふことにならざるを得ない。

蠟燭原料のパラフィン及びステアリン(工業用は別)は、昨年度あたり約二萬屯といふ需要であつたが、本十二年度も大體その見當と見られてゐる。なほ現在、蠟燭界の有名品としては東京に於ける玉光印、日滿印、トモエ印、今晚印、カプト印、横濱に於いては塔印、ダルマ印等があり、同一製造所による多様なマークは更に多くを算へて市場に氾濫しつゝ、ある。但し、石鹼界に於けるが如き兼業者

が現在のところ蠟燭界に絶對に無いといふことは特筆すべきであらう。今後の推移は豫測出来ぬとしても、現に兼業者の存在無しと云ふ事實は聊か斯界の混沌を薄からしめるものであらうと思はれる。

懷爐・懷爐灰

① 懷爐 大體、東京に於ける懷爐界の勢力といふものは、震災前までは全産生産高の約八割を占め、威勢隆々たるものがあり、桐箱入りでは總鋼のクロムメッキ一個一圓など、云ふ高級品の製出に憂身をやつしてゐるうちに、震災後の財界不況に襲はれ賣行きの香ばしくない處へ俄然關西側安物の急襲を受けて、隨くも敗戦の形となつて了つた。

かやうな次第で以前には七、八軒あつた製造家も時勢の波に押されて轉業する者多く、現在では工場法に則る工場が一つ、他に小規模のものも数軒といふ状態に過ぎない。然して現在市販されてゐる製品の大部分は二十錢どまりの程度で、先づ百貨店方面に在つては高島屋の十錢ストアに僅かにその餘命を保つてゐると云ふ状態である。要するに、安物は益々を利かしてゐる上に又氣候に支配される傾向多分な商品だけに、その占める分野は甚だ狭いといふものも、商機を察するの敏が必要ないといふのかも、業界品と選ぶところはなほないのである。今年には昨年比しその原料たる鉄力、ボール箱、印刷紙、ネル、別珍等總てが高かつた關係上、先づ大體が二割高であ

② 懷爐灰

灰の原料は先づ栃木が殆ど一手の供給筋であり、他所では之を輸入して加工、何等かの特色を加へて市場に持出すといふ状態に過ぎない。然して懷爐灰の最近の傾向は、容器とは反對に上物が盛に賣れるやうになつたことであらうと思ふ。粗悪品は火持が悪く、減りが早い爲めにすつた人気が落ち、半棟又は細いもぐす灰を混へた上等品の如きが全盛となつたと謂ひ得る。然してこの灰の世界に於いても關東側の商策は惜しむべし失敗に歸し、遂に關西方の後塵を拜するの餘儀なき大勢に在ることは否めないやうである。もと／＼栃木と東京とは接近してゐる關係上その販路もほぼ同一で、その爲め競争を激しくして値頃の安いもの

と傾き、品質の點に少しく關心を怠つてゐた際に當つて大阪側にその裏をかかれ研究を重ねた粒の細い上等品を出されて市場の人氣をさらはれ、全く漁夫の利を占められて了つたものである。しかし今や東京側業者も立ち直つた。着々彼に對抗して煉灰や固型灰の良品を市場に送り始めてゐるから、蓋し今後の商戦は刮目に値するものがある。

懷爐灰の商況は、この初秋頃一寸活氣を見せたが、しかしその後氣候が暖い爲めや、現在はだれてゐると見られる。勿論賣れ行も不活潑で、先づこの調子では今後保ち合ひて行くものと思はれる。原灰は昨年と比較すると一割安であるが、但し石州(紙)は約五割高となつてゐる。従つて製品としては先づ昨年より一割五分高といふのが今年の値段であつた。然して本年終期の懷爐灰界は、慰問品の關係でやゝお茶をにごしつゝある程度で若し之がなかつたら更に一層だれてゐたであらう、恐らくこの保ち合ひのまゝ、越年するだらうといふ状態に置かれつゝあるのである。

東子

元來が地味な商品であるだけに、東子界として著しく景氣に左右されると云ふが如きことはない。しかし近年その需要が漸増しつゝある點は争はず、恐らく都市人口の増加に伴ふ世帯數に比例し行くものと信ぜられる。たゞ今年はその原料關係に於いて、製産がやゝ少かつたことは事實である。然し製産が少かつたから

と云つて等しく商品柄大した値上げも出なかつたといふのが、先づ本年前期の斯界大體であらう。今や東子の同意語とすら解されつゝある龜の子東子は、今更ら多くを云ふ迄もなく、既に發賣以來二十有九年といふ古き歴史を有つ。然して此の西尾正左衛門商店一手を以てして全東子界製産額の七、八割を擔斷し、直輸入による原料の優秀さと兼ねて製産工程の確實さによつて斷然群小工場の粗製濫品の確立しつゝ、能く縱橫斯界を往くの有様は正にその勢力並びに貴族を示して餘蘊なきものと謂はねばならない。

東子工業は概して家庭工業的な小工場にても結構製産可能なところから、最近には三、四流の無銘品も各都市に於いて簇々製造され、相當激しい競争を演じて蠟燭に専念してゐる状態である。が、東子そのものの性質上、一時は粗悪品でも決して使へぬことはなく、龜の子の小賣五錢に對して卸値二錢位の莫迦安な製品さへあるのである。とは云へ、結局耐久力なく馬脚を現はすに至るは必然で、かくて群小業者が自ら東子の市價を下げその墓穴を掘りつゝあるかの脚さへあることは甚だ遺憾である。この點、一個々々につき嚴重な商品検査を経た西尾製品には所詮敵し難く、殊に最近、原料パームの輸入制限によりその原料の入手難がある以上、直輸入の強味を有つ龜の子本舖(依然、一定數量の直輸入を許されてゐる)に對しては慮々以て太刀打ち不可能な状態に置かれざるを得ない。なほ、龜の子東子の二等品には小判、

金魚、金鶴、丸鶴始め十幾種類の製品があり、何れも各地の強力な代理店を経て全國に配給されつゝある。又、龜の子に次いで名古屋の堀井商店(正直東子、及び東子等)及び大阪に於ける二三製造元等もあるが、勿論、龜の子本舖に比すれば微々なる存在に過ぎず、到底問題にはならないのである。兎に角、群小工業者の多い東子界であるから到底その統制など思ひも寄らない。一時は組合も組織されたが、忽ちうたかたの泡沫と消え去つて了つた。何しろ協定が成立したかと思へば、潜行、直ぐその日からそれを崩して行くといふ状態なのだから、問題にならない。所詮は大龜の子の業界を斷、それこそが最も有力な統制でなくてはならない。

パームは、前にも述べた如く印度セイロン島産のものが最上である。南洋産などは、實も小さく従つて纖維も劣る。この南洋産などが立派に使へるものなら至極ことは手軽に行くのであるが、却々さう行かないところに東子界の懐みがある。然して今次事變の重大性から遂に原料輸入の制限を受けることとなつて、一般斯業界には一層の苦澁が加はつたのである。かくて自然、けふまで爲すべくして爲し得なかつた製品の値上げも漸次實現さるゝに至るのではないかと見られるのが、先づ本年終期に於ける東子界の觀測である。

布海苔

現在、布海苔の需要は大體に云つて工

して参加せるものは主に荒物諸雜貨本舖側の人々であり、事務所は淺草區神吉町四四、東京荒物雜貨商報社内。現役員は如左。

- 組合長 塚本 翁藏氏
- 副組合長 淺野 匠司氏
- 幹事兼會計 草壁 竹藏氏 増野 銀次氏
- 幹事 吉岡 富吉氏 都築虎之助氏
- 中里 安藏氏 大橋菊之助氏
- 岡本岩五郎氏 丸山 松治氏
- 坂田 正雄氏 櫻井 保氏
- 木津文次郎氏 鈴木 兼吉氏
- 相談役 栗島龜次郎氏
- 倉島 延三氏 宮塚 甚助氏

「一」 女性後援野共ととも前組合長として合資あつた和田敬吉氏は、十二年夏の防空演習の際に防風服部として熱心活動中不幸病に遭ひ殉難され、その任は目下暫くとなつてゐる。

東京荒物商報社

荒物小賣商團體として古く天保の頃から同業親睦機關として存在したもので、一時は組合員五百名餘を擁するの大團體結であつたのであるが、時變り時代は遷つて大正二年の交、その組織を刷新して再結成、現在組合員八十餘名を有する申合せ組合である。毎月八日、組合定例会を吾妻橋畔吾妻俱樂部に開催、商品交換會を行ふを恒例とするが、毎月その取引額千餘圓に及び頗る活潑な取引振を展開する。然して組合の團結また頗る堅く、同業相互の圓滿なる親睦社交機關となりつゝある。事務所を荒物雜貨卸商組合と同淺草區神吉町四四、東京荒物雜貨商

報社内に置く。現役員は如左、十二年五月七日定期總會選出

- 組合長 益川 榮藏氏
 - 副組合長 小川彌三郎氏 河野伊三郎氏
 - 會計 葛城林太郎氏
 - 神部 兵藏氏 鈴木直太郎氏
 - 幹事 五十嵐岩藏氏
 - 馬場茂三郎氏 渡邊 春海氏
 - 田村 文造氏 中村 松藏氏
 - 中島芳太郎氏 山本 藤松氏
 - 我妻 兼吉氏 安藤芳太郎氏
 - 鈴木金次郎氏 鈴木 裕氏
 - 幹事兼交換會委員 大橋 秀行氏 沼上光太郎氏
 - 吉岡 梅吉氏
 - 相談役 伊藤三千三氏
 - 吉岡 富吉氏 塚本 翁藏氏
 - 中村政五郎氏 栗島龜次郎氏
 - 倉島 延三氏 淺野 匠司氏
 - 水野 久吉氏 木津文次郎氏
 - 宮塚 甚助氏 鈴木 兼吉氏
- 關東蠟燭の統制を圖り同業者相互の利益を保護すると共に之れが主要原料たるステアリン蠟及びパラフィン蠟の生産會社並びに販賣會社と密接なる聯絡をとり、品質の改善、量目の統一、價格の安定に努め、兼ねて需要者の利益をも擁護せむとする目的を以て設立された組合で事務所を龜町區龜町二ノ三ノ一に置く。然してその統制地域は、名古屋以東の本土(關西統制組合に加入せざる本土)

業用、機業用、家庭用の三方面に分つて
とが出来ると思ふ。この中、最も多量に
消費されるのは機業用であつて、近くは
秩父、足利を始め越前の福井、加賀の大
聖寺などその大部分の消費地とされる。
然して、それら機業地に於ける布海苔の
用途は在来主として羽二重機屋の消化す
るところであつたが、最近いよ／＼盛大
となつて来た人絹機業にも矢張り布海苔の
効能が認められ出し、遂年この方面への
布海苔の領域も擴大して行く傾向に在る
のである。又、工業用としては種々の化
學工業を始め綿装道路のアスファルトに
も布海苔が用ひられる等、着々その新販
路が見出されつゝあるが、最後に家庭用
としては、シヤンプーの出現を始め角又
をそれに代用する向きも現れる等、遂年
減少の傾向に在ることは否めない。しか
し之を全般的に云へば、必ずしも布海苔
の需要は減少しない、寧ろ増加するもの
と見られる。布海苔の有名品とも云ふべ
きものには、「北京」「久平」等を挙げ得よ
うが、それは主として産地によつて呼び
なされ、九州、四國、和歌山縣あたりの
上物は下り草と云はれ、並物では大分、
山口、鹿児島邊から北は北海道の根室あ
たりまで、實に廣範圍に亘る。又、遠く
は朝鮮の鹽水、支那の厦門、近くは東京
市内葛飾區の上平井などその産地として
随分有名である。上平井は既に古く後醍
醐帝の御代から斯品の好き生産地として
知られる土地で、又印の佐藤倉藏商店を
始め、父印の佐藤榮藏、今印の鈴木浦藏
會印の田中與右衛門の諸商店などすべて

錚々八製造元を擁して關東布海苔製造界
に穿然たる王座を占めつゝある。
ところが今年の布海苔界であるが、恐
らく海草類中最も悪い影響を受けたもの
と謂ひ得よう。原草が頗る高かつた所へ
持つてきて思惑買ひなどもあり、一層原
草の市價暴騰を來したのである。原草は
寧ろ平作で、決して不作といふ状態では
なかつたのであるが、只その市價を上げ
る意圖から大分不作々々が喧傳されたや
うであつた。そして機屋の最盛季とな
ると、事變の勃發。これで、高いところ
へ持つて来て需要はガタ減り、輸出もの
は恬て駄目になると云ふ始末であつた。
又、日本水産の布海苔界進出(去年あた
りから手を染めた)も當然大きな影響を
與へずには措かなかつた。何しろ斯界に
對しては素人の日水である、充分経験を
積んだ支人でなければ至難と云はれる原
草の選擇である以上日水が餘程高く買つ
たらうことも優に背かれる。事變と共に
混亂を來した一因だつたと見ても些の差
支はあるまい。かくて今年は昨年比し
て三割餘小賣方面で二割餘の値上りを示
すに至つた。
全く、布海苔界は不活潑な、こゝ數年
來に類例を見ない受難時代であつた。し
かし幸ひ、布海苔の今年の生産は昨年の
約六割と見られた。そして一方機業家方
面も七割見當の生産であつた爲め都合一
割の不足を呈すべきであつたが、一流の
機屋には大抵一割位の持出品はある、そ
こで先づ需給相通じ、大した投げ賣りな
どしないといふ譯に留つたのである。然

昭和十二年の荒物業界

こゝに聊か總括して今年度荒物業界の概
況を見たいと思ふが、先づ春先頃の動靜
から順次筆を進めて行くことしよう。
洗濯石鹼、蚊取線香、線香、蠟燭、荒
物雜貨類の動きは陽春と共に一段の活況
を見せてゐたが、その中線香、特に蚊取
香は著しき品不足に悩まされ、孟蘭盆時
の不足を見越しての買氣旺盛の爲め先行
は一般に強氣を示し、需要も愈々昂まり
つゝあつた。蠟燭は二月以降四十斤に對
し一割以上の高値を呼び、協定の影響を
如實に反映して生産會社に有利ならむと
してゐた。之に對し蚊取線香は、需要期
を間近に控へたその頃でも昨年と同程度
の値價を往來するものと一般に觀測され
るやうな形勢に在つた。又、洗濯石鹼方
面は、依然思惑買ひに支配されてか需要
頗る旺盛で生産之に伴はず、各社とも暮
以來一月に掛けての注文に追はれその受
渡しに忙殺さるゝの現状にあつた。然し

合同、ベル社合併による大資本の威力に
對しては可成りの脅威を感じ、その出方
に對する警戒氣分は市場を自ら引緊めて
暗に無氣味な低氣壓の低迷を思はせた。
然して關係筋の意向によれば、合併の成
果が直接市場に響くのは先づ六月以降の
ことと見られ、當分はベル、合同兩社と
も従来の商策を踏襲してそれ／＼の販路
を固めるために努力するであらうが、ベ
ル社の東京移轉によつて安い品物がより
安く賣られるのではないかと、地の利に
合せてこの點が最も注目されてゐたとこ
ろであつた。
次いで上半期も既に終末に近づいた頃
の情勢はどうであつたかと思ふに、例年
なら夏物の洗濯石鹼、シヤンプー、布海苔
取蚊線香、蠟取紙の動きを控へて相當活
況を呈すべきの時季を、本年の異常な物
價騰貴に伴ふ經濟界の變動はその影響の
及ぼすところ遂にわが荒物業界に迄及んで
昨年十一月以降本年二月中旬に亘つた物
價先高の趨勢は頗るに業界人の思惑を刺
戟して買進氣分を煽つた爲め、二月末
までに約半年分の商が取結ばれ、今年
の取引期は殆ど二ヶ月程も先走つて了つ
たものであつた。その結果、本来ならば
當然活況を豫想される四月末から五月に
かけて卸、小賣とも共に買ひ疲れの荷も
たれ氣味といふ前例にない閑散時を現出
したのであつた。然しながら、手持品の
消化次第取引はぼつ／＼開始されるもの
と見られてゐるが、その高値持合にも
拘らず、購買力之れに伴はずして依然た
る低調を持續するに於ては、思惑過ぎの

業者は遂に之に耐へずして賣りの一手に
乗り出すことを餘儀なくされ、とゞ探算
を割つた商品の出廻りも現れはしないか
と一部には危惧の念さへ抱かせたのであ
る。昨年の蕪相場及び農作物の高値が地
方農村を潤したことは非常なものであつ
たが、何分本年の渡弊に對する一年位の
好況では効果も薄く、引續き今年も春蠶
の出來が上々で相場が六圓半から七圓
に落着くならば地方購買力の旺盛な動
向を期待されるが、萬一、五圓以下の相
場が現れた際は、地方購買力の旺盛な動
向を見ることは到底期し得られず、手持
品の豊富に悩む業者の苦痛はいよ／＼増
すのではないかと思はれたのである。て
結局、除菌空気を吹き掃ふものは春蠶
の成績如何といふ一點に懸り、荒物業は
齊しくこゝに注目の眼を向けてゐたので
ある。
先づかゝる現状であつたところへ、俄
然降つて湧いたのが日支事變であつた。
かうして値も上り、賣れ行が一時ばつた
り減少して了つた。十、十一月の兩月など
最も悪い月であつた。十二月に入ると、
ぼつ／＼賣出しなども始められて聊か一
般に景氣づいて來たかに見られるが、そ
れとて例年に比較すれば殆ど問題にはな
らない。
現在、全く品物の値は上つてゐる、そ
れでゐる品物は一般に少いのである。各
種の事情上、農村の家庭工業は全く手不
足を告げ、その副産物的業界品は殆ど出
來ないと云つても過言ではないやうな有

並びに北海道である。
現組合員は百二十名、役員は如左。
組合長 横瀬 寛氏
副組合長 栗橋 定吉氏 矢部 保治氏
委員 片山 源八氏 吉田 吉司氏
米岡 精一郎氏 廣澤 精治氏
矢部 良太氏 阿久澤 富久田 則氏
相談役 山本 八十吉氏 梅澤 猪八氏
吉田 保太郎氏 西川 庄太郎氏
第一支部長 恩田 一氏
第二支部長 (未定)
第三支部長 齋藤 新助氏
第四支部長 大和製鐵會社氏
顧問 日本曹達株式會社
日本精糖株式會社 日本石油株式會社
朝鮮窒素株式會社 朝鮮油脂株式會社
小倉石油株式會社 大阪酸水株式會社
日本油脂株式會社 硬化油販賣株式會社
旭電化工株式會社 三菱商事株式會社
賛助員 小倉 芳藏氏 奥田 友三郎氏
大森 玄治氏 川原 商店氏
谷 恒太郎氏 安藤 商店氏
青木 風吾氏 佐々木 商店氏
東京上平井布海苔製造組合
その古き沿革を訊ねれば數百年の昔、
後醍醐天皇の御代から既に立派な布海苔
の生産地であつたと言はれる此の地であ
る。各地から天與の海草を蒐めて漚き造

様。値は上つて、品は不足で、それで賣
れ方は少し...といふ全く香しからぬ状
態に在るのである。
又、燐寸、石鹼から萬年筆などに至る
まで統制々々の現況は、大衆的立場から
見たらさう感心される現象でもないやう
である。値がきまつて了つて幅がなくな
る、然もそれで安くなるかといふに決し
てさうではない、寧ろ利益保護で品物は
高くなる。
燐寸の値段など、昨年に比べれば現在
一箱で四圓高位になつてゐる。安値から
見れば約倍額にもなつてゐるのである。
そして他の商品にしろ、平均二割は確實
に上つてゐるのである。
之を要する全商品とも順次高の上つて
來た荒物業である、そして商況も決して
活潑とは云へぬ今年の荒物業であつた。
然し、これは強ち本年度に限つたことで
はないが最近特に著しく目立つ點は、從
來市場を賑はしてゐた二等品乃至粗悪品
の類が、何れの製品にあつても俄然顧み
られなくなつたといふ一事である。試み
に商品を指摘して見れば、蚊取線香、線
香、懐爐炭、東子等、皆それである。す
べて粗悪品の出現は逸早く市場を敏感な
らしめる實狀から推せば、正に需要大衆
が多少高價であつても優良製品に就くと
いふ、當然事ながらこゝに飛躍的覺醒を
なしたものと見得るのである。このこと
は恐らく各製造業者への力強い喚鐘とも
なつて、颯々たる明朗業界の樹立に資し
て多大なものがあると信ぜられる。

何れも錚々商店ながら×印製造元の佐
藤倉藏商店最も頭角を抜き、土地の有力
佐藤家の本家とし又その才腕ゆゑを以て
同店主佐藤氏斷然リーダーの格に坐す
のである。
佐藤 倉藏氏 佐藤 榮藏氏
鈴木 浦藏氏 田中與右衛門氏
寺島 仁三郎氏 町山孫右衛門氏
町山 三五郎氏 坂本 太右衛門氏
關口 喜助氏 關口 新五郎氏
坂本 新太郎氏 坂本 常吉氏
坂本 辰藏氏 田中 伸幸氏
京濱製糖會
その名の示すが如く京濱間の同業を網
羅して設立されたもの。十二年度の總
會に於て左記の如く新役員が改選を行ひ
組合創立以來の會計主任荒井氏が第四代
組合長となり、前組合長市原氏及び横濱

荒物關係本舖一覽

Table listing various goods (e.g., 梅成萬清春梅永菊萬壽每永宜永九開乃月六日時美松敷香每み仙松蘭萬かヤ菊清清寄三玉) and their respective agents and locations.

業界談片

何よりも生産統制

Text discussing the control of production in the industry, mentioning factors like raw material prices and market conditions.

出身副組長藤岡氏の兩名相談役入りとなり、以て組合の保強工作に力を致したのである。然してこの風爽たる役員陣容を以て論者揃ひの組合員を統帥し能く時局多難を乗り切るべく邁進しつゝあるのである。

- List of names and titles for the organization, including 組合長 荒井市太郎氏, 副組合長 加藤博造氏, etc.

Table listing various goods (e.g., 時桃双日燕銀丸虎福各廣畫樓月) and their respective agents and locations.

出され百三十何萬といふものが国内の需要に充てられるのである。そこで三百萬貫近くものが割けて百五十萬貫が明年度に繰越されるといふ数字になるが、明年度の繰越は確実と見られてゐる。が、然しさう悲観する必要はない。それ以外に、一般景氣の環境がよくなつてゐるしアメリカの方の景氣もよくて菊の需要は多くなる傾向にある。

- List of names and titles for the organization, including 組合長 丸岡 義一氏, 副組合長 野口 次郎氏, etc.

國土	防と根	印い星	機機機	寸寸寸	小集	灰	同同
同	同	同	同	同	同	同	同

和九	若楠	菊金	福君	君君	君君	君君	カカ	菊桃	ア室	キリ
洋	洋	洋	洋	洋	洋	洋	洋	洋	洋	洋
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

東	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本	日本
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

鶴岡市新町甲八一に置く。組合長は諏訪富右衛門氏。

酒田荒物商組合
大正七年五月の設立にして事務所を酒田市中町、五十嵐氏方に置く。組合員三十三名、役員は如左。
組合長 五十嵐傳七氏
副組合長 石原 恒吉氏
幹事 池田喜太郎氏
大泉慶治郎氏 信田 敬治氏
評議員 池田 久治氏 玉木 善吉氏
土浦荒物商組合
事務所を茨城縣土浦町大町荒物商店内に置き、組合員は左記四名。組合長は柴沼氏。

柴沼繁之助氏 萩原半三郎氏
石塚七郎兵衛氏 佐野伊右衛門氏
澁川荒物商組合
大正十三年三月十日の設立にして事務所を群馬縣澁川町上ノ町に置く。組合員十五名、役員は如左。
組合長 梅澤 四郎氏
副組合長 根岸 雄治氏
會計 角田 通夫氏
川口荒物商組合
大正十四年一月の設立にして事務所を川口市本町三ノ三に置く。組合員十八名、組合長は増田秀次郎氏。
佐渡荒物同業組合
明治三十九年九月十九日の設立にして

ようといふ話も出て、委員まで設けて研究はしてゐるものゝ、未だにその緒口さへつかぬ現状である。業者の眞の自覺を希つて已まぬものは私一人ではあるまい
(森川仙太氏談)

線香・液體・粉末の消長
蚊取線香にしろ、殺蟲劑にしろ粉末にしろもとは同じ除蟲劑ですから、同じと云へば同じやうなものゝ、矢張りそこに些かの消長は免かれませんが、最近殺蟲劑が非常に進出して来て、蚊取線香を駆逐するかのやうに云はれて居りますが、しかしまだなかに、そこまでは参りません殺蟲劑を噴霧器で部屋に撒いて、戸を閉め切つて寝ればそれで蚊から攻められることはありませんが、それは夏の夜は寝苦しい。戸を開けて居れば蚊は次ぎ次ぎに新しいのが入つて来ますから、その點五時間なり六時間もする蚊取線香の方が便利でせう。これが外國のやうにスタリン・ドアーにでもなつて居れば、一度殺蟲劑で部屋の中の蚊を殺してしまへばそれでよいのですから意味があります。日本の家屋の有様では、まだ殺蟲劑の蚊取線香を駆逐するまでは、十五六年はかゝると私も思つて居ります。それにしても蚊取線香が絶對なくなるといふことはありません。

昨年度に於きまして各本舗の液體は随分出ましたが、それかと云つて蚊取線香の賣行きが減つたかと申しますと、そうでなく、線香の方も矢張り随分出て居ります。

併し液體殺蟲劑に駆逐されましたのは蚤とり粉、燻とこ粉等のインセクト・パウダーでせう。これは蚤とり粉にしても燻とこ粉にしても燻の目などに除蟲菊の粉末を撒くのは非常に感じが悪い。液の方が遙かにいいので、粉末の賣行きは三四年の間に完全に終絶してしまひました。

之を補ふ意味で各製造本舗が液體に乗り出した譯で、蚊取線香に對抗しようとするものではないと思はれます。どこでも倉の中に除蟲菊があるのですから、それに石油と香料を持つて来ればいいので、簡単に轉向出来るわけのものではない。

しかし液體が多くなりましたのは、この二三年のことです。私のところでエキカトールを出しましたが四五年前のことですが、矢張り一番早いのは廣島のフマキラー、これが日本の元祖で、それに次いで幡州の木村製藥のアイヌが先驅者です。その後いろ／＼出しましたが、材料も似たりよつたりで、たゞ除蟲菊のパイセンテードと香料の違いで高級品、下級品が較べることになります。

私のところの主力製品である蚊取線香のカトールだけはパテントで、線香界に唯一の氣を吐いて居ります。元來蚊取線香は除蟲菊の他に糊だの粉が使はれて何れも大同小異ですけれど、主人が考へ出しましたカトールは除蟲菊のパイセンテードをマキシマムにしたもので、菊の粉末をそのまま紙に捲いたものですから素人にだつて菊の純粋度がわかつてもら

事務所を新潟縣河原町本町に置く。組合員は七千六百餘名の老犬を擁し、組合長は池野繁太郎氏。

新設田町荒物同業組合
明治三十年の設立にして事務所を新潟縣田町萬町に置く。役員は如左。
組合長 田村甚左衛門氏
副組合長 清野 久治氏
幹事 田村敏三郎氏
高木仙右衛門氏 中川庄三郎氏
高岡荒物同業組合
大正八年十二月五日の設立にして事務所を高岡市小馬出町二九に置く。組合員十一名、組合長は井木和平氏。
金澤市荒物同業組合
昭和二年二月十一日の創立にして事務所を金澤市上近江町三六に置く。組合員二十三名、役員は如左。
組合長 徳野 彌吉氏
會計 山口 敬事氏
役員
竹内余所松氏 阿部喜兵衛氏
荒木 ぶく氏 高村伊三郎氏
余野外次郎氏 越野善太郎氏
米村外次郎氏 成瀬太一郎氏
的場六三郎氏 竹俣 政次氏
須坂町荒物同業組合
大正十二年九月の設立にして事務所を長野縣須坂町二〇九に置く。組合員八名
組合長は神林信兵衛氏。
鶴岡市荒物同業組合
昭和十一年五月十日の設立にして事務所を鶴岡市茶町一ノ二八に置く。組合員三十九名、組合長は杉山春吉氏。

半練リボン、ハイトリ紙、同島田商會、同市

Table with columns for '布', '紙', '茶', '砂', and '糖', listing various goods and their respective dealers.

荒物界の分野は極めて廣く、その商品の種類も數百を算へるに至るほど多岐多...

東都問屋鳥瞰

荒物界の分野は極めて廣く、その商品の種類も數百を算へるに至るほど多岐多...

練香問業組合、本組合は大正二年九月四日の創立にして、事務所を堺市商工會議所内に置く。

練香界の一齊値上げ、練香界では好景氣の恩澤に浴するものも最後であれば、反對に物價騰貴時代にな...

〔孔官堂・解良要七氏談〕

布海苔の村

葛飾區上平井といへば知られる布海苔の生産地である。布海苔こゝに製られ、行つて各地に分散する本場...

帝都荒物業界の諸團體

旭東雜貨化粧品卸商同盟會

東都業界に於ける荒物化粧品卸商相互間の見本市、商品の交換を目的として大正十四年創立されたもの。會員は百四十餘名。

事務所 王子區王子町一〇七二 中村氏方

會長 中村 與市氏
副會長 石田 佐一氏 川合吉三郎氏

金鳥會

東京金鳥香販賣株式會社を中心として昭和六年結成された金鳥香販賣機關。幹事十一名、代表者は中原氏。

代表者 京橋區入舟町一ノ七柳久商店 中原久太郎氏

興友會

飯櫃、桶類等の隆價を發揚せむことを目的として、意志の疎通せる小販同業者を以て組織せるもの。創立後既に十一年その基礎いよ／＼堅きを加へ、會員一致優良品を底廉に製造販賣しつゝある。會員は左記十一名。

平野 助次氏 根岸伊三郎氏
鈴木由太郎氏 坂 庄治氏
堤 龍藏氏 小山今朝五郎氏
青木沖太郎氏 柘植 恵氏
大木 和夫氏 河上 正則氏
柿沼 源八氏

大東京新興會
主として山ノ手方面の荒物卸中堅業者

の結成せるもの。同業の親睦、協調發展を目的とする。

事務所 世田谷區世田谷町二ノ二〇二

會長 加藤義太郎氏

大東京商會

城北に於いて眞面目且つ堅實な足どりを示しつゝある荒物雜貨、化粧品卸商の團體にして、相互の親睦、商取引の圓滿發展を期するを以てその使命とする。

事務所 王子區豊島町一〇〇 高木權次郎氏方

會長 淺野新之助氏

月虎會

月虎印蚊取線香の販賣機關にして大正十三年二月の創立。

ツバメ會

花王石鹼本舖長續商會の製品たるツバメ石鹼の販賣を市内に擴め、且つ小賣店に對する販賣に努力すべく、販賣制度の嚴守、規定取引値段及び支拂期日の履行を圖るを目的として昭和八年五月創立。

東京麴島會

麴島香の販賣機關として設立。現會員は森友商店、中村本店、下田嘉右衛門氏三勇商店、木下商店、小森商店、黒田市之助氏及び松澤商店の八名。

東京ライオン會

山彦除蟲菊株式會社發賣ライオン蚊取線香の販賣機關として結成されたもの。

萬上會

萬上香を中心とする販賣店の團體にして、會員百五十餘名を擁す。

山ノ手荒友會

會員の親睦並びに共同仕入、共同販賣を目的とする團體にして、會員は藤津良三、木下清吉、長谷川岩次郎、杉山藤次郎、加藤寛三、齋藤彌八及び大野峯三の七氏、幹事は順番交代制である。

蘭月會

蘭月香を中心とする販賣機關にして昭和七年の結成。現會員は小森敏三、塚本彌藏、草壁竹藏、中造金造、山岸多一、二澤正五郎、中野新作及び笹村末吉の八氏である。

蚊取線香の事業にたづさはつてゐる人は、元來ツブの商人は少い。金鳥にしても私のところにしてもさうだが、多く蜜柑作りであつたものが轉向したのだ。それが使用時期が夏だけに限られてゐる蚊取線香に手を染めたのであるから、最初からして緩慢な商取引に習慣づけられて非常にキリが永くなり、現在に及んでもその爲めに困つてゐる状態である。春出荷して秋回収するといふ、實際之は都會人のようせんやうな取引である。然しかうした取引のお蔭で、今日其島が蚊取線香製造の我が中樞を握つてゐるといふのも理由の一斑はそこに在るのである。しかし、こゝまで来たのであるから、もう少し權威のある取引にしたいと希ふ次第である。(編輯大正除蟲菊社長談の一節)

ふことが出来る。數量の點からは朝鮮、北海道等が擧げられるであらうけれど。この海蘊を手に見ると、甚だ可憐な海草である。今、記者はその説明の代りに「新修百科大辭典」からの記述引用の便宜を得よう。

海蘊は紅藻類フノリの屬の總稱。潮間線の岩石に附着し、體は六種位で座から叢生し圓柱狀の不規則な分岐體で中空、褐紫色(深すと黄色)を呈する。我國にはフクロノリ、ホンフノリ、ハナフノリ、コブノリの四種を産し、多少體形を異にする。

原草の採取は、三陸地方が一、二月、北海道が四、五月の交と云つた風に業より一様ではないが、大體に云へば四月乃至六月の候に於いて行はれる。この時季を過ぎると自然に流れ去つて了ふ。それら取り寄せられた各地原草により、此の地で製造が行はれるのは主として夏期。以前は全く七、八の兩月位に限られたが、今は先づ五月中旬から九月中旬にかけての頃である。かうして、現在こそ廣々と遊ぶ廣場も一朝にして製造シーズ来りなば、忽ちなる濃々の舞臺と變るの本場となつたのか? その詮索は徒らである。例へばこゝの直ぐ近くなる小岩が繪日傘の本場である如く、また周知には神田が本屋、馬喰町が問屋の聚落である如くに、それは多分の偶然性發生を伴ふものであらうから……(東京商報から一節抄す)

月の友五五番香水



白粉崩れせぬ
一分化粧料



月の友化粧園

東京・大阪

仕御

絶て以を任責同共

文房具筆墨
紙工品算盤屋

東京市日本橋區横山町七番地

③ 堤 商店

電話 浪花(67) 五〇八三番
振替 東京一〇七九八番

東京市淺草區淺草橋三丁目二十七番地

ハイアステリア
クレーンペーパー
手書き材料
糸、紐、リボン

サリエス印手藝材料發賣元
日本オリパス刺繍發賣元

③ 利須田 商店

電話 淺草(84) 四二一四四番
振替 東京四八三五九番

東京市日本橋區横山町六番地角

天狗印
メリヤス
花王靴下
洋品雜貨

⑤ 森田 商會

電話 浪花(67) 〇〇二九〇番
振替 東京六六六六七番

名古屋市中區鐵砲町三丁目

小間物
化粧物品
袋物

③ 森本 本店

電話 本局 六二五三番
振替 東京一〇九六二番

は入

へ等店弊の強勉對

小間物
服飾品
雜貨

東京市日本橋區横山町七番地

③ 森本 支店

電話 浪花(67) 八二八番
振替 東京一〇六六四番

東京市日本橋區横山町六番地
龍虎印帽子發賣元

③ 池田 商店

電話 浪花(67) 三六二二番
振替 東京六四六二八番

東京市日本橋區横山町七番地

子供服
割烹着
ヨダレ掛

③ 渡邊 商店

電話 浪花(67) 一六九一
振替 東京八一三〇一

東京市日本橋區横山町七番地

海王作業服
ズボン、靴
運動服、其
綿運布加工
品

③ 川口善朗 商店

電話 浪花(67) 三二〇〇番
振替 東京四七五九九番

身獻後銃

仕奉大の



TRADE MARK



大日本セルロイド株式会社特約店
セルロイドラクトロイド生地製品問屋

三浦督治商店

東京市浅草区浅草橋一丁目四番地
電話浅草(84)四三二五番 四三二六番
振替 東京 八七一一三番
請地(東京市向島区吾嬬町四丁目六二番)
倉庫(電話墨田(74)三五三一番)



髪洗ひ

モダン シャンプー

養毛劑

モデナ

專賣特許
榮養化粧水

セルモン



セルモン

小瓶	金三十銭
大瓶	金五十銭
中期婦人用二倍濃度	金二十銭
大瓶	金四十銭
全身用特殊徳用瓶	金十圓

(五十銭瓶の約五倍量)
(一つしかへ同量)

本舖 葛原工業所
東京下谷竹一丁目二

モダン・シャンプー

固形	一個入五〇
家庭用	七個入卅〇
粉製	二回分入 十〇
徳用	八回分入 卅〇

モデナ
一圓二十
五圓二〇



香油の女王

金鶴香油

- ☆ 金鶴ホマード
- ☆ 金鶴チツク
- ☆ 金鶴石鹼
- ☆ 金鶴クリーム

本舖 株式会社 野村商店 大阪

胡桃の實を原料とした
養毛つや出し香油

玉からすくるみ煉
梅壽香薫の雫

養毛つやだし香油

クルミオイル



中瓶四十〇
大瓶六十〇

本舖 株式会社 野村商店 大阪

☆ 三田神東區田神市京東 番四八七一花浪話電 號 井 松 店理代東關 ☆

一品妹姉

- ドーマホ煉糖ンランラ
- クツチ煉水香ンランラ
- 油 香 ンランラ
- 油 香 髪 洋 ンランラ

養毛ほるもん配合

ランランポムド

本舖 東京・大阪 福田號商店



御免の言買も

深謝いたします

力強い養毛効果、そして近代的なツツチと
香氣が、どこへ行つても大好評……愈よ根
強い『ランラン時代』を現出しようとして
あますのは、これみな、大方皆々様の厚き
御支援の賜と深く感銘致してをります。

35せん・50せん・1元ん



料香

堂廣永

目丁一通橋寺堂安區南市阪大
 目丁二町本區橋本市京東
 裡門南小裡城天泰國帝洲滿
 後祠公周北河津天
 目丁二川新區連漢市阪大

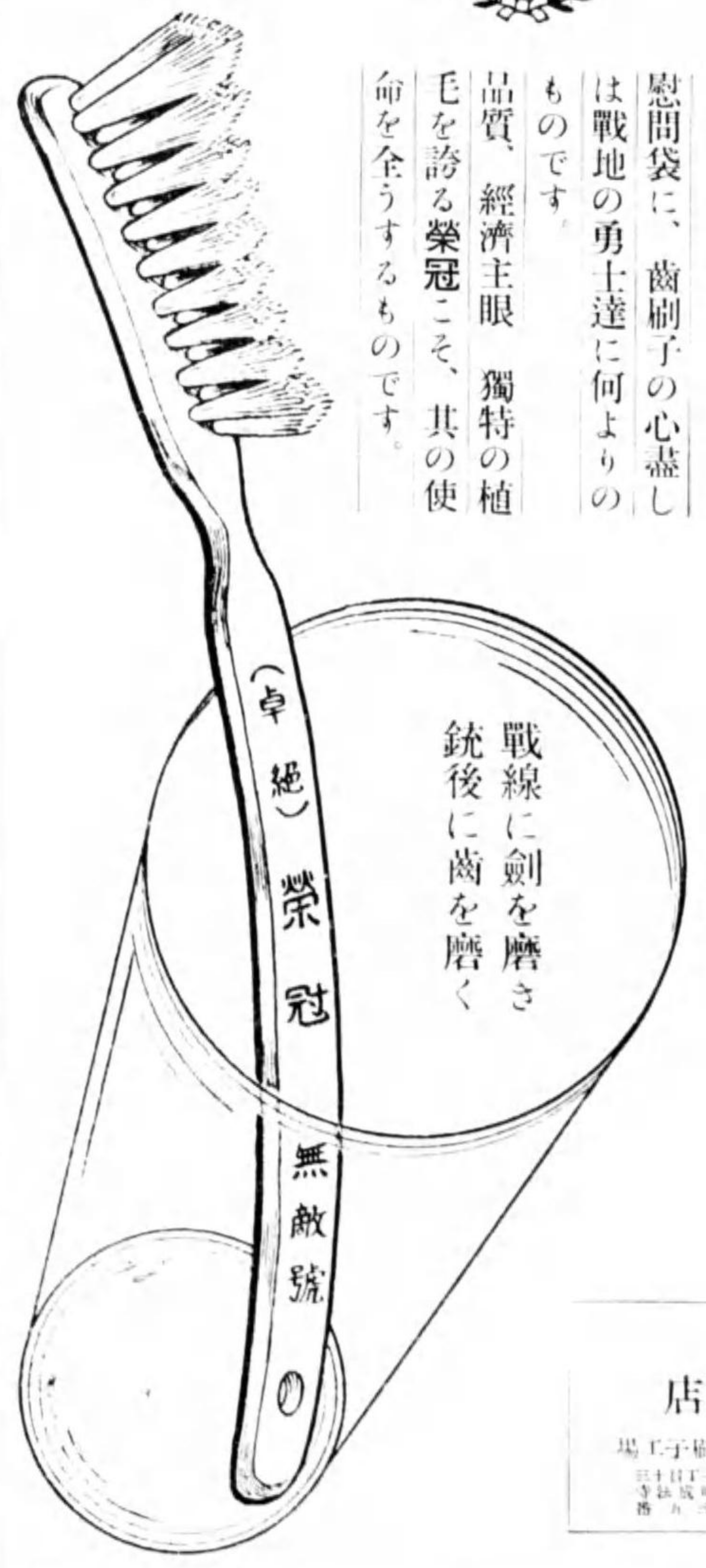
店本
 區支
 所總出
 店理代
 所究研

榮冠ハブラシ

輝やく榮冠
 燦たり王者



慰問袋に、齒刷牙の心盡し
 は戦地の勇士達に何よりの
 ものです。
 品質、經濟主眼 獨特の植
 毛を誇る榮冠こそ、其の使
 命を全うするものです。



戦線に劍を磨き
 銃後に齒を磨く

商標登録第二九四六四三號

舖本子刷齒冠榮
 店商文中
 場工子刷齒所業營阪大
 三十四丁一丁目通山崎區寺上天
 寺鉢成町屋八馬市阪大
 路五三六屋八馬東
 所業營京東
 三十四丁一丁目通山崎區寺上天
 寺鉢成町屋八馬市阪大
 路五三六屋八馬東

營業品目

蚊取線 香(渦卷及棒形)
 菊牡丹印、印
 モダン蚊取線 香
 除蟲菊粉末(のみとり粉)
 印、月鹿印、菊牡丹印
 インビレス 殺蟲劑
 殺蟲原液ピレトキシン
 印薄荷腦、薄荷油、薄荷白油
 除蟲菊干花、輸出絲瓜
 輸出干生姜、藥用人蔘
 サフラン、其他天產物
 除蟲菊ノエキス



(甲)江松 北臺 牛竹野 輕遠 寄名 川旭 道尾 松濱 濱横) 所 業 警



長岡驅蟲劑製造株式會社

神戶市外阪國道中田一四二

電話 御影 三五五番

電報 略號 (カ) 又 (ナ) 八

振替 大阪 一〇二〇九番

飲 料 水 用
 製 藥 用
 一 般 化 粧 品 用
 化 粧 水 用
 香 油 用
 白 粉 用
 香 水 用
 沐 浴 用
 香 水 用



香 料

佛國デオサニ 香料會社關東代理店



長谷川藤太郎商店

東京市日本橋區本町四丁目

電話 日本橋 三三〇八 三三〇八 振替東京 五三三八番



てつ 學家一にめ爲の齒

千代田齒刷子

目丁三袋池區島豐市京東
舖本子刷齒田代千

番八二六〇東大
番二六三二一京東
所強出濱貴
町評平 區川奈 市沼
(原島石) 目丁一



オリーブ油製

スマーリー 薬用洗顔クリーム

美白力の素晴らしい若返り化粧料
ニキビ・シミ・ソバカス取りに

東京・芝・櫻川町
三圭社研究所

東京市本郷區湯島天神町三丁目

化粧品問屋 塚田合名會社

電話下谷 二二五八番
振替東京 七九一四四番

讀んで爲になり覺へて損のない、著者完成迄指導。好評六版

誰にも**化粧品製造法** 四六版百餘頁 送料共 一圓十錢 (前金ノ事)

小資本で誰にも出来る、著者完成迄責任指導す。好評三版

化粧品製造販賣法 四六判兩入美 本四百餘頁 特價 送料共 貳圓拾五錢

化粧品製造法の決定版、誰でも一讀手にとるやうに詳
り容易く出来る、各本舗でも参考書として備へました
小賣店もぜひ一部を

無代贈呈〇内容見本
〇東京香料ニユース

東京市本郷區石原町二丁目三番地
遠藤香料店代理部
振替東京二五八五番

優良國産香料

アール

調合香料

御便宜小分け可仕候
御申越次第見本送呈
香料ニユース送呈

御照會は返信料付
化粧品相談部宛
質疑歡迎

店のひほに 遠藤香料店
三の二町原石區所本市京東
(車下目丁二町原石電市)
番九一一七七京東替振



工場設備の完璧
製作技術の優位

堅實第一位

ウテナマーセルアイロン

カーリングヘアアイロン
タニユウヘアアイロン
ウエーウイングヘアアイロン

一元造製一
所作製ンロイア木鈴
二二ノ一橋廠所本市京東
番五三〇四田墨話電
番八八一九八京東替振



ヨット^{ヨット}キック
ヨット原料香水
ヨットローション
ヨット香水

本舗
東京 大阪
ヨット商會
香粧品部



シテイー化粧料發賣元

化粧品問屋 柳下化粧品株式會社

東京市日本橋區横山町九番地

電話浪花(67) 〇〇一七九番

色變不
刷印

意匠斬新
最廉價引受
既製ペーパー紙器
ポスター・封緘紙等は
何業用も常に
三萬余種有御利用を乞ふ
商報進呈

一タスポ・磁器磁化・磁氷器等上・袋菓膏・磁器菓
他其・用紙筆刀・類油・券券・磁器食・磁器小・刺染・磁器・磁器



屋問パーベルペーレ
所刷印堂步進田山
地番八目丁一磁島草漢京東
番〇六六〇草漢話電

皆様の
石鹼化粧品問屋
協田盛眞堂

東京市日本橋区横山町七番地一
電話浪花(67)〇〇四二番



若く美しき
魅力を生む

クロバー
ンモレ
クリーム

健康美を増す

クロバーほゝ紅 六色三〇セン
七色三五セン

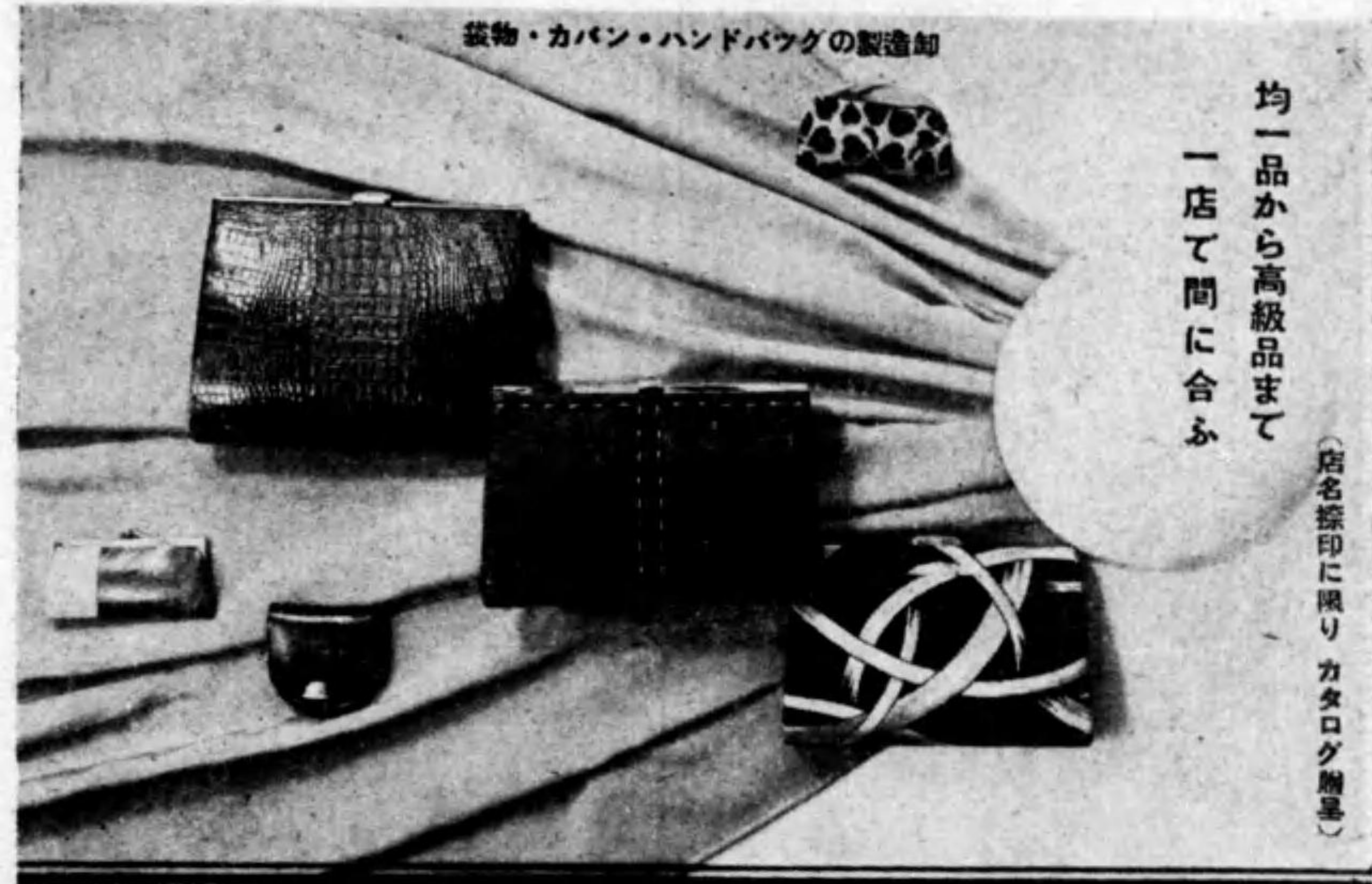
鮮麗な

クロバー口紅 四色三五セン

クロバー化粧品東京配給所

日本橋區横山町七番地一
横山町ビルディング
電話浪花(67)〇〇四二番

本舗 三葉商會
大阪



袋物・カバン・ハンドバッグの製造卸

均一品から高級品まで
一店で間に合ふ

(店名捺印に限りカタログ贈呈)

東京市日本橋區横山町七番地八 大嶋屋本店 第一営業部
電話浪花(67)3650 振替東京5628

萬徳 太陽コナ石鹼

袋入 十〇三十〇 丸筒入 十〇

壽徳 コナ石鹼

十〇

萬徳 太陽化粧石鹼

十〇膏 三個入 半打入

アオヤマ 髪洗粉

三〇五〇

東京青山
コナ石鹼
の元祖
柳屋太陽堂

東京市赤坂區青山北町三ノ七

電話青山一〇一〇五
振替東京三二二二三

美の司 黒砂糖石鹸

和福 紅白石鹸
 和福 御者飯石鹸
 福島流光舎
 東京市東區龜戸六丁目
 電話田七(74)二五〇

ハリウッド ドゥワリハ
 いちご 苺
 ヨーグルド
 クリーム

近代女性の伴侶！ 貴店の誇り！！

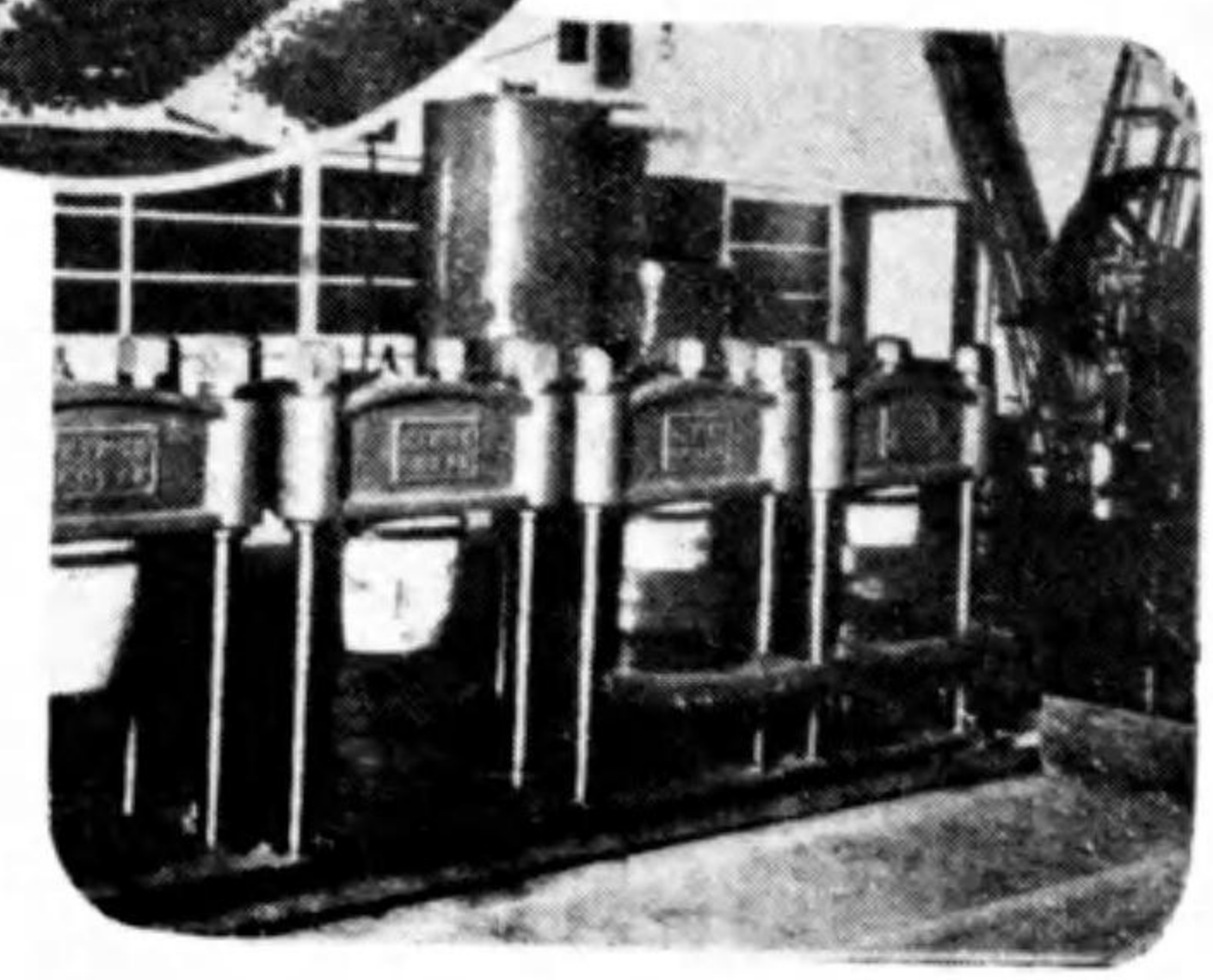
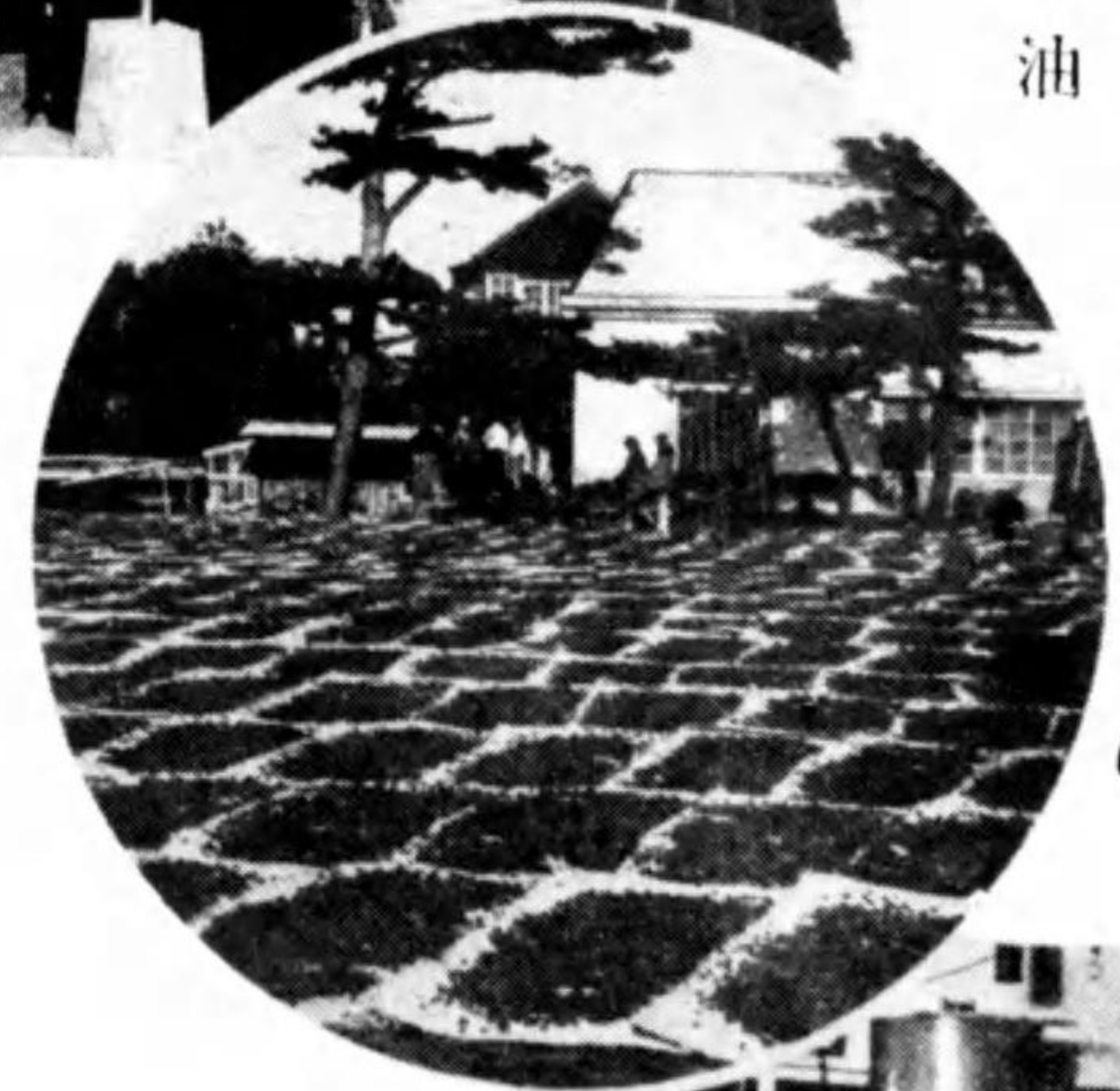
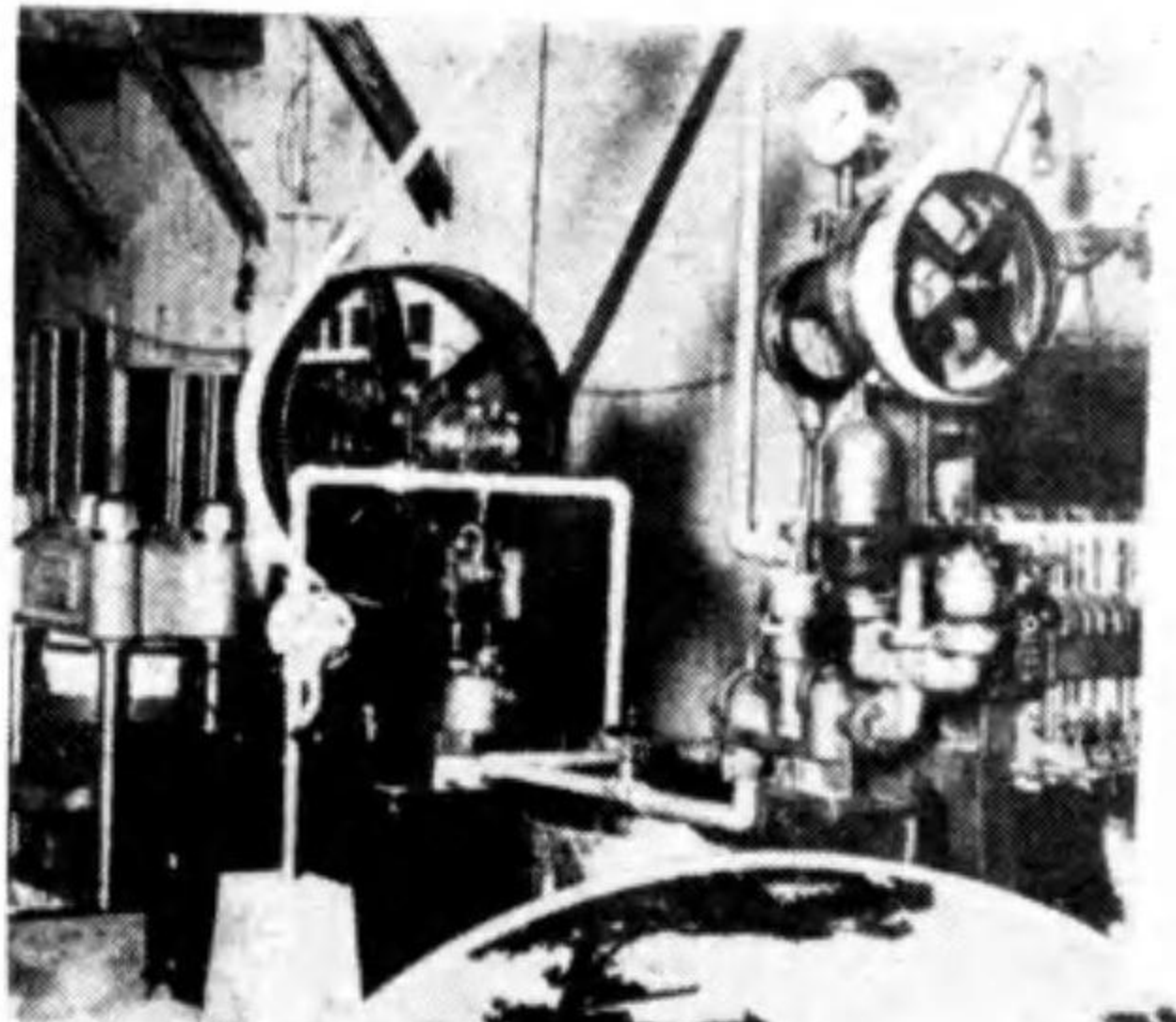
國産最優良品として定評あるところ
 店頭を賑はす王座はハリウッド化粧品から

ハドゥワ化粧料本舗
 芝・東京・田村町四ノ九
 電話芝二八五一



登録 純粹
 大島椿

商標 椿油



一、本場伊豆七島全産額(椿の實)の約八割
 五分を一手に製造して居ります。
 一、本場中で最も完備した工場設備で嚴密

なる監督の下に製造して居ります。

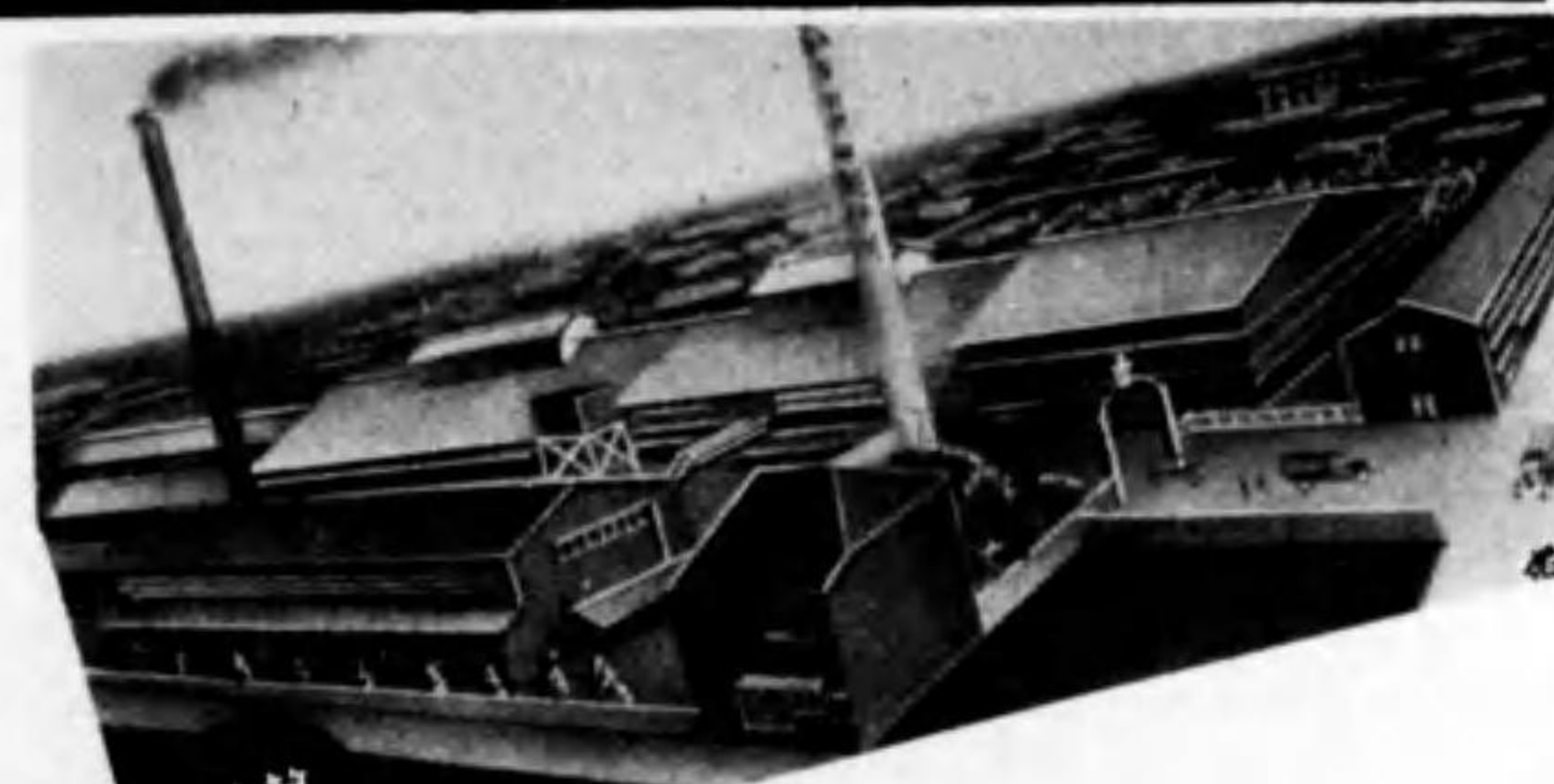
一、品質は本場中で優良折紙付のものです
 一、是非一度來島實地に御見學願ひます。

代理店

東京 桑原花生堂
 大阪 角倉商店
 北海道 壽原商事株式會社

本舖 株式會社 大島椿製油所
 代表取締役 岡田春一
 本社 伊豆大島元村
 營業所 東京小石川音羽町

瓶粧化の本橋



製造家より直接需要家へ

完備せる工場！

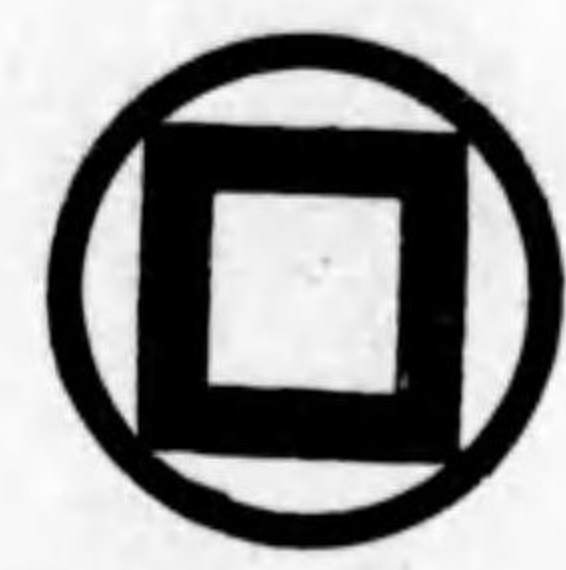
比類なき品質！



會

造製子硝種各・瓶粧化
所作製子硝本橋 會社資

番一三〇-(七)田原原電 番五一一ノ四町戸島區東城市京東
HASHIMOTO GLASS MFG. CO.
155, 4-CHOME, KAMEIDO-MACHI,
JOTO-KU, TOKYO
Cables: "Tomiglas," Tokyo



花生堂

化粧品問屋

東京市日本橋區横山町
電話浪花(67)
一一九五八
三〇〇八
〇六〇八
番番番番番
振替東京七五〇六番

市内主任 山田清一郎
地方主任 家田史郎

合名会社 岩谷商會
イワヤヘアネット
九段一四八・三二七六
九段一四八・三二七六

店主 岩谷竹二
岩谷暢夫
謙田太夫
山内隆太郎
宮越政代

エエ

永廣堂支店
日本橋區本町二丁目
日本橋區本町二丁目
日本橋區本町二丁目
日本橋區本町二丁目

支店 今井信
支店 安宅孝三
支店 小野田藤三
支店 小野田藤三
支店 小野田藤三
支店 小野田藤三

江ノ部宗一商店
合名会社 荻村龜太郎商店
セロイド製玩具製造部
東京区本町二丁目
東京区本町二丁目

地方主任 江部宗一
地方主任 河邊盛三
地方主任 長谷川進
地方主任 星野金藏
地方主任 伊東幸雄
地方主任 森形忠正

オラ

大阪出張所 菅野太郎左衛門
近利商店
總計、小間物、雜貨、金物屋
日本橋區本町二丁目
日本橋區本町二丁目

店主 天野利助
店主 鈴木慶次郎
店主 浅山榮治郎
店主 浅山榮治郎
店主 浅山榮治郎
店主 浅山榮治郎

ケ

葛原工業所
モダンシヤブ本舖
下谷區本町二丁目
下谷區本町二丁目
下谷區本町二丁目

支店 竹内金太郎
支店 横内壽夫
支店 曾根原武夫
支店 小林義雄
支店 千國昌實

株式會社 久保政吉商店
ウチナ化粧品本舖
世田谷區島山町二丁目
世田谷區島山町二丁目
世田谷區島山町二丁目

取締役社長 久保政吉
常務取締役 渡邊伊策
取締役 久保義人
取締役 池部秀人
取締役 久保とも
取締役 久保進
取締役 小川正雄
社長 小川正雄

岡本信太郎商店
化粧品、雜貨部
京橋區京橋二丁目一三
京橋區京橋二丁目一三
京橋區京橋二丁目一三

店主 岡本信太郎
店主 岡本信太郎
店主 岡本信太郎
店主 岡本信太郎
店主 岡本信太郎

香料商 小川商店
香料
日本橋區本町三丁目
日本橋區本町三丁目
日本橋區本町三丁目

支店 小川三郎
支店 小川三郎
支店 小川三郎
支店 小川三郎
支店 小川三郎

小川潮華園
化粧品、藥品、化粧品
日本橋區本町三丁目
日本橋區本町三丁目
日本橋區本町三丁目

副店主 小川雄之助
副店主 小川雄之助
副店主 小川雄之助
副店主 小川雄之助
副店主 小川雄之助

代表社員 荻村龜太郎
業務執行社員 荻村清治
株式會社 奧住商店
ラフォーレ化粧品本舖
中野區西町一丁目
中野區西町一丁目

同 山田茂幸
同 渡邊茂幸
同 安部内匠
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛

同 山田茂幸
同 渡邊茂幸
同 安部内匠
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛

同 山田茂幸
同 渡邊茂幸
同 安部内匠
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛

同 山田茂幸
同 渡邊茂幸
同 安部内匠
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛

同 山田茂幸
同 渡邊茂幸
同 安部内匠
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛

同 山田茂幸
同 渡邊茂幸
同 安部内匠
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛

同 山田茂幸
同 渡邊茂幸
同 安部内匠
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛

同 山田茂幸
同 渡邊茂幸
同 安部内匠
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛
同 岩切長兵衛

代表取締役 奥住源藏
取締役 松尾文吉
取締役 江田直吉
取締役 藤井勝治
取締役 市川功治
取締役 坂田一雄
取締役 近藤勝幹
取締役 中村謙治
取締役 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

同 奥住源藏
同 松尾文吉
同 江田直吉
同 藤井勝治
同 市川功治
同 坂田一雄
同 近藤勝幹
同 中村謙治
同 豊田滿壽治

代表取締役 長瀬六郎
取締役 長瀬常一郎
取締役 長瀬宮太郎
取締役 長瀬東六郎
取締役 高橋鐵雄
取締役 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

同 長瀬六郎
同 長瀬常一郎
同 長瀬宮太郎
同 長瀬東六郎
同 高橋鐵雄
同 丸山勉

代表取締役 河田惠晴
取締役 日比彌一
取締役 青柳吉兵衛
取締役 柳樹俊之亮
取締役 伊藤數夫
取締役 高橋絹子
取締役 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

同 河田惠晴
同 日比彌一
同 青柳吉兵衛
同 柳樹俊之亮
同 伊藤數夫
同 高橋絹子
同 長谷川春野

三共株式会社
代表者 大谷龜太郎
取締役 若山義三郎

三友商會
代表者 伊藤英三
取締役 川上直太郎

三友商會
代表者 伊藤英三
取締役 川上直太郎

三勇商店
代表者 山口安三
取締役 小林辰五郎

資生堂東京販賣株式会社
代表者 藤原信三
取締役 野宮敬三

株式會社資生堂
代表者 藤原信三
取締役 野宮敬三

地方主任 飯嶋正男
代表者 庄司光造

代表取締役 杉田商店
代表者 杉田商店

代表取締役 鈴木福次郎商店
代表者 鈴木福次郎商店

代表者 住田金太郎
取締役 住田金太郎

代表者 相馬帝國社
代表者 相馬帝國社

代表者 會田政治商店
代表者 會田政治商店

代表者 大日本油脂株式会社
代表者 大日本油脂株式会社

代表者 蝶屋本店
代表者 蝶屋本店

代表者 塚田合名會社
代表者 塚田合名會社

東京製糖株式会社
代表者 山崎高晴
取締役 伊藤英三

第一工業製糖株式会社
代表者 山崎高晴
取締役 伊藤英三

高砂香料株式會社
代表者 山崎高晴
取締役 伊藤英三

高橋東洋堂
代表者 山崎高晴
取締役 伊藤英三

田中花王堂
代表者 山崎高晴
取締役 伊藤英三

田端豐香園
代表者 山崎高晴
取締役 伊藤英三

千代田山岸商店
代表者 山崎高晴
取締役 伊藤英三

千代田山岸商店
代表者 山崎高晴
取締役 伊藤英三

寺内喜榮堂
代表者 山崎高晴
取締役 伊藤英三

寺内喜榮堂
代表者 山崎高晴
取締役 伊藤英三